

朝

鮮

事

情



本書は最近に於ける朝鮮の事情を紹  
介せんが爲、編纂したるものなり。

昭和八年十二月

朝鮮事情 昭和九年版

昭和九年版

第一章 總說	一
第一節 地勢	一
第二節 氣候	一
第三節 戶口	四
第二章 交通	一
第一節 鐵道	九
一 總說	九
二 國有鐵道	九
三 關釜連絡船概況	九
四 私設鐵道及軌道	三
五 自動車運輸	三

目 次

(二)ii

第二節 道 路	六
第三節 港 湾	六
第四節 海 事	六
第五節 河 川	三
第六節 窮民救濟土木事業	二
第七節 通 信 事 業	二
第八節 郵 便 爲 替 賦 金	一
第九節 朝 鮮 簡 易 生 命 保 險	一
第十節 航 空	一
第十一節 電 氣 及 瓦 斯 事 業	一
<b>第三章 地方行政</b>	
第一節 道府郡島	三
第二節 公共團體	三
一 道	三

二	府	三六
三	邑·面	三六
四	學校費	四〇
五	學校組合	四一
	第三節 府郡島臨時恩賜金	四四
	第四章 社會事業	四五
第一節 罷災救助	四五	
第二節 賑恤救護	四五	
第三節 福利施設	四七	
第四節 職業輔導	四九	
第五節 兒童保護	五一	
第六節 救療機關	五二	
第七節 社會教化	五三	
第八節 經學院	五六	

目 次

(四)iv

第九節 明倫學院	五七
第十節 圖書館	五七
<b>第五章 教 育</b>	
第一節 普通教育	五九
第二節 實業教育及專門教育	五九
第三節 大學教育及其の豫備教育	五九
第四節 師範教育	五九
第五節 在內地朝鮮學生	五九
第六節 朝鮮美術展覽會	五九
<b>第六章 財政及經濟</b>	
第一節 財 政	六七
一 歲 計	六七
二 國 債	六七
三 租 稅	六九

四 驛屯賄收入	八二
第二節 通貨	八三
第三節 金融機關	八四
<b>第七章 軍賣</b>	<b>八五</b>
第一節 煙草	八五
第二節 人蔘	八六
第三節 鹽	九七
第四節 阿片	九九
<b>第八章 農業</b>	<b>一〇一</b>
第一節 土地	一〇一
第二節 國有未墾地	一〇二
第三節 公有水面(干潟及沼澤)	一〇三
第四節 農業者	一〇四
第五節 農產	一〇五

目 次

(六) vi

第六節 蠶業	一〇八
第七節 畜產	一一〇
第八節 穀物檢查	一一二
第九節 肥料取締	一一三
第十節 勸農機關	一二七
第十一節 農業團體	一二九
第十二節 水利組合	一三三
第九章 商業	二七
第一節 朝鮮人の商業	二七
第二節 内地人の商業	二九
第三節 會社	三一
第四節 取引所及正米市場	三〇
第五節 商工會議所	三三
第六節 重要物產同業組合	三三

第七節 産業組合	二三三
第八節 商工獎勵館	二四四
<b>第十章 工業</b>	
第一節 工業の概況	二七
第二節 家内工業	二八
一 機業	二九
二 陶磁器製造業	三〇
三 朝鮮紙製造業	三一
四 酒類醸造業	三二
五 金屬工業	三三
六 雜工業	三四
第三節 工場工業	三四
第四節 中央試驗所	三四
第五節 工業獎勵	三四

目 次

(八) viii

第十一章 貿易	一五
第一節 國別貿易	一五
第二節 港別貿易	一五
第三節 輸移出重要品	一五
第四節 輸移入重要品	一五
第五節 貿易船舶	一五
第十二章 林業	一九
第一節 森林保護	一九
一 國有林野	一九
二 民有林野	一九
第二節 殖林事業	一九
第三節 砂防事業	一九
一 國費繼續砂防事業	一九
二 窮民救濟砂防事業	一九
三 時局應急施設砂防事業	一九

第四節 造林貸付並成功讓與	一七
第五節 國有林野存廢區分調查	一七三
第六節 國有緣故森林の讓與	一七三
第七節 國有林經營	一七三
一 沿革	一七三
二 營林の狀況	一七四
第八節 北鮮開拓事業	一七八
第九節 林業試驗	一八〇
第十三章 鑛業	一八三
第一節 鑛業の概況及特許鑛山	一八三
一 鑛業の概況	一八三
二 特許鑛山	一八六
第二節 鑛業の助長施設	一八七
一 鑛床調査	一八七

目 次

二 鑛物の調査及試験	一七
三 製鐵獎勵補助	一六
四 產金獎勵補助	一八
第三節 主要鑛物及其の鑛業	一五
第十四章 水産業	一五
第一節 水産業の概況	一九五
第二節 漁業處分	一九六
第三節 水産業の保護獎勵	一九七
第四節 水產試驗及調查	二〇一
一 漁撈部	二〇三
二 製造部	二〇四
三 養殖部	二〇五
四 海洋調查部	二〇六
第五節 水產業發展の狀況	二〇七
第六節 水產業の改良及狀況	二〇八

(一〇)X

第十五章 祭祀及宗教	三一
第一節 朝鮮從來の祭祀	三一
第二節 神社	三三
第三節 宗教	三三
第十六章 警察	三七
第一節 治安狀況	二七
第二節 定員配置	二八
第三節 警察區劃	二八
第四節 警察官の養成	二九
第十七章 衛生	三一
第一節 醫療機關	三一
第二節 藥品取締	三五
第三節 飲食物及其の他物品の取締	三六

目 次

(三) xii

第十八章 司 法	二四一
第一節 裁判制度	二四九
第二節 適用法規	二五〇
第三節 小作調停制度	二五二
第四節 痘苗製造	三七
第五節 屠場及屠畜	三七
第六節 牛乳搾取所及牛乳取締	三八
第七節 汚物掃除	三八
第八節 海港檢疫	三八
第九節 上水	三九
第十節 傳染病豫防	三九
第十一節 地方病	三九
第十二節 家畜傳染病	三九
第十三節 移出牛檢疫	三七

第四節 不動產登記制度	二四一
第五節 戶籍事務	二四四
第六節 公證事務	二四五
第七節 執達吏事務	二四五
第八節 供託事務	二五六
第九節 監獄	二五六
第十節 免囚保護事業	二四九
第十九章 地籍圖・林野圖及地形圖	三五
第二十章 古蹟調查 附博物館	三五七
第二十一章 朝鮮史編修	三六一
第二十二章 軍事	三六三
第一節 陸軍	三六三
第二節 海軍	三六七
第二十三章 在滿朝鮮人の概況	三六七



(城京) 舍 廳 府 督 總 鮮 朝



XV

京 城 市 街 の 一 部



(道原江) 山 剛 金

# 朝鮮事情 昭和九年版

## 第一章 總 説

### 第一節 地勢

朝鮮の位置は東經百二十四度十一分より百三十度五十六分二十三秒、北緯三十三度六分四十秒より四十三度三十六秒の間に在り、面積一萬四千三百十二方里、東は日本海に面し、西は黃海に臨み、南は朝鮮海峡を隔てゝ九州及中國と對し、北は鴨綠江及豆滿江を以て滿洲國及露領沿海州に界す。東部海岸には元山・城津・清津・雄基・羅津等の諸港あり、南部及西部海岸は島嶼散布し岬灣出入し、釜山・木浦・群山・仁川・鎮南浦等の良港を形成せり。地勢は長白山脈東北より西南に連りて北方の國境を擁し、其の一脈南に延びて平安南北咸鏡南北兩道の境を劃して江原道に入り、東海岸線に沿うて南に走り、半島の脊梁を成せり。脊梁山脈以東の地は斜面急峻にして大川平野乏しきも、其の以西は比較的緩斜にして處々平野多く、鴨綠江・大同江・臨津江・漢江・錦江・蟾津江・洛東江等あり、舟楫の便、灌漑の利に富み、地味概ね肥沃なり。

## 第二節 氣候

氣溫・年平均氣溫は南部海岸攝氏十三度餘にして、北進するに従ひ遞減す。中央部は十度内外にして、國境附近に於ては四度乃至三度となる。又東部海岸は西部海岸に比すれば氣候溫和にして、夏季を除きては約二度内外高溫なるを常とす。蓋し西部海岸は冬季北西季節風多きも、東部海岸は脊梁山脈の爲風勢微弱にして且海水溫度は西部海岸に比し高溫なるに因る。尙寒氣は南北に於て大差あるも、暑氣は其の差極めて少し。

風・亞細亞大陸の東部は一般に季節風多きを以て、朝鮮に於ても亦季節に因りて主風方向略一定せり。即ち冬季大陸方面より来る風は朝鮮附近に於て北西風と爲る。夏季は一般に南偏の季節風と爲り、兩季節風の交替期たる春秋の候は風向區々にして一定せず、又兩季節風は常に風向相反するのみならず、冬季は空氣一般に乾燥して天氣晴れ、氣壓の傾斜概ね急峻に風力強きも、夏季は濕潤にして曇天雨天の日多く、且氣壓の勾配緩なるを以て風勢甚だ弱し。又冬季々節風は夏季々節風に比して其の間永く、西部海岸は冬季北西風を受くるを以て風力強きも、東部海岸は之に反して脊梁山脈に遮らるるに因り、風勢概ね弱し。尙全域を通觀するに、風勢は沿海に於て強く内陸に於て弱き傾向あり。

雨・雨の年量は概して少し。即ち全土の大半は八百乃至千耗を示し、南東部海岸は稍々多く、北部並に北西方に至るに従ひ遞減せり。即ち釜山より元山に至る沿岸は年量千五百耗に達し、中部は約千耗西部海岸は九百乃至千耗を測るも、北部地方は遙に減少して七百耗内外となる。就中咸鏡南北道の高原地方は最寡雨にして年量五百耗に満たざる處あり、又降雨は季節によりて差異甚しく、十月より翌年三月に

至る間は乾燥期にして雨量極めて少く、六月より八月に至る間は降雨期に屬す。而して南部地方に於ては降雨最盛期は七月なるも、東部海岸の北部は八月にして、時に九月に亘る。斯の如く各地方を通じて降雨期と乾燥期と截然たる區別あるは半島の一特色なり。

霜・初霜は北部地方に在りては九月上旬に之を見るも、他は概ね十月下旬より十一月中旬の間に在りて四月中に終るを一般とし、北部地方に在りては五月に入りて終るを常とす。而して南部に在りても往々五月中旬晩霜を見るこあり。

霧・朝鮮近海到る處濃霧を發生す。就中最多くは多島海附近にして、濃霧日數一年中七十日内外に達し西部近海北東部沿岸地方之に亞ぎ、其の他は二十日乃至五十日の間に在り。又濃霧は沿岸に近づくに従つて減少し、内陸に入りては殆んど皆無となり、冬季に於ては概ね之を見ざるも、初春より漸次發生して晩春初夏の候最盛に、盛暑期に入るに及びて減退す。

雪・降雪期は年々遅速あれども、初雪は北部高原地方に最も早くして十月下旬に、他は概ね十一月に、南東海岸地方は最も晚くして十二月下旬に之を見る。終雪は北部國境地方最も晚くして四月末に屬し、釜山地方最も早くして三月上旬、其の他は三月中旬乃至四月中旬の間に在り。然れども冬季は一般に雨雪量少きを以て積雪一二尺に及ぶは北東部の山地に限られ、中部以南の平原に於ては五寸を越ゆること稀なり。

### 第三節 戶 口

昭和七年十二月三十一日現住戸口調査に依れば、總戸數三百九十一萬二千百二十一戸内、内地人十二萬九千九百四十八戸（臺灣人二戸を含む）朝鮮人三百七十七萬二千二百三十四戸、外國人九千九百三十九戸。總人口二千五十萬九千八百七十六人内、内地人五十二萬三千四百五十二人（臺灣人六人を含む）、朝鮮人二千三萬七千二百七十三人、外國人三萬九千五百十一人なり。

#### 各道面積と現在戸口（昭和七年末）

道	面積	戸			人			
		内地人	朝鮮人	外國人	合計	内地人	朝鮮人	外國人
京畿	八三 <small>方里</small>	三、三五〇	三七八、八九〇	一、六七	四二、九七	二三四、六九	一、九一、九七	七、三五
忠清	四八三	二、九五〇	一六〇、三〇	一四三	一六三、五三	七、九六	八五八、一二	四二
全羅	五三	五、九〇三	三五一、四七	三七六	三七七、七〇	三三、九八三	一、三九、六三	一、三〇八
慶尚	一、三一	八、五九	二五五、四九	四九〇	二四四、三五	三三、五九	一、四〇、一〇	一、三五
黃海	一、〇五	九、八八	四四三、一七	三〇一	四四三、三六	四一、五四	二、三九、四六	一、〇三
南道	一、三一	一一、五九	四三、六四	三五三	四三五、五六	四八、三九	二、二九、六八	一、二六
北道	一、三一	三〇、八五	三八七、〇三〇	三九〇	四〇八、三四	六〇、六七	二、〇九、八七	六三
道	一、三一	四、七七	二六七、九三	三五〇	三五三、四八	一、一四七	一、一四七、五七	二、五六

		外朝		內朝		咸鏡		江原		平安		平北		安南	
	人	人	人	人	人	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道
農業、牧畜 林業、漁業	二、六三	二、九四、〇六	一、五、〇六	一、五、六〇	一、五、六〇	一、七〇三	二、〇七三	一、七〇三	一、七〇三	一、七〇三	一、七〇三	一、八〇四	一、八〇四	一、九〇七	一、九〇七
工 業	二、九四、〇六	一、九、一三	一、九、一七												
交 通 業	一、九、一三	一、九、一七	一、九、一七	一、九、一七	一、九、一七	一、九、一七	一、九、一七	一、九、一七	一、九、一七	一、九、一七	一、九、一七	一、九、一七	一、九、一七	一、九、一七	一、九、一七
商 業 及 自 由 業	九、二三	九、二三	九、二三	九、二三	九、二三	九、二三	九、二三	九、二三	九、二三	九、二三	九、二三	九、二三	九、二三	九、二三	九、二三
其 他 的 有 業 者	九、三三	九、三三	九、三三	九、三三	九、三三	九、三三	九、三三	九、三三	九、三三	九、三三	九、三三	九、三三	九、三三	九、三三	九、三三
無職業及職 業を申告せ ざる者	五、二三	五、二三	五、二三	五、二三	五、二三	五、二三	五、二三	五、二三	五、二三	五、二三	五、二三	五、二三	五、二三	五、二三	五、二三
合 计	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
(11) 人 口	二、九九	二、九九	二、九九	二、九九	二、九九	二、九九	二、九九	二、九九	二、九九	二、九九	二、九九	二、九九	二、九九	二、九九	二、九九

備考　内地人京畿道には臺灣人戸數二、人口六を含む。

### 現住戸口職業別（昭和七年末）

#### (1) 戸 数

第一章 總說

外

國

# 第一章 總說

六

三九、一五二

備考　内地人商業及交通業には臺灣人戸數一、人口一を、公務及自由業には同戸數一、人口五を含む

現住内地人戸口本籍地別（昭和七年末）

合秋神奈川縣岐阜縣山梨縣奈良縣形葉縣千葉縣鳥取縣山縣川崎縣宮崎縣岐阜縣

桺富群茨北岩青沖樺  
木馬山縣縣縣縣縣  
繩森手海玉城縣縣  
太縣縣縣縣縣縣

七八三  
卷之三

二〇一九年十一月三十日

1-100  
1-101  
1-102  
1-103  
1-104  
1-105  
1-106  
1-107  
1-108  
1-109



京 城 驛



京 城 放 送 局 (郊 外)



(道北清忠) 路  
道 木 並



(道南清忠) 橋  
江 錦



(道南羅全) 臺 燈 島 加 梅

## 第二章 交 通

### 第一節 鐵 道

#### 一 總 說

朝鮮の鐵道は國防並に統治上重要な使命を有し、殊に民度の向上、産業開發に密接の關係を有す。また半島を縱走する幹線は滿洲の鐵道と連絡し、日滿交通の要路となり、尙シベリヤを經由して歐洲に達する國際交通の捷路を爲すものにて、其の軌幅は概ね一米四三五粄(廣軌)を使用す。

而して朝鮮に創めて鐵道の布設せられたるは、明治三十二年京城仁川間の一部にして、爾後國有鐵道の普及と相俟ちて私設鐵道の保護助長に努むる所あり、運輸交通の狀態は往年に比し著しく面目を改め、沿線を中心とする産業の勃興は農、工產品等往年に數倍する產額を示し、其他經濟、教育等各機關の發達に貢獻する所少からず。

#### 二 國 有 鐵 道

明治三十二年九月京仁間一部の開通を創めし、同三十八年京釜線竣工し、同三十九年京義線の竣工と共に半島を縱貫して南滿洲に直通する大幹線となり、爾後湖南・京元・咸鏡・圖們等幹線の敷設あり、湖南線は京釜線大田に起り木浦及群山に達し、京元線は京釜線龍山に起り元山に達するものにして何れ

も大正三年竣工し、咸鏡線は元山より國境會寧に至るものにして昭和三年九月全通、圖們線は會寧より雄基に至るものにして昭和八年完成し、滿洲鐵道京圖線と連絡して滿洲及北鮮と裏日本を經由する新交通路を展き、其の他支線として京仁線・慶全南北部線・鎮海線・川内里線・北青線・鐵山線・遼湖線・會寧炭礦線・平南線・平壤炭礦線・兼二浦線・博川線・龍山線等あり。

其の他昭和三年度以降既定計畫に基き買収を爲したる裡里全州間・松汀里潭陽間・大邱鶴山間及慶州蔚山間・會寧瀋關鎮間・馬山晋州間・新安州泉洞間等あり。現在(昭和八年十一月一日)建設中に屬するものは平元線・東海線・慶全線及國境地方の林產品及礦產品を開發すべき滿浦線・惠山線等にして孰れも既に其の一端を開業し、昭和八年十一月一日現在全線の延長三千二百六十三糠九分に達せり。國有鐵道の業務は大正六年七月より一時南滿洲鐵道會社に委託し、同十四年四月一日より本府の直接經營に移せしめが、昭和八年に至り京圖線の全通に伴ひ十月一日より咸鏡線清津會寧間、會寧炭礦線及圖們線を同社に委託經營せしむることとなりたり。

右委託線の延長は三百二十八糠五分にして、之を除きたる本府直營線の現在延長は二千九百三十五糠四分なり。現在線の區間別糠程及主要旅客列車左の如し。

線 路	區 間	糠 程	主 要 旅 客 列 車 數
京釜線 — 京 仁 線	京 釜 本 線 釜 山 京 城	四五〇・五 糠 分	四 往復
	永 登 浦 仁 川(海岸)	三一〇	一三 同

咸 鏡 線	京 慶 全 線	湖 南 線	京 義 線
北會川清咸元光慶鎮慶群湖龍新義州荷拔所	慶全海山本山	慶全海山本山	博平壤炭礦線
學內津鏡本州北部	全南部	南本	川浦線
青炭礦里線	本線	線	兼二浦線
線	線	線	京義本線

新會龍清輸元龍松裡昌三裡大龍西新孟大平黃京  
北 汀 浪 義 中 同  
青寧潭津城山山里里原津里田山江州里江壞州城

北鵝川輸會輸元潭谷鎮晉群木唐新義州荷拔所  
內 山浦人湖南二  
青林里城寧城山陽城海州港里村所川浦浦東

一	九	一	四	九	八	三	二	五	二	三	一	四	九	九	三
一	一	四	四	四	三	二	三	六	六	一	七	一	一	六	一
九	一	四	四	二	二	三	六	六	一	六	一	七	六	一	八
四	四	四	〇	八	八	七	四	四	一	七	一	七	六	一	三

第二章 交通

—

主要旅客列車數

秆  
程

問

線

第二章 交通

四

10

糸

2

主  
題

卷

平  
地

圖 東 惠 平 滿 浦 線  
海 元  
線

們 東 西 山 介 滿 鐵 遠  
東 海 部 川 浦 本 山 湖  
海 北 中 部 部

線 線 線 線 線 線 線 線

會 安慶 大 西 吉 新 順 羅 曾  
安

寧 邊 州 邱 浦 州 州 川 興 山

雄 高 蔚 鶴 長 合 介 球 利 遠  
山 山 原 鐵

基 城 (狹 軌) 林 水 川 場 山 湖

合計二、九三五・四  
備考 (一)○印は委託鐵道にして合計に含まず。(二)列車數は直通主要列車のみを掲げ、他は省略す

### 三關釜聯絡船概況

下關、釜山間海上二百四十糅の聯絡船は鐵道局の經營するものにして、現在景福丸・德壽丸・昌慶丸（各三、六一九噸）の三艘を交替運航し、晝夜二回兩地發船、最短時間（晝航便）約八時間にして、尙新羅丸（三、〇三五噸）多喜丸（一、二二七噸）の二艘は旅客輶輶の場合及貨物運送の爲不定期に運航せり。

四 私設鐵道及軌道

一般運輸を目的とする私設鐵道に對しては朝鮮私設鐵道補助法に依り補助金を交付されつゝあり。昭和七年十月二十日現在に於ける私設鐵道及軌道の總延長は開業線一千二百四十三秆八分、未開業線三百五十四秆五分、專用鐵道既設線百九十二秆一分に達せり。

昭和七年十月二十日現在の各私設鐵道及軌道狀況左の如し。

第二章 交 通

一四

事務所所在たる地	區間	料程 每分 <sup>充</sup> <sub>八</sub>	軌間	動力	敷設免許 年月日	公本額 千円	拂込額又 は建設費
朝鮮京南鐵道株式會社(天安)	天安、長湖院	三三・三	一、四三 米	蒸氣 ガソリン	大正 八、九、三〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
金剛山電氣鐵道株式會社 (鐵原)	鐵原、內金剛	二六・六	一、四三 電氣	八、八、三	一三,〇〇〇	七,〇〇〇	
新興鐵道株式會社(興南)	咸南新興、咸南松興	二〇・〇	十六 蒸氣	五、一、五			
	咸南新興、赴戰湖半	三〇・六	六三 電氣 ガソリン	六、九、五	八〇	八〇	
小計	水原、驪州 水、寶城、光州	四〇・六	十六 蒸氣 油	九、三、三 大正	三,〇〇〇		
京東鐵道株式會社(水原)	水原、驪州	三三・四	十六 同	九、三、三 昭和 二、四、五			
南朝鮮鐵道株式會社(光州)	麗水、寶城 光州	三三・〇	同	二、八、五 明治 六、〇〇〇	二〇,〇〇〇	八,〇〇〇	
小計	九五 英三 電氣	一、二〇・〇					
朝鮮瓦斯電氣株式會社(釜山)	釜山鎮、東萊	九五 英三 電氣	四六・六、 <sub>明治</sub> 六、〇〇〇	電燈瓦斯を含む 建(軌道費含) 一一七 内廷 一、七七			
私設鐵道開業統合計		一、二七・〇					

備考 此の外昭和二年十一月一日より國に於て借上げ運轉營業を開始せる川内里鐵道會社線龍潭川内里間四粡三分あり。

主たる軌道開業線 (昭和八年十一月一日現在)

經營者及主たる事務所所在地	區間	杆程	軌間	動力	年許月日可	建設費	記事
京城電氣株式會社 (京城)	京城府内及郊外	四、七 <small>杆分</small>	一、〇七	電氣	明治三、六、一 大正四、五、八	四、六三、五〇五 <small>円</small>	最近の決算を計上す
朝鮮瓦斯電氣株式會社 (釜山)	釜山府内	九八	一、〇七	同	明治四、四、一 大正四、三、九	前出	私鐵欄に計上す
平 壤 府	平壤府内及郊外	三・九	一、〇七	同	明治四、二、一 大正三、七、三	八、〇、三六 <small>円</small>	最近の決算額を計上す
咸平軌道株式會社 (咸平)	鶴橋驛、咸平邑内	六一	一、〇七	輕油	明治一、五、三 大正一、六、一	八、六、四三	
京城軌道株式會社 (京城)	東大門、蠶島	七二	一、〇七	同	明治六、九、六 大正九、三、七	三至、四六八	
其 他		一、一〇、六〇				三、五〇〇	
軌道開業線計		七五・〇				五、八三、二四一	

## 五 自 動 車 運 輸

朝鮮に於ける自動車運輸事業は較近急速なる發達を遂げ、其の營業者數は乗合自動車二百六十二、貨物自動車二百四十二、賃貸（貸切）四百四十九に達し、營業路線延長（恒長杆）は乗合營業路線二〇、〇一二杆三分、貨物營業路線一四、七五七杆八分、計三四、七七〇杆一分にして、鐵道延長杆數の約八倍に達せり。

各道別營業路線杆數左の如し。

各道別營業路線杆數表

道

別

七  
期

三

計

定期

定期

二

合

京忠患全慶黃平咸江總計  
畿北道道道道道道道道道  
南道道道道道道道道道  
北道道道道道道道道道  
南道道道道道道道道道  
北道道道道道道道道道  
尚尙尙尙尙尙尙尙尙尙  
羅羅羅羅羅羅羅羅羅羅  
南南南南南南南南南南  
海海海海海海海海海海  
原原原原原原原原原原  
安安安安安安安安安安  
鎮鎮鎮鎮鎮鎮鎮鎮鎮鎮  
鏡鏡鏡鏡鏡鏡鏡鏡鏡鏡

## 第二節 道路

總督府設置の初、先づ道路の根本制度を樹つるに共に道路網を確定し、此の道路網は昭和七年度末現在に於ては一等道路三十八線（市街地線二十）延長三千二百二十二糺、二等道路八十八線（市街地線九）（線を含む）延長九千六百五十三糺餘を主要路線となし、別に三等道路四百二十一線延長一萬二千九百六十七糺餘を以て地方的脈絡を完うするを期せり。總督府は道路修築の第一期事業として一、二等道路中重要な路線三十四線二千六百九十糺餘を選び、明治四十四年度より七箇年の事業とし工費一千萬圓を以て其の修築を行ひ併せて漢江鐵橋を架設せり。次で第二期計畫として一、二等道路線中交通並經濟上最適切なる路線二十六線延長一千八百八十糺餘を主要なる河川の橋梁九箇所の架設を企て、大正六年度より六箇年の繼續事業とし總工費七百五十萬圓を以て施行中、適々經濟界變動の影響を受け豫定の改修を爲すことを能はざること最近の事情に鑑み新なる路線を加ふるの必要ある爲之に改廢を加へ、總延長を一千七百三十一糺橋梁を四箇所とし、同時に既設木造橋梁の耐久力を考慮し、少くも橋脚の如きは永久的工法に依りて築造するを得策と認め、之が改良を併せ施行することとし、大正十一年度以降七箇年繼續事業として二千十七萬圓を追加計上し、實施中財政の關係上竣工期を昭和八年度に改め、更に大正十五年度に至り國境道路五百三十糺餘工費五百六十六萬圓を追加し、竣工期を昭和十年度に改め、其の後豫定計畫改廢の必要を生じ總延長を二千三百八糺餘に變更し、尙財政の都合に依り節約又は繰延を行ひ、結局總工費豫算を三千百十一萬九千餘圓竣工期を昭和十三年度に改め實施中なり。

右に述ぶるの外、北鮮地方中鴨綠豆滿兩江の上流地方に於ける天興の資源を開發し、其の利用の途を講

すべく北鮮開拓事業を企画し、之に伴ひ其の目的を達する爲必要的な事業の一部として重要道路中二等道路五百三十八秆八、三等道路二百三十九秆七の改修を決し、昭和七年度以降十五箇年に亘り、工費八百三十八萬圓にて工事施行の豫定を以て昭和七年度より工を起したり。

以上實施の結果最近に於ける道路改修濶延長は、國庫補助又は夫役施工に依るものと加へ一、二等道路一萬千六十二秆餘、三等道路九千七百七秆餘に達せり。

### 第三節 港 灘

港灣は統監府時代釜山・仁川・鎮南浦・平壤・元山・新義州・群山・木浦・清津・城津・馬山の十一箇所の夫々應急施設を行ひしも、釜山・仁川・鎮南浦の如きは工事半途にして併合となりしを以て總督府は更に規模を擴大して水陸連絡設備を大成するの計畫を樹て之を施行し、次で大正四年度以降の繼續事業として元山港、同十一年度以降の繼續事業として清津港及城津港の修築に着手し、同十五年度以降の繼續事業として群山・木浦・多獅島及雄基港、昭和四年度より仁川・鎮南浦港の擴築を追加し、更に昭和八年度より城津港に貯木場清津港に漁港の設備を起工せしが、群山・元山・城津・木浦・多獅島及雄基港の修築は既に施行を了し、目下清津・仁川・鎮南浦及城津港(貯木場)の工事施行中なり、地方港灣の修築施設は主として地方公共團體に於て之を施行し、總督府は其の緩急を計り相當國庫補助金を支給しそが完成に努めつゝあり。

## 第四節 海事

イ 船舶 沿岸各地に於ける海運事業の勃興に伴ひ、汽船の新造又は購入を爲せるもの多く、近來益増加の傾向を誘致するに至れり。昭和七年末現在の船舶數左の如し。

種	別		汽		帆		合		計
	船	數	總噸	數	船	總噸	船	總噸	
朝鮮に船籍港を有するもの	登簿船	三三	毛、五三	七六	三三	二、二六	九六	三、三六	
不登簿船	三	二五	二、八三	九	三	一、五九	九、三八	一、七七	
合計	三	三	七六	九	三	一、五九	九、三八	一、七七	
内地に船籍港を有するもの	登簿船	三三	毛、五三	七六	三三	二、二六	九六	三、三六	
不登簿船	三	二五	二、八三	九	三	一、五九	九、三八	一、七七	
合計	三	三	七六	九	三	一、五九	九、三八	一、七七	
内地手帖を受有する者	内地手帖を受有する者	一、二七八	一、〇六二	一、六二	一、二七八	一、〇六二	一、六二	一、二七八	一、八九八
手帖を受有せざる者	手帖を受有せざる者	五八〇	三三三	一六二	五八〇	三三三	一六二	一、二七八	一、八九八
手帖を返還したる者	手帖を返還したる者	五	五	五	五	五	五	五	一九
計	計	二、四九七	二、四九七	二、四九七	三、八〇六	三、八〇六	三、八〇六	三、八〇六	三、八〇六

ロ 船員 最近朝鮮在籍船の增加及海運事業の發展に伴ひ、年々其の數を増加し、就中朝鮮人職員に在りても、累年増進を告げ、著しく進歩の迹を示せり。

船員現在數（昭和七年度末現在）

内	朝	内	朝	内	朝	内	朝	内	朝
内	内	内	内	内	内	内	内	内	内
社	社	社	社	社	社	社	社	社	社
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
一、八九八	一、二七八	一、〇六二	一、六二	一、二七八	一、〇六二	一、六二	一、二七八	一、八九八	一九
五八〇	三三三	一六二	一六二	五八〇	三三三	一六二	一、二七八	一、八九八	三、八〇六
計	計	二、四九七	二、四九七	二、四九七	三、八〇六	二、四九七	二、四九七	二、四九七	三、八〇六

	受有する者	内地手帖を受有する者	手帖を受有せざる者	手帖を返還したる者	計
外國人	八〇	一三	五	九七	
計	四、二五六	一、六五五	五〇〇	六、四〇〇	
合	一、三二〇	三二六	一、六四六	一	
朝鮮人	九〇一	六	九〇七		
計	二、二二一	三三二	二、五五三		

## 海技免狀受有者（昭和七年度末現在）

朝鮮に於て登録したる者

内地に於て登録したる者

計

内 地	人	内 地	人	内 地	人
一、三二〇	三二六	一、六四六	一		
九〇一	六	九〇七			
二、二二一	三三二	二、五五三			

## 八 定期航路 昭和八年七月一日現在航路は百七十線二百七十五隻十三萬五千百五十六噸にして、之を

航路の種別より觀るときは（一）朝鮮内に限るもの（二）内地を起點として朝鮮に往來するもの（三）内地及臺灣を起點として朝鮮を經由し外國に至るもの（四）朝鮮を起點として内地又は外國に至るもの（五）外國を起點として朝鮮に往來するものゝ五種にして、朝鮮總督府の命令に依るもの及朝鮮總督府地方官廳の命令に依ることは（一）乃至（五）の内に屬し、更に鐵道省の經營、臺灣總督府・長崎縣・福岡縣等の命令に依る（二）及（三）並に遞信省・富山石川兩縣及關東廳・本府の各聯合命令に依るべき（三）又は（五）の航路あり、又補助命令に依らず自營を以て定期航海を爲すもの等あり。今此等の航路に配在せる線數、隻數及噸數を示せば、

(一) に屬するもの	一二八線	二〇三隻	七、五四一噸
(二) に屬するもの	二〇線	三六隻	六二、五二一噸
(三) に屬するもの	一線	二隻	五、一四八噸
(四) に屬するもの	一八線	三〇隻	五三、四二四噸
(五) に屬するもの	四線	五隻	六、八二一噸

にして、更に政府及地方廳の補助命令に依るものと自營に依るものとを區別すれば左の如し。

命令航路（官公營を含む）	三六線	一〇九隻	八〇、〇〇九噸
自營航路	一三四線	一六六隻	五五、一四七噸

前記各航路の主なる經營者は朝鮮郵船株式會社・大阪商船株式會社・北九州商船株式會社・鳴谷汽船株式會社・朝鮮汽船株式會社・阿波國共同汽船株式會社・近海郵船株式會社及鐵道省等とす。

**二 航路標識** 朝鮮に於ける航路標識事業は明治十六年日韓兩國間に締結せる日本人民貿易規則に基き帝國政府の交渉に應じ、韓國政府が同三十六年仁川小月尾島外三箇所に燈臺を建設したるを以て嚆矢とし、本府始政後は銳意標識の普及を企圖し、年々建設及改良に努め、整備増設を期したる結果、昭和七年度末現在に於ては夜標百四十九基、晝標百三十八基、露信號二十三基計三百十基に達し、其の海岸線に對する割合は夜標百十五杆に一基を有するに至れり。

## 第五節 河 川

主要河川の水運状態は左の如し。

鵝綠江 源を白頭山の南麓に發し、惠山鎮に於て虛川江を新聖坡鎮に於て長津江を合せ西北に流れ、中江鎮附近より南下して楚山附近に於て滿洲より來る渾河を合し、義州の下流に於て滿洲の鑿河を容れ、河中に多數の中洲ありて河流を分派し、安東縣に至り再び合して一となり、更に柳草島黃草坪を堆成して濶大なる三角洲を成して黃海に入る。其の流路七百九十糠餘に及ぶも、河床傾斜急にして岩礁多く、激流奔湍少からず。河口龍巖浦より溯ること二十八糠、安東縣まで高潮時に於て約三米の水深を保つも、此間水路狭くして曲折多く、航行困難なるを以て水先人を要す。新義州新聖坡鎮間には本府命令に係る淺吃水汽船の定期航行あり、且支那船及高瀬船の航行頻繁なり。本江の上流は有名なる大森林地帶にして巨木鬱生し、其の伐材は筏に組みて流送せらる。

大同江 源を平安咸鏡道界の狼林山に發し寧遠・德川及平壤附近を流れ、兼二浦を過ぎて載寧江を合し、鎮南浦に至りて黃海に注ぐ。流路延長三百九十七糠餘、航路延長二百四十五糠にして、河口より六十三糠上流の堡山浦まで三千頃級の汽船遡江し得べく、航運上重要なものゝ一なり。

臨津江 源を咸鏡南道の馬息嶺に發し、江原道を經て京畿道に入り、漢灘江を合せ坡州郡に至り、漢江の末流に合して江華灣に注ぐ。流路延長二百五十四糠餘、河口より上流百二十四糠餘舟楫を通すべし。

漢江 源を江原道の鷹嶺山に發し、寧越丹陽及忠州附近を流歟し、廣州郡に入りて北漢江を合せ龍山を過ぎ、金浦郡の北端に於て臨津江を合し江華灣に注ぐ。流路延長四百七十糠、其の舟楫の通する處三百糠、水運上頗る重要な地位を占む。

錦江 其の流域主として忠清南北道全羅北道の三道に跨り、流路延長四百一糠餘、河口に群山港あり、扶餘附近まで自由に航行し得べし。

洛東江 流路延長五百二十五糠餘、其の流域慶尙北道及慶尙南道の大部分を占め、平野到る處に存在し地味概ね肥沃にして灌漑の便多し。且本江は水面勾配緩にして、三百四十四糠の上流安東まで溯航し得べく水運の利あり。

蟾津江 源を全羅北道鎮安長水兩郡界なる八公山に發し、流路延長二百十二糠餘、水運上重要な河川なるも、航路に障礙多く、求禮の上流は殆んぎ舟楫を通じ難し。

豆滿江 源を白頭山の南麓に發し茂山・會寧・鍾城を經、穩城の北に至りて布爾哈圖河に合し、更に慶源に於て琿春河に會し、水量益増大し 露領の境界を劃し、西水羅の東に至りて日本海に注ぐ。流路延長五百二十一糠に及べざも 琿春河合流後舟楫の便あるのみ。

從來朝鮮に於ける河川は殆ど治水施設の行はれたるものなく、概ね天然の放流に委せる結果、毎年河水の氾濫に依り鐵道・道路・橋梁等は勿論農作物其他の損害額數千萬圓に達すること少からず。仍て之が改修は頗る緊切させられ先以て治水及水利計畫上に於て重要な洛東江外十三大河川を選定し、大正四年度より其の流域狀況・水害・水運・水利地點及經濟關係等の調査に着手し、曩に大體の調査を終了したるを以て、大正十四年度に於て先づ萬頃江・載寧江の二河川中改修の最も緊要なる區間に對し六箇年繼續事業として工を起し、次で大正十五年度に於て漢江・洛東江・龍興江及大同江の四河川に對し十箇年

年繼續事業として着手せり。右に對する工費豫算額は四千八百四十萬圓にして、爾來着々進捗中なりしが、其後施工の實狀に鑑み、萬頃江及載寧江の改修區域擴張の要に迫られ、昭和四年度に於て前者は四百萬圓、後者は一百萬圓を既定計畫に追加する事となりたり。然るに其の後財政の都合に依り節約又は繰延を行ひ、結局總工費豫算を四千八百十二萬千餘圓に變更し、昭和十三年度迄に以上六河川の第一期事業の完成を期すべく銳意改修工事を施行しつゝあり。

### 第六節 窮民救濟土木事業（時局應急施設を含む）

朝鮮に於ては總人口の約八割は農民にして、而も其の八割は全然農業勞働者たる小作農に屬し、此等農民は財界の不況と引續く旱水害の影響を受け、經濟上の壓迫を蒙る事甚しきを以て、積極的に之が應急對策を確立するの必要を認め、昭和六年度以降三箇年に亘り地方費其の他公共團體の事業として總工費豫算五千七百七十二萬六千二百圓を以て道路・河川・漁港・上水道及下水道等の土木事業を施行せしめ、國庫より其の事業費に對し約六割四分の補助を與へ、勞銀を散布し以て窮民救濟の目的を達する事こし、昭和六年度より夫々工を起したり。

右に述ぶる如く、窮民救濟土木事業を起して窮民救濟に資したるも、其の後不況益深刻化し、到底右事業のみを以て之を阻止する能はざるの狀態に在るを以て、時局應急旅設事業として昭和七、八年度には工費五百六十五萬二千餘圓を以て一、二等道路・河川・礦山道路及林道の改修並に國庫補助に依る三等

道路及地方河川の改修、漁港の修築等の土木事業を起して勞銀を散布し、窮民救濟土木工事と相俟て疲弊困憊甚しき窮民の救濟と地方開發に資すべく實施中に屬し、尙昭和九年度以降に於ても、引續き施行の見込を以て豫算要求中なり。

## 第七節 通 信 事 業

通信機關の配置は都鄙を通じて八百を超え、主要なる地點には電信及電話を開始して舊來の面目を一新し、昭和八年三月末に於ては郵便局八十五、同分室八、電信局七、電話局一、同分局二、郵便所六百八十八、郵便取扱所十二、電信電話取扱所十三、電信取扱所九十八、同出張所一、郵便切手賣捌所四千九百七を算するに至れり。昭和七年度に於ける諸般通信業務の取扱數は左の如し。

郵便物通	常包	引受	配達
邦文文	發信	三五二、七八三、九六	三〇八〇、八九
歐文文	着信	三五〇、七八八、七五	三〇五八、二八
電	中繼信	五、三四、六九 三七七、零六	五、三三九、四〇四 三七七、六〇〇
		九、六五三、六七〇	四五、九三七

	市內通話度數	市外通話度數	合計
年 度 未 現 在 者 數	二〇六、五三八、八六六	三、一三八、一八五	二〇九、六七七、〇七一
加 入 者 數	三、八九九		
電 話			

## 第八節 郵便爲替貯金

郵便爲替貯金業務に關しては常に朝鮮人特殊の風俗習慣に留意し、其の改良發達を圖り、又郵便爲替貯金は地方に於ける一の金融機關たるを以て、近來一般に其の利益を認めらるゝに至れり。

### 内鮮人郵便貯金比較

年 度	人 員	金 額	人 均額	朝 鮮	
				内 地	人 貯 金
大正十一年度	元三、五五	二七、二二、〇六	四三・六	一、一九、〇五	二、三三、〇三
昭和七年度末	堯七、八六	三四、五三、〇九	五七・七	一、八七、一七	六、四二、三四
					三・三

郵便振替貯金に就ては大正七年、府又は府の區域を包含する學校組合公金受拂の爲に要する郵便振替貯金特別取扱を、同九年國債募集、賣出及元利金支拂郵便振替貯金特別取扱を開始せし以來之を利用する者漸次多きを加へ、郵便振替貯金制度開始當時即ち明治四十三年に於ては僅に二百七十九人の加入者を有するに過ぎざりしが、昭和八年三月末現在に於ては二萬七千百四人の多きに上り、其の取扱高亦左の如き増率を示せり。

### 郵便振替貯金朝鮮内各郵便局所受拂高

年 度	度	金 額	人 均額	朝 鮮	
				内 地	人 貯 金
大正十一年度	一、六〇七、五七	廿、〇七、堯六	一八四、〇四	一、五九、九五	二、五九、九五
昭和七年度	三、三九、二〇四	三〇七、四七七、七三	四三、〇八三	一四九、七七七、〇三五	

郵便振替貯金朝鮮口座受拂高及現在高

年 度	受			入			拂			出			人 員 金 額	年 度 末 現 在
	口 數	金 額	人 員 金 額	口 數	金 額	人 員 金 額	口 數	金 額	人 員 金 額	口 數	金 額	人 員 金 額		
大年十一年度	一、二七、〇四	二六、三七、二三	二、五七、五九	一、二七、〇三	二一、五九、五九	二、五七、五九	一、二七、〇三	二一、五九、五九	二、五七、五九	一、二七、〇三	二一、五九、五九	二、五七、五九	一一、五四	一一、五六、五九
昭和七年度	二、六〇、三三	三一、五七、〇四	八三、五六	三〇、六三、〇三	二七、一〇	二七、一〇	四、四六、七三	四、四六、七三	四、四六、七三	四、四六、七三	四、四六、七三	四、四六、七三	一一、五四	一一、五六、五九

## 第九節 朝鮮簡易生命保険

●●●●●  
 ●事業の創始 朝鮮に於て簡易生命保険事業を開始せんとの議は大正三年頃より起りたるも、諸種の事情にて實現の域に達せざりしが、社會狀態の推移は益此の種の制度の必要を感じしむると共に、内地に於ける斯業の成績の著しく良好なるに刺戟せられ、愈之を實施するの機運熟したるを以て、第五十六回帝國議會に豫算案、特別會計法案及郵便物無料に關する法律案を提出して其の協賛を得、昭和四年七月一日より遞信局に於て其の實施準備に着手し、同年十月一日より之を實施することと爲りたり。

●●●●●  
 ●制度の概要 本事業は政府の獨占する非營利事業と爲し、又其の會計は朝鮮總督府會計より之を分離して特別會計と爲し、事業上の支出は其の收入を以て支辨することとし、又餘剩あるときは之を加入者に還元するの主意を探れり。保険の内容は内地の其れと同様にして、保険種類は終身保険及養老保険の二種とし、加入年齢は十二歳以上六十歳以下とす。保険金額最高制限額は被保険者一人に付四百五十圓なるが、保険料計算の基礎中豫定利率及附加率は朝鮮特殊の事情に照らし之を内地のとは異ならしめたり。

從て保険料率は概して内地より稍低率なり。事業取扱機關は中央に於ては遞信局が監理事務に當り、地方に於ては全鮮に亘る八百餘の郵便局所が申込の受附・保険料の取立・保険金の拂渡等の事務に當ることを以て既設機關の利用に因る経費の節約と公衆の利用上に於ける便宜とを圖りたり。

事業の成績 昭和四年十月事業の創始以來三年六箇月を経過したる同八年三月末現在に於ける事業の成績は契約件數四十二萬六千五百十六件、保険金額七千八百八十五萬七千四百六十八圓にして、當初の計畫に比し遙に良好なる成績を示し、殊に朝鮮人の加入は全加入件數の六割二分を占め、最初より意外の好成績を示したり。

積立金の運用 本事業に於ける積立金は朝鮮總督の管理に屬し、保険契約者に對する貸付を除くの外、國債を以て保有し、又は大藏省預金部に預入するものなるが、別に朝鮮總督と大藏大臣との間の協同に基き、大藏省預金部に預入したる積立金は、朝鮮に於ける公共の利益の爲、朝鮮に於ける公共團體又は營利を目的とする法人若は組合に對し、之を貸付くこととなり、昭和七年三月積立金の運用に關する事務の取扱を開始したり。

積立金の運用に付ては、昭和七年二月朝鮮總督の諮詢機關として設置せられたる朝鮮簡易生命保険事業諮詢委員會に付議することと爲り居り、昭和七年三月以降五回の委員會を開催し、昭和七年度同八年度及同九年度に於ける各年度の積立金運用計畫と、昭和七年度資金及同八年度資金の貸付を審議決定した  
り。

最近に於ける積立金の運用状況左の如し。

(昭和八年十月三十日現在)

### 積立金總額

内  
譯

公 共 貸 付  
國 債 保 有  
保險契約者貸付  
預 金 部 資 金

七、二七三、〇六四・六八一

四、〇一一、〇二九・五二〇

一、〇一〇、一六〇・〇〇〇

八一、九二二・五五〇

二、一六九、九六二・六二一

一、九七五、六〇〇・〇〇〇

(内公共貸付決定額)

••••  
福祉施設 保険加入者の福祉施設並に事業の堅實なる發展を期する爲、昭和七年十月京城及釜山の兩地に健康相談所を設置し、専屬醫師に依り無料にて被保險者の健康上の相談に應ずることとし、尙健康相談所の設置なき地方の被保險者に對しては巡回健康相談の取扱を爲し、又は京城健康相談所に就き無料普通通常郵便に依る健康相談を爲すこととしたが、同八年三月末現在に於ける取扱状況左の如く、豫想外の好成績を示したり。

所 别	相談者延人員		
	男	女	計
	一、六九	一、〇九	二、七六
京 城	六七	三二	九九
大 先	四五	二〇	六五
釜 山	一七	一七	三四

釜	山	一、四〇	七五	三、〇九	四〇三	三〇	六五	(不 級)
計			一、四〇	四、八九	一、〇九	五一	一、六一	四〇
								六五

## 第十節 航空

概況 近時内外航空事業の異常なる發展に刺戟せられ、朝鮮内斯業者も漸次其の業務を擴張し、或は航空機乗員の養成を圖る等事業の成績稍見るべきものあるに至りたり。殊に昭和三年十月政府補助の下に設立せられたる日本航空輸送株式會社に於ては内地朝鮮及滿洲を連絡する定期航空輸送業務を開始し、同四年四月一日より一週三往復を同五年四月一日より一週六往復を實施したり。

昭和八年三月末現在に於ける朝鮮内民間航空事業の概況は左の如し。

日本航空輸送株式會社支所

一

同營業所  
出張所

一

航空輸送事業企圖中の會社

一

航空關係技術者養成所

一

飛行機

二

操縦士

六

數  
(內  
鮮人)

一  
六

## 航 空 士 数

六 (全部内地人操縦士にして  
航空士免狀の所有者とす)  
(全部内地人、内一名は操縦士にして  
機関士免狀の所有者とす)

## 航 空 士 数

六 (全部内地人操縦士にして  
航空士免狀の所有者とす)  
(全部内地人、内一名は操縦士にして  
機関士免狀の所有者とす)

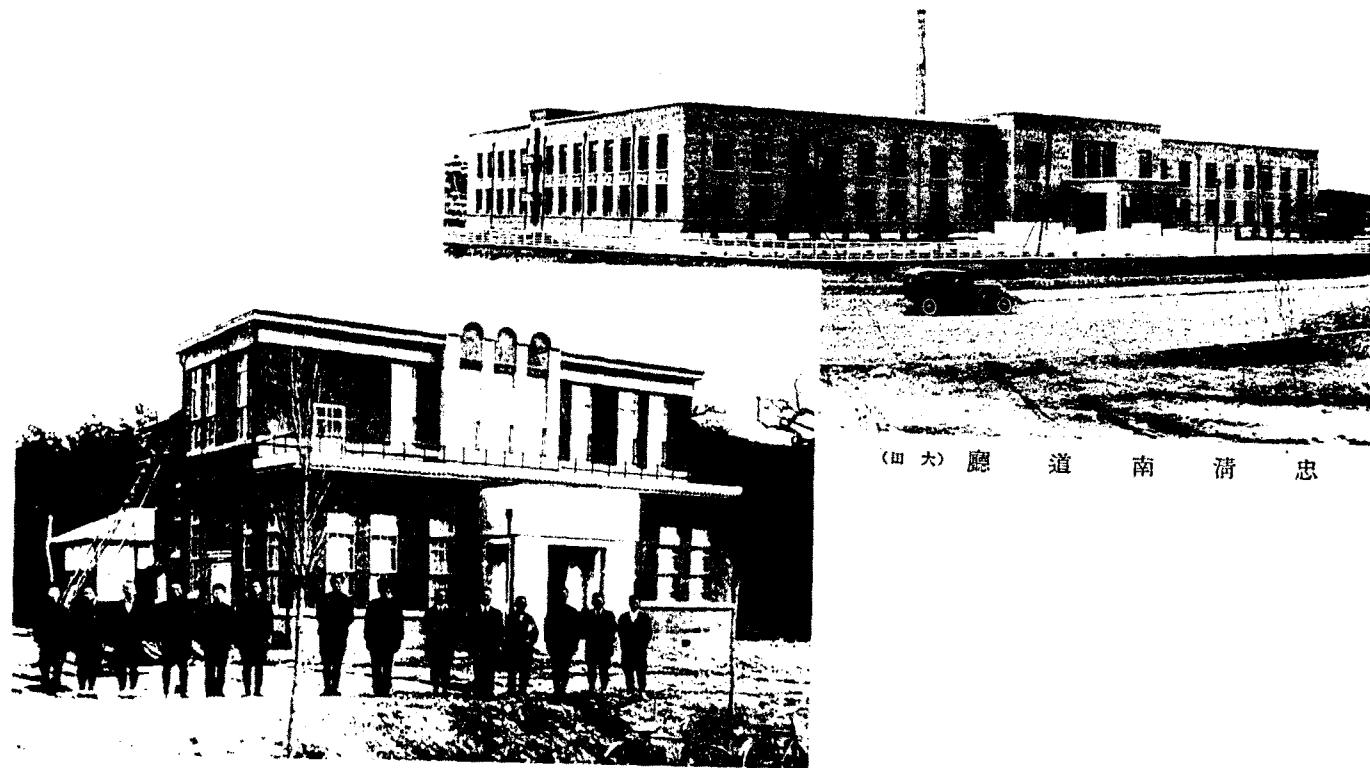
航空路 航空事業の發達は運輸及通信上極めて重要な使命を有す。而して之が發展の爲に要する施設少からざるもの、就中航空路の設置を其の最も緊要なるものとす。故に朝鮮に於ても遞信省の設置計畫に對應し、差當り之が根幹たる内地朝鮮及満洲を連絡する航空路の設置計畫を樹てたるも、本施設の完成には巨額の經費を要するに付、財政の關係と航空路施設の緩急とを考慮し、漸次之が完成を期することとし、先づ其の第一着手として飛行場の設置及其の附屬設備、航空標識の設置並に航空用通信施設を行ひたり。即ち飛行場としては京城府外汝矣島及蔚山に之を設置することとし、京城(汝矣)飛行場の事務所及羅針盤修正臺、道路及飛行機計量機等の完成を俟ち、昭和四年四月一日より何れも之が開場を見たり。又航空用通信設備としては昭和五年七月新に蔚山に航空用の無線電信局を新設し、京城無線電信局に受信設備を施設し、尙蔚山飛行場内に同六年七月一日より觀測支所を設置し、航空に關する氣象觀測を開始し、同六年十二月二十八日よりは新義州に既設東京大連間定期航空便を寄航せしめ、満洲航空株式會社の經營に係る定期航空機に依り満洲各地との空路連絡を開始すると共に、既設京城飛行場に滑走路の構築、連絡道路の改修、航空標識の設置及夜間照明設備を施し、國際飛行場としての面目を一新したり。尙將來に於ても夜間照明設備、無線電話施設、航空氣象觀測所等航空施設の整備を圖り、漸を遂うて航空路の完成を期することとしたり。

航空標識 航空標識は、本年度新設せられたる京城の外、既設蔚山・黃澗・大田・天安・沙里院・平壤及新義州の八箇所に之を設置したり。

## 第十一節 電氣及瓦斯事業

昭和八年三月末現在に於ける電氣事業者數は營業用九十（内開業八十八、未開業二）官廳用十七、自家用百三、合計二百十にして、又瓦斯事業者一あり。營業用電氣事業及瓦斯事業の概況左の如し。

事業者數	資本金	拂込資本金	發電力
九〇	三、三九、三〇六 <small>円</small>	九、七七、八五〇 <small>円</small>	三六、三六八 <small>キロワット</small>
一	三、〇〇〇、〇〇〇 <small>円</small>	六、五〇、〇〇〇 <small>円</small>	五、三五、四五五 <small>立方メートル</small>



(郡山府南慶) 所 務 事 面 陽 彦

(忠清 南道 府廳 大田)

## 第三章 地方行政

### 第一節 道 府 郡 島

行政上朝鮮全土を京畿道・忠清北道・忠清南道・全羅北道・全羅南道・慶尙北道・慶尙南道・黃海道・平安南道・平安北道・江原道・咸鏡南道・咸鏡北道の十三道に區割し、更に之を分ちて十四府、二百十八郡、二島、四十九邑、二千三百九十七面を爲す。之に道知事・府尹・郡守・島司・邑面長を置きて官廳事務の執行者たらしむると共に、公共團體の事務を執らしめ、道には知事官房・内務部・財務部・警察部を置き、各部長は道事務官を以て之に充て、知事官房は機密・人事・褒賞等に關する事務を、内務部は地方行政・學務・勸業・土木・會計等の事務を、財務部は稅務・理財の事務を、警察部は警察・衛生の事務を分掌せり。

産業の特に發達せる京畿道・全羅南道・慶尙北道及慶尙南道の四道には内務・財務及警察の三部の外に、産業部を置き、參與官を以て産業部長たらしめ、内務部所管の事務中勸業に關する一切の事務を產業部の分掌たらしむ。

### 第二節 公共團體

## 一 道

從來の道地方費は昭和八年四月一日より道制施行せらるゝに及びて道となり、道は法人にして議決機關たる道會を置き、歲入出豫算・決算・道稅・夫役現品・使用料又は手數料の賦課懲收、起債、基本財及積立金等の設置管理及處分、繼續費・特別會計・豫算外義務負擔及權利拋棄等重要事項に付議決權を有せしめ、仍ほ議長(道知事)の外に副議長(議員中より選出)を置く。道會議員の定數は二十一人乃至四十五人ミシ定員の三分の二及其の端數は選舉區たる府・郡・島或は指定邑に配當し、府邑會議員又は面協議會員之を選舉し、残り三分の一は道知事之を任命し、道會議員の任期は四年ミス。

現在道の施設せる主なる事業は土木・勸業・教育・衛生・救濟・各種補助及時局對應策たる窮民救濟及時局應急施設事業なり。而して其の主たる財源は道稅・使用料及手數料並に國庫補助金にして、道稅の課目は地稅附加稅・所得稅附加稅及特別稅たる特別所得稅・林野稅・戶稅・家屋稅・屠場稅・屠畜稅・漁業稅・車輛稅及不動產取得稅ミスす。

## 二 府

現行府制は大正二年十月の發布に係る。

- イ 府の區域 法人たる府の區域は行政區劃たる府の區域と同様く其の所在地は京城・仁川・開城・群山・木浦・大邱・釜山・馬山・平壤・鎮南浦・新義州・元山・咸興・清津なり。
- ロ 府の事務及府住民の權利義務 府は官の監督を受け、一般公共事務及法令に依り府に屬する事務を

處理し、府内に住所を有する者を以て住民とす。府住民は府制の規定に依り府の營造物を共用する権利を有し、府の負擔を負ふの義務を有す。

八、府税及使用料手數料　府税は國稅たる地稅・所得稅・營業稅・取引所稅、地方稅たる家屋稅・車輛稅、特別所得稅の附加稅及特別稅として府内に住所を有する者、三月以上府内に滯在する者、府内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し府内に營業所を設けて營業を爲し、又は府内に於て特定の行爲を爲す者には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し又は其の行爲に對して之を賦課す。尤も國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地家屋物件及營造物並神社寺院祠宇佛堂の用に供する建物及其の境内地、教會所・說教所の用に供する建物及其の構内地、墓地、外國政府の所有に屬する領事館及其の敷地等には府稅を課せざるものとす。府は營造物の使用に付使用料を徵收し、又特に一個人の爲にする事務に付手數料を徵收することを得るものとす。

二、府の機關及權限　府尹は府を統轄し及代表す。必要あるときは府費を以て府吏員を置くことを得。府吏員は府尹之を任免し懲戒するの權限を有す。

府の意思機關として府會及教育部會を置く。教育部會は更に之を第一教育部會及第二教育部會に分つ。府會は議長（府尹を以て之に充つ）副議長（府會に於て府會議員中より選舉す）及府會議員を以て組織し、府に關する重要な事件の議決、副議長及檢查委員の選舉、府の公益に關する意見書の提出、會議規則の設定、官廳の諮詢に對する答申該府の事務に關する書類及計算書の檢閱、事務管理、議決の

執行及出納の検査を爲すの權限を有す。

府會議員の定數は最低二十四人にして、府の人口に應じて増加し、其の任期は四年とす。府會議員は帝國臣民たる獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子にして、一年以來府住民と爲り且一年以來朝鮮總督の指定したる府稅年額五圓以上を納むる者之を選舉す。選舉權なき者、所屬道及當該府の官吏及有級吏員、判事檢事及警察官吏、小學校及普通學校の教員等の如きは府會議員たることを得ざるは他の公共團體に於けると同様とす。

第一教育部會は議長・副議長及内地人たる府會議員を以て、第二教育部會は議長・副議長及朝鮮人たる府會議員を以て之を組織す。教育部會は各特別經濟に關する重要な事件の議決、副議長又は検査委員の選舉、事務検査、意見書の提出並官廳の諮詢に對する答申を爲す等、府會と殆んど同様の權限を有す。

### 三 邑 面

邑面制は大正六年十月の發布に係り、大正九年及昭和五年の大改正を経て現行制度と爲れるものなり。

イ 邑面の區域 法人たる邑面の區域は行政區劃たる邑面の區域と同じく、邑の數は四十九、面の數は二千三百九十七なり。

ロ 邑面の事務及邑面住民の權利義務 邑面は法人にして官の監督を受け邑面の公共事務及法令に依り邑面に屬する事務を處理し、邑面内に住所を有する者を以て其の邑面住民とす。邑面住民は邑面制の

規定に依り邑面の營造物を共用する權利を有するこ共に邑面の負擔を分任する義務を有す。

八、邑面稅及使用料手數料　邑面稅は國稅たる地稅・所得稅・營業稅、地方稅たる車輛稅・特別所得稅の附加稅及特別稅として邑面内に住所を有する者、三月以上邑面内に滯在する者、邑面内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し邑面内に營業所を設けて營業を爲し、又は邑面内に於て特定の行爲を爲す者には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し、又は其の行爲に對して之を賦課す。尤も國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地家屋物件及營造物並神社、寺院、祠宇、佛堂の用に供する建物及其の境內地、教會所・說教所の用に供する建物及其の構内地には邑面稅を課せざるものこす。邑面は營造物の使用に付使用料を徵收し、又特に一個人の爲にする事務に付手數料を徵收することを得るものこす。

二、邑面の機關及權限　邑面長は邑面を統轄し之を代表するこ共に邑面の事務を擔任す。尙邑長は邑會の議決を經べき事件に付其の議案を發し其の議決を執行する權能を有す。

邑面には邑面費を以て吏員を置くことを得、邑面長は吏員を任免し且之を懲戒する權限を有す。但し副邑長及面書記・面技手の任免及懲戒處分に依る吏員の解職に關しては郡守又は島司の認可を要するものこす。

邑には意思機關として邑會を置き、面には諮詢機關として面協議會を置く。邑會は議長（邑長を以て）及邑會議員を以て組織し、邑に關する重要な事件の議決、法令に依る選舉、邑の公益に關する意見

書の提出、官廳の諮問に對する答申並に邑の事務に關する書類及計算書を檢閲し、事務の管理、議決の執行及出納の検査を爲すの權限を有す。

面協議會は議長（面長を以て）及面協議會員を以て組織し、面に關する重要な事件の諮問に應じ、面の公益に關する意見書の提出・官廳の諮問に對する答申を爲すの權限を有す。

邑會議員及面協議會員の定數は最低八人最高十四人にして、邑面の人口に應じて區分し、其の任期は府會議員同様四年とす。

邑會議員及面協議會員の選舉權は府會議員の選舉に於けると同様帝國臣民たる獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子にして、一年以來邑面住民と爲り、且一年以來朝鮮總督の指定したる邑面稅年額五圓以上を納むる者之を有し、所屬道郡島の官吏・待遇官吏・吏員及當該邑面の邑面長並に有給吏員、判事檢事及警察官吏、小學校及普通學校の教員に非ざる者にして、邑會議員又は面協議會員の選舉權を有する者は其の被選舉權を有するものとす。

**ホ** 邑面組合　邑面に於ける事務中には往々他の邑面との利害直接相關聯するものなしとせざるを以て邑面の事務の一部を共同處理せしむる爲、必要あるときは道知事は關係ある邑會及面協議會の意見を徵し、朝鮮總督の認可を受け、邑面組合を設くることを得るものとす。

#### 四 學 校 費

現行朝鮮學校費令は大正九年十月一日より之を施行し、昭和五年地方制度の改革に際し其の一部を改正

せられたり。

イ 學校費 普通學校其の他朝鮮人教育に關する費用を支辨する爲郡島に之を設け、郡守又は島司之を

管理す。

ロ 學校評議會及評議會員 學校費に關し郡守・島司の諮問に應ぜしむる爲學校評議會を設く。學校評議會は郡守又は島司及學校評議會員を以て組織し、郡守・島司を以て議長とす。學校評議會員の定員は郡島内の邑面數と同數とす。學校評議會に諮問すべき事項は歲入出豫算賦課金、使用料又は夫役現品の賦課徵收及起債に關する事項等とす。

學校評議會員は名譽職にして其の任期は四年とし、各邑面に於て朝鮮人たる邑會議員又は面協議會員之を選舉す。

ハ 事業 學校費は朝鮮人教育に關する費用を總て支辨し得るを原則とするも、郡島の財力には自ら限度あるを以て其の經營せらるべき學校の種類も又限定せられざるを得ず。現今に於ては公立普通學校の經營を普通とし、稀に實業補習學校を經營するものあり。

## 五 學 校 組 合

明治四十二年十二月統監府公布の學校組合令に依り、從來日本人會の經營せし朝鮮に於ける内地人教育に關する事務を處理することとなり、大正三年四月及昭和五年十二月本令に改正を加へたり。

イ 學校組合の設置と組合規約及組合員の權利義務 學校組合を設置せんには發起人區域（府の區域）を

定め、其の區域内に住所を有し獨立の生計を營む内地人三分の二以上の同意を得て組合規約を作り、朝鮮總督の許可を受けざるべからず。組合員は營造物を共用する權利を有するごとに同時に組合の負擔を分擔するの義務を負ふ。

□ **學校組合會議決事項** 學校組合に組合會を置く、組合會議員は之を選舉す。組合會議員は名譽職ニシ其の任期は四年にして、議員の選舉及被選舉資格は組合規約を以て之を定む。組合會の議決事項概目左の如し

(一) 組合規約を變更する事 (二) 歳入出豫算を定むる事 (三) 決算報告を認定する事 (四) 基本財產、特別基本財產及積立金穀等の設置管理及處分に關する事 (五) 不動産の管理及處分に關する事 (六) 財產及營造物の管理方法を定むる事但し法令の規定あるものは此の限に在らず (七) 法令に定むるものを除くの外使用料手數料組合費及夫役現品並其の賦課徵收に關する事 (八) 組合債に關する事 (九) 歳入出豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲し又は権利の拠棄を爲す事 (十) 組合に係る訴訟及和解に關する事

ハ **組合員の總會** 組合員の數寡少なる組合其他特別の事情ある組合に在りては組合員の總會を以て組合會に代ふることを得。組合員の總會に關しては總て組合會に關する規定を準用す。

ニ **學校組合管理者と組合吏員** 學校組合に管理者を置く。管理者は組合員中より道知事之を命じ、任期を四年ニス。管理者は名譽職たることを原則とすれども、必要に依り有給と爲すことを得。學校組合には管理者の外有給又は名譽職の吏員を置くことを得。其の任免・懲戒處分等は管理者之を

行ふ。有給の管理者及吏員に對しては組合規約の定むる所に依り退隸料・退職給與金・死じ給與金又は遺族扶助料を給することを得。名譽職たる管理者及吏員に對しては職務の爲要したる費用を辨償するの外、勤務に相當する報酬を給することを得。

ホ　學校組合の經費・組合費徵收及寄附又は補助　組合は營造物の使用に付使用料を徵收するの外、組合財產より生ずる收入其の他組合に屬する收入を以て其の經費を支出し、仍ほ不足あるときは組合費及夫役現品を賦課徵收することを得。又組合は内地人の教育に關し必要なる場合に於ては寄附又は補助を爲すことを得。

ヘ　組合の監督　學校組合の監督は第一次を都守島司、第二次を道知事、第三次は朝鮮總督す。組合規約の變更、組合の起債及其の方法、利息の定率及償還の方法を定め又は其の變更を爲すには朝鮮總督の許可を要す。而して道知事は組合管理者に對し懲戒を行ふことを得。

左記事項に付ては道知事の許可を受くるを要す。

(一) 基本財產の管理及處分に關する事 (二) 特別基本財產及積立金穀等の設置管理及處分に關する事但し積立金穀等を其の目的の爲使用する場合は此の限に在らず (三) 不動産の處分に關する事 (四) 寄附又は補助を爲す事 (五) 使用料・手數料・組合費及夫役現品の賦課徵收に關する事 (六) 一時の借入金を爲す事 (七) 繼續費を定め又は變更する事 (八) 歳入出豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲し及権利の拠棄を爲す事

### 第三節 府郡島臨時恩賜金

併合の際特に下賜せられたる臨時恩賜金三千萬圓の内一千七百三十九萬八千圓は之を府郡島に配與して永久に保存せしめ、其の利子の凡五分の三は授産に、其の五分の一・五は教育に、五分の〇・五は凶歉救濟の資に充つるの方針を以て之を道地方費に編入し事業を計畫し、若は適切なる事業に對して補助を與へ、洽く惠恤撫養の本義に副はしむることなし來りしが、大正九年一月よりは更に事業の範圍を擴張し、從來授産費に充てたる資金の一部を割きて新に社會救濟に關する事業を行ふことせり。



(合協業事会社販賣) 沈状の造製品薬箱急救設施療救恩



(郡浦金・篠京) 業作同共園桑及鐘時報の里陽加



(城京) 慢狀習實徒生部 哑盲院生濟

## 第四章 社會事業

### 第一節 罷災救助

水害・風害・火災・旱害・雹害其の他非常災害の罹災者にして救濟の必要ありと認むるものに對しては韓國併合の際朝鮮各道の府郡島に下賜せられたる府郡島臨時恩賜金一千七百三十九萬餘圓の利子の十分の一は道費凶歉救濟費(昭和八年度豫算額九萬六千八百八十八圓)及道費救恤費(昭和八年度豫算五萬四百三十三圓)を以て、一面明治四十五年明治天皇及大正二年昭憲皇太后の崩御に際し慈惠救濟の資として下賜せられたる金額三十一萬五千圓及國庫の補助に係る金額十萬圓、合計四十一萬五千圓より成る恩賜罹災救助基金の利子を以て之に充て、種穀・種苗又は材料の給與、農具の貸付及給與、被服の給與、醫藥費の給與、應急救護を行へり。因に恩賜罹災救助基金現在額は四十一萬六千百二十六圓餘にして、基金設定以來昭和七年度迄に支出したる金額は五十七萬七百二十四圓なり。更に非常の天災に際しては其の度毎に被害の程度に應じ御内帑金の御下賜ありて救恤の資に供せらる。併合以來昭和七年度迄既に二十八回に亘り、合計金額二十一萬二千四百圓に及べり。

### 第二節 賑恤救護

老幼・不具・癡疾等生業を營むこゝ能はざる者の救護賑恤に關しては恩賜賑恤資金を設定し、大正四年御大禮に際し下賜せられたる御内帑金二十萬圓、昭和二年二月御大喪に際し下賜せられたる三十四萬六千二百圓及昭和三年十一月御大禮に際し下賜せられたる三十四萬六千二百圓を基本とし、之より生ずる利子を以て（昭和八年度豫算）<sup>九萬九千七百九十六圓</sup>窮民救助を爲しつゝあり。現在被救助者一千百四十四名にして、何れも鴻恩に感泣し居れり。

行旅病者及同死人の取扱は、併合の際下賜せられたる臨時恩賜金三千萬圓分配殘額及其の預金中の利子合計二十六萬三千六百五十圓餘を以て、大正六年四月行旅病者救護資金を設定せり。

由來朝鮮に於ける行旅病者及同死人は、地方部落に於て部落民又は篤志家に於て之が救護を爲すの美風あるのみならず、其の事件發生亦多からざるを以て取扱上著しき支障を生ぜず。雖、人口稠密・往來頻繁なる都市地に於ては行旅病者又は死亡人に關する事件漸く増加し、之が救護設備の必要を感じること切なるものあるに鑑み、京城外十八箇所に就き特に其の地の宗教團體・宗教家又は篤志家を選定し、此等の者の慈善事業として救護所を設けしめ、前記資金より生ずる利子を此等事業經營の設備及維持費の一部に補助して其の發達を期しつゝあるが、已に補助したる總金額は昭和七年度迄に設備費三萬二百二十圓、維持費十五萬八千五百十七圓に達せり。其の事業成績は何れも相當良好にして所在宗教家又は篤志家に依る自治的救護の基礎漸く確立せんとする傾向に在り。因に現在基金總額は三十一萬九千九百八十七圓餘に達す。

### 第三節 福利施設

(一)公設住宅 都會地に於ける住宅拂底の實況に鑑み、其の經營を勵奨したる結果、漸次各地に之が普及を見るに至り、現在公設住宅を經營せるは京城・木浦・大邱・釜山・新義州・清津の六府及公州・海州の二邑に亘り經營戸數約五百戸あり。

(二)公設市場 食料品其の他の日用品を廉價に供給する目的を以て設置せられ、現在公設市場を經營せらるは京城・仁川・群山・木浦・大邱・釜山・馬山・平壤・元山・清津・咸興の十一府にして、市場數二十一個所、店舗數一千八百餘、一箇年の賣上高四百四十餘萬餘圓に達せり。

(三)共同宿泊所 勞働者に對し低廉にして設備良好なる宿泊所を供給し、生活の向上と産業能率の増進を圖る爲、京城府・仁川府・平壤府及釜山府に於ては共同宿泊所を經營し、尙京城府に在りては和光教園に於ても之が經營を爲せり。

(四)簡易食堂 勞働者其の他に對し簡易にして保健的な食事を低廉に供給する爲、釜山府に於て之を經營せり。

(五)共同浴場・共同洗濯場・共同理髪場 何れも低廉なる料金を以て一般者に利用せしめんとするものにして、各地に於て經營せられつゝあり。

(六)公益質屋 質制度は動産擔保の庶民金融機關として細民及小額所得者の最も廣く利用する所にして

朝鮮に於ては典當舗と稱せられ古くより之が普及を見たり。昭和二年末調査に依れば、内地人經營の質屋六百十四戸、朝鮮人經營の典當舗九百二十九戸計一千五百四十三戸を算するも此等は何れも營利を目的とするものなるを以て利用者側の蒙る不利益少からず、之が實情に鑑み、都會地に於ける下層民の經濟的保護施設として公益質屋設置の必要を認め、同四年度に於ては先づ必要差迫れる京城・釜山・木浦・大邱・平壤の五府に、昭和五年度に於ては淸津・咸興・元山・新義州・京城・平壤の六府に之が設置を爲し、尙同八年度に於ては仁川・群山・大邱・釜山・興南の五府邑に設置の計畫を以て目下進行中に屬し、國費より補助金を交付し、助成指導を爲しつゝあり。

(七) 小額生業資金 朝鮮農家總戸數の大部分を占むる小農は生産資金の融通を受くること困難なるを以て已むなく貸金業者・地主等より高歩の小口資金を借入れ一時の急を凌ぎつゝあるも、固より之に依りて生活の安定を期すべくもあらず、小農金融機關の必要洵に急なるものあり、右の如き實情に鑑み、昭和三年度より邑面をして小額生業資金の貸付事業を實行せしめ、小農者に對し低利且容易に小口の資金を融通し、以て生業を廄め、之に保護と指導を加ふる爲、部落單位により一部落三十戸内外の小農を以て勤農共濟組合を組織し、組合員の指導者として一組合に一名の勤農輔導委員を置き、勤勞主義の下に小農者の生活安定を圖りつゝありて、昭和七年度迄に實施したる資金總額は二百六十餘萬圓に及び、勤農共濟組合數は四千五百五十餘、其の組合員數は十三萬二千餘人を算せり。

#### 第四節 職業輔導

朝鮮は未だ工業殷盛ならず、労働者は農民より轉業したものなる爲、淳朴にして且其の數少かりし關係上大正六年迄は労働爭議として殆ど見るべきもの無かりしが、當時世界大戰の影響を受けて事業界は空前の好況を呈し、労働者にして物價騰貴に基く賃銀値上の要求を爲す者増加したり。又同十年以後は財界の不況に依り賃銀値下に對する反対運動の爭議を見たるも、其の多くは失敗に了り、爲に其の數を減じたりしが、同十二年に至り社會主義者の煽動等に依る階級的色彩を帶びたる争議起り、近時又労働爭議漸次増加せんとするの傾向に在り。

輓近朝鮮内に於ては產米增殖計畫に伴ふ水利開墾工事の外鐵道・河川・道路・港灣等の土木工事の増加に依り労働者の需要は激増すべき趨勢に在り、然るに朝鮮内に於ては労働者の需給狀況圓滑ならず或る地方の如きは労働者に不足を告げ支那人労働者の使役を餘儀なくせられつゝありて、一方朝鮮人の内地渡航者及滿洲移住者は毎年三萬乃至六萬人の多きに上り、労働者需給調節上面白からざる現象を呈せるを以て、本府は之が對策の一端として昭和二年二月以降労働者の移動を容易ならしむる爲就職の爲旅行する労働者の運賃割引を實施し、尙朝鮮内に於ける労働過不足の状況を調査して之が紹介事業に着手し、又一般職業紹介所とも聯絡を執り、之に依り積極的に労働者の需給を調節するの外常時釜山に職員を駐在せしめ、漫然内地渡航労働者を朝鮮内に於ける勞務需要先に紹介就職せしめて労働者の生活安定に資

せんこそを期せり。

(一) 職業紹介 現在朝鮮に於ける公益職業紹介所は、府營のもの八箇所(京城・仁川・釜山・平壤(二箇所)  
新義州・大邱・咸興、邑營のもの一箇所(宣川)私設のもの四箇所あり。

前記職業輔導機關聯し、朝鮮内職業紹介機關の充實を圖る爲、昭和三年度より公設職業紹介所に對し  
建設費五割以内經常費二割以内の國庫補助を爲し、事業を助成指導しつゝあり。

(二) 小作問題 小作紛争は大正九年全羅南道順天郡に於て其の端を發し、漸次全鮮(咸北を除く)に擴まるに  
至れり。從來當該道の官憲に於ては地主對小作人間の諒解を得しめ、相互の推讓に依りて紛議を未然  
に防止するこ共に既に發生したる紛議の調停に努力しつゝありしが、時勢の推移に伴ひ、益之が事務  
の重要なるを認め、昭和四年度より必要の地方廳に對し小作官又は小作官補を配置し、小作問題の處  
理に任せしむることこせり。小作問題は朝鮮に於ける農村社會問題なるが、朝鮮の小作慣行は永年幾  
多の變遷を經て今日に及びたるものにして、地方に依り又地主の異なるに依り或は水利灌溉の異なる  
に依り多種多様にして一概に律し難き事情に在り、此等の慣行中には土地の生産力増進並小作農の生  
活安定を妨ぐるが如きものあるのみならず、地主小作人間の情誼の如きも、時勢の變遷に鑑み等閑に  
附し難き状況にあるを以て、本府に於ては裏に小作調査委員會を設け、時勢に適合する小作制度の樹  
立に付必要なる調査を爲しつゝあり。

## 第五節 児童保護

(一) 總督府濟生院 孤児の養育及盲啞者の教育を掌るものにして、前者は養育部及附屬農場に於てし、後者は盲啞部に於てす。其の概況左の如し。

イ 養育部 京畿道楊州郡蘆海面孔德里に在り、院児は特別の事情なき限り満十二歳迄里預けミ爲し、學齡児童は公立普通學校に通學或は部内に於て教育す。部内施設も學科は普通學校の教科課程に準じ、修業年限を六箇年ミす。昭和八年十月末現在收容児は二百四十四名なり。

ロ 附屬農場 京畿道楊州郡蘆海面に在り、養育部の學科修了後身體健康にして勞働に適する者は全部農作に從事せしめつゝあり、昭和八年十月末收容児は十三名なり。

ハ 盲啞部 京城府新橋洞に在り、盲啞者に對する特種教育を爲す。其の教育は普通教育を施すの外實用方面に重きを置き、盲生には鍼灸及按摩を、啞生には洋服裁縫及鍼力細工を課せり、昭和八年十月末現在生徒百三名なり。

(二) 感化院 は不良性を帶ぶる年少者を收容して感化教育を施す機關にして、總督府に於て大正十二年十月一日より咸鏡南道文川郡明孝面松田灣元海軍防備隊に開設し、之を永興學校ミ稱せり。昭和八年九月末收容者七十六名にして内、内地人四名他は朝鮮人なり。學科は普通學校程度に依り之を課する外農業・漁業・木工の實科教授を爲し、將來自活の途を與ふることに努め居れり。

## 第六節 救療機關

總督府の施設に係る救療機關は癪患者收容を目的とする慈惠醫院を全羅南道小鹿島に置き、其の他從來の道慈惠醫院を大正十四年四月道地方費に移管し道立醫院として診療に從事せしむ。道立醫院は各道廳所在地（京畿道・慶尚）及仁川・水原・開城・公州・群山・南原・順天・濟州・安東・金泉・晉州・馬山・沙里院・義州・楚山・江界・江陵・鐵原・元山・惠山鎮・城津・會寧・間島局子街の各地に設置し、尙水原醫院出張所を利用し、平壤醫院分院を鎮南浦に設け、醫院同様診療に從事す。又國境對岸地方に於ては東間島に在る朝鮮人の救療を目的とする在龍井村間島醫院・局子街醫院の外、頭道溝及百草溝等には信用ある開業醫に救療を囑託し、僻陬地在住朝鮮人及鴨綠江對岸地方に於ける朝鮮人に對しては道立醫院に於て巡回診療を施行し、璦春地方に於ても亦同地の信用ある開業醫に救療を委託し、以て朝鮮人救療の途を講ぜり。

- イ 診療の成績 併合以來昭和七年十二月末迄各醫院に於て取扱ひたる總患者數は二千六百四十七萬八千九百五十六人にして、其の延人員實に五千二百三十五萬四千二百二十八人の多きに上れり。
- ロ 巡回診療 従來慈惠醫院に於て施行せる巡回診療は大正十四年四月道地方費に移管後も引續き道立醫院に於て施行しつゝあり、巡回診療開始後昭和七年迄の總患者數人員百七萬六千四百三十四人、延人員四百七十二萬八千七百五十八人を算せり。

尙京城帝國大學醫學部附屬醫院、大邱平壤及咸興道立醫院に於ては内鮮人助産婦看護婦を養成し、卒業者の大多數は官公私立醫院等に就職し、いづれも相當の信賴を受けつゝあり、其の入學者の資格は小學校卒業程度とし、内鮮人を共收し、教育期間は二箇年、其期間中毎月金十八圓の手當を支給せり。

八 恩賜救療施設 昭和七年八月農山漁村民の救療の資として向後三箇年間毎年七萬五千圓宛、御内帑金下賜せらるる趣御沙汰を拜したるを以て、昭和七年度に在りては右御下賜金の外更に八萬千二百四十七圓を國庫より支出し、計十五萬六千二百四十七圓にて恩賜救療施設を實施し、昭和七年十月一日を期し醫療機關の設備なき地方二千百十二面には十五種の薬品延五百人分を包容せる救急箱を各面平均二個の割合を以て設置し、醫療機關の設備ある府邑面には四萬一千五百圓に相當する診療券を配付し、官公私立病院開業醫等にて診療を受くるの途を講じ、尙右に依る能はざる重症患者に對しては特に入院料を交付し、入院治療に依り徹底的救療を受けしむることとし、所要經費二萬一千四十圓を計上し、就れも醫療の資に窮せるものを救療しつゝあるが、鴻大なる 皇恩に浴せる民衆は只管本施設の惠澤に感激しつゝあり。

## 第七節 社會教化

### (一) 地方改良

イ 優良部落助成 各道に於ける部落又は地方改良團體中地方教化・農村振興に貢獻し其の成績優良

にして特に模範とするに足るものを探査し、其の發達を促す爲助成金を交付しつゝあり、昭和二年  
度以降同七年度までに二百四團體を助成せり。

口 勤儉貯蓄の獎勵 農閑期を利用し、筵・繩・呴・草鞋の製作及布穀・養蠶・養鷄に從事せしめ、

又冠婚喪祭の費用其他の冗費を節して之を貯蓄せしめたるに、效果見るべきものあり。

ハ 篤志者の表彰 大正三年以降而長・府面吏員・學校組合吏員又は水利組合吏員中成績優良にして  
他の模範すべき者及產業・土木・教育・救濟其他公共事業に功勞を有し地方の儀表たるに足る  
篤行者に就き、本府に於て之を表彰すると共に各道知事をして表彰せしめ、以て地方民心の作興に  
資せしめつゝあり。

(二) 鄉校財產 鄉校財產は地方に於ける文廟の祭祀及經學を講明する爲、主として地方儒林よりの鳩財  
及政府より特に下付せられたるもの等より成り、公共的性質を有して殆ど不動産に屬す。現行郷校財  
產管理規程は専ら文廟の維持・社會教化事業の施設に使用し、府尹・郡守・島司をして管理せしむる  
も、其の使途に關しては儒林中より選出せる掌議の意見を聽きて定めしむることこし、儒林をして進  
んで儒道の本義を闡明して社會教化に努力するの氣運を養ひ、以て民風作興に資せんことを期せり。

(三)

イ 青少年の指導 朝鮮に於ける青年團體は現在約一千五百、團員數約十萬五千人にして、内地人團  
體約百七十、團員數約七千二百人、朝鮮人團體約一千三百、團員數約九萬六千人、内鮮人合同團體

約三十、團員數約一千六百人なり。内地人側青年團體は其の形式・事業・目的等内地の青年團に擇ぶ所なしこ雖、朝鮮人側のものに在りては從來民族主義又は社會主義の思想に感染し、徒に蠢動して社會各方面に害毒を流し、遂に警察官憲の忌諱に觸るるもの多く、斯くては青年團體本來の使命に副はざるのみならず、社會政策上より見るも將又一般民衆の思想善導上より見るも適當ならざるを以て寧ろ之が積極的指導を圖り、内容堅實なるものを一層善導誘掖して社會奉仕・地方開發等の方面に活動せしめんことを期し、之が具體の方策を樹立し着々實行中なり。

口 巡回講演 社會教化に關する講演の爲、斯道に關し學識經驗ある人士を囑託して各道を巡回せしめ、思想善導・民風作興・生活改善・勤儉貯蓄の獎勵・民力涵養等に資しめつゝあり。

ハ 鄉約の復興助成 李朝の中葉李栗谷・李退溪等の碩學鴻儒の力に依り廣く行はれたる鄉約なる社會制度は元來支那宋代の制度を移したるものなれども、民風改善・相互扶助等を目的とするものにして、よく一般の人心を支配し、效果少なからざるものありしに鑑み、之を復興助成し、更に時代に即したる施設を加味し、之が普及を獎勵することせり。

ニ 婦人の教養施設獎勵 青少年の教化・生活改善等は一家の主婦たる婦人の力に俟つ所大なるに拘らず、一般に朝鮮婦人は教養の程度未だ十分ならざるものあるを以て、其の教養施設の普及獎勵を講じ、一面婦人の社會的地位の向上を期するこ同時に、彼等の自覺を喚起することに努めつゝあり。

ホ バンフレットの刊行 社會教化の一助として適切なるバンフレットを隨時刊行して、各種團體及

一般に頒布す。

◆  
體育運動の獎勵 體育運動に依りて青少年の心身を鍛練し、明朗快活なる情操を養ふことを期し、其の施設に對し補助金を交付することせり。

ト 活動寫眞 最も平易に而も多數人に朝鮮を理解せしむるには活動寫眞を利用する捷徑とし、大正九年度より本府に活動寫眞班を設置して朝鮮に於ける諸般の施設・產業・教育・社會事業等の一斑を映畫に作製し、之を内地等に於て公開し、専ら朝鮮紹介に努め、一面内地の風光・文物其他模範とするべき事物を映畫に依りて朝鮮に紹介し、以て母國に對する親しみと信賴の念を喚起せしめ、尙機會ある毎に朝鮮統治の概況を廣く海外に紹介しつゝあるが、映畫は教化方面に最も有效の施設なるを以て、益此の方面に利用することに努めつゝあり。

## 第八節 經 學 院

經學院は朝鮮總督監督の下に經學を講じ、風教德化を扶くるを以て其の目的と爲し、曩に下賜せられたる臨時恩賜金二十五萬圓を基金とし、其の利子を以て之が維持に充つるの外、毎年總督府より九千餘圓を補助することせり。本院には大提學・副提學・司成・直員等の職員を置きて院務を處理せしめ、又各道より碩學高徳の耆宿を擧げて講士と爲し、毎年春秋二回文廟に於て釋奠を嚴修し、尙大正十一年度

より東西兩廳及啓聖祠の祭典を復活せり。本院の事業は月次講演會を開き、或は職員を地方に派遣して臨時講演會を催し、毎年經學院雜誌を發刊して汎く之を頒布し、各道に於ける講士は時々道内各地を巡講する等、常に施政の方針に順應し、彝倫の扶持・人心の啓發に努めつゝあり。

### 第九節 明 倫 學 院

儒學に関する教授を爲し併せて人格を陶冶するを目的とし、昭和五年二月二十六日府令一三號を以て經學院に明倫學院を併置し、之を地方鄉校財產寄附金を以て維持することとし、同年五月開院せり。本院は修業年限三年とし、必要に應じて隨時講習會を開催し、一般に對して一層儒學の普及振興を期することとせり。生徒定數を六十名とし、儒林子弟にして道知事の推薦せる者の中より詮衡す。正科の教科目は儒學及儒學史・國語・東洋哲學・漢文學及公民科等とし、講師として京城帝國大學教授其の他朝鮮内に於ける碩儒十餘名を嘱託す。

### 第十節 圖 書 館

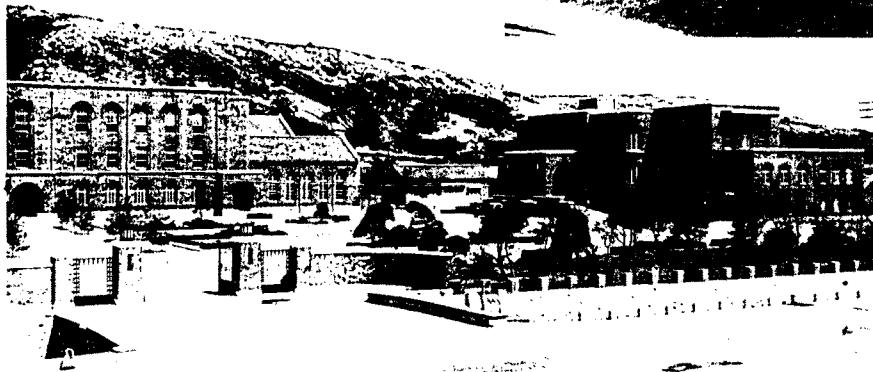
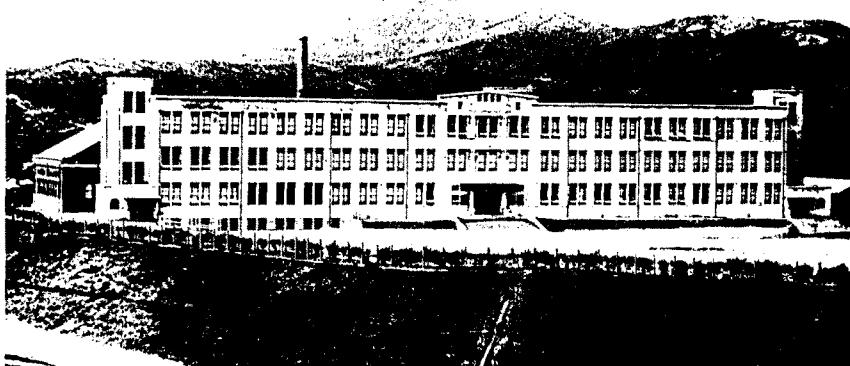
圖書館は社會教育上最も重要な機關なるを以て、本府に於ては從來之が實現に努めたりしが、大正十二年十一月總督府圖書館官制の公布あり。爾來銳意開館準備に着手せるが、速に公開民衆の教化に資せんが爲先づ新書の分類整理を急ぎ、同十四年三月完成を告げたるを以て四月より開館せり。尙同十五年

四月婦人閱覽室・特別閱覽室・調査室等を開設し、更に昭和六年巡回文庫、同七年大衆文庫を創始せり。藏書數は十三萬五千八百三十八冊にして、閱覽者平均一箇月萬二萬二千餘人の多きに達し、漸次増加の趨勢に在り、蓋し社會教育上齋す效果少からざるを信ず。將來圖書の蒐集保存に努め古書部及洋書部の二部を公開すると共に、極力内部の充實を圖り、一面名士學者等を招聘して時々講演會を開催し、以て民衆の教化を期せんこす。この外公私立圖書館約五十を算す。



京城職業学校の生徒実習

京 城 高 等 小 學 校



京 城 帝 國 大 學

## 第五章 教育

從來朝鮮に於ける内地人と朝鮮人との教育は其の系統を異にしたるも、時勢の進歩は此の差別を撤廃するの必要を認め、即ち普通教育に在りては國語を常用する者(主として内地人)と國語を常用せざる者(主として朝鮮人)との二種に分つも、特別の事情ある場合は相互に其の入學を認むるの途を開き、實業教育・専門教育・大學教育及師範教育に在りては内鮮人の共學を原則とし、新に教育系統を立て之を統一するに至れり。

### 第一節 普通教育

一 國語を常用する者の教育 朝鮮に於て國語を常用する者(主として内地人)の教育は明治十年釜山に於て小學程度の學校を設立せるを嚆矢とし、其の後各地に學校の増設を見、明治四十三年總督府設置當時に於ては其の數既に百二十に達したり。而して其の前年統監府は小學校規則を公布し、同四十三年三月中學校官制及中學校規則を公布し、併合の後總督府は更に同四十五年三月に於て公立小學校、高等女學校、實業專修學校及簡易實業專修學校官制並諸學校規則を公布し、大正十一年二月に至り新に朝鮮教育令の公布を見る共に國語を常用する者の普通教育は小學校令、中學校令及高等女學校令に依るを原則とし、内地に於ける教育と何等の差別なく、修業年限教科課程及編制等も亦略内地と同一にして互に入學轉學の聯絡を保たしめ、又特別の事情ある場合には國語を常用せざる者(主として朝鮮人)の入學を認

むることござり。

	學 校 數	職 員 數	生 徒 數
官 立 小 學 校	二	一九	六〇九
公 立 小 學 校	四七七	二、二四八	七八、七八八
公 立 中 學 校	一一	二八五	六、三四七
公 立 高 等 女 學 校	二四	四〇一	九、二二〇
私 立 高 等 女 學 校	一	一二	三三八

二 國語を常用せざる者の教育 古來朝鮮の教育は儒學を主とし科舉に登第するを以て唯一の目的とし京城に成均館及四學ありて一國の最高學府とし、各府郡に鄉校、各所に書堂ありて教育の機關と爲せり。然るに明治二十七年科舉の制を廢し、翌二十八年新に教育制度を定めて小學校及中學校に關する規定を設け、又師範學校及外國語學校を設置したりしも、此等は悉く日本の制度を模倣したるものにして、當時の民度に適合せざりしのみならず、其の運用も亦宜きを得ざりしを以て效果見るに足るものなかりき。既にして同三十七年日韓協約の結果學部に内地人參與官を置きて教育の刷新を講じ、統監府の開かるゝや其の指導の下に法令の改廢を行ひ、普通學校・高等學校・高等女學校を増設して内地人教員を配置し、新に教科書を編纂して教育上の新生面を開き、併合と同時に總督府に於ては各般に亘りて制度の改革を行ひしも、教育事業は國家百年の大計なるを以て、時勢の趨向民度の實際を考察して慎重の研究を重ねるの必要上暫く從來の制度を存續し、同四十四年八月初て朝鮮教育令を發布

し、同年十月各學校官制及規則を公布し、爾來之に據りて朝鮮人教育を行ひしも、時勢の進歩と向學心の旺盛とは再び其の改正を要するに至り、大正九年十一月一部の改正を行ひ。普通學校の修業年限は六箇年を以て原則とし、高等普通學校に二箇年以内の補習科を置くことを得しめ、更に教育調査會の決議に基き、同十二年二月朝鮮教育令を公布して學制全般に亘りて大刷新を行ふと共に、新に朝鮮總督府諸學校官制、朝鮮公立學校官制並普通學校・高等普通學校・女子高等普通學校の各規程を制定し、又特別の事情ある場合に於ては朝鮮人にして小學校・中學校・高等女學校に入學し得るを同じく、内地人にして普通學校・高等普通學校・女子高等普通學校に入學するを得しめ、一視同仁の聖旨に依りて内鮮人の差別教育を撤廢するを本旨とするに至れり。然れども内地人と朝鮮人とは風俗習慣自ら其の趣を異にするものあるを以て、國語を常用せざる者（朝鮮人）の教育に於ては此等の事情に鑑みて教科目其他に若干の特例を設け、大に教育機關の擴張を圖りたる結果、併合當時に於ては公立普通學校の數僅に一百に過ぎざりしも今や二千十五校に上り、五十三萬四千五百八十五人の生徒を有するに至れり。而して此等の學校は從來併合の際下賜せられたる臨時恩賜金利子を基礎として國庫及地方費の補助、基本財產收入、授業料等を以て其の維持に充當せられ、尙必要ある場合は設立區域内に於ける朝鮮人に經費の負擔を爲さしめしも、學校の増設及修業年限の延長に伴ふ負擔關係を整理するの必要を認め、學制の一部改正と共に朝鮮學校費令を制定して大正九年十月より之を施行せり。

第五章 教育

六二

	學 校 數	職 員 數	生 徒 數
官立普通學校	二	二〇	六九〇
公立普通學校	二、〇一五	九、八一〇	五三四、五八五
公立高等普通學校	一五	三四八	七、四四〇
公立女子高等普通學校	七	一〇二	一、九四三
私立普通學校	八三	五一四	二六、六四五
私立高等普通學校	一一	二二五	六、一七〇
私立女子高等普通學校	一〇	一六九	三、二三六

三

書堂。書堂は古來朝鮮に於ける少年子弟唯一の教育機關にして、一洞又は個人或は教師自らの設立に係り、極めて不完全なる教育を施せるも、其の數各道に亘りて頗る多く、遂に廢止する能はざる事情あるを以て、弊害なき限り之を存置し來れり。然れども近來普通學校の普及に伴ひ往々普通學科を其の教科に加ふるものあるに至り、大正七年書堂規則を發布し、更に昭和四年之が改正を行ひ、當事者をして書堂の名稱・位置・學童數・維持方法・教授事項及教科用圖書等に關する事項を具し、道知事の認可を受けしめ、以て其の監督及指導に努めつゝあり。昭和八年三月末書堂數八千六百三十、教員數九千七人、生徒數十四萬二千六百六十八人人あり。

四

幼稚園。幼稚園は昭和七年五月末に於ける公私立併せて園數二百六十九、兒童數一萬三千百二十一人なり。

## 第二節 實業教育及專門教育

實業及專門教育は併合以前既に二三の商業學校並農業學校等あり、其の公立に屬するものは内地に於ける同程度の學校に準據して別に法令の規定なかりしも、明治四十四年十月始めて朝鮮人教育に關する實業學校規則及朝鮮公立實業學校官制を公布し、次で四十五年三月内地人教育の爲、朝鮮公立實業學校官制並朝鮮公立實業專修學校及朝鮮公立簡易實業專修學校規則の發布を見、大正十一年二月新教育令の公布と共に實業教育・專門教育は内鮮人の共學を原則とし、實業學校は實業學校令及文部省令の當該規程に準據し、專門教育は專門學校令に依ることとせり。

近來普通教育の普及に伴うて實業及專門の教育亦勃興し、其の教育機關たる諸學校は大正十一年四月新教育令の實施以來入學資格・修業年限・學科程度等全く内地に於ける專門學校と異なる所なし。

	校 數	員 數	生 徒 數
官 立 專 門 學 校	五	二二三	一、一八八
私 立 專 門 學 校	八	二九一	二、〇七一
官 立 實 業 學 校	一	二一	一八二
公 立 農 業 (農林、農藝) 學 校	二七	二九二	五、六〇九
公 立 商 業 (商工) 學 校	一六	二五三	五、五二二
私 立 商 業 學 校	四	七六	二、二〇七
公 立 水 產 學 校	三三	二二八	六三

## 第五章 教育

公立職業學校	學校數	職員數	生徒數	六四
私立職業學校	二	三二	五三〇	
官立實業補習學校	一	二八	一〇二八	
公立實業補習學校	一〇三	二九	二五	
私立實業補習學校	三	二一九	四〇四六	
		一三	二六四	

### 第三節 大學教育及其の豫備教育

大正十一年二月勅令第十九號を以て朝鮮教育令に始めて朝鮮に於ける大學教育に關する要綱を定められ大學教育及其の豫備教育は内地の大學令に依り同令中文部大臣の職務は朝鮮總督之を行ふこととなり、京城に綜合制の官立大學を設置し、差當り法文學部及醫學部を置き同十五年度より開設し、其の豫備教育としては修業年限二年の豫科を附置し、同十三年度より開設せり。大學の組織内容は共に内地に於ける帝國大學と殆ど同様にして、内鮮人共學なるも、各學部に於て其の特長を發揮すべき使命あるを以て、法文學部に於ては朝鮮の法律制度・經濟及言語・文學・思想・信仰・風俗習慣・美術・歴史等に關する研究を爲し、其の他社會百般の事象に關し特に其の推移變遷に留意して之が研究に努め、又醫學部に於ては朝鮮特殊の疾病藥物等の研究に關し、大に其の特色を發揮せんこす。

昭和八年五月末大學職員五百七人、生徒六百九人、豫科職員二十三人生徒三百十四人なり。

## 第四節 師範教育

師範教育は内鮮人共學を本體とせり。而して本教育は從來の朝鮮の現狀に鑑みて内地に比し少しく入學資格を低下し、修業年限を延長する等、特種の施設を爲し、又他の教育機關に於ては公共團體及私人の設立經營を認むるも師範學校は官立の外道費の經營に限りて之が設立を認むるの規定なるが、昭和四年四月その制度改善の爲朝鮮教育令の改正と共に師範學校は當分官立とするの方針を定め、同四年六月大邱及平壤に官立師範學校を設置し、各道地方費立師範學校は何れも同六年三月限廢止したり。同八年五月末官立師範學校三、職員百三人、生徒一千八百九十一人あり。

## 第五節 在内地朝鮮學生

内地に於て勉學する朝鮮學生は三千三百六十八名（昭和七年未現在）にして、内九名は總督府に於て指名せる給費學生に屬し、之を地方別にすれば、東京在學者二千二百四十二名、地方在學者一千百二十六名なり。私費學生中最多數を占むるは上級學校入學の爲準備教育を受くる者及私立大學専門部及其他に於て法政經濟等を修むる者にして、給費學生は朝鮮に於ける中等程度以上の學校卒業生中品行方正・學力優秀・身體健全なる者を選抜し、之に對し官費を以て内地に於て學習を必要とする學術技藝を履修せしめつゝあるも、鮮内各種教育機關の整備と豫算の關係等により昭和五年度以降比年給費生數を漸減

しつゝあり。學資給與額は一人に對する給與年額六百五十圓以内とし、此の外尙旅費・治療費等をも給し來りしも、大正十一年度よりは一人に對する給與年額を三百六十圓以内に減じ、給費人員を増加するここにせり。在内地朝鮮學生の保護監督に關しては從來東京に朝鮮留學生監督を置きて之に當らしめたるしも、大正九年十一月從前の留學生規程は之を廢止し、且留學生なる名稱を改めて在内地朝鮮學生と稱し、同年度よりは事業を擧げて東洋協會に委託し、之に必要なる經費を補助することにせり。而して同會に朝鮮學生督學部を設けて之に當らしめしが、更に其の後右朝鮮學生保護監督の事業は之を朝鮮教育會の事業に移し、督學部の名稱は之を獎學部と改めたり。在内地朝鮮學生の卒業後に於ける歸還者の就職に關しては可及的便宜を與へ、各方面に對し斡旋就職せしむる方針を以て無爲徒食の者ながらしめんことを期せり。

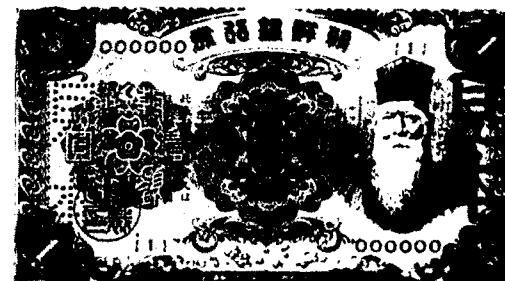
## 第六節 朝鮮美術展覽會

朝鮮美術展覽會は大正十一年六月之が第一回を京城に於て開催せしが、爾來年と共に隆盛に向ひ、第十二回展覽會は昭和八年五月京城に於て開催し出品總數一千百五十點に達し、中入選東洋畫五十八點、西洋畫二百二十六點、工藝品三十七點、特選東洋畫七點、西洋畫十一點、工藝品三點を出し、會期中觀覽者總數一萬八千二百十人に及べり。想ふに回を重ねるに從ひ朝鮮美術の發展を促進し、社會文化の發達を裨益する所少なからざるべし。

六六一

(城京) 會 協 合 組 融 金 鮮 朝





券 行 銀 鮮 朝

## 第六章 財政及經濟

### 第一節 財政

#### 一歲計

韓國政府時代の財政は紊亂の極に達し、明治三十七年十月財政顧問の設置あり、銳意刷新を圖りしも、積弊の致す所容易に掃清する能はず、後統監府設置せられ、同四十年に於て日韓協約の結果、行政各部の擴張、各種事業の發展に伴ひ歳出著しき增加の傾向を來たし、到底其の支出を辨じ難きを以て、帝國政府は同年度以降同四十五年度に至るまで六箇年度内に總計一千九百六十八萬二千六百二十三圓を無利子舞期限を以て貸付したり。然れども併合當時に於ては經常歳入を以て到底豫期の施設を爲すこそ能はざるに因り、同四十四年以降中央政府の一般會計より一千二百三十五萬圓の補充を仰ぎて應急の策を講じ、爾後經費を節約し、大正二年度には該補充金中より二百三十五萬圓を減じ、更に同三年度以降五箇年を期し朝鮮特別會計の獨立計畫を實行せんが爲、一方に於て諸般制度の整理を行ひ行政費を節約し、他方に於ては産業獎勵の必要上確實なる財源を求むる爲諸稅の增徵並新設を行ひ、同八年度に於ては全く中央政府の補充を仰がざることこしたるも、警察制度の改革其の他諸般行政の刷新に伴ひ、再び補充金を要するに至り、同九年度に一千萬圓、同十年度に一千五百萬圓、同十一年度に一千五百六十萬圓、同十二年度に一千五百萬圓、同十三年度には豫算踏襲の爲前年度と同額、十四年度及大正十五昭和元年度に於ては災害

費の財源を含み、前者に於て千六百五十五萬四千五百二十九圓、後者に於て千九百四十四萬五千四百七十一圓、昭和二年度同三年度、四年度五年度及六年度に於ては各千五百萬圓、七年度及八年度に於ては千二百五十萬圓の補充を受くるに至れり。

## 朝鮮總督府特別會計歲入歲出

年 度	歲 入			歲 出		
	經 常	臨 時	合 計	經 常	臨 時	合 計
昭和二年	一空、七七、八空	四	三一〇、九一〇、一二	一空、八七九、九〇九	六〇、〇三〇、三〇三	三〇、九一〇、一二
三年度	二九、八四、〇元	四三、九〇二、空	三三、七六、九九	六一、八七三、二八一	六〇、八七三、九九	三三、七七、九九
四年度	一空、九三、〇〇三	五〇、八七九、八〇〇	二六、八三、八四三	一六、五九八、六四	九〇、三九四、一九九	三六、五三、六三
五年度	二〇三、〇九七、四〇	三七、六七一、二〇三	三三、七三、六三	一六六、空三、八三七	五三、〇九六、九九	三三、七三九、六三
六年度	二〇六、三一、五九	三一、六〇一、〇〇	三八、九三、六二七	一六六、六八、四八三	五三、五九三、一九九	三三、九三、六七
七年度	一七九、五九六、九八	三九、五九五、六三	三九、二三、九七一	一空三、五九八、四〇三	五三、五九四、二九九	三九、二三、九七一
八年度	一八、四八一、五七六	四七、四五六、八〇六	三三、九三、五九四	一七〇、〇九七、二九六	六一、八一、〇六	三一、九三、五九四

## 二 國 債

明治四十四年以降道路修築・海關工事並に鐵道建設及改良等、朝鮮の開發に必要なる繼續事業費は朝鮮の一般歲入を以て支辨するの餘裕なかりしを以て、此等財源は總て公債若は借入金に依ることとし、明治四十四年三月朝鮮事業公債法公布せらる。而して之が整理に關しては前記公債法と同時に朝鮮事業公

債金特別會計法公布せられ之に據つて國債を整理し來れるが、大正八年三月事業公債金特別會計法の公布に伴ひ朝鮮事業公債金特別會計法は廢止せられたり。而して總督府特別會計の負擔に屬する公債の發行及借入金の限度額は前記公債法に依りて當初五千六百萬圓に限定せられたるが、其の後事業の進捗計畫の變更に伴ひ經費の増加を要するものあり、限度額を九回に亘り擴張し六億三百七十萬圓に増大せり國債の償還は大正十一年度以降行はれざりしが、昭和五年度以降政府の豫算編成方針に基き總督府特別會計に於ても國債償還資金を國債整理基金特別會計に繰入れ、以て所屬國債の償還に充つるに至れり。

### 三 租 稅

#### 内 國 稅

イ 地稅 本稅は朝鮮現行内國稅の首位を占め、昭和七年度收入豫算額千五百五十一萬一千百十七圓を算し、内國稅收入豫算額四千百五十三萬三千六百七十四圓の約三割八分に當れり。本稅は地稅令に依り田(畠)畠(田)塙(宅)池沼・雜種地及有料借地たる社寺地に之を課し、土地臺帳に登錄したる土地所有者・質權者・質の性質を有する典當權者(質權者に當る)又は地上權者より徵收し、土地の收益を標準として其の千分の十七を課し、納期は第一期を十二月一日より同二十八日限、第二期を翌年二月一日より同月末日限とする。但し一邑面(邑面は町に當る)に於ける同一納稅義務者の地稅年額二圓以下なるときは第一期に於て其の全額を徵收せり。

## 道別課稅地段別地價地稅額納稅人員

昭和八年一月一日現在

道 區 分 名	段						別 合 計	地 價 地 稅	納 稅 人 員
	田(畠)	畠(田)	墳(塚)	池沼	雜種 地	社寺			
京畿道	二八、四〇	二〇、七〇	一五、三六	六、九〇	三、九〇	〇	四〇、四六	二四、四八、七九	一、九五、二九
忠清北道	八五、六六	七〇、四〇	六、四〇	八、五	五	一	六、六九	六、五五、八三	七九、一九九
忠清南道	八一、八四	一六〇、三〇	二、〇六	三、三〇	〇	三	五、五五	九、三一、〇三	一七七、四二
全羅北道	六六、五〇	一六、五〇	九、七五	一〇、一〇	一、一七	一	三、五五	八九、九〇、八九	三九、七三
全羅南道	二〇〇、二一七	二〇、一〇一	一六、三一〇	一〇、一〇一	一、一七	一	四、四六	一八、六一、〇〇	一、五八、四五
慶尚北道	一八八、三三	一五、四〇	一四、六三	三、四	一	一	三九、〇〇	一五、一〇、六五	二、五六、三四
慶尚南道	一〇〇、五八	一四、〇〇	一一、六六	二九、七〇	一	一	五三、七七	一六、七八、五三	五六、三六
黃海道	四〇四、三六	一三、〇四	一三、〇四	七、八	一	一	五五、三八	六、〇〇、一五	六四、四二
平安南道	三三、一八	七、一七	八、六九	九、四	一	一	四〇、七	三七、八九、五七	四九、一七六
平安北道	三〇、三一〇	八、〇七	八、三〇	〇、一三八	一	一	四三、七七	二九、九〇、三一〇	三〇、四七
江原道	三五、三九	六、三四	八、三九	六、三五	〇	一	三六、三四	三一、八六、二〇一	五〇、一〇、二一
咸鏡南道	三四、七三	五〇、七三	八、〇九	三、七七	一	一	三六、三三	三〇、七九、六六	三九、九四
咸鏡北道	一九、五〇	一三、一九八	三、四六	五、一三	一	一	三三、三七	九、七六、三三	一〇、五三
合計	二、七三、九〇	一、六〇、四〇三	一三、四九	一、〇三、三三	九、六	〇	〇、五四、八六	九三、一五七、三一	一五、九三、六七四

備考 (一) 地稅は道別地價の合計額に税率を乗じ算出せり (二) 段別は町位未満地價及地稅は圓位未満を切捨てたるに付合計額に於て符合せず (三) 〇は單位未満のものとす

口 所得稅 本稅は朝鮮所得稅令に依り（二）朝鮮に本店又は主たる事務所を有する法人（二）所得稅法施行地、臺灣關東州又は樺太以外に本店又は主たる事務所を有する法人にして朝鮮内に資産又は營業を有するときは其の資産又は營業より生ずる所得に付其の法人に之を賦課し、其の課稅標準・稅率・課稅方法等は概ね内地に於ける法人所得稅と異ならず、昭和八年度に於ける本稅の收入豫算額は八十萬一千三百十一圓なり。

八 營業稅 本稅は朝鮮營業稅令に依り朝鮮に營業場を有し、左に掲ぐる營業を爲す者に之を賦課す。

一 物品販賣業（動植物其の他普通に物品と稱せざるもの販賣を含む）

二 銀 行 業 三 保 險 業 四 無 盡 業 五 金 錢 貸 付 業

六 物品貸付業（動植物其の他普通に物品と稱せざるもの貸付を含む）

七 製 造 業（物品の加工修理を含む）

九 運 送 業 十 運 送 取 扱 業

業を含む） 十一 請 負 業

夫 寫 員 業

九 料 理 店 業

七 問 屋 業

八 酒 信 託 業

八 瓦斯供給業、電氣供給業

九 倉 庫 業

十 鐵 道 業（軌道

業を含む）

十一 印 刷 業

十二 出 版 業

十三 大 旅 人 宿 業（下宿を含み木賃宿を含まず）

十四 代 理 業

十五 仲 立 業

本稅の昭和七年度に於ける收入豫算額は百十八萬七千七十四圓なり、而して本稅は左の課稅標準及稅率に依り之を課し、納期は第一期を五月一日より同月三十一日限第二期を十一月一日より同月三十日限とす

第六章 財政及經濟

物	品	業	營業稅課
金	錢	業	
保	品	業	
銀	販	業	
物	賣	業	
製	行	業	
運	業	業	
送	業	業	
業	業	業	
印	業	業	
刷	業	業	
業	業	業	
出	業	業	
版	業	業	
業	業	業	
寫	業	業	
真	業	業	
業	業	業	
瓦	業	業	
斯	業	業	
供	業	業	
給	業	業	
業	業	業	
電	業	業	
氣	業	業	
供	業	業	
給	業	業	
業	業	業	
負	業	業	
道	業	業	
庫	業	業	

請收收收收收收無資保資社預資賣  
負入入入入入盡本險本及本債  
金金金金金金掛借金  
額額額額額額料金入  
額額額額額額金額額

席	旅	人	宿	店	業	收	入	金	額	萬	分	の	六	十	七
運	送	取	扱			收	入	金	額	萬	分	の	四	十	七
仲	周	旋	業	業	業	報	債	金	額	千	分	の	七		
立	立	業	業	業	業	報	債	金	額	千	分	の	十		
業	業	業	業	業	業	業	業	業	業						

物品販賣業中穀類・肥料・鹽・煙草・石炭・薪炭・白綿絲・白綿布・石油・砂糖及麥粉の卸賣に對しては乙の稅率を、其の小賣に對しては甲の稅率を、其の他の物品の卸賣に對しては丙の稅率を、其の小賣に對しては乙の稅率を適用す。但し穀類の卸賣を爲す者に販賣する穀類の卸賣に對しては甲の稅率を適用す。

製造業中の糸摺又は精米に對しては甲の稅率を、製粉・製絲・織棉・製油・紡績又は製材に對しては乙の稅率を其の他に對しては丙の稅率を適用す。

## 二 資本利子稅

本稅は朝鮮資本利子稅令に依り朝鮮に於て資本利子の支拂を受くる者に對し、其の支拂を受くる公債又は社債の利子に付之を賦課するものにして、稅率は資本利子金額の百分の二二・七セリ。昭和八年度に於ける本稅の收入豫算額は三十三萬二千八百七十四圓なり。

## 木 取引所稅

本稅は會員組織に非ざる取引所に課する取引所稅と取引所の會員又は取引員に課する取引稅と總稱したものにして、朝鮮取引所稅令（昭和六年十月一部改正、同七年一月一日より改正稅令施行）に依り之を賦課し、取引所稅は賣買手數料收入金額の百分の十、取引稅は取引所の清算市場に於ける賣買取引の賣買各約定金高を課稅標準として左記の區分に依り之を賦課するものとす。

### 第一種 地方債證券又は社債券の賣買取引

甲 七日以内の期限を以て履行期と爲すべき取引に屬するもの

萬分の〇・六

乙 其の他のもの

萬分の〇・八

第二種 有價證券の賣買取引

甲 七日以内の期限を以て履行期と爲すべき取引に屬するもの

萬分の一・五

乙 其の他のもの

第三種 商品の賣買取引

甲 銘柄又は等級別に相對賣買の方法に依りて行ひ、履行期に於てのみ差金の授受に依りて決済  
を爲し得る取引に屬するもの

萬分の一

乙 其の他のもの

萬分の二

昭和七年度に於ける本稅（取引稅）の收入豫算額は六十萬一千百二十四圓なり。

ヘ 鎌稅 本稅は鎌產稅及鎌區稅の二者を總稱したものにして、朝鮮鎌業令に依り鎌業權者に之を賦  
課し、鎌產稅は鎌產物の價格百分の一の割合を以て之を課し（金鎌・銀鎌・鉛鎌・鐵鎌・砂金及砂鎌  
に限り鎌產稅を課せざるものとす）鎌區稅は鎌區千坪又は河床延長一町毎に一年六十錢を課す（千坪  
又は一町未滿の端數は之を千坪又は一町として計算す）但し鎌區の分合に因る場合を除く外鎌業權設  
定の登録ありたる月より起算して三年間は上記の半額とす。昭和八年度に於ける本稅の收入豫算額は  
六十八萬一千百九十六圓なり。

ト 登録税 本税は朝鮮登録税令に依りて（一）不動産に關する登記を受くるとき（二）船舶に關する登記を受くるとき（三）船籍の登記を受くるとき（四）海員の身分に關する登記を受くるとき（五）工場財團登記簿・礦業財團登記簿・鐵道抵當原簿及軌道抵當原簿に登記を受くるとき（六）商事會社其の他營利を目的とする法人が登記を受くるとき（七）商號の設定・支配人の選任等に付登記を受くるとき（八）法人の合併に因る不動産又は船舶に關する權利の取得に付登記を受くるとき（九）礦業權に關し礦業原簿に登記を受くるとき（十）漁業權に關し漁業權原簿に登記を受くるとき等に於て申請人より納付すべきものと爲せり。其の内主たる不動産に關する登記を受くる者に對しては左記の區別に従ひ之を賦課するものとす。

- 一 相續に因る所有權の取得は不動産價格の千分の七
- 二 贈與・遺贈其の他無償名義に因る所有權の取得は不動産價格の千分の三十八
- 三 前各號以外の原因に因る所有權の取得は不動産價格の千分の三十三
- 四 所有權保存は不動產價格の千分の五
- 五 共有物の分割は分割に因りて受くる不動產價格の千分の五
- 六 地上權・永小作權又は賃借權の取得は存續期間十年以下は不動產價格の千分の一、二十年以下は千分の二、三十年以下は千分の四、五十年以下は千分の七、七十年以下は千分の十、百年以下は千分の十五、百年を超ゆるものは千分の二十、存續期間の定なきものは千分の一、存續期間の定なきものにして民法第二百六十八條又は第二百七十八條の規定の適用あるものは千分の四
- 七 地役權の取得は要役地價格の千分の一

八 朝鮮貴族世襲財産の設定は不動産價格の千分の十五

九 先取特權の保存又は取得は債權金額又は不動產工事費用豫算金額の千分の五・五

十ノ一 質權又は抵當權の取得は債權金額の千分の五・五

十ノ二 信託の登記所有權に付ては不動產價格千分の二所有權以外の權利に付ては不動產價格千分の一

十一 競賣又は強制管理の申立債權金額の千分の五・五

十二 假差押又は假處分は債權金額の千分の四

十三 抵當ある債權の差押は債權金額の千分の五・五

十四 相續財產の分離は所有權に付ては不動產價格の千分の五・五所有權以外の權利に付ては不動產價格の七分の一

十五 滯納處分以外の原因に依る權利の處分にして特に掲げざるものに付ては債權金額の千分の四

十六 抹消したる登記の回復は不動產每一箇四十錢

十七 假登記は不動產每一箇四十錢

十八 附記登記は不動產每一箇二十錢

十九 登記の更正・變更又は抹消は不動產每一箇二十錢

### チ

印紙稅 本稅は印紙稅令に依りて證書・帳簿を作成する者に之を賦課し、同令第一條に印紙稅に關しては印紙稅法に依るこ規定し、印紙稅法第四條乃至第五條の證書・帳簿こ類似の效力を有するものに對しては其の名稱に拘らず同條の規定に依るものこせり。

リ 骨牌稅 本稅は朝鮮内に於て製造し又は朝鮮外より輸移入したる骨牌中伊呂波加留多、歌加留多及朝鮮總督の認許を得たる骨牌を除く他の骨牌に賦課し、前者に在りては製造後二十四時間内に製造者

に於て、後者に在りては保稅地域より引取前引取人に於て何れも骨牌一組毎に其の包裹に收入印紙を貼用して納付するもの。尤も朝鮮外に輸移出する骨牌及骨牌の製造又は販賣を爲す者の見本に供する骨牌に付ては朝鮮總督の定むる所に依り骨牌税を免除せらる。尙本税の税率は骨牌一組毎に麻雀は三圓、麻雀以外の骨牌は紙製のもの二十錢紙製に非ざるもの五十錢なり。

**又 酒税** 本税は酒税令に依り之を賦課す。昭和八年度收入豫算額千百四十一萬二千七百九圓なり。

本税令に於て酒類と稱するは酒精及酒精を含有する飲料を謂ひ、之を左の三類に分つ。

一 製造酒 清酒・濁酒・麥酒の類にして醪其の他の醸酵液より製成したもの

二 蒸餾酒 烧酎・高粱酒・酒精の類にして醪其の他の醸酵液・酒類・酒粕其の他の物より蒸餾して製成したるもの

三 再製酒 白酒・味淋・松露酒・甘紅露・梨壺酒の類にして醸造酒又は蒸餾酒の一種と他の醸造酒若は蒸餾酒或は再製酒其の他の物とを混和して製成したもの

酒類を製造せんとする者は製造場一箇所毎に製造場の所在を管轄する府尹・郡守・島司の免許を受くるもの。こす。

酒類を製造する者又は酒類を保稅地域より引取る者に對しては其の造石數又は引取石數に應じ、左の割合に依り酒税を課す。

一 製造酒

朝鮮酒たる濁酒

一石に付

三 圓 二 十 錢

第六章 財政及經濟

七八

朝鮮酒たる藥酒  
麥酒  
前記以外の釀造酒  
一石に付  
一石に付  
一石に付  
三十  
十六  
圓圓圓

## 二 酒精以外の蒸留酒

三酒精製  
一石に付

原容量百分中純酒精の容量一箇毎に一圓原容量百分中純酒精の容量一箇毎に一圓但し一石に付三十三圓に満たざるときは三十三圓とす

自家用の爲朝鮮酒を製造せんとする者には一酒造年度、濁酒又は藥酒に付ては二石以下、燒酎に付ては一石以下を限り免許し左の割合に依り酒税を課す。

自家用朝鮮酒二種以上を製造するときは各種を通じて二石以下（此の場合に於て焼酎の製造は一石を超ゆることを得ず）を限り免許す。税率は藥酒の例に依る。

ル 砂糖消費稅 本稅は砂糖消費稅令に依りて之を賦課す。昭和七年度收入豫算額二百卅十九萬三千五百三十六圓なり。砂糖・糖蜜又は糖水を製造せんとする者は製造場一箇所毎に製造場の所在を管轄する府尹・郡守・島司の免許を受くるものこす。砂糖・糖蜜又は糖水を製造場又は保稅地域より引取るときは其の引取人より徵收す。

ヲ 朝鮮銀行券發行稅 本稅は朝鮮銀行令に據り朝鮮銀行が正貨準備發行高及五千萬圓を限度とする保證準備發行高の外、更に市場の景況に據り朝鮮總督の認可を受け、國債證券其の他確實なる證券又は商業手形を保證として銀行券を發行するこき、其の發行高に對し一年百分の五を下らざる割合(割合は々之を定む)を以て之を賦課す。昭和八年度に於ける本稅豫算額は五萬四百四十九圓なり。

ワ 徵收 國稅の徵收は國稅徵收令の規定する所に據る。而して徵稅機關は内地の如く特別機關を設けざるも府邑面(人)をして徵收せしめ又は府尹・郡守・島司をして直接徵收せしむる等其の方法は略内地に同じ。而して府邑面(人)をして徵收せしむる稅目は國稅徵收令施行規則の規定に依り地稅・酒稅(朝鮮酒以外の)營業稅なし、其の他の國稅は總て府尹・郡守又は島司に於て納稅義務者より直接徵收す。但し府邑面(人)をして徵收せしむる國稅に於ても納稅義務者より直接納付せしむるを便利なりと認むるときは直接府郡島に於て徵收し得るものこす。

#### 關稅

イ 輸入稅 朝鮮の關稅制度は併合の際通商各國に對して聲明せる十年關稅據置の宣言に基き舊韓國政

府と通商各國との協定に成れる關稅を躉踏し來りたるものなるが、大正九年八月二十八日右期間満了と共に帝國共通の關稅制度を布かれ、關稅法・關稅定率法・保稅倉庫法・假置場法等總て朝鮮に其の施行を見るに至りしを以て、朝鮮は内地其の他の帝國領土と共に一關稅區域を形成し、朝鮮に輸入する物品に對しては内地其の他の帝國領土に輸入する場合に於て賦課する關稅と同率の關稅を賦課せらるゝものなるが、朝鮮に於ては其の產業民度其の他の事情に鑑み、國境關稅制度及一部特例稅率を存置せし處、後者は產業の進展其の他の事由に因り存置の理由消失せるを以て、速に内鮮關稅統一の實現を期する爲木材及鹽に付過渡的措置を講じ、昭和四年三月三十日限全部之を撤廢したり。同七年度中に於ける輸入稅收入額は五百二十五萬五千四百圓なり。

□ 移入稅 移入稅は統一關稅制度採用と共に内鮮間相互に之を撤廢し、且船舶貨物の自由交通を認むること根本の方策とし、内地に於ては新制度の施行と共に移入稅の撤廢を斷行したるも、朝鮮に於ては大正九年度の財政計畫に當り、政費の膨脹を來し、朝鮮歲入中の主要資源たる移入稅を撤廢すること能はざる事情に會したる爲内地側と同時に之を實行すること能はざりしのみならず、其の後も屢延期の已むを得ざるものありしも、同十二年度より酒精・酒精含有飲料及織物を除く一切の物品に對して移入稅の撤廢を斷行し、更に昭和二年度より織物中綿織物が生活上の必需品たるに鑑み、民衆の負擔輕減の爲稅率の三分の一を減じ、之を從價五分とせり。

移入稅一部撤廢の結果として内鮮間に出入する船舶貨物に對する取締上の拘束は成るべく之を移入稅

全部撤廢の場合と同様自由ならしむるが爲、其の取締を寛大にし、船舶に對しては從來其の出入を開港に制限したるを全然自由にして開港不開港を問はず其の出入を許し、貨物に對しては移入税・消費税及出港税に關係なき貨物は沿岸何れの地を問はず出入するを得しめ、移入税消費税及出港税に關係ある貨物に對しても從來の開港の外、南鮮地方を主として内地と直接交通の衝に當る港を指定し、之に稅關出張所を設置して貨物通關の事務に當らしめ、以て疆内重要諸港の自由交通に支障を來さしめざることこそせり。昭和七年度中に於ける移入稅收入額は二百七十一萬七百四圓なり。

#### ● 噴稅

噴稅は外國貿易の爲、外國に往來する船舶の開港に入港したる場合に之を課し、從來關稅と同様併合當時の宣言に基き外國又は内地・臺灣・樺太より朝鮮開港に入港する船舶に對し舊率に據り課稅せしも、大正九年八月二十九日以後は總て内地に於ける噴稅法の例に依ることに改むること同時に、朝鮮と内地・臺灣又は樺太との間に通航する船舶に對しては噴稅を課せざることこそせり。昭和七年度中に於ける噴稅收入額は三萬二千二百二十七圓なり。

#### ● 出港稅

出港稅は内地・臺灣又は樺太に於て内國稅を課する物品及朝鮮に於て輸入稅の特例を設けたる物品に對し、朝鮮と内地・臺灣又は樺太との間に於ける内國稅及關稅の相違を調節する爲、大正九年八月二十九日以後新に之を設定せるものにして、當該貨物を内地・臺灣又は樺太に移出する場合に之を賦課

するものこそす。其の課稅物件及稅率は左の如し。

- 一 課稅物件 移出先に於て内國稅を課する物品、但し砂糖・糖水及移出先に輸入する場合に内國稅を課せざる  
物品にして朝鮮に輸入したるものを除く  
稅 稅率 移出先に於ける内國稅の稅率と同一の稅率

- 二 課稅物件 朝鮮に於て移出先に於ける輸入稅の稅率より低き稅率に依り輸入稅を課し又は朝鮮に於てのみ輸  
入稅を免除し若は無稅と爲したる物品

稅 税率 輸入稅を免除し又は無稅と爲したる物品に在りては移出先に於ける輸入稅の稅率と同一の稅率、其  
の他の物品に在りては移出先に於ける輸入稅の稅率と朝鮮に於ける輸入稅の稅率との差に相當する稅率

- 三 課稅物件 帝國內に於て製造したる左記織物製品、但し既に使用したもの及移出先に於て内國稅を課せざ  
る織物を以て製造したるものを除く

衣服・帽子・帶・足袋・蚊帳・浴布・手巾・テーブルクロース・窓掛・蒲團・寢具

稅 税率 課稅物件の原料として使用したる織物の價格の百分の九

昭和七年度中に於ける出港稅收入額は十二萬五千六百九十四圓なり。

#### 四 驛屯賭收入

驛屯賭收入とは驛屯土の貸付料の謂にして、驛屯土とは驛土及屯土の總稱なり。驛土は李朝時代に於て  
公文書の遞傳に公務を以て旅行する官吏の爲に各道に驛站を設け、之に驛卒・馬匹を配置し、其の給養  
に充つる爲給付せられたる田・畠にして、屯土は往昔警備の爲戍卒を置き其の耕食に充てたる土地を謂  
ふ。此等の制度は明治二十七年に至りて廢止せられ、現今之を國有地として處理し、其の貸付等に關す

る事項並に貸付料の収納は府尹・郡守・島司に於て之を處理す。

大正九年府令第百十號を以て驛屯土は其の小作人に之を賣拂ふこととし、賣拂代金は十年間に分割前納せしむるを以て、賣拂契約締結の土地に對しては小作期間を十年に改むること同時に、第二年度以降に於ける貸付料は其の十分の一宛を遞減することとせり。昭和八年度驛屯賃收入の豫算額は六萬五千九百五十六圓なり。

## 第二節 通貨

現に朝鮮に流通する通貨は内地各種鑄幣及朝鮮銀行券にして、舊韓國貨幣は大正七年四月より貨幣法の朝鮮内に施行せらるるに至り、大正九年末限之が通用を停止し、其の後五年間は政府に於て通貨を以て之が引換を爲したり。

年	通貨流通見込高 (単位千圓)					
	別金	貨	輔助貨及 小額紙幣	舊韓國 錢	銀行券	朝鮮 銀行券
昭和四年末	一	一	八六三	二	一	一、八六
昭和五年末	一	一	八二四	一	一	一、四七
昭和六年末	一	一	七三四	一	一	一、三五
昭和七年末	一	一	八〇一	一	一	一、零九
昭和八年九月末	一	一	八三〇	一	一	一、四七
昭和八年九月末	一	一	八三〇	一	一	一、三五
昭和八年九月末	一	一	八三〇	一	一	一、七五

朝鮮銀行券は朝鮮銀行法に依り發行する兌換券にして、大正六年十二月以降は關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ても亦無制限通用を認められ、其の保證準備發行制限額は五千萬圓なり。

### 第三節 金融機關

現今朝鮮に於ける金融機關は中央金融機關として朝鮮銀行あり、不動產金融機關として朝鮮殖產銀行及東洋拓殖會社あり、貯蓄銀行業務を營む朝鮮貯蓄銀行あり、商業金融機關として普通銀行の朝鮮に本店を有するもの十、内地に本店を有するもの四の外、朝鮮銀行及朝鮮殖產銀行亦各其の特殊銀行業務の傍ら普通銀行業務を兼營し、尙信託業務を行ふもの五社あり、其の他地方民の小金融機關として各地に金融組合及無盡會社等を有せり。

イ 朝鮮銀行 本府始政後明治四十四年三月朝鮮銀行法の公布せらるゝや、從來韓國の中央銀行たりし韓國銀行を改め朝鮮銀行と稱せり。昭和八年九月末に於ける資本金は四千萬圓にして、中央銀行として國庫金の出納・國債事務取扱並銀行券を發行するの外、左の業務を營む。  
(一) 爲替手形其の他商業手形の割引 (二) 平常取引する諸會社銀行又は商人の爲替手形金の取立 (三) 爲替及荷爲替 (四) 確實なる擔保ある貸付 (五) 諸預り金及當座貸越勘定 (六) 金銀貨・貴金屬及諸證券の保護預り (七) 地金銀の賣買及貨幣の交換 (八) 信託の業務 (九) 尚政府の認可を受くるときは公共團體に對し無擔保貸付及他銀行の業務代理を爲すことを得、營業の都合に由りては國債證券・地方債證券其の他確實なる有價證券を買入ることを得るものとす。

同銀行は本店を京城に置き、朝鮮内権要地に支店出張所を設け、尙爲替の調節及貿易助長の爲東京・大阪・神戸・下關・安東縣・大連・奉天・新京・哈爾賓・開原・營口・龍井村・遼陽・鐵嶺・旅順・四平街・青島・上海・天津・米國糾育に支店又は出張所を設置せり。而して滿洲に於ては金本位制の補助貨缺乏の爲商取引に困難を感じるを以て、大正五年六月十二日以來五拾錢・貳拾錢・拾錢の小額支拂手形を發行せるが、補助貨普及するに及び、昭和三年三月以降新規發行を中止せしが、昭和七年三月より再び之が發行を見るに至り、昭和八年九月末に於ては發行百二十二萬餘圓なり。

年	次	資本	稱	資本	拂	込	積立金	貸下	政	府	借用金	預	金	貸出金	銀行券
昭	和	總括		四〇、〇〇〇	千円	三五、〇〇〇	千円	四、四〇一	千円	七二、七〇〇	千円	二三、〇八	千円	一五、九三	千円
七	年	末	韓内												
昭	和	八年	總括	四〇、〇〇〇	千円	三五、〇〇〇	千円	三、三〇一	千円	七二、七〇〇	千円	二四、三五三	千円	一五、八一	千円
九	月	末	韓内												

備考 鮮内分に於ては朝鮮に關係なきものを除く。

朝鮮殖產銀行 大正七年十月の設立に係り、其の資本金三千萬圓にして本店を京城に置き、朝鮮内権要の地に支店五十二派出所六を置き、左の業務を營みり。

(一)五十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依り、不動産又は不動産上の権利を擔保とする貸付  
(二)五年以内の定期償還の方法に依り漁業權を擔保とする貸付 (三)法令の規定に依り設定したる財團を擔保と

する第一號の方法に依る貸付（四）農業者又は工業者十人以上連帶して債務を負ふ者に對する五年以内の定期借還の方法に依る無擔保貸付（五）公共團體に對する第一號の方法に依る無擔保貸付（六）金融組合・漁業組合其の他營利を目的とせざる産業に關する法人に對する第一號の方法に依る無擔保貸付（七）朝鮮の產物又は朝鮮の産業上必要なる貨物を質とする貸付（八）國債證券又は朝鮮總督の認可したる有價證券を質とする貸付（九）爲替及荷爲替（十）公共團體の債券又は朝鮮に於て殖產事業を營むことを目的とする會社の社債券の應募又は引受（十一）擔保附社債に關する信託事業（十二）預り金又は地金銀・有價證券の保護預りを爲し朝鮮總督の認可を受け他の銀行又は東洋拓殖株式會社の業務を代理し公共團體の爲に其の金錢出納の取扱を爲すのみならず朝鮮總督の指定に基き普通銀行の業務に屬する貸付及當座貸越並諸手形割引の業務を營む。尙同銀行は其營業資金を得る爲拂込資本金額の十五倍を限り（但し年賦償還貸付金總高定期債還貸付金總高並第十六條第十號の規定に依り應募し又は引受けたる債券及社債券現在高を超過することを得ず）債券を發行することを得

年次	公 資 本 金 額	拂 資 本 金	拂 立 金	債 發 行 高	預 金	貸 出 金	政 下 金
昭和七年末	三〇,〇〇〇 <small>千円</small>	二〇,〇〇〇 <small>千円</small>	一〇,一七一 <small>千円</small>	三〇、九五三 <small>千円</small>	七三、零七一 <small>千円</small>	三九、七六一 <small>千円</small>	一、四九九 <small>千円</small>
昭和八年九月末	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一〇,一七一	三〇、九五三	七三、零七一	三九、七六一	一、四九九

備考 預金及貸出金には朝鮮に關係なき分を含まず

八 朝鮮貯蓄銀行 昭和四年七月一日の設立に係り、其の資本金五百萬圓にして本店を京城府に、釜山府に支店及出張所、平壤府に支店を置き、更に朝鮮殖產銀行の鮮内各營業所（本店・釜山及平壤支店）を其の代理店と爲す。

年 次

資本

資本

資本

積立金

及積金

貸付金

有價證券

預金

昭和七年九月末

五,〇〇〇  
千円

一,三五〇  
千円

二四〇  
千円

五,〇六六  
千円

七,〇四四  
千円

三,〇八三  
千円

一,八一  
千円

普通銀行

朝鮮に於ける普通銀行は明治十一年第一銀行の釜山支店設置を以て其の嚆矢とし、其の後經濟の發達に伴ひ、漸次其の設立を増加せるのみならず、内鮮人間經濟關係の密接となるに隨ひ、

内鮮人合同經營に係るもの出現するに至りしを以て、適用法規の統一を圖る爲、大正元年十月銀行令を公布し、爾來大正九年四月及同十二年十一月の二回に亘り改正を行ひ來りたるも、時勢の進展は更に銀行令及同施行規則の根本的改正を必要としたりしを以て、昭和三年十二月之が改正を行ひ、翌四年一月より施行せり。昭和八年九月末現在普通銀行は朝鮮に本店を有するもの十、其の支店出張所九十、内地に本店を有する銀行の支店十六なり。

### 普通銀行一覽

昭和八年九月末現在

銀行名	公稱資本金 千円	拂込資本金 千円	積立金 千円	政府貸下金 千円	預金 千円	貸出金 千円
朝鮮商業銀行	九,九五〇	四,七五〇	一,五五〇	一,五五〇	三,二三〇	三,六六〇
漢城銀行	三,〇〇〇	一,八五〇	四三	一	二,三三〇	二,六六〇
東一銀行	四,〇〇〇	二,七五〇	六九	一	二,六六〇	三,八八〇
海東銀行	二,〇〇〇	合	四二	一	一,三〇〇	一,七七〇

銀行名	公稱資本金 千円	拂込資本金 千円	積立金 千円	政府貸下金 千円	預金 千円	貸出金 千円
湖南銀行	二、〇〇	一、三七	一、三三	四三	三、七五	三、七三
慶尚合同銀行	二、三〇	一、三一	一、三一	二、三三	三、九一	三、九三
鮮南銀行	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一、五〇	一、六〇	一、六〇
慶一銀行	一、四〇	四九	四九	一、三〇	一、八〇	一、八〇
釜山商業銀行	一、五〇	七〇	七〇	三、五二	三、六一	三、六一
密陽銀行	一、五〇	七〇	七〇	一、三〇	三、三〇	三、三〇
第一銀行支店	一	一	一	一	一	一
安田銀行支店	一	一	一	一	一	一
十八銀行支店	一	一	一	一	一	一
山口銀行支店	一	一	一	一	一	一
合計	二六、四三	二四、七三	二三、九九	七〇、二五	六、八四	六、八四
昭和七年末	二六、四三	二四、七三	二三、九九	七〇、三一	六、三七一	六、三七一
備考	香港上海銀行代理店一箇所存するも掲記せず。	三、七八	二五	一〇一、九七	一〇一、九七	一〇一、九七

## 木 信託會社

朝鮮に於ける所謂信託業は明治四十一年三月藤本合資會社に於て創始せるものを以て嚆矢とし、大正八年好況時代出現するに及び本業を營むもの簇出し、爾來漸増を來たしたるが、朝鮮に於ける信託關係法規としては大正九年十一月施行せられたる擔保附社債信託法あるのみにして、一般信託業を營むものに對しては直接適確なる指導監督の方法を缺きたる處、昭和六年六月朝鮮信託業令公布せられ(昭

和六年十二月一日より施行)此等信託業者に對する指導監督の法規を整備するに至り、當時現存せし所謂信託會社二十社中朝鮮土地・共濟(京城)群山(群山)南朝鮮・釜山(釜山)の五社は同令に依り營業の免許を受けたるが、昭和七年十二月朝鮮信託(京)設立してより、本年九月には群山信託を買収して支店ご爲せり。

會社名	資本金	拂込資本金	積立金	信託財産
朝鮮土地位	10,000	三,500	七	二,746
共南朝鮮	一,300	四,300	六	一,946
釜山	一,000	二,000	九	一,346
計	一,000	三,800	二四	一,306
	四,300	三,800	二四	三,333
				一八,666

^ 手形交換所 明治四十三年七月京城に之を設立し、京城各銀行を其の組合銀行とし、組合銀行間の手形小切手の交換を開始し、次で明治四十四年一月仁川に、同年四月釜山に、大正七年一月平壤に、同九年十一月元山に、同十年七月大邱に、同十二年十二月木浦に、同十三年一月群山に、昭和四年七月鎮南浦に之を設立せり。

ト 金融組合 明治四十年金融組合規則を公布して以來、毎年各地に數十の組合設立せられ、農村の經濟を緩和し、產業を助長せること少からざりしが、時勢の進運に従ひ、大正三年に至り準據法に改正

を加へ新に地方金融組合令を公布し、組合員の権利義務を明にし、業務の範圍を擴張し、次で同七年六月更に其の一部を改正し、地方金融組合令を金融組合令に改め、從來農民に限りたる組合員の資格を擴張して商工業者其の他の者にも及ぼし、殊に都會地に對し主として小商工業者を組合員とする都市組合の設立をも認めたるが、更に昭和四年四月組合の組織及業務の内容に亘り準據法を改正して整備する所あり、之が運用に依り下層金融機關たる機能を遺憾なく發揮するに至れり。今組合の組織・事業の大要を摘記すれば左の如し。

一、組合員は組合區域内に住所を有する者に限り其の設立の趣旨に鑑み主として中流階級以下の者を加入せしむ。

二、組合員の責任は有限責任にして出資一口以上（一口の金額十圓以上五十圓以下）を負擔せしめ、其の持分に對し年七分以下の配當を爲す。

三、組合に組合長一人、理事一人、監事二人以上及評議員五人以上を置く、但し必要ある場合は朝鮮總督の認可を受け一人又は數人の副理事を置くを得しむ。而して組合長、監事及評議員は組合員中より選任せしめ、理事及副理事は朝鮮總督之を任免す。

四、組合の代表は組合長と理事の共同を以て爲すも、常務に付ては理事單獨にて之を代表することを得しむ。

五、組合の資金は出資金・預り金・借入金及各種積立金より成り（村落組合に在りては外に政府の下付せる一組合一萬圓以内の基本金を有す）左に掲ぐる業務を營む。

（一）組合員に對し其の經濟の發達に必要な資金を貸付すること（二）組合員の爲に預金又は定期積金を受入ること（三）朝鮮總督の認可を受け組合員の爲に貨物を倉庫に保管し又は之に對して倉荷證券を發行すること（四）組合員に非ざる者より貯蓄銀行令に定められたる預金及定期積金を受入ること及無盡會社又

は無盡管理會社より預り金を爲すこと（五）他の金融組合若は銀行の業務を代理し又は銀行の業務の媒介を爲すこと（六）供託又は地方金融の調節に關し朝鮮總督の命令ありたる業務を爲すこと。

尙都市組合は右第一號の資金の爲、手形の割引を爲すことをも認めらる。

### 金融組合業務概況（昭和八年九月末現在）

組合別	組合數	支所數	組合員數	拂込済出資金	積立金	借入金	預ケ金	預り金	貸出金
村落組合	六三	一六	八百、七〇	六、九六	三、四九	三、二六	三、二〇八	七三、四六九	二三、〇二四
都市組合	一	一	四、六七	二、〇九	二、七八	五、〇九	一五、六九	三三、二九	二四、〇六六
計	六四	二七	九〇六、三五	八、九五	五、三一	六、二七	五、八七	一〇七、七六	二三七、〇五三

子 朝鮮金融組合聯合會 金融組合は創設以來庶民金融機關として半島金融界に重要な地位を占め、逐年發展せしが、組合相互間に於ける資金の過不足を調節すべき機關を缺き、且つ其の監督指導を擧げて官廳のみに委するは組合の積極的活動を促進する上に遺憾少からざりしを以て、大正七年六月の金融組合令改正に當り、組合の資金調節並其の業務指導に任ずる金融組合聯合會を各道に設立したるが、更に昭和八年八月朝鮮金融組合聯合會令を制定し上述各道金融組合聯合會を合併して新に朝鮮金融組合聯合會を創設したり、其の組織事業の概要左の如し。

一、朝鮮金融組合聯合會は會員に對し資金を供給し、業務上の指導を爲し、其の他會員共同の利益の増進を圖るを目的とする非營利有限責任の法人にして、其の本部を京城府に、支部を各道道廳所在地に置く。

二、朝鮮金融組合聯合會は金融組合及朝鮮總督の指定したる產業に關する法人を以て會員と爲し、會員に對しては

出資一口以上（一口の金額五百圓）を負擔せしむ。之に對しては年七分以下の配當を爲す。

三、朝鮮金融組合聯合會には會長一人、理事十三人、以上及監事二人以上を置く。會長及理事は朝鮮總督之を任命し、監事は總會に於て會員の代表者中より之を選任す。

四、朝鮮金融組合聯合會の資金は出資金・預り金・政府貸下金・借入金及諸積立金より成り、左に掲ぐる業務を行ふ。

（一）會員に必要な資金の貸付を爲すこと、（二）會員に對し手形の割引を爲すこと、（三）會員の爲に爲替業務を爲すこと、（四）會員より預り金を爲すこと、（五）會員に對し業務上の指導を爲すこと、（六）會員相互の聯絡及業務上の便宜を圖ること、（七）職員の教養其の他會員の共同の利益を増進する爲必要的な業務を爲すこと。

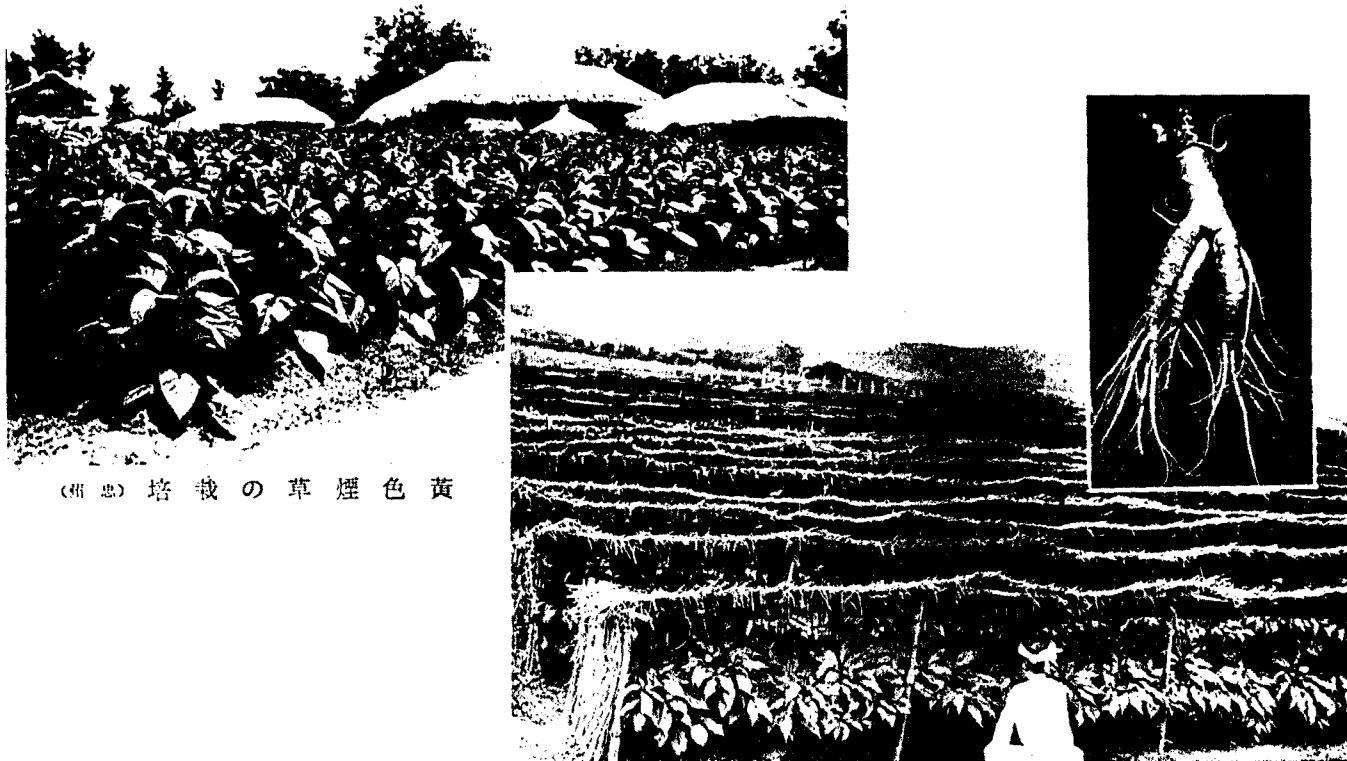
#### 金融組合聯合會業務概況 （昭和八年九月末現在）

支部數	會員數	拂込済出資金	諸積立金	政府貸下金	借入金	預り金	貸出金	預ケ金
三	七元	二、六三〇 千円	四三〇 千円	二、六〇〇 千円	二、五三二 千円	五〇、五六三 千円	七、七七〇 千円	三、一四三 千円

リ 無盡會社 朝鮮の無盡業は大正十一年四月朝鮮無盡業令制定以來特に進展の勢を示したるが、時勢の進運並に朝鮮の實情に尙一層適應せしむべく昭和六年六月準據法令の改正を行ひ、益庶民金融機關としての發展を期待せらるゝに至れり。

#### 無盡會社業務概況 （昭和八年九月末現在）

會社數	資本金	拂込資本金	積立金	無盡組數	加入口數	給付金契約高
四〇五、〇〇〇 円	一、五七、七〇〇 円	一、三九、四八〇 円	一一、二九	一、三九、二三〇	八、六七、六七〇 円	



(福島) 培 色 烟 草 の 栽 培

(城開) 蔗人及栽培人實況



廣 梁 灣 鹽 田

## 第七章 専賣

### 第一節 煙草

煙草は半島に於ける重要な財源に屬し、舊韓國政府は耕作稅を制定せるも、所期の効果を擧ぐるに至らず、大正三年政府は製造煙草消費稅を、更に同七年葉煙草消費稅を制定せるが、時勢の進展に鑑み同年七月朝鮮煙草專賣令を實施せり。元來煙草の專賣は完全なる製造專賣を爲すに非ざれば所期の目的を貫徹すること能はずと雖、當時朝鮮の民度慣習等に鑑みるこきは直に之を決行することを得ざるものあり、故に先づ煙草の製造を政府の事業とし、自家用煙草耕作の許可・民間荒刻煙草の製造及販賣の認許全葉喫用煙草の賣渡等の例外を認め、漸を逐うて制度の完璧を期することせり。

然るに專賣實施後既に數年を経過し、殊に大正十一年以來廉價なる荒刻煙草を供給したるに一般の嗜好に適したる爲其の需要激増し、又一面に於ては政府の製造設備及販賣機關も亦漸次整頓したるを以て昭和二年一月煙草專賣令を改正し、全葉喫用煙草の拂下は同月限り、自家用煙草及民間荒刻煙草の製造は同四年限り何れも廢止し、茲に始めて完全なる專賣制度を見るに至れり。

毎年煙草を耕作すべき地域・面積及煙草の種類は豫め公示するものにして、現在の耕作地域は平安北道及咸鏡南北道を除きたる十道、六十三郡、三百二十六面に亘り、煙草の種類は大別して内地種・朝鮮種

及黃色種の三種ミセリ。專賣實施以來技術員を増配し、且煙草耕作組合の利用及補助金の下附並に煙草耕作獎勵金の交付等、大に耕作の改善指導に努めたる結果、逐年發達し數量及賠償金漸次增加するに至れり。煙草製造工場は京城・全州・大邱・平壤の各專賣支局所在地に印刷工場は京城に設置し、從事職工は男女工を通じ二千四百餘名を算し、此等職工に對しては能率增進に伴ふ給與の增加、賞與制度、保護救濟、衛生及醫療、補習教育、修養及慰安獎勵等政府の諸施設完備せるを以て職工は各其の堵に安んじ就業し、逐年優良なる成績を示しつゝあり。

現在製造の煙草は口付紙巻煙草「敷島」(二十本入)「朝日」(二十本入)「松風」(二十本入)兩切紙巻煙草「ジージーシー」(十本入)「コンゴウ」(十本入)「カイダ」(十本入)「ピジョン」(十本入)「銀河」(十本入)「マコー」(十本入)「メープル」(十五本入)「牡丹」(五本入)細刻煙草「さつき」(四十本入)「あやめ」(四十本入)荒刻煙草「不老煙」(八本入)「長壽煙」(二十五本入)「五福草」(十五本入)「蠶煙」(二十五本入)「福煙」(二十五本入)の十八種ミス。

製造煙草の配給に付ては政府の常に努力を爲し來りたる所にして、屢販賣機關の配置變更を見たるも、昭和六七度末現在に於ける販賣官署は專賣支局四、出張所二十三ミス。煙草販賣に付ては從來煙草元賣捌人をして製品配給の任に當らしめつゝありたるが、昭和六年七月一日以降政府の直營に變更し、從來の煙草元賣捌會社營業場所在地三百三十五箇所に販賣所を設置し、同所より煙草小賣人に製品の配給を爲さしむることなれり。爾來販賣所區域に變更あり、其の結果昭和七年度末現在販賣所數二百三十八

箇所となり。

昭和七年度中の製造煙草販賣高を示せば左の如し。

別 區	付 口 敷		切 兩		特 牡 メ マ 銀 ピ カ コ ジー ジー シー		特 松 製		品 風 日 島	
	品	風	丹	兩	品	風	日	島	品	風
數 量	六九、四一〇	四六八、五一七	一七七、五二七	九五八、一四八	二六、三五九	一〇六、七四九	二七三、三四六	一、五三三、八四〇	四二六	一、一三四、〇〇六
金額	六九、四一〇	四六八、五一七	一七七、五二七	九五八、一四八	二六、三五九	一〇六、七四九	二七三、三四六	一、五三三、八四〇	四二六	一、一三四、〇〇六
品	五九	二、〇三六	一、〇二〇	一一、〇二〇	一二三、九七三	一、一三四、〇〇六	一、一三四、〇〇六	一、一三四、〇〇六	一、一三四、〇〇六	一、一三四、〇〇六
風	四九〇	九、一八三	二、〇〇四、三八〇	二、〇〇四、三八〇	三五七、八七四	一、四三二、一九〇	一、四三二、一九〇	一、四三二、一九〇	一、四三二、一九〇	一、四三二、一九〇
丹	二、四七四、二七二	二三二、七〇九	三九、七六四	三九、七六四	二、四七四、二七二	三六、七六九	三六、七六九	三、三七〇、〇〇六	三、三七〇、〇〇六	三、三七〇、〇〇六
兩	三六、七六九	八、四〇三	一六、八四七	一六、八四七	三六、七六九	一五、二一四、六九六	一五、二一四、六九六	一五、二一四、六九六	一五、二一四、六九六	一五、二一四、六九六

區別	細刻	數量	金額
區別	細刻	數量	金額
不老煙	あやつ	三、一〇四	五五、八八〇
長壽煙(二五匁)	あき	六、一一一	八七、九九八
(七匁)	あき	九、二一五	一四三、八七八
五囂	あき	一八、七二七	二一〇、六七八
福草	あき	一一五、〇三一	六二一、一六八
煙(二五匁)	あき	一九四、九〇一	一、三五二、九三五
(一二匁)	あき	二一、七三九	一三〇、四三四
三、五二八、二三二	あき	三、七〇一、六〇五	一二、七〇一、六〇五
二九、七〇六	あき	一一、三九六	一一、三九六
五四、一〇四	あき	一五五、八一九	一五五、八一九
三、九六二、四四〇	あき	一五、一八四、〇三五	一五、一八四、〇三五
三二、一六七、七三九	あき	九一、二九〇	九一、二九〇
合計	合計	一	一
移輸入品	合計	一	一

備考　兩切「銀河」及荒刻「五福草」は昭和七年十二月より販賣開始したるものなり。

## 第二節 人蔘

人蔘は古來高麗蔘と稱し世に貴重せられ、内、紅蔘は夙に政府の專賣に屬したものなり。併合の際舊

韓國政府の制定したる紅蓼專賣法を繼續し來りしが、大正九年十月之を廢し、紅蓼專賣令の公布以來事業の發達亦大に見るべきものあるに至れり。

昭和七年度に於ける紅蓼の製造高及販賣額を示せば左の如し。

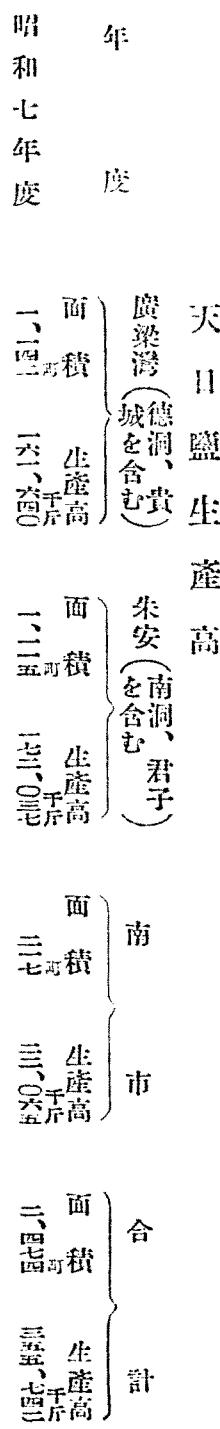
年 度	水蓼收納高	製 造 高		販 賣		金 額
		紅 蓼	尾 蓼	紅 蓼	尾 蓼	
昭和七年度	一萬、二千 斤	四、八三 斤	二、五、三 斤	一、九、四 円	六、三五 円	三〇九、八九 円

人蓼は一般作物と異り播種後五六六年を経るに非ざれば收穫するこゝ能はず、其の製法に依り紅蓼白蓼の二種となる。紅蓼は水蓼(生人蓼)を蒸して日光及火熱に依り乾燥し、白蓼は單に日光に乾かして製す。前者は價高く後者は廉價なり。兩者共形體整ひ其の大なるを尙ぶ。紅蓼は専ら支那に輸出するものにして、同國に於ては古來萬能の靈藥として愛用し、白蓼は主として朝鮮及内地に於て消費せらるゝものなり。

### 第三節 鹽

古來朝鮮に於て消費する鹽は専ら沿海各地にて製造する煎熬鹽を以て之に充てたるも、其の製造方法甚だ幼稚にして、燃料労力を要すること夥しく、隨て生産費の高價を免れざるを以て、明治三十五六年より漸次安價なる支那天日鹽の輸入を誘致し、逐年其の數量を増加するに至れり、依つて時の政府は同四

十年以來京畿道朱安に於て天日製鹽の試験を行ひたるに、其の結果良好にして品質生産費等に於ても優に支那輸入鹽に對抗し得るを認め、明治四十二年官營鹽田の築造に着手し、大正九年迄に一千二百町歩を完成し、其の成績良好なるに鑑み同年更に進んで二千六百町歩の擴張計畫を樹てたるも工事半に於て關東地方大震災に伴ふ財政緊縮の爲事業中止の已むなきに至りたるを以て、現在鹽田總面積は二千四百七十四町歩なり。而して鮮内鹽消費量年額約五億六千萬斤なるに對し現在鮮内の天日鹽供給額は平年大體二億四千萬斤にして、之に在來煎熬鹽六千萬斤の生産を見込むも尙多量の不足は之を海外よりの輸入に俟たざるべからざる状況なり。然るに朝鮮に於ける關稅特例は昭和五年三月末日限り廢止せられ、鹽は無稅となる爲、鮮内鹽業に及す影響甚大にして、一面鹽自由輸入の結果自然市場に於ける競争を誘致し、生活必須品をして投機の目的たらしめ、需給の不圓滑及鹽價の亂高下を招來する虞あるを以て此の弊害を除去する共に鮮内鹽業者を保護せんが爲政府は之が輸移入管理を爲すことをし、昭和五年三月之に關する制令を公布し、鹽の輸移入は總て政府の命令又は許可を要することとなれり。之に依つて政府は輸移入鹽と官營鹽田生産鹽とを併せ其の統制下に置くことを得るに至れり。



備考 販賣數量は生産高より一割八分の歩減を差引きたる數量とす。

#### 第四節 阿 片

往昔朝鮮に於ても阿片煙吸飲の弊風流入し其の害毒少からざるを以て、政府は法規を設け、之が取締を厳にせるも、因襲の久しき容易に之を根絶することを得ず、殊に其の原料阿片製造の爲罂粟の密栽培を企つる者あり。仍て政府は阿片製造の許可を受けたる者の外罂粟の栽培を嚴禁し、尙之が栽培區域を限定し製造阿片は之を政府に收納したる上特定の製藥業者に拂下ぐる等、取締を厳にせるを以て、現今阿片煙の吸飲は其の跡を斷つに至れり。雖、其の後之に代るべき「モルヒネ」の注射服用を爲す者發生し、其の中毒に罹れる者少からず、依て之等中毒者に對し「モルヒネ」の使用を禁止したるも、往々不正受授及使用行はれ、其の害毒少からざるを以て之が中毒患者を根絶する爲「モルヒネ」類の製造販賣を政府事業とし尙中毒者を登録し救療を爲なすと共に登録を受けたる者に對しては治療に必要程度の「モルヒネ」類の使用を許すことをし、昭和四年九月專賣局官制を改正し、阿片收納事務は警務局より專賣局所管に移され、京城專賣支局内に「モルヒネ」類製造工場の設置を見、同五年三月より事業を開始せり。昭和七年度の阿片收納高及「モルヒネ」類並醫藥用阿片の製造及賣下高を示せば左の如し。

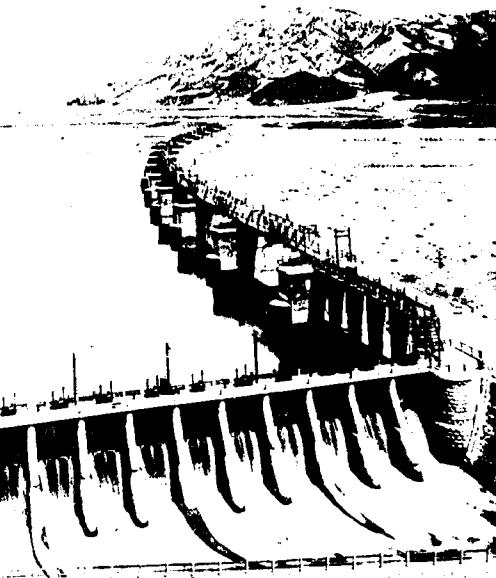
阿片收納高	製造高
鹽酸モルヒネ	鹽酸モルヒネ
二七〇、八六 <small>円瓦</small>	一三五、七九 <small>円瓦</small>
一九六、一六 <small>円瓦</small>	一三五、七九 <small>円瓦</small>
鹽酸モルヒネ	鹽酸モルヒネ
一四〇、二五 <small>円瓦</small>	一〇、三五〇 <small>円瓦</small>
一〇一、五二 <small>円瓦</small>	四三、〇七一 <small>円瓦</small>
醫藥用阿片	醫藥用阿片
六、四〇〇 <small>円瓦</small>	計
七六八 <small>円</small>	四一七、五三九 <small>円瓦</small>
計	三九八、五〇五 <small>円瓦</small>



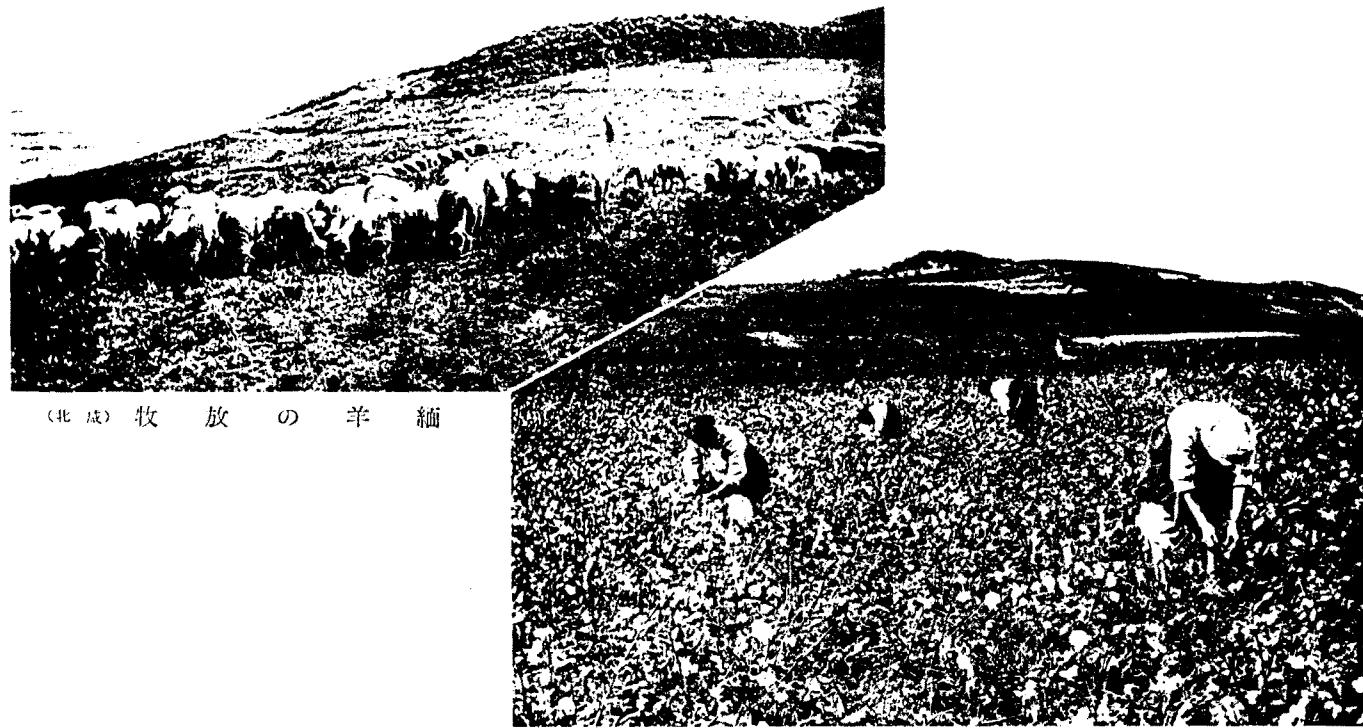
(近附城京) 景 實 の 田 稲



(粗水株東) 雲 岩 貯 水 池



(粗水興威) 水 路 取 入 堤



(北成) 牧 放 の 羊 繩

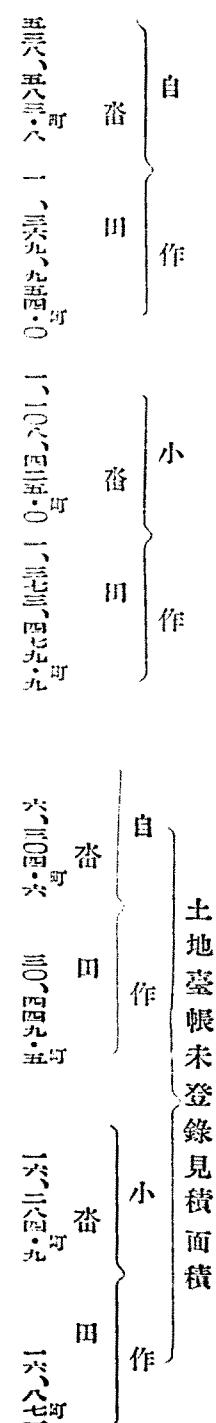
(浦全) 取 採 の 架 棉

## 第八章 農業

### 第一節 土地

朝鮮に於ては到る處農業に適し、殊に南部地方は氣候溫暖にして農作物の發育最も佳良なり。冬季は寒氣強きも麥類の如き冬作物の枯死する虞なく、年中概ね空氣乾燥せるを以て收穫物の品質良好なり。但夏作物中水稻の如きは氣候の關係上生育良好なるべきに拘らず、從來用水不十分なるを以て屢旱害を被るここあり。然れども灌漑の設備年々發達せるを以て、漸次其の度を減じつゝあり、產米增殖に付ては初め大正九年度より約十五箇年に亘り土地改良事業を施行することとなりたるが、大正十五年更に計畫の一部を更正し、同年以降十四箇年を期し三十五萬町歩の土地改良を施行することとなり、農業の前途は是より益多望ならんこす。昭和七年十二月末統計に依る耕地面積を掲ぐれば左の如し。

畠			田			計			畠			田			計			土地臺帳未登録見積面積		
一毛作	二毛作	計	一	二	三	一	二	三	一	二	三	一	二	三	一	二	三	一	二	三
一、二六三・九四五	一、二六三・〇六三	二、五二六	一、一七七	一、一七七																
町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	



## 第二節 國有未墾地

國有未墾地は多くは河邊荒蕪地又は山麓傾斜地に在りて、其の面積は未だ正確なる調査を爲したることなきも、概算九十萬町歩に達する見込にして咸鏡南道及江原道地方には一個所數百町歩に亘るものあり國有未墾地利用法は之が利用奨励の趣旨を以て制定せるものにして、處分の敏活を期し事業の促進を圖る爲面積十町歩未満のものは道知事の處分に移し、其の他のものに付朝鮮總督の許可を受くることせり。貸付期間は最長十箇年にして土地の状況其の他特別の事由に依り拂下の必要ありと認むる場合を除き、凡て開墾・牧畜又は植樹の爲若は公共の利益となるべき事業に供し、或は農民・漁民の住宅に供する爲貸付を受け、事業成功したるときは之を付與することせり。而して其の貸付料は一町歩に付五十錢にして特別の事由ある場合に於ては減免せらるゝものす。

國有未墾地の利用は夙に有利なるを認められ之を田畠に開墾するもの漸次増加し、昭和七年度末現在に於ける付與拂下一萬三千七十五件、面積二萬七千八百九十四町歩、貸付許可中のもの三千三百八十八件、

面積二萬三千九百四十一町歩、貸付出願中のもの六千二百五十一件、面積六萬三千六百八十三町歩なり。

### 第三節 公有水面（干潟及沼澤）

干潟及沼澤は從來國有未墾地として取扱はれたるも、大正十三年八月一日以降朝鮮公有水面埋立令施行の結果、埋立及干拓に付ては同令の適用を受くることとなり。而して從來國有未墾地利用法に依り處分せられたるものの中比較的大面積のものの多くは公有水面にして、一箇所數百町歩に達するもの少からず、之が利用に當りては防潮堤・用水源等の設備に相當の費用を要す雖、之を内地のそれに比すれば遙に僅少の額にて足るのみならず、其の餘地甚だ多く、且地味概ね肥沃なるが故に收益亦少なからず。公有水面埋立令は大體内地の公有水面埋立法の規定を準用して免許制を探り、免許権者の權利義務を明確にしたるものなり。

干潟地の各道合計面積は約二十萬町歩にして、内開番可能見込面積七萬三千七百七十七町歩あり。

公有水面の利用は周到なる用意の下に施行するに於ては、營利事業として充分の價值を有するものなると共に、國土の擴張・過剰勞力の調節等國益の増進に寄與する處少からざる事業なるを以て、有力なる企業家に於て之を利用せんとする者漸次增加しつゝあり。

昭和七年度末現在に於ける竣功認可六百九十八件、面積一萬八千百四十町歩、埋立免許出願中のもの一千四百四十七件、面積六萬六千八百十六町歩、免許出願中のもの一千七百六十一件、面積八萬八千五

百六十七町歩<sup>モ</sup>す。

#### 第四節 農業者

農業者の状況は左表の如くにして大地主は多く都會に住居し、土地所在地に代理人（即ち舍音）を置きて小作地を管理し、小作料を徵收するを普通<sup>モ</sup>爲す。小作料徵收の方法は概ね（一）秋收期検見を行ひ生産額の二分の一を標準<sup>モ</sup>して小作料額を定むるもの（二）收穫に際し其の收穫物を折半し其の一を小作料<sup>モ</sup>爲すもの（三）年の豊凶に拘らず一定の小作料を定め置くものの三種<sup>モ</sup>す。而して小作契約は大地主・會社・農場等に於て成文契約をなすものあるも、一般には口約を以て之を定むるを普通<sup>モ</sup>す。昭和七年度農業者左の如し。

地主・自作・小作・自作兼小作別農家戸數	内 地			朝 鮮			人 支 那 人		
	戸 数	人 口	戸 数	人 口	戸 数	人 口	戸 数	人 口	戸 数
地主(甲)	地主(乙)	自作	自作兼小作	小作	兼火田民	純火田民	火田	民	計
三、八〇	七、七三	四六、三一	一、七三、九二	一、七六、四七	九六、三四	六〇、四七	三、五三、〇六		

備考 地主甲とは其の所有する耕地を悉く小作せしめ、自ら耕作せざる者、地主乙とは所有耕地の大部分を他に小作せしめ、一部分を自ら耕作する者を謂ふ。

## 第五節 農 産

イ・米。農業生産額中首位を占むるものなり。然るに總督府始政當時畠の荒廢甚しく、反當りの收量少く且品質劣等なりしを以て改良増殖を圖りし結果、今日に於ては收量品質共に面目を一新し其の生産高は昭和七年に於て一千六百三十五萬石、輸移出高七百五十一萬石、價額一億四千五百三十四萬圓に達す。

ロ・大豆。品質收量共に佳良にして各道到る處に栽培せられ、殊に西北部には優良品を產し、内地及滿洲種に比較すれば蛋白質に富めるを以て豆腐・味噌・醬油等の原料として貴ばる。昭和七年中に於ける輸移出額は百七十一萬石、其の價額二千五十四萬圓に達し、米共に重要輸移出品に屬せり。

ハ・麥。大麥小麥を主とし、裸麥を併せて到る處に栽培せらる。小麥は近年生活程度の向上に因り鮮内消費額益增加するも、猶米・大豆に次ぐ重要輸移出品たり。

ニ・粟。西北部に於ける主要畑作物にして該地方の重要な常食とし、其の栽培古より盛に行はるゝも未だ鮮内の需要を充すに足らず。昭和七年に於ては百五十二萬石、其の價額百六十三萬圓の輸移入を見たり。

主要農作物作付段別及收穫高

(昭和七年末)

作付反別				收穫高				一段歩收穫高			
水稲		陸稻		水稲		陸稻		水稲		陸稻	
水	稻	陸	稻	水	稻	陸	稻	水	稻	陸	稻
一、六〇石、全九〇石	一、七〇石、全八〇石	一、六〇石、全九〇石	一、六〇石、全九〇石	二、〇八、三九〇石	二、〇八、三九〇石	二、〇八、三九〇石	二、〇八、三九〇石	〇、九五石	〇、九五石	〇、九三石	〇、九三石
作付	反別	收穫	高	收穫	高	收穫	高	一段歩收穫	高	一段歩收穫	高
大麥	小麥	裸麥	大麥	大麥	小麥	裸麥	大麥	大麥	小麥	裸麥	大麥
分八、全五〇石	三三、全五〇石	九九、全五〇石	八〇〇、七七石	一、七〇石、三九〇石	八七、二三石	八七、二三石	〇、八三石	〇、九九石	〇、九九石	〇、八三石	〇、九九石
作付	反別	收穫	高	種	高	種	高	一段歩收穫	高	一段歩收穫	高
大豆	小豆	粟	大豆	大豆	小豆	粟	大豆	大豆	小豆	粟	大豆
合九、全一八石	三三、七九〇石	合六、全七石	四、四〇石、七七石	全七、三九〇石	三、三九〇石	三、三九〇石	〇、五五石	〇、六七石	〇、五五石	〇、六七石	〇、五五石
木甘諸	南鮮地方に多く栽培せられ、農家の補食用として嗜好せらる。										
ヘ馬鈴薯	北鮮地方に多く生産し、品質佳良なるものあり、其の栽培年々増加し、甘諸と共に農家各種の補給に充てられつゝあり。										

ト果實 風土極めて果樹の生育に適するを以て近時富川・大邱・大田・三浪津・金海・黃州・鎮南

浦・平壤・咸興・德源・羅南を始め其の他各地に於て其の栽培に從事する者年々増加するに至れり。其の重なるものを苹果・梨・葡萄・桃・柿・栗みなす。

チ 蔬菜 従來白菜・蘿蔔・甜瓜・南瓜・水芹・蒜等の栽培多く行はれ、開城白菜の如きは其の尤なる

ものなり。近來内地人の移住増加に伴ひ、種々なる蔬菜類の栽培漸次増加するに至れり。

り 棉花。棉は江原道・咸鏡南道の一部及咸鏡北道を除くの外各地殆ど之を栽培せざるなく、就中全羅南道・慶尙南北道及平安南道は其の主產地にして、全羅北道・忠淸南北道及黃海道之に亞ぐ。在來棉は纖維太くして短く彈力に富み、各種の用途に適するも、繰綿歩合低く、且つ品質優良ならざるを以て明治三十九年以來政府保護の下に收量繰綿歩合共に多く、纖維の細長にして紡績原料に好適せる米國種陸地棉の栽培を奨励せしに、成績良好にして年々其の栽培反別を増加し、同四十三年に於ては陸地棉作付反別千二百六十八町歩、其の栽培戸數僅に二萬九百餘戸なりしに、昭和七年には作付反別十萬三百三十二町歩、其の栽培戸數六十六萬九千七百戸の多きに達し、尙大正八年より京畿・黃海・平安南北の四道及忠淸北道・慶尙北道の一部に於て陸地棉に不適なる地方は在來棉を奨励栽培せしめ、昭和七年に於ては在來棉作付總面積五萬八千九百三十八町歩、其の栽培戸數二十四萬三百戸に及べり。而して作付面積及栽培戸數は前年に比し幾分減少せるも、右は主として前年に於ける稀有の凶作と價格の大暴落に基因せるものなるが、昭和七年は幸にして天候順調、收穫高は遙に前年を凌駕するに至たり、價格又昂騰せり、同年末棉作付反別・收穫高及輸移出額は左の如し。

作付段別	收穫高	輸移出高
在來棉 陸地棉 計	在來棉 陸地棉 計	
二〇〇、三三〇 <small>町</small>	一六、九七六 <small>町</small>	二二、九九、一七五 <small>町</small>
一九〇、三三〇 <small>町</small>	一九、二九六 <small>町</small>	四三、三六八、五九三 <small>町</small>
		一五四、三七七、七七七 <small>百斤</small>
		六六、〇〇三 <small>百斤</small>

## 第六節 蠶業

1 桑苗 従來桑樹は山桑又は在來桑のみにして蠶兒の飼料としては不適なるもの多く、加之繁殖法も採木接木の方法に依ることなく、種質より得たる實生苗に過ぎざりしが、總督府は始政以來各道農蠶獎勵機關をして朝鮮に適應する優良品種の選定に努めしめ、一方當業者を督勵指導し、桑苗生産の助長ミ其の圓滑なる普及計畫を樹て之を獎勵したり。斯くて現在に於ては魯桑・魯桑實生・市平・赤木・島ノ内・改良鼠返等の優良品種ミ在來桑たる耐寒性強き錦桑・秋雨・唐桑等優良適種の選出を見るに至り、而して此等桑苗の主なる生産地は當初は慶北・全南・慶南・京畿・忠南等なりしも、現今は全鮮各道に生産せられ、本府に於ては更に一般蠶業の進展ミ共に大正十四年產額百萬石增收計畫を樹立し、同計畫に基く植桑獎勵補助交付を實施せり。その結果一時は多數の桑苗を移入したる朝鮮も今や其の要を感じざるのみならず、却て過剰の桑苗を移出するの状況ミなれり。昭和七年度桑苗生産業者及生産數左の如し。

桑苗生産業者數	生産數				
	栽植用	實生苗	砧木用	接木苗	其の他
一、〇四二人	六四七、八萬本	四二、八三九、三〇本	三五、〇四六、〇七六本	九六一、九元本	八六、三三三、〇八一本

口 蟻種 蟻種は從來養蠶家自ら製造を爲し來り、且其の種類の如きも雜駁劣等なる三眠蠶なりしを以て、始政以來勸業模範場（現農事試驗場）に於て優良蠟種を製造配付するの傍内地蠟種をも移入配付を爲し、一面地方廳に於ても大正二、三年頃より蠟種製造者を養成し、併せて内地人蠟種製造者の移住を懲懲し、此等に蠟種製造を經營せしめ、その移住者も養蠶の發達に伴ひ漸次増加し來り、更に大正八年四月朝鮮蠟業令並其の附屬法令を發布し、其の製造及移入に制限を加へ、蠟種の取締を爲すに至れり。而して一面農蠟業獎勵機關に於ても鮮内の風土に適應せる蠟種の選出に努め、優良蠟種の製造を爲し、之を蠟種製造者に原蠟種を配付し、普通蠟種の製造を爲さしむ。

今其の主なる種類を擧ぐれば春蠶に於ては國蠟日一號×國蠟支四號、國蠟支一四號×國蠟歐一七號並國蠟歐七號×國蠟支七號の一代交雜種にして、夏秋蠟種は國蠟日一〇六號×國蠟支一〇一號の二化二化交雜、國蠟日一〇七號×國蠟支一〇一號×國蠟支九號の三元交雜種其の大部分を占む。

昭和七年の統計に依るに、蠟種製造者は全鮮を通じ二百九十九百名にして、其の蠟種製造高二十六萬四千八百七十三枚、價額約百四十萬圓を示し、鮮内の需要枚數以上の製造能力を有するに至れり。而して養蠶の進展に伴ひ、將來益斯業の隆盛を見るに至るべし。

八 繭 繭繭は特殊農產物中最重要なものに屬し、今や全鮮到る處に其の生産を見ざるなく就中慶北・全南・江原・平北・忠南・咸南・平南の諸道最も多く、其他各道も亦日進の状勢に在り。從來は劣等なる在來三眠蠶なりしも始政以來獎勵の結果其面目を一新し、全鮮到る處優良品種に更新せらるゝに

至れり。

總督府は大正十四年より向ふ十五箇年を期し產蘭を百萬石に増殖せしむる目的を以て計畫を樹立し、年々國庫より補助金を交付し、斯業の發達を圖りつゝあるを以て、逐年激甚なる產蘭額の増加を爲し、豫定の年限を俟たずして其の目的を達する見込なり。昭和七年に於ける狀況左の如し。

桑田反別	養蠶戸數	蠶種		春 蠶	夏 秋 蠶	計	製絲戸數	生 絲 生 産 額
		株立 枚 數	枚 數					
夫、八九・七	七六六、〇六〇	一〇三、五〇〇	一、三四、八三	四二六、五五	一六、五〇三	五三、〇六	二四、八三	四〇六、二七〇
夫、八九・七	七六六、〇六〇	一〇三、五〇〇	一、三四、八三	四二六、五五	一六、五〇三	五三、〇六	二四、八三	四〇六、二七〇

ニ 生絲 生絲は從來幼稚なる在來製絲法に依り繰縫せられ居りしも、輓近蠶業の發達に伴ひ、漸次器械製絲法に依る輸出向優良生絲を製造する者續出するに至れり。而して此等の主要產地を見るに京畿・忠北・忠南・全北・全南・慶北・慶南・黃海・平南・咸南等にして、今や器械製絲釜數七千六百餘、此等に依る生絲製造額二十六萬二百餘貫、其の價額一千百四十五萬圓にして、之に其他の製絲法による生絲製造額十四萬六千貫、其の價額三百八十五萬圓を加ふれば、生絲總生產額に於て四十萬六千貫、總價額實に二千五百三十萬圓を示し、逐年激増の盛況を呈するに至れり。

## 第七節 畜產

イ 牛 朝鮮牛は性質溫順體軀強健にして農耕・運搬に適し營農上最重要なるのみならず、肉質良好に

して肉用として亦汎く歓迎せられ、其の皮は組織緻密強靱、皮革の原料として貴重すべき素質を具へ生牛及牛皮の内地に移出せらるゝ数量は年に依り消長あるも、年額五百萬圓乃至八百萬圓に達し、朝鮮移出品の権要なる位置を占め、始政以來種牡牛の設置及種付、優良牛の生産、牛契の設置、飼料の改善充實等に關する獎勵施設を爲すと共に、近時產米增殖計畫の遂行に伴ひ益之が増殖の要を認め、蕃殖牝牛の設置、低利資金に依る耕牛の貸付其の他畜牛共濟事業等を獎勵せしに、逐年良好なる成績を收め、始政當時七十萬三千八百餘頭に過ぎざりし畜牛數は、今や百六十六萬四千餘頭を算するに至れり。而して牛の價格は地方に依り差異あるも、平均成牛一頭、牡六七十圓、牝五六十圓内外なり。

口 乳用牛はホルスタイン系統を主とし、飼養頭數は僅に千六百餘頭にして其の搾乳高九千餘石なり。

口 馬・體軀矮小にして耕耘に使用せられるも、比較的力強く、險路峻坂を行くに巧にして専ら乘駄兩用に供せられ、性質亦頗良にして御し易し。普通一頭の價格約五六十圓以上百圓なり。近時内地産の馬を移入する者著しく増加し、咸北慶源に國營の種馬牧場を設けて優良種馬の種付を獎勵し、李王職は蘭谷牧場を設け、洋種及雜種の蕃殖試験を行ひつゝあり。

ハ 驢・驥 乘駄兩用に供せらるるもの其の數少く、驢は一頭の價約五六十圓、驥は七八十圓内外なり。

ニ 緬羊 大正八年より咸鏡北道其の他四道を選び、蒙古種羊を民間に配付して試験的飼育を行はしめ、同時に元洗浦牧羊支場に於て蒙古種の雜種改良試験を實施せしも、同十三年之を廢止し、目下は農事試驗場北鮮支場に於て繼續試験中なり。

**ホ・豚。** 農家に飼養せられ、其の數牛に次ぐ。在來種は體軀矮小晚熟にして肥大性を缺き、品質劣等なれども其の生産頗る多く、一頭の價十圓内外なり。始政以來改良種としてバークシャー種の飼養漸次増加し、昭和七年末には總頭數約百三十三萬頭に及び、之に對する改良種の歩合約四十七パーセントに達せり。

**ヘ・家禽。** 鶏最多數を占め、鶩・鷄及七面鳥等は其の數甚だ少し。鶏は殆ど農家に於て之を飼養せざるなく、在來種は稍小形にして體質強健敏捷なるも產卵少し。始政以來改良種として白色レグホーン種、名古屋種等の飼養漸次増加し、昭和七年末には總羽數に對する改良種の歩合約四十一パーセントに達せり。

**ト・養蜂。** 朝鮮に於ては古來蜂蜜を食用及藥用に供するを以て蜜蜂を飼養する者少からず、江原道・平安南北道・慶尙北道最盛にして、昭和七年の蜂蜜・蜜蠟生産額は約百萬圓近くに達し、農家の副業と爲すに適し、將來發展の望あり。近時改良種としてイタリアン種、カーニオラン種を飼養する者あるも其の數未だ多からず。昭和七年末家畜及家禽現在數左の如し。

牛	馬	驥			山			羊		
		牡	牝	計	飼養戸數	牡	牝	計	飼養戸數	公
一〇六一、二七六	六〇三、三五九	一、六四四、四三三	二、六四四、四二七	三、六四四、四一〇	三、六四四、三一〇	五三、八六七	三、六四四、二七一	五、三七一	一、四二八	二七、三三三

総	羊	牡	牝	計	飼養戸数	雄	雌	計	飼養戸数	鶏
二、三〇八	七二、七四三	六七、七三〇	一、三三五、四七三	九三、七六〇	四、六四〇、三五五	一、六二、〇六二	六、六〇一、四七二	一、五五七、四九一		

## 第八節 穀物検査

米穀検査は米は物産の大宗にして、輸移出品の首班たり。其の改良に關しては種々の施設を行ひ、大正四年二月總督府令を以て米穀検査規則を發布し、次で大正六年九月同規則を改正せるが、大正十一年七月再び規則を改正し、白米検査をも全鮮（除く咸北）に施行せり。爾來米穀の改良大に進み、聲價著しく向上し、廣く内地に取引せらるゝに至れるも、検査は道知事の權限の下に道地方費の事業として行はるゝ爲、動もすれば検査の統一を缺くのみならず、不良品の輸移出を徹底的に防止し得ず、延いて鮮米全體の聲價を損傷し、取引の紛議を惹起する虞少からざるに鑑み、此等の弊害を矯正し、進んで取引の圓滑を期する爲、根本的に制度の改正を行ひ、朝鮮穀物検査令（制）及朝鮮穀物検査令施行規則（府）を發布し、昭和七年十月一日より穀物検査事業を國營に移管し、以てその完璧を期することせり。現行検査の要點を舉ぐれば、

(イ) 全鮮を仁川・群山・木浦・釜山・鎮南浦・元山の各港を中心とする六検査區域に分ちたること（ロ） 朝鮮總督の指定する地より又は指定する地を経て穀物を搬出する場合は必ず検査を受くること

(ハ) 檢査等級は玄米は一等以下五等の五階級に、白米は一等及二等の二階級に分ち、不合格米は輸出又は移出を禁止せること (ニ) 玄米は一呎四斗 (口耕五合) 白米の呎入は一呎六十キログラム (口耕四ム) 布袋入は十五キログラム (口耕百グラム) 及三十キログラム (口耕二百グラム) とせるこ (ホ) 檢査後一定期間を経過したるもの、病害蟲其の他の被害に依り穀物損傷し又は變質異状を呈したるもの、包装の損傷したるもの、包装を更めたるもの、検査證印及検査所記號其の他の記號なき又は磨滅・汚損等に依り之を識別し難きに至りたるもの、封箋紙・證票又は票箋毀損又は亡失したものは更に検査を受くるに非ざれば其の輸移出を禁じ、其の他一般廻着品は積出港に於て悉く點検を行ふこ (ヘ) 檢査を爲したる米穀には其の包装に検査證印及検査所記號を押捺すること (ト) 朝鮮産以外の米穀又は屑物・碎米等を輸出又は移出せんとする場合は穀物検査所の承認を要すること (チ) 米穀検査は當分の内咸鏡北道には施行せざること等なり。

二 大豆検査 大豆は米に亞ぐ重要農產物にして、其の改良は最も緊要なるを以て、米穀検査規則に準じ大正六年九月より之が検査を施行し、更に大正十一年七月米穀検査規則改正に伴ひ、大體同令に準じ之を改正せるが、昭和七年十月一日より米穀と共に國營検査を實施し、検査等級を特等以下四等の五階級に分ち、一呎の容量を四斗 (口耕五合) 乃至八合) とせり。

三 小麥検査 小麥検査は主要生産地たる黃海道 (大正七年四月より) 及平安南道 (大正十年八月より) に於て道令を以て米穀検査と略同様の條件に付検査を爲しつゝありしが、昭和七年十月一日より米穀と共に國營検査を實施し、

検査等級を一等以下三等の三階級に分ち、一吼の重量を九十斤（口枠一）とす。而して昭和八年五月より京畿道に於ても、同様検査を開始せり。

四 小豆・菜豆・豌豆検査 小豆は黃海道（大正十三年）咸鏡南道（五月より）咸鏡北道（昭和三年）菜豆は咸鏡南道（大正十一年）咸鏡北道（大正九年）豌豆は咸鏡北道（大正九年）に於て夫々道令を以て検査規則を發布し、検査を施行しつゝありしが、昭和七年十月一日より國營検査を實施し、検査等級を一等以下三等の三階級に分ち、呑入一吼四斗（口枠五合）麻袋入一袋百五十斤（口枠二）とせり。

### 穀物検査成績

#### 玄米検査成績表（吼）

検査總數 自昭和七年七月 至昭和八年十月	合 格					不 合 格		不 合 格 内 譯 計	
	一 等	二 等	三 等	四 等	五 等	計	步 合	上 下	
二,三〇二,七一	一〇〇	八〇,〇〇二,三〇一	二,三〇一,〇〇一	一〇,一〇一,〇〇一	一〇,一〇一,〇〇一	一〇,一〇一,〇〇一	九〇,一〇一,〇〇一	六〇,一〇一,〇〇一	六〇,一〇一,〇〇一
二,三〇二,三六	一〇〇	九,一〇一,〇〇一	四〇,一〇一,〇〇一	九,六〇一,〇〇一	九,九〇一,〇〇一	四〇,九〇一,〇〇一	八〇,九〇一,〇〇一	五〇,九〇一,〇〇一	五〇,九〇一,〇〇一

#### 白米検査成績表（吼）

検査總數 （六〇噸入換算） 自昭和七年七月 至昭和八年十月	合 格					不 合 格		不 合 格 内 譯 計	
	一 等	二 等	三 等	四 等	五 等	計	步 合	不 合 格	
一〇,〇〇一,〇〇一	一〇〇	九,一〇一,〇〇一	四〇,一〇一,〇〇一	九,六〇一,〇〇一	九,九〇一,〇〇一	四〇,九〇一,〇〇一	八〇,九〇一,〇〇一	五〇,九〇一,〇〇一	五〇,九〇一,〇〇一
一〇,〇〇一,〇〇一	一〇〇	九,一〇一,〇〇一	四〇,一〇一,〇〇一	九,六〇一,〇〇一	九,九〇一,〇〇一	四〇,九〇一,〇〇一	八〇,九〇一,〇〇一	五〇,九〇一,〇〇一	五〇,九〇一,〇〇一

#### 大豆検査成績表（吼）

自昭和七年七月  
至昭和八年十月

小麥檢查成績表(貯)

自昭和七年十二月  
至昭和八年十月

三三一〇〇一五

四九、二四四 二六、九三 三八、〇七八

一九九六年三月七日

一一、四〇七 九六·六一元、二三

檢查總數

詩一章二章三章四章

合格 不合格

第八

卷之三

八

一六

## 第九節 肥 料 取 締

近年鮮内に於ける販賣肥料の需要は逐年躍進的激増を來すに拘らず、農家の肥料に對する知識の向上之に伴はず、爲に一部奸商の乘ずる處となり、不正粗悪肥料の横行益甚しからんとするの傾向ありたるを以て、昭和二年九月朝鮮肥料取締令(制)及同施行規則(府令)並同施行細則(道令)等の取締法規を發布し、同三年一月一日より之を施行せり。右實施に關し本府に肥料取締事務監督官一名、道に肥料取締官吏十五名を設置するの外、農事試驗場に肥料検査係を置き、道又は肥料營業者其他の依頼に應じ肥料又は原料の分析鑑定を爲すこゝせり。肥料取締實施の結果肥料營業者の自覺を促し、施行前に行はれたる肥料の偽造・他物混和の如き犯罪又は肥料の舛賣の如き弊風は漸く其の數を減じ、鮮内販賣肥料の品位漸次改善向上しつゝあり。

昭和七年末現在肥料營業者數は一萬六百十六人にして、同年間に於ける取締法規違反件數等左の如し。

告發せるもの九件 免許取消せるもの二七九件 證示せるもの二四二件 注意せるもの一、一九三件 計一、七二二件

## 第十節 勸 農 機 關

農業は産業中最重要な位置を占め、國民の經濟は一に繋りて其の振否如何に在るを以て、總督府は之が

改良指導の途を講ずる爲、勸農機關を設く。

イ 農事試驗場

- 一 本場 京畿道水原に在り、農業・蠶絲業及畜産業の發達改良に關する調査及試験、種苗・蠶種・種畜・種禽及種卵の配付、講習及講話等を行ふ。
  - 二 南鮮支場 全羅北道裡里に在り、専ら稻作に關する試験調査を行ふ。
  - 三 西鮮支場 黃海道沙里院に在り、畑作に關する試験調査を行ふ。
  - 四 北鮮支場 成鏡南道甲山に在り、北鮮農事に關する試験調査を行ふ。
  - 五 木浦棉作支場 全羅南道木浦に在り、専ら棉花に關する試験調査・棉種子の育成配付等を行ふ。
  - 六 金堤干拓出張所 全羅北道金堤に在り、専ら干拓に關する試験調査を行ふ。
  - 七 車輦館蠶業出張所 平安北道車輦館に在り、専ら蠶業に關する試験調査を行ふ。
  - 八 女子蠶業講習所 本場に附設し、蠶業に關する學理及實地を講習せしめ、昭和五年迄の卒業生總數五百五名に及びり。
- 口 種馬牧場 咸鏡北道慶源郡慶源面に在り、昭和七年咸鏡北道種馬所を國營に移管せるものにして、種牡馬・種牝馬を飼養して馬の生産を圖るこ同時に、地方牝馬に種付して馬産の改良を圖りつゝあり。
- ハ 道農事試驗場 従來は道種苗場の名稱を以て農産の改良増産に關する試験調査、種苗・種卵・種禽及種豚の配付又は種畜の種付、農事に關する模範農具の貸與、農事に關する講習・講話・傳習及實地指

導を行ひたるところ、昭和七年十月より道農事試験場改稱せられ、現在各道一箇所宛在りて京城・清州・大田・裡里・光州・大邱・晋州・海州・平壤・定州(江界に支場を設く)春川・咸興・鏡城(羅城に支場を設く)に設けられたり。

二 道原蠶種製造所 各道に一箇所宛を設置す。原蠶種の製造配付を爲すと共に、蠶業に關する試験調査を行ひつゝあり。

ホ 道蠶業取締所 朝鮮蠶業令の實施に依り、其の執行機關の一として各道に一箇所宛を設置し、蠶病の豫防及蠶種・桑苗の生産販賣、繭販賣に關する取締を爲す。

ヘ 朝鮮畜產協會及朝鮮蠶絲會 畜產の改良發達並蠶絲業の改良發達を圖るを目的とする任意團體なり。何れも朝鮮を一圓に爲し、官の施設に順應して設立されたるものにして、會報の發行・講習會・講演會其の他共進會・展覽會・競技會を開催し、専ら畜產及蠶業の進展に努めつゝあり。

ト 鮮米協會 鮮米取引の斡旋併せて其の宣傳を目的とし、朝鮮に於ける米穀業者及生産者を以て組織する任意團體にして、本府及各道援助の下に成立し、鮮米の販路擴張に努めつゝあり。

## 第十一節 農業團體

イ 農會 大正十五年一月朝鮮農會令公布せられ、現在本令に依り設立せらるゝ農會は中央農會たる朝鮮農會の外、道を區域とする道農會十三、郡又は島を區域とする郡島農會二百二十にして、何れも官

廳の施設と相呼應して朝鮮農業の振興發展の爲活動しつゝあり。其の主なる事業を舉れば、

- 一、農業の指導獎勵に關する施設
- 二、農民の福利增進に關する施設
- 三、農業に關する調查及研究
- 四、農業に關する紛議の調停及仲裁
- 五、其の他農業の改良發達を圖るに必要な事業

等なり、而して農會設立に依り、各種農業團體は概ね合併統一されたるも、畜產同業組合は諸種の關係に依り、其の儘存續したる處、是亦昭和四月農會に合併したり。農會の經費は概略朝鮮農會に於ては五萬圓、道農會に於ては、平均十二萬圓、郡島農會に於ては平均四萬圓に達せり。

口 果物同業組合 本組合は果樹園藝の改良發達を目的とし、病蟲害の共同驅除豫防、生産物の共同販賣に依り經營を合理化せんとする團體にして、朝鮮重要物產同業組合令に依りて設立するもの及然らざるものとの二種あり、其の著名なるものを擧ぐれば、次の如し。

一、重要物產同業組合令に依りて設立せるもの

鎮南浦果物同業組合

慶尙北道果物同業組合

黃州郡果物同業組合

羅南・鏡城果物同業組合

金海郡果物同業組合  
元山果物同業組合

二、重要物産同業組合令に依らざるもの

咸興果樹組合

安邊果物組合

定州果樹組合

八 朝鮮蠶絲會

本會は任意の團體にして、大正九年十月設立し、朝鮮蠶絲業の改良發達を圖るを目的  
ミシ、全鮮に瓦り會員三千六百六十一名の蠶絲業者を以て組織し、左の事業を行ひ、事務所を京城府  
大平通三九番地に置き、昭和八年會館を建築し、斯業伸展に努めつゝあり。

一、蠶絲業に關する必要なる調査

二、蠶絲業に關する意見の發表及其筋に對する建議

三、蠶絲業に關する講演會講習會品評會の開催

四、蠶絲業に關する功勞者表彰

五、會報月刊雜誌並蠶絲業關係の印刷物の發行

六、以上の外蠶絲業改良發達に必要なる事項

二 朝鮮蠶種製造業組合中央會

本會は各道蠶種製造業組合相互の氣脉を通じ、協同一致して營業上の  
弊害を矯正し、共同の利益を増進する爲、昭和三年十月五日創立し、事務所を京城府太平通三九番地  
蠶絲館内に置き、左の事業を行ふ。

- 一、加入組合事務の統一整理
  - 二、蠶種の改良
  - 三、蠶種製造額の協定
  - 四、蠶種販賣價格の協定
  - 五、蠶種の輸移入防達
  - 六、蠶業に關する調査研究及品評會並講習講話會の開催
  - 七、仲裁判斷及調停
  - 八、加入組合に緊要なる業務實施の勵奨
  - 九、功勞者の表彰
- 二、前記の外本會の目的を達するに必要と認めたる事項  
以上の如くにして、各道組合中重要物產同業組合令に依り、設立せられたる組合左の如く、其の他の組合も同令に基き設立準備中なり。

京畿道蠶種製造業同業組合  
平安南道蠶業製造業同業組合  
平安北道蠶種製造業同業組合

## 第十二節 水利組合

朝鮮水利組合令は大正六年十月一日施行せられたりしが、昭和三年七月一日朝鮮土地改良令施行に伴ひ其の改正を見るに至れり。

イ 水利組合の目的 水利組合は法人にして、官の監督を受け、灌漑・排水・水害豫防又は朝鮮土地改良第一條の土地改良を以て其の目的です。尙土地改良を目的とする水利組合は當分の内組合区域内の農事改良に關する施設を爲すことを得。

ロ 水利組合區域及組合員 水利組合事業の爲利益を受くる土地を以て其の區域と爲す。而して灌漑排水又は土地改良を目的とする組合に在りては畠及畠となるべき田若は未開墾地等の所有者を以て組合員とし、水害豫防を目的とする組合に在りては、畠田塹の所有者及事業の爲利益を蒙る家屋其の他の工作物の所有者を以て組合員と爲し、又國有未墾地の利用者及驛屯土の買受の契約を爲したる者並に公有水面埋立の免許を受けたる者は之を土地所有者と看做し組合員と爲す。

ハ 水利組合の設置合併分割廢止又は組合區域の變更 水利組合の設置は組合員たるべき者五人以上創立者と爲りて組合規約を作り、組合員たるべき者の二分の一以上にして組合の區域となるべき地の總面積の三分の二以上に當る土地所有者の同意を得て朝鮮總督の認可を受くるを要す。但し公有水面を組合區域に包含する場合に在りては尙其の他の土地の所有者の三分の二以上にして、其の他の土地の總面積の四分の三以上に當る土地の所有者の同意を得ることを要す。而して其の合併・分割・廢止又は組合區域の變更を爲さんとするときは、組合員又は組合員たるべき者の同意を得て朝鮮總督の認可を受けざるべからず。

## ニ 水利組合の機關

一、組合長及組合吏員 組合を代表し其の事業を處理する爲、組合長を置き、書記及技士をして其の事務を補助せしむ。特別の事情ある組合に於ては組合規約に依り副組合長・理事・出納役・技士長又は委員を置くことを得。

二、評議會 評議會は組合長及評議員を以て組織し、組合規約の變更、組合の費用を以て支辨すべき事業、組合の豫算・組合費・夫役現品・使用料・加入金の賦課徵收、起債其の他重要事項の諮詢機關とす。評議員は組合員中より互選し、道知事の認可を受くるを要し、其の任期を四年とす。

**ホ 水利組合の經費** 水利組合は事業經營の爲毎年度豫算を編成し、經費を支辨す。之が爲組合員に對し、組合費又は夫役現品を賦課す。即ち灌漑排水又は土地改良を目的とする組合に在りては土地に對し、水害豫防を目的とする組合に在りては土地の外家屋及工作物に對し組合費を賦課す。尙夫役に在りては水害豫防を目的とする組合に限り、組合員以外の者も雖組合區域内に居住し其の利益を享くる者に對しても之を賦課することを得。又組合區域を擴張したる場合には、新に編入せられたる土地の所有者より加入金を徵收す。其の他營造物の使用に對し使用料を徵收し、或は積立金を爲し起債等を爲すことを得。

**ヘ 水利組合聯合會** 組合區域の近接せる場合に於て用水引用の施設其の他に關し、他の組合も共同行爲の必要上水利組合聯合會を設くることを得。聯合會は法人もし、其の事務及事業の處理に關しては水利組合に準ずるものとす。

**ト 水利組合の監督** 水利組合の監督は第一次に府尹・郡守・島司、第二次に道知事、第三次を朝鮮總督もす。但し府尹・郡守又は島司が組合長の職務を行ふ場合、又は組合の區域數府郡に跨るときは第

一次を道知事、第二次を朝鮮總督ニす。又組合の區域二以上の道に亘ることきは、第一次を朝鮮總督の指定したる道知事、第二次を朝鮮總督ニす。尙二百町歩を超える水利組合に對する朝鮮總督の監督權は道知事に委任せらる。

尙昭和八年三月三十一日現在に於ける組合數は百九十四箇所にして、組合蒙利面積總計二十二萬三千八百四十八町歩、事業費合計一億三千八百八十四萬餘圓なり。事業費合計は設置及區域擴張事業費ミス。

(那大) 場市



(城京) 補店人鮮朝



## 第九章 商業

### 第一節 朝鮮人の商業

古來朝鮮人の取引の大部分は、市場に於て行はるゝを一般の慣例とす。近時店舗を常設して商業に從事する者漸次増加するに至りしも、此等在來市場は依然地方重要な商業機關にして、昭和七年末に於ては全鮮を通じて其の數一千四百七十三、其の取引額一箇年一億七千九百萬以上に達せり。此等の市場は大概毎月五、六回定期開市せられ、市日には附近の住民は勿論遠く八九里の地より購客來集す。總督府は大正三年九月市場規則を發布し、市場組織及監督に關する詳細の規定を設けたり。在來市場には客主・居間・監考・典當の取引機關あり。

イ 客主 本來の業務は委託を受けて取引を爲し又は手形の引受・割引・貸金及貨幣の交換等を爲し、併せて顧客を宿泊せしむるものにして、其の商行為とする所宛も内地に於ける問屋業に類せり。其の委託販賣を爲す貨物は穀物・牛皮等にして、客主は絶えず市場の相場を通報し、委託者は機を見て其の所有貨物を客主に送り、指定價格を表して販賣を委託し、之と同時に客主は委託者に對して預り證書を交付し、委託者の指定價格を以て販賣したるときは、所定の口錢其の他諸経費を控除して残額を委託者に交付するものとす。

口居間 賣買兩者の間に介在して諸般の周旋を爲し一定の口錢を受くるを本業とし、宛も内地の仲立人とは異ならず、常に店主の店舗に出入し其の依頼を受けて賣買者を探索紹介し、賣買成立の時、報酬として口錢を得るものなり。又居間には一定の出入客主を有し、其の使用人となりて周旋の勞に當るものあり、稍客主業と相似たるも、客主は委託者の爲に賣買を紹介するに同時に表面自ら取引の當業者たるに反し、居間は單に賣買業を紹介するに止まり、取引に關して何等關與する所なし。

ハ監考 地方に依りて其の取扱ふ商品一定せざるも、市場取引の米穀は賣買者自ら之を升量せず、必ず監考の升量を受け其の手數料として一升に充たざる端數の米穀を收受するの慣習あり。然れども市場規則の發布と共に今や殆ど其の跡を絶たんとする。

ニ典當業者 (質屋) 多くは金貸業者的一部分が兼業として之を營み、純然たる典當業は殆ど無し。典當物は概ね金銀細工・衣冠・家具及什器等にして、貸金の比準は借主の信用に依り異なるも、評價の三割乃至五割を以て普通とし、期限は一定せざるも、普通の典物に在りては三箇月を以て一期とし、金銀の如き價格異動の少きものに在りては稍長し。細民に融通する場合は時期の頗る短きものあり、然れども何れも利息支拂に依り延期し得ること及流質となりたる場合典當權者當然典物を賣却處分し得ることには内地質屋業と異なることなし。

其他商業機關として契等に關する慣行あるも、行政の刷新と共に漸次舊來の面目を改めつゝあり。

## 第二節 内地人の商業

併合以前に於ける内地人の商業は概ね京城・仁川・釜山・馬山・群山・木浦・大邱・元山・淸津・平壤・鎮南浦・新義州等内地人の集闇地を中心とし、其の附近を範圍させしも、併合以來諸般施設の發展と共に今や都鄙の別なく到る處之を見るに至れり。内地人の商業は穀物・海產物・牛皮等朝鮮物產の輸移出又は各種雜貨・綿絲布類・肥料・石油・砂糖・燐寸等の移入貿易を主とし、各種商品の卸賣小賣に從ふ者亦多く、日用雜貨・吳服・酒・醬油・文房具・菓子・荒物及青物類の商品は概ね京城・仁川・釜山等の卸商より各地の小賣商に供給せらる。

## 第三節 會社

會社の設立に對しては明治四十四年一月施行の會社令に依り許可主義を採用し來りたるも、近時朝鮮人經濟力の發展著しく、知識の程度一般に向上升して會社に關する理解亦進歩し、且朝鮮に於ける内地人の企業漸次其の發展を見るに至りしを以て、大正九年四月一日該令を廢止せり。但保險業・有價證券の賣買若は其の仲立業を目的とする會社に限り其の事業の性質上一般的の自由に放任する時は種々の弊害あらんことを虞れ、之が取締に關する特別法令の實施を見るに至る迄當分從前の會社令を適用せらる。會社設立の狀況は產業の發達に伴ひ大規模の企業漸次増加し、殊に近來各種工業を目的とする大會社の設立

せらるゝもの多きを加ふる傾向を示せり。

朝鮮に本店を有する會社營業種別

年	次	農林業	商業	工業	水產業	鐵業	金融業	銀行及 金融業	運輸業	電氣業	瓦斯	其他	合計
昭和七年末	三	七	四	三	二	一	一	一	三	一	一	一	二、二六
明治四十四年末	三	六	五	四	三	二	一	一	二	一	一	一	三、三五

朝鮮に支店を有する内地又は外國會社營業種別 (但し鮮内支店數を示す)

年	次	農林業	商業	工業	水產業	鐵業	金融業	銀行及 金融業	運輸業	電氣業	瓦斯	其他	合計
昭和七年末	三	三	三	三	二	一	一	一	二	一	一	一	三、三五
昭和七年末	三	三	三	三	二	一	一	一	二	一	一	一	三、三五

#### 第四節 取引所及正米市場

取引所 取引所に關しては明治三十二年領事の認可を得て設立したる株式會社仁川米豆取引所を認容せる外、一切取引所の新設を許さざりしが、最近朝鮮の産業及經濟界進展の實狀に鑑み、取引所制度確立の必要を認むるに至りたるを以て、爾來慎重に之が調査研究を重ね、昭和六年五月朝鮮取引所令を同九月其の施行規則を制定公布し、以て取引所に關する根本方策を樹立したり。而して新令に於ては取引所は會員組織に依るを原則とし、有價證券取引市場は凡て之を取引所と看做し取引所令に依るに非ざれば之が設立を爲し得ざらしめ、新令公布の際現に存したる株式會社仁川米豆取引所及株式會社京城株式現物取引市場は取引所として之が營業繼續を認め、又兩社の合併を爲し得る途を開きたり。而して從來穀

物現物市場に於て行はれたる穀物の延取引は取引所取引に吸收せしめ、取引所以外の市場にては行ふことを得ざりしむる。共に更に市場規則を改正し、既存の京城・群山・木浦・釜山・大邱・鎮南浦・新義州・元山及江景の九現物市場に付ては一箇年の猶豫期間を置き之を廢止することとし、新令實施と同時に群山・木浦・大邱・釜山・鎮南浦の五箇所に會員組織米穀取引所の設立を免許せり。又株式會社仁川米豆取引所及株式會社京城株式現物取引市場は同一月一日合併の認可を受け、新に株式會社朝鮮取引所を設立し、從前通り仁川に於ては米豆の清算取引を京城に於ては有價證券の清算及實物取引を行ひつゝあり。

正米市場 朝鮮取引所令の發布に伴ふ市場規則の改正に依り、穀物現物市場は昭和七年末を以て其の存在を失ふに至りたるを以て、此等の市場にて行はれたる直取引の爲別に正米市場規則を發布し（昭和六年九月）取引所以外に於ける正米の取引を行ふ市場を統制することとなれり。即ち取引所以外に於て米穀の賣買取引を目的とする市場は之を一般市場に關する規定たる市場規則より除外し、本則に據らしむることとし、之が設置には朝鮮總督の許可を必要とし、而も經營の主體は營利を目的とする法人又は米の賣買若は仲介を業とする商人制組合たることの制限を設け、且賣買の受渡期限は五日を超ゆることを得ざらしめ、差金の授受に依る決済は一切之を認めざることとせり。

正米市場は（昭和八年十月現在）釜山穀物商組合の經營する釜山正米市場（昭和七年十二月設置許可）一あるのみなり。

## 第五節 商工會議所

商工會議所は商工業の改善發達を圖るを以て其の目的とする重要な機關たるに拘らず、從來何等據るべき法規なく、其の事業遂行上將又監督上遺憾少からざりしを以て、大正四年朝鮮商業會議所令を公布實施せり。同令施行前に於ける會議所は内地人の設立に係るもの十一、朝鮮人の設立に係るもの十四を算し、多くは府制施行地に於て内鮮人各別に之を設立したるが、會議所として存立の意義を有せざるもの少からざりしを以て同令の施行と共に之を整理し、一地區一會議所として内鮮人協力して商工業の發達を圖らしむることせり。爾來星霜を閱すること十五年同令も亦長足の發達を遂げ、殆ど其の面目を一新せる朝鮮の實情に副はざるものあるを認めたるを以て更に昭和五年之を廢して新に朝鮮商工會議所令を公布し、時代の要求に應じ名稱を商工會議所と改め、純然たる商工業者の自治機關とし益其の機能の發揚に資することせり。現に存する會議所は京城・仁川・群山・木浦・釜山・大邱・平壤・鎮南浦・新義州・元山・清津・開城・大田の十三にして此の外商工會議所の綜合機關たる朝鮮商工會議所在り。

## 第六節 重要物產同業組合

從來朝鮮に於ても同種の業を營む者相集り其の營業上の弊害矯正、共同利益の増進を圖る目的を以て申合規約に依り組合を組織したものありしが、概ね社交的團體たるに過ぎずして何等成績の見るべきも

のなきのみならず、却て諸種の弊害釀成の虞ありたるを以て、明治四十四年十一月機宜の措置として同業組合の設置、役員の選任、経費豫算及定款の變更等主要事項に付ては地方長官の認可を受けしめ、夫々必要なる指導監督を加へ來りたるも、法規上の根據なく、爲に組合の基礎薄弱なるを免れず、組合業務の遂行上の不利不便少からざるのみならず、官廳の監督亦充分なることを得ざる憾ありたるを以て、大正四年七月朝鮮重要物産同業組合令を公布し、同年十一月一日より之を施行し、一面同業組合を設置し得べき業の種類を現に米、大豆、家畜、家禽及其の畜產物、毛皮及毛皮製品、棉花、蘭、蠶種、桑苗、果物、織物、紙、醸造品、白蓼及其の製造物、木炭、製材等の生産、製造若は販賣又は之に密接の關係を有するものに限り。本令に依り重要物産同業組合の設置を認可したるもの、昭和八年十月未現在に於て織物・酒造・紙物・穀物輸移出・人蓼の同業組合各一、果物同業組合七、同聯合會一、木炭同業組合二、及蠶種同業組合三合計十八に達し、何れも或は製品の検査を勵行して品質の整理統一を圖り、或は原料品若は事業用品の共同購入又は製品の共同販賣を行ひ、以て生産費の輕減、販路の擴張を圖り或は紛議の調停又は仲裁判断を爲す等、同業組合所期の目的を達する爲相當活動を爲しつゝあり。因に畜產同業組合及同聯合會は農會に統一せられたる結果、昭和八年三月三十一日限解散せり。

## 第七節 産業組合

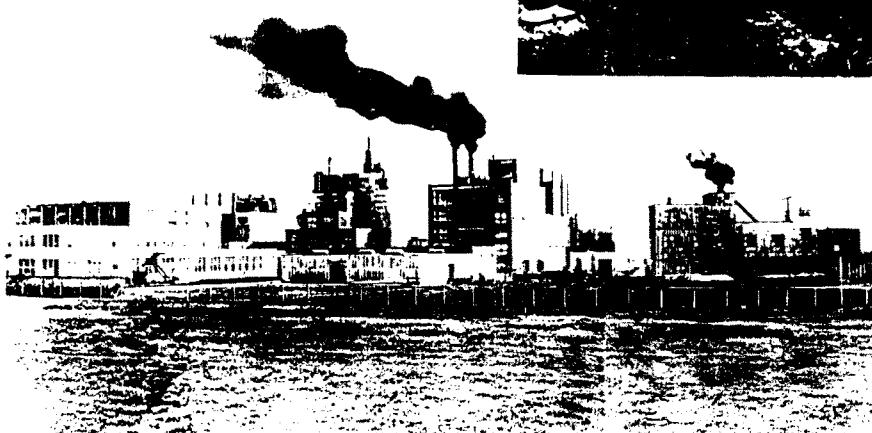
産業組合制度は産業の現状に照らし最も緊要の施設たるを認め、大正十五年一月制令第二號を以て朝鮮

産業組合令を公布し同年三月一日より之を施行せり。本令は大體其の範を内地産業組合法に採りたるもの信用事業は既に金融組合制度の施行せらるゝありて相當の發達を示せるを以て之を重複するを避け、産業組合は其の業務の範圍を販賣・購買及利用の三種に限定し、内地に於けるが如き信用組合制度は之を除外したり。而して組合の設立に付ては制度創始の際徒に數の多きを望まず先づ優良なる組合の設立に努め、且設立後に於ける之が監督を周密にし、以て將來本制度の堅實なる發達を期することをせり。今同令に基きて設立を許可せる産業組合は、昭和七年十月末に於て合計五十三組合です。

## 第八節 商工獎勵館

商工獎勵館は總督府の經營に係り、從來殖產局商工課に附屬したりしが、其の活動を自由ならしめ十分なる機能の發揮に便する爲、昭和四年四月商工課より分離して獨立の一部課として認めらるゝに至れり。本館は廣く朝鮮物産を網羅展示して朝鮮の産業狀況を明にし其の發達促進を圖ると共に、一面多額の輸移入ある内地及外國商品の蒐集陳列、商工業に關する圖書其の他の刊行物の發行、蒐集及供覽等の方法に依り、當業者をして産業の改善、商品の改良及販路の擴張に資せしむるの外、名古屋工業館・仙臺市朝鮮館・哈爾濱商品陳列館及朝鮮郵船株式會社所有船内地上海浦鹽就航船室の一部を借受け、朝鮮物産を陳列し且統計・圖表及説明等を掲げて一般の觀覽に供し、尙内外の出入多き朝鮮ホテル及東京・大阪下關に於ける鮮清案内所等にも輸移出向の朝鮮物産を陳列して産業事情の紹介に努めつゝあり。

右の外本館に於ては機に應じ各種展覽會・品評會及產業に關する諸集會を催し、尙内地又は鮮内各地に開催せらるゝ各種展覽會及即賣會等の出品の斡旋、參考品の貸與及統計圖表の調製等に應ずると共に、見本市・展示會又は宣傳會の開催に利用せられ、此等催しに對しては常に銳意後援助成の勞を探り遺憾なきを期し來りたるが、本館本來の使命に鑑み特に商品の調査に力を注ぎ、地方物產の產額・產地・生産狀況・品質・價格・包裝・意匠、集散及需給の狀況、代用品又は競爭品との關係、需要地に於ける民度及嗜好、輸送經路輸送機關稅金及運賃等の生産機構乃至取引組織等を闡明にすると共に、一面關係官公吏及主なる當業等に就き商品に關する研究批判を徵し、商品價值の向上を圖り、更り進んで取引の斡旋を爲し、以て朝鮮物產の販路の擴張を圖る等を銳意積極的活動に努めつゝあり。



(株) 社會式株產穀本目



(株) 朝鮮肥料製造社會式

## 第十章 工業

### 第一節 工業の概況

朝鮮の工業は往時相當の發達を遂げたるこあり雖、漸次衰退し、李朝の末期に在りては縋に機業・窯業・製紙業・皮革業・釀造業・金屬工業等の家内工業等小規模工場工業に其の片影を留むるに過ぎず、產額は少く而も技術の幼稚、器具の不完全等の爲製品頗る粗悪にして一般の需要を充す能はず日常必需品の多くは之を輸入に俟つ狀態なりしが、本府は施政以來銳意之が改善を發達に努めたる結果此等在來工業品の品質は漸く改善せられ、產額もまた増加し來れるこ同時に、朝鮮人の工業に關する知識開發せられ、工場經營を試みんとする者増加し、且内地資本家の朝鮮進出を爲す者多きを加へ、紡織・製絲・製鐵・精糖・パルプ・硬質陶器・セメント・製粉・製油・硫安・硬化油等各種の大規模工場設立せらるゝに至れり。殊に最近滿洲國の建國、日滿新交通路の開通以來滿蒙に對する經濟進出土朝鮮の地位有利なるを認め、或は朝鮮に於け各種工業資源の開發に着目し各種の事業を目論むもの益增加するに至れり。尙昭和六年に於ける工產額は二億五千二百九十二萬圓、此の内九千四百八十八萬圓は家内工業又は副業の所産なり。

#### 業種別工產額

紡織工業	三千二百九十二萬圓
金屬工業	六百五十四萬圓
機械器具工	七百九十三萬圓
窯化學工業	九百三萬圓
木製品工業	四千二百六十萬圓
印刷及製本工業	四百七十八萬圓
瓦斯及電氣工業	八百七十九萬圓
食料品工業	一千六百十三萬圓
其の他の工業	八千百萬圓
	四千三百二十萬圓

## 第二節 家内工業

### 一 機業

機業は朝鮮農家に於ける最重要なる副業なるを以て共同作業場の設置補助、指導員の配置等諸般の施設に依り之が改善發達に努めつゝあり。

**1 木綿織物** 朝鮮に於ける綿布の生産額は昭和六年九百四十二萬圓なるが、内三百五十五萬圓は農家婦女子の副業的產物にして、棉花を手紡し、居座機にて製織する手織白木綿の粗なるものなり、近來紡績綿絲を用ひバッタン織機又は足踏織機を以て製織するもの漸次増加し來れり。

口・麻織物 在來の苧布は苧布と大麻布にして、夏の衣料、喪服、帆、袋及雜用に用ひらる、苧布の主産地は忠淸南道・全羅南北道にして、大麻布は慶尙南北兩道・平安北道・江原道・咸鏡南道等に產す。孰れも手紡麻布にして農家の副業として、主要なるものなり、最近紡績麻絲を以て製織するもの増加しつゝあり。

昭和六年に於ける麻布總生產額三百五十二萬圓中、家内工業所產のもの三百四十二萬圓に達す。  
八・絹織物 慶北・平南・咸南・全南・平北を主產地とす、多くは明紬と稱する平絹の類にして、慶尙北道尙州、平安南道成川德川、平安北道泰川、寧邊熙川咸鏡南道永興等の紬最も名あり、一箇年の產額約百六十萬圓に達す。

## 二 陶磁器製造業

高麗時代隆盛を極めし朝鮮の陶磁器業も、時勢の變遷と共に衰微し、李朝末期に在りては殆んと見るべきものなかりしが、當局の指導獎勵に依り、近時漸く復興を見つゝあり。元來朝鮮には到る處陶磁器原料頗る豊富なるを以て、斯業の將來は極めて有望なり。

本府は補助金を交付し、共同作業場を設置せしめ、技術の改善と斯業の發展に資つゝあり。昭和六年窯業生產額九百萬圓中、家内工業所產に係るもの百六十萬圓、製品の多くは食器類等の日用品なり。

## 三 朝鮮紙製造業

朝鮮紙は有望なる家内工業品の一にして、楮を主原料とする手抄紙なり。朝鮮在來の抄紙法は方法、器具共に原始的且不完全にして、製品も極めて粗雑なりしが、當局の指導獎勵により近時甚しく品質改善せられたり。

本府は年々補助金を交付し、各地に共同作業場を設置せしめ、之が改善發達を圖りつゝあり。昭和六年に於ける產額は百二十二萬圓、多くは鮮内にて消費せらるゝも窓紙用・包裝用・衣服中入用等として滿洲方面へ輸出せられ、其の額昭和七年四萬八千萬圓に達し、今後益々有望視せらる。

#### 四 酒類醸造業

朝鮮に於ける在來の酒類の主なるものは藥酒・濁酒及燒酎にして、其の他白酒・過夏酒・甘紅露等多くの種類あるも、產額多からず。

イ 藥酒。帶褐淡黃色にして、清酒様の透明なるものあるも、多くは多少混濁す、一種の芳香を有し、

清酒より甘酸味共に強く、酒精分十二乃至十八%を含有す、原料は粳米・糯米及小麥麴なり。

ロ 濁酒。粳米又は糯米・粗麴及水にて醪を仕込み、十日以内にて製成せる白濁の酒にして、酒精含有

量少く、醸の臭味共に強し、一般下層民衆の飲料として需要極めて多し。

ハ 燒酎。粳米・高粱・雜穀・粗麴を原料とす。日本燒酎に比し麴子臭を有する蒸餾酒にして、酒精含有量三十度前後を普通とす。

此の他朝鮮白酒は外觀香味共潤酒・藥酒の中間に位するものにして、酒精含有量は十一、一二%のもの、過夏酒は味淋様の甘味酒にして、之は酒精分三十度内外にして夏期のみの飲料とするものと酒精分十三、四%にして所謂高級飲料とするものとあり。前者は麴子粉、麥芽粉及蒸煮糯米及燒酎を原料として醸造し、後者は蒸煮糯米及優良粉麴を原料とする。

甘紅露は燒酎に蜂蜜を加へ、桂皮と生薑の少量にて香を付し、紅麴又は紅を以て着色せる淡紅色の甘味酒にて酒精分二十乃至三十%を含む。

此等各種の在來酒は何れも其の製造極めて小規模なりしを以て、當局は技術の指導改善を爲すと同時に、製造場の集約合同に力を致したる結果、次第に大量生産に轉向しつゝあり。

種別	大正五年度		昭和六年度	
	製造場數	製造石數	一場當製造石數	製造場數
燒 酎	二八、四四	六、五七	三石	四六
藥 酒	二三、三三	二八、八六	八	二八
潤 酒	七、〇九	四六、三五	五	廿、八〇
				一、二五、〇〇三
				八〇
				三〇

## 五 金屬工業

朝鮮人は古來真鍮製食器・金盤・火鉢・便器等を使用するを以て、之が製作に從事する者各處に多し。

鐵器類は鍋・釜及農具を主要なるものとし、就中釜は堅牢を以て名あり。

近年機械類の製造を爲すものあるに至れるも、未だ盛ならず、婦人の裝飾品たる指輪・笄・簪等の銀又は真鍮製品は各所に製作せらるゝも、加工彫刻の見るべきもの少し。

## 六 雜工業

### イ 菅草筵及菅草スリッパ製造業

菅草は一種の三角蘭にして京畿道・全羅南道及慶尙北道等に産す、此の表皮を以て織成せる莞草筵は朝鮮にて古來より使用せられつゝあるが、近時之を以て造れる「バスケット」等の新製品は海外に輸出せらる。又莞草芯を以て造れる「スリッパ」類も最近多量の輸移出を見るに至れり。莞草筵の主產地は京畿道江華、全羅南道寶城、成平、慶尙北道金泉軍威等にして、莞草スリッパの產地は慶尙北道大邱附近、全羅南道松汀里及平安北道の泰川郡なり。

### ロ 木竹工業 竹細工は概して巧妙にして、全羅南道潭陽靈巖及羅州の竹器・竹櫛・簾等最も名あり。

木工品は檜・簾筍・漆器等あるも、就中慶尙南道統營地方及京城に於ける螺鈿漆器は其の雅致推賞するに足るものあり。

### ハ 硝子珠製造業 忠清北道清州、全羅北道群山地方に勃興しつゝあり。

ニ 吸製造業 穀類・肥料等の容器として鮮内に多大の需要あるのみならず、最近輸移出せらるゝに至り、今後益々有望なる事業なり。當局も農家の主要副業として此を奨励す。昭和七年の產額四千七百

萬枚五百二十萬圓に達す。

### 第三節 工場工業

(1) 製絲工業 養蠶の隆興により產繭高次第に増加すると共に京城・大邱・平壤・全州・光州・咸興等を首め各地に大規模なる製絲工場設立せられたり。昭和六年工場數一一一、製絲金額九百三十萬圓に達す、製品の多くは輸移出向なり。

(2) 編絲紡績業 朝鮮に於ける紡績工場としては、從來唯一の朝鮮紡績株式會社釜山工場あるのみなりしが、目下仁川に建設中の東洋紡績の綿織布工場に於ても綿絲紡績設備を有す。何れも自家用綿絲の製造を主とし、一部を外部に販賣す。

(3) 編織物工業 朝鮮に需要せらるゝ綿織物は、粗布・細布等年額三千萬圓に達するが、未だ自給の域に達せず、大半は之を内地よりの移入に俟てり。此の他一部の製品は滿洲方面へ輸出を見つゝあり。今後斯業の發達期して待つべし。昭和六年の綿布生産高九百四十萬圓中、工場生産高は五百四十六萬圓に達す。

主要なる工場は釜山に於ける朝鮮紡織株式會社(織機千三十臺)京城附近の京城紡織株式會社(織機六百七十二臺)木浦の東洋棉花株式會社(織機百二十臺)及目下建設中の東洋紡績仁川工場(織機千臺餘)なりす。

(4) 絹織物及人絹織物工業 朝鮮產絹織物の大半は農家副業又は小規模工場の所産にして、工場製品と稱すべきは極めて小部分を占むるに過ぎず。最近人絹織物の需要は急激に増加し、昭和七年に於ける移入高二千八百十四萬方碼七百九十二萬圓に達せるが、此の如き事情に鑑み、少數の人絹及生絲の交織工場ありしが、最近更に二三の人絹織物工場設立せらるゝに至れり、朝鮮に於ける人絹織物工業は斯の如く大なる市場を有するのみならず、工賃も亦低廉なる等、斯業發展に有利なる條件を備ふるを以て、今後大に發達し得べし。

(5) 靴下製造業 近年鮮人間に於ける洋襪の需要急激に増加せるに伴ひ、之が製造工業も發展を見つゝあり、現存工場はいづれも中小工場に屬し、平壤は其の中心地たり。

最近靴下の對滿洲輸出益々増加を見朝鮮に於ける斯業の前途は期待せらる。

(6) 線綿工業 棉花の增殖に従ひ、線綿工場各所に興れるが、木浦は其の中心地たり、昭和六年線綿生産高八千八百廻四百萬圓に達す。

(7) 金屬製鍊工業 朝鮮には褐鐵鑛・赤鐵鑛・磁鐵鑛等優良なる製鐵原料豊富なるが、黃海道兼二浦に三菱製鐵株式會社の工場あり、銑鐵を製し、最近鋼鐵の製造をも開始せり。

此の他產金事業の勃興に伴ひ、各地に精鍊工場の出現を見つゝあるが、久原鑛業株式會社鎮南浦精鍊所・朝鮮鑛業開發株式會社興南精鍊所等著名なり。

(8) 金屬製品並機械器具工業 朝鮮に於ては、從來鍛冶職の傍ら小道具の製造諸器械の修繕を營むに過

ぎずして、大規模の經營を爲す者甚だ少かりしが、交通開け諸種の産業發達し、船舶・車輛・工具・機械類等の需要増加するに従ひ、鮮内にも之が製造工業勃興するに至れり。現在主なる工場は龍山工作株式會社・京城電氣株式會社工場、釜山田中造船所等なり。

(9) 陶磁器工業 朝鮮には到る處優良なる陶磁器原料を產し、且つ日用品土木建築用品等の陶磁器製品の需要多きを以て、此等の製造工業は極めて有望なる將來を有す。現在各地に散在する工場は孰れも中小規模のものなるが、日本硬質陶器株式會社釜山工場は大規模なる設備を以て輸出向並に鮮人向の食器類を製造す。

(10) 硝子工業 硝子工業は未だ盛ならず、年百五六十萬圓の輸移入を見つゝあり、然れども全羅南道・黃海道等の海岸には優良なる硝子原料珪砂を多量に產するを以て今後斯業の發達すべき餘地少からず。

(11) セメント工業 道路・港灣・鐵道・建築等の事業勃興と共に「セメント」の需要は年々增加する状態に在るが（年約三十萬噸）目下鮮内には小野田セメント株式會社の平壌及川内里（咸南）の兩工場ありて、年額二十二三萬噸を產出し、鮮内の需要に應ずる外一部は輸移出をなしつゝあり。

朝鮮は到る處優良なる石灰岩・粘土・石炭等を產出し「セメント」工業の適地多し。

(12) 煉瓦工業 建築土木工業等の勃興と共に、煉瓦の需要を増し、有望なる工業なり。現在都市附近に中小工場多し。最近平壌に耐火煉瓦・タイル類の製造を見るに至れり。

(13) 石炭液化工業 朝鮮の褐炭は熱量乏しく貯藏中脆化する等、其の儘燃料として不適なるが低溫乾餾

に依りて多量のタールを溜出す。

朝鮮窒素肥料株式會社は咸鏡北道永安に低溫乾餾工場を設立し、揮發油・重油・パラフィン等を製造し、更に半成コーカスを利用して發電及メタノールの合成を行ひつゝあり。

(14) 石鹼製造業 朝鮮人生活の向上、產業の發達等につれて石鹼の需要は逐年増加し、平壤・京城・釜山等に洗濯石鹼の製造を營む者多きを加へつゝあるも、未だ需要を充す能はず、年々多額の輸移入を見る狀態なり。

朝鮮は低廉なる原料油脂類の產出に富む等、斯業經營上有利なる條件を有す。

(15) 油脂製造業

イ 植物油製造業 朝鮮には荏胡麻・蓖麻・棉實等油脂原料に富み、且滿洲大豆を利用するに好地位を占め、此等よりの採油事業は極めて有望なり。目下大規模工場としては日華製油株式會社の木浦工場あり、棉實油を製す。

ロ 魚油製造業 朝鮮の東海岸は鰯の大漁場にして、之を原料とする魚油肥の製造亦盛なり。油の年產額約三萬噸にして、從來多くの内地に移出せられたりしも、最近朝鮮に之を原料とする硬化油工業興るに至れり。

(16) 硬化油製造業 魚油を原料とする硬化油製造業は、朝鮮窒素肥料株式會社興南工場に於て昭和七年六月より開始せられたるが、同社は尙硬化油の分解に依り脂肪酸及グリセリンをも製造す。最近同目

的を以て朝鮮油脂株式會社創立せられ、且下清津に工場建築中なり。

(17) 護謨製品製造業 主としてゴム靴製造工業にして、大正八九年以來急激に發達せるものなり。現在工場數六十七、中小工場多し。產額は昭和六年四百五十萬圓に達す。近年對滿輸出増加しつゝあるが、

前途極めて有望視せらる。

(18) 製紙工業 新義州に王子製紙株式會社の工場あり、鴨綠江上流の木材（タウヒ、タウシラベ、テウセンハリモミ等）を原料とし、從來サルファイト・パルプ及洋紙を製造したりしが、現在は専ら包装用紙を製造す。昭和七年產額三千四百萬封度二百三十萬圓に達し、製品は概ね内地に移出す。

(19) 硫安アンモニヤ製造業 朝鮮窒素肥料株式會社興南工場は鴨綠江の支流赴戰江の水力に依る十八萬キロワットの電力を利用し、硫安又は硫磷安年產四十五萬噸の製造能力を有し、鱗内の需要を充すのみならず、内外に輸移出す。

(20) 製革工業 朝鮮には良質の牛皮を多量に産し、且職工の得易き等、皮革工業の發達すべき好條件を有す。

現在主なる工場は朝鮮皮革株式會社永登浦工場にして、皮革類及軍需品等の皮革製品を製造す。此の他稍小なるものに、大田皮革株式會社あり。

(21) 酒・醸造業

イ 和酒醸造業 内地人の増加に依り清酒の需要増加するに従ひ、各地に清酒醸造業起れり。殊に京

城・仁川・釜山・平壤・馬山等に於ては大規模の工場經營を爲す者少からず、且つ内地品に劣らざる優良酒を醸造し、内地移入品を防遏しつゝあり。最近朝鮮米は醸造米として好適なることを認められ、其の他氣候・水質等醸造に適する所多く、朝鮮の酒造業は今後極めて有望なり。

口 燒酎醸造業 朝鮮朝鮮の焼酎需要高は年約一千四百萬圓、殆んぎ鮮内に於て生産せらる。工場は殆んぎ中小規模のものなるが、糖蜜を主原料とし、新式蒸餾設備を有する工場も數箇所存在す。

ハ 麦酒醸造業 朝鮮に於ては年約二萬百石餘の麥酒を需要すれども、從來其の生産なく、凡て輸移入に俟しが、最近京城郊外永登浦に朝鮮麥酒及昭和キリンの二麥酒工場設立せられたり。兩者共年額二萬石の製造能力を有するを以て、工場竣工の曉には朝鮮に於ける麥酒の需要を充し得るのみならず、尙他に輸移し得るに至るべし。

ニ 葡萄酒製造業 朝鮮の風土は葡萄の栽培に好適し、葡萄酒の醸造も亦有望なり。慶尙北道浦項の三輪農場に於ては稍大規模に葡萄酒を醸造し、此の他釜山・京城等にも小工場あり。

ホ 醬油味噌醸造業 内地人口の增加と共に隆盛に赴むき、殆んぎ移入品を防遏せんとするのみならず、最近滿洲に對する輸出増加し、前途甚だ有望なり。京城・仁川・釜山・平壤・大田等には内地品に劣らざる良質の醤油を產す。

(22) 製粉工業 朝鮮は製粉原料小麥の產額多きのみならず、近く滿蒙の大市場を控ゆる等、製粉工業發達の好條件を有す。

現存工場の主なるものは豊國製粉株式會社(京)及滿洲製粉株式會社(鎮南)工場の二なり。

(23) 濃粉製造業 朝鮮に於ける濃粉工場としては日本穀產工業株式會社平壤工場を主なるものとす。同社は米國系の資本金七百五十萬圓全額拂込の大會社にして、玉蜀黍を原料とし、濃粉又は葡萄糖の他油及餌量等を製造す。油は殆んと内地を経て米國に輸出せられ、其の他は概ね内地に移出せらる。

(24) 精糖工業 朝鮮には從來砂糖の生産なかりしが、試験の結果平安南道及黃海道地方の甜菜栽培に適せる認められしより、大正六年朝鮮製糖株式會社の成立を見、次で同社は大日本製糖株式會社と合併し、大正九年平壤に製糖工場を設け、平安南道・黃海道に亘りて甜菜を栽培し、之を原料として製糖を行ふ。同時に、布娃・臺灣等より粗糖を輸入し、精製を行ひ來れるが、昭和六年度より甜菜の栽培を中止し、從つて甜菜糖の製造を止め、専ら粗糖の精製のみを行ふ。昭和七年產額精製糖六千百萬餘斤七百四十四萬圓及糖蜜二百十一萬餘斤十萬餘圓なるが、製品の一部は輸出せらるゝものにして、殊に對滿輸出上朝鮮の精糖事業は有利の地位に在り。

(25) 精米工業 精米業は工場數の多きこと各種工業中の首位を占むるものにして、昭和六年に於ける朝鮮の工場總數四千六百二中、實に一千百七八は精米工場なり。此等工場は京城・仁川・群山・釜山等に集中し、相當大規模經營のものあり。昭和六年白米調製高五十四萬噸、玄米調製高四十六萬七千噸に達す。

## 第四節 中央試験所

中央試験所は明治四十五年總督府に於て之を創設し、其の業務を化學工業・染織・窯業の三部に分ち、朝鮮に於ける工業の進歩に必要なる諸般の調査試験に從事し、併せて一般の依頼に係る此等事項の試験分析鑑定を施行し、又地方廳或は當業者の請求に應じ、各地に職員を派遣して實地指導を行ひ、或は此等に關する講習を開催する等、朝鮮産業の指導開發に努めつゝあり。

## 第五節 工業奨勵

篤志者にして工業傳習事業を企畫する者又は有益なる工業を經營するも事業創始の際收支償ふ能はざる者に對しては、總督府又は地方廳は金品を補助し、以て工業の發達に囂めつゝあり、又襄に併合の際朝鮮人授産の爲下賜せられたる恩賜金の利子の一部を以て從來一般に副業として行はるる機業・製紙業等の改良を計り、最近に於ては機業及製紙の外陶器等の共同作業場の設置を勧奨し、之に對し、補助金を交付し、或は從來全く存せざるも將來有望なる副業たるべき繩呴製造等の技術を傳習せしむる爲、三箇月乃至六箇月の短期を以て習業し得べき工業の傳習所を各地に設け、又は實地指導を爲す爲巡回教師を置く等、各種の方法を講じて手工業の改良發達を圖りつゝあり。



(畿京) 港川仁



(北威) 港 津 清



(北威) 港 津 羅

## 第十一章 貿易

貿易は併合後政府の産業上に於ける諸般の施設と民間企業の勃興とに因り、漸次増進の趨勢を示し、殊に歐洲戰亂以來急激の伸暢を示したるも、較近物價の急落と世界不況の深刻化とに因り著しく減縮するに至れり。

### 第一節 國別貿易

貿易の相手國は廣く世界の各方面に亘れるも、内地との關係最密接す。今昭和七年の貨物貿易額を觀るに輸移出貿易の九割一分及輸移入貿易の八割一分は内地朝鮮間の貿易に屬し、外國貿易は輸出九分、輸入一割九分に過ぎず。又諸外國中主要なるものは、輸出に在りては滿洲國・關東州・中華民國にして、輸入に在りては滿洲國・北米合衆國・中華・關東州・英吉利・獨逸等の順位なり。

#### 主要通商國貿易價額國別

(一) 輸移出						
年	内 地	關 東 州	滿 洲 國	中 華 民 國	北 米 合 衆 國	其 の 他 諸 國
昭 和 六 年	二九、〇六 千円	二、三七 千円	八、四七 千円	一、二〇 千円	二三 千円	五、五 千円
同 七 年	二三、一四 千円	四、三七 千円	三、六七 千円	九、七 千円	四六 千円	七、七 千円
同 八 年 十 月 迄	二三、六三 千円	四、二三 千円	三、五六 千円	一、三九 千円	一、四〇 千円	三一、七七 千円
第十一章 貿易	一五一					二三、四六 千円

#### 主要通商國貿易價額國別

## (二) 輸移入

年	内地	關東州	滿洲國	中華	蘭印	度亞細亞	英吉利	獨逸	北米合衆國	諸國	通計
昭和六年	三七、七〇 千円	一、九六〇 千円	三、三三〇 千円	六、一七〇 千円	一、四八〇 千円	一、三三〇 千円	一、三三〇 千円	四、五三〇 千円	四、三七〇 千円	二七〇、四六〇 千円	二七〇、四六〇 千円
同七年	三九、七〇 千円	二、四九〇 千円	三九、七三〇 千円	六、一七〇 千円	一、四八〇 千円	一、三三〇 千円	一、三三〇 千円	四、五三〇 千円	四、三七〇 千円	二七〇、四六〇 千円	二七〇、四六〇 千円
同年八月迄	三九、七〇 千円	三、二〇〇 千円	三、二〇〇 千円	四、三七〇 千円	一、七〇七 千円	一、〇七〇 千円	八九〇 千円	五、〇九〇 千円	六、八三〇 千円	三三〇、三五〇 千円	三三〇、三五〇 千円
備考	昭和七年對内地移出の増進せるは肥料・米・大豆・銑鐵等の出増に因り、對滿洲國及關東州輸出の増加は綿糸布・水產物・砂糖・米・木材等の好況に因り、對支輸出の減少せるは砂糖を首め大部分の不振に基く。對内地移入の増加は綿糸布・砂糖・絹織物・毛織物・綠綿及打綿等の入増に因り、滿洲國及關東州より、輸入の増進せるは粟・高粱・柞蠶生糸・天日鹽等の好況に因り、又中華より輸入の減少せるは支那麻布・胡麻子・蕃椒・石炭等の不況なりしに因る。										

## 第二節 港別貿易

朝鮮に於ける開港は仁川・釜山・新義州・元山・鎮南浦・群山・木浦・淸津・雄基・城津・龍巖浦の一港にして、京城・大邱・平壤には稅關支署を置きて開港及陸接國境地方より保稅運送に依る貨物の輸移出入を取扱ひ、又陸接國境地方には稅關支署又は出張所ありて、主として輸出入貨物を取扱ひ、更に大正十二年四月移入稅の大部分撤廢せらるゝと共に一部移入稅殘存の貨物其の他の移出入手續の爲に指定港を設け、稅關出張所を置けり。而して其の各地の貿易額は釜山港第一位を占め、仁川港之に亞ぐ。

此の兩港は實に朝鮮の二大關門にして、釜山港は内地朝鮮間貿易の樞要となり、仁川港は關東州、中華其他歐米諸外國貿易の中心となり。其他輸移出に在りては鎮南浦・群山・木浦・新義州・淸津等、輸移入に在りては新義州・京城・鎮南浦・元山・群山・平壤等を主たるものとす。

貿易額別

輸入	昭和八年十月迄 年月日	輸出	昭和八年十月迄 年月日	輸入	昭和七年 年月日	輸出	昭和八年十月迄 年月日
川山城山津津基寧邱浦州浦	岩義港						
一、九六五	四四、一九五 <small>千円</small>	一、五七四	三三、八五三	一〇六	四、六四〇	二、一五三	八二、八九七
一、九六二	一、五七八	九、一五九	一、四五一	七一九	二、三〇七	七、五三一	六九、〇七五
二三、九二三	一、五八八	一、四五一	一、七四一	六九、〇七五	一、二、三二〇	一、二、三三〇	一〇二、一六四
四、二八三	一〇六	一、四五二	三九三	一〇二、一六四	二、八六八	二、八六八	一〇二、一六四
八二、八九七	八二、八九七	七一九	九〇五	一〇二、一六四	三七、六四四	三七、六四四	三一、九三九
六九、〇七五	六九、〇七五	六九、〇七五	六一九	一〇二、七〇〇	七、七二一	七、七二一	三、五九四
一、五七八	一、五七八	一、五七八	六一九	一〇二、七〇〇	二、四七〇	二、三五五	三、五九四
一、五八八	一、五八八	一、五八八	三七、六四四	一、五七〇	八、三四八	八、三四八	三、五九四
一、四五二	一、四五二	一、四五二	三、九二三	一、五七〇	一、六二	一、六二	一、五七〇

## 第十一章 貿易

一五四

港 鎮 南 浦 其 他 合 計	輸 移 出	昭和七年	昭和八年十月迄	輸 移 入	昭和八年十月迄
		四八、九三六 <small>千円</small>	四七、七六六 <small>千円</small>		
		二、五〇九	二、二四七		
		四一、九九七	四二、一九一		
		三二一、三五四	二八三、四八七		
		三二〇、三五六	三二一、三二五		

### 第三節 輸移出重要品

輸移出品は農産物・礦產物及水產物を主とし、就中米・大豆・魚類は實に三大貿易品たり。其の他生糸・肥料・鐵・棉花・砂糖・牛皮・金鑄・鐵鑄・石炭・生牛・魚油等は何れも重要な輸移出品にして、最近に於ては海苔の増加亦顯著なり。

#### 輸移出重要品價額

品 名	昭和七年	昭和八年	品 名	昭和七年	昭和八年
米	一四五、三三七 <small>千円</small>	一一三、九五二 <small>千円</small>	砂	三、四四八 <small>千円</small>	二、〇一六 <small>千円</small>
大 豆	二〇、五三九	一五、〇二五	糖	一、四八九	一、一九八
鮮、乾 鹽	一一、〇四九	九、四三五		一、二〇七	七一九
海 苔	二、一一四	三、三五一		三、五〇五	四、七五九

蘭 生 黑 石 金 鐵

系 鉛 炭 鐵 鐘 鐘

一、二七〇 一二、六〇三  
一一、六六六 一二、〇五九  
六九二 八三一  
三、八五〇 三、三七七

一、三〇四 一、五四四  
一、〇八一 一、六四五

一、六四五

鐵 牛 洋 木 肥

紙 材 料

七、三四六 六、八〇四

三、二四六 三、一七三

二、五七二 三、四一三

二、六三八 五、〇六九

一八、四八五 一六、六五八

一、六五八

#### 第四節 輸移入重要品

產業は農業を主とし、工業は尙幼稚なるを以て、輸移入品は多く工業製造品に屬し、就中綿織物は實に輸移入貿易品の大宗たり。其の他粟・砂糖・繅綿及打綿・綿絲・絹織物・毛織物・紙・小麥粉・鐵・機械・石炭・木材・肥料等之に亞き、輓近企業の發達に伴ひ、各種原料品の輸移入益々増進の趨勢を示せり。

##### 輸移入重要品價額

品名	昭和七年 一千日	昭和八年 十月迄 一千円
米粟大	一、七七〇	一、五五五
小麦	一六、〇二六	一一、二三九
豆粉	一、八一四	二、二六八
米粟小	三、七七四	三、三五六

品名	昭和七年 一千日	昭和八年 十月迄 一千円
砂糖	七、六四五	四、九八七
酒酒	一、一六〇	七三二
清酒	一、七三〇	二、〇九二
鹽	二、二九四	二、二八五

## 第十一章 貿易

一五六

品名	昭和七年	昭和八年
煙 指 握 灯 牆 帆	一、一五八 千円	一、一五八 千円
草 油 油 尺 寸	四、五〇七	四、三一五 千円
綿 及 打 紗 緞	四、八七九	一、八五四
柞 紗 緞 綵	一、五三六	一、四六五
綿 織 紗 緞	六、八七〇	七、六七〇
支 那 纖 紗 緞	六、〇八五	五、二九六
那 麻 紺 紗 緞	三〇、一二四	七、七九〇
毛 物 布 物 紗 緞	六、三五九	三二、七五四

## 第五節 貿易船舶

品名	昭和七年	昭和八年
絹 護 紙 石 石	一三、三二八 千円	一三、九七二 千円
セ メ ン 磁 機 機	一、三二一	六、六七三
陶 紡 織 器 物	六、八七八	八、一七九
木 本 木 本	一、三二一	六、二九
鐵 鐵	二、三〇六	二、七六六
セ 紗 紗	二、三四三	二、一七二
機 機	二、三四三	一、四、六五〇
鐵 鐵	二、一七二	一、四、六五〇
機 機	一、四、六五〇	八、九五九
鐵 鐵	一、四、六五〇	四、〇九六
機 機	一、四、六五〇	七、七九三

品名	昭和七年	昭和八年
靴 類 物 器	一三、九七二 千円	一、九三六
炭 類 物 器	六、六七三	四、五四六
石 類 物 器	二、七六六	九、三六七
陶 類 物 器	八、一七九	一、七〇三六
機 類 物 器	二、一七二	一、七〇三六
鐵 類 物 器	一、四、六五〇	一、四、六五〇
機 類 物 器	一、四、六五〇	八、九五九
鐵 類 物 器	一、四、六五〇	四、〇九六
機 類 物 器	一、四、六五〇	七、七九三

開港に於ける貿易船舶の出入船は歐洲戰亂中船腹不足の爲幾分減退を示せしも、休戦後漸次回復し來り。而して此等貿易船舶の大部分は日本船にして主として、内地朝鮮間の貿易に従ひ、外國船は極めて僅少にして、其の大部分は支那戎克ごす。

年  
昭和六  
昭和七  
昭和八年十月迄年年

汽	船隻	隻
三、二四	帆	
三、四六	船隻	
三、二三	合計	數
	隻	
八、三五		
八、三六		
七、三〇		
三、七三		
元、五三		

汽	船千噸	噸
一〇、六〇	帆	
二、七四	船千噸	
一〇、九九	合計	數
	千噸	
三、三五		
三、三五		
二、九〇		
二、三五		



(所用) 目年八林造防砂



(城東) 年初林造防砂



(流上江綠鴨) 相林

## 第十二章 林業

林野の總面積は約一千六百四十九萬町歩を算し、全土の七割四分強を占む。然るに、古來林政不備にして封山の如き特殊の保護林を除くの外は公山と稱し、一般人民の自由樵採に委して顧みざりしを以て、到る處濫伐を肆にし、或は火田を起し、或は急斜地を開墾し、其の大部分は荒廢に歸して僅に陵園墓附屬の地及鴨綠・豆滿兩江の流域等に於て林相を保ちしに過ぎず、其の結果產業の發達を妨げ、國土の保安を害すること甚しかりき。是に於て舊韓國政府は明治四十一年森林法を發布し、山野の保護整理増殖を圖り、次で同四十四年六月總督府は新に森林令を布き、從來の森林法を廢して國土の保安危害の防止、水源の涵養・公衆衛生及魚附又は風致上必要ありと認むるものは之を保安林に編入して自由の施業を爲すことを得ざらしめ、又永年禁養林讓與の途を開き、以て愛林の美風を助長するに努め、或は造林貸付の制度を設けて造林事業促進の策を講ぜり。其の他毎歲年中行事として記念植樹を行ひ、又は造林補助の途を開き、或は砂防事業を行ひ、或は保護指導機關の充實を圖り來れるを以て、年と共に林地林相の革るあり、最近の林相を示せば次の如し。

林相別面積（昭和七年十二月末現在）

立木地	一〇、七一八	千町
散生地	二、八五一	千町
無立木地	二、八八九	千町
合計	一六、四五八	千町

## 第一節 森林保護

### 一 國有林野

國有林野の保護に付ては、當初營林廠所管林野に在りては其の支廠及派出所等をして之に當らしめたるも十分なる成績を擧げ得ざるに鑑み、大正九年新に六十箇所の森林保護區を設け、之に森林主事を配置し爾餘の林野に付ては明治四十五年國有森林山野保護規則を發布し地方長官をして之が實行の責に任せしむるゝ共に、要存豫定林野中特に保護の要急なる林野十六箇所に保護區を設置せるを首め、爾後之を増設して六十五箇所とし、且此等保護區に對しては當初雇員たる山林監守及傭人たる山林監守補を配置せらるも、大正八年山林監守は山林主事に、山林監守補は雇員たる森林監守に改め、更に大正十年森林監守の制を廢し、之に代ふるに全部を森林主事とし、以て其の機能を發揮せしむることとするの外、一部の地方に付ては大正二年十二箇所の山林監視所を特設し、之に憲兵及憲兵補助員を配置（但し大正十一年以後は督警官駐して普通警務事務の傍山林監視の事務を掌理せしむ）し、林野の保護に當らしめ來りたるが、大正十五年林政機關の統一に伴ひ營林署の新設を見るに至りたるを以て、前記保護區は凡て營林署の統轄下に屬せしむるゝ共に山林監守所は之を廢止し別に十五箇所の保護區を増設し、更に昭和二年に於て二箇所を増設せり。然るに同七年八月營林署の一部を廢止し當該林野を道に移管するに至りたるを以て、其の保護區も亦道に移屬せしむるゝ共に既設保護區の一部を廢合せるが、一方昭和七年度以降實施に係る北鮮開拓事業計畫に依り保護機關の擴

充を見るに至りたる結果、現在に於ては道所管林野三百五十八萬町歩の内百八十萬町歩に對し六十一箇所の保護區を置き、之に森林主事百十一名を配置し、又營林署所管林野三百五萬町歩に對しては八十五箇所の林護區を置き、之に森林主事百四十三名及森林主事補百八十七名を配屬(内保護區と箇所の主事補の全員は北鮮開拓事業計画によるものとす)し、且此等の保護職員に對しては大正十三年府令第三十三號に依り司法警察官又は司法警察吏の職務執行を指命し、専ら林野の保護取締に當らしめつゝあり。而して此等保護機關の活動と相俟て保護の實效を期する爲、森林令に於ては地元住民に對し國有林野の保護を命じ、連帶して之が責を負はしむると共に保護の報酬として林產物の一部を讓與し得るの制を設け、昭和八年九月末迄に六百四十七箇所、面積三百七十萬町歩に對し此の命令を發し、現に實施中なるが、之が保護義務の履行に當りては受命地元住民をして夫々保護組合を組織せしめ、以て其の統制ある活動を促し、保護の實を擧ぐるに努めつゝあり。尙道所管林野中保護區の配備なき林野は面積百七十八萬町歩に達するが、多くは不要存林野にして之に對しては郡島在勤の森林主事及警察官憲等をして可及的保護に當らしめつゝあり。

## 二 民 有 林 野

民有林野の保護に付ては、始政以來森林令に基き森林の使用收益の弊害矯正及害蟲の驅除豫防並火災盜伐の防止に努め、一面保護の實績を擧ぐるには民間の自治的活動を促進するの緊要なるを認め、在來の松契・植林契・洞契其の他新に設立せられたる森林組合等を指導監督して濫伐暴採の制限、害蟲の驅除、火災の防止等森林の保護に努めしめ、更に國費を以て郡島森林主事を配置する等、銳意惡習の打破に努

め來りしが、其の完きを期する爲郡島森林組合を廢止して其の事業を各道費に繼承せしめ、昭和八年度より國費支辨の森林主事百名、道費支辨の産業技手百十二名、地方森林主事二百七名、地方森林主事補一千六十二名合計一千四百八十一名の専任職員を配置し、専ら民有林野の保護取締に從事すること爲りたるを以て、林野の保護機關は統制せられ、今や全く面目改まり、林野經營の安全性著しく増加せり。

## 第二節 殖林事業

殖林事業は治山治水上重要な施設に屬するを以て、明治四十年以降國費を以て京城附近其の他に模範造林を行ふと同時に一般に種苗の無償下付を爲し、地方費及恩賜金經營に關する苗圃に於ても苗木を下付し、尙各道に於て道・面等に於て模範造林を行ひ、一面に於て國有林野中存置を要せざる部分は民間に造林貸付を爲し、事業成功の後無償にて譲與し得ることこゝし、大に造林の獎勵を行ひたる結果、民間に於ける殖林事業は輓近異常の發達を遂げ、各地に大小の企業家族出し、内地及朝鮮の會社若は富豪等にして大規模の造林を行ひ又企畫するもの逐年多きを加ふるに至れり。蓋し林野は一般に荒廢せるも地質林木の生育に適し、且造林用樹種の多種にして寒帶より溫帶に亘りて生ずる七百種の樹木中喬木に屬するもののみにても針葉樹十九種、闊葉樹百三十餘種の外竹類三種あり。又人夫賃比較的低廉にして造林費を輕減し得、而も貸付を受け得べき林野は各地に散在し、加ふるに朝鮮各地共木材の高價なると同時に木材の大消費國たる支那に近接せる等殖林事業の將來頗る有望なり。而して明治四十四年の殖樹本數僅

かに一千萬本に過ぎざりしが、今や一箇年三億本の植樹を行ふに至れり。斯くして植林事業は逐年に振興しつゝあり。雖、民有林野の蓄積を未だ平均二十六尺締に過ぎず、而も廣大なる林間裸地又は荒廢林野を存す。加之林相は概してアカマツに偏して他の樹種特に闊葉樹を濫採せること、溫突燃料及綠肥の採取過度なりしこそ、生枝及地被物を濫採せること等、民有民指導上改善を要する事項あるを認め、民度民需及林野の現況等を考察し、速に林叢の構成に力を注がしめ、且用材の造成に偏することなく、先づ燃料林の造成に努めしむる等に重點を置き、昭和八年一月民有林指導方針を定め、民有林經營上の羅針盤たらしめたり。保護制度の革新と相俟つて將來著しく改善せらるゝものと認む。

林野副產物は多種にして其の用途極めて廣し。其の主要なるものは木炭にして、近年一箇年二千貫を産するに至れり。樹實類に於ては栗・胡桃・松の實・銀杏等、樹皮類に於てはハギ・シナノキ・ナラ・カシワ・アベマキ等にして何れも相當の生産額あり。又漆樹は殆ど全土に亘りて生育に適し、漆液の品質も亦内地上等品と伯仲の間に在り、且探漆容易なると勞銀比較的低廉なると以て、漆業亦漸く勃興の機運に向ひつつあり。椎茸・五倍子・染料楓葉等も相當の生産額を有せり。

イ 官公營苗圃事業 官公營苗圃は明治四十三年度に於ては十一箇所、面積六十二町歩を設置せしが、昭和七年度末には其の數三百十一箇所、面積百五十七萬百六平方米に達せり。

ロ 私營苗圃事業 官公營苗圃の養苗數漸次増加せるも、殖林事業の發展は其の產苗數の配付のみを以てこれを充すことを能はざるを以て、各所に私營苗圃の開設を獎勵し、爾來漸次盛況を見るに至り、生

產成苗數は明治四十三年度には五百四萬餘本に過ぎざりしも、昭和七年度には二億四千萬本に上り、過去二十餘年間に於て約四十八倍に達せり。又既往に於ける私營養苗は概ね小規模のもの多かりしも近年は植林企業者造林用の大苗圃又は販賣を目的とする苗木商の大苗圃等續々設置の氣運に向へり。然れども近年播種造林を獎勵するに至れる以て、將來養成苗は漸次需要減するに至るべし。

八 官公營植林事業 植林事業の官公營に屬するものは國費及道地方費・府・邑・面・學校等の經營にして、前者は明治四十年以降、後者は同四十四年以降毎年引續き實行しつゝあり。

一 國費經營事業 造林の模範を示し風致の増加を圖り、且植栽に關する試驗を行ふを目的とし、明治四十年京城白雲洞及平壤牡丹臺の二箇所に事業を開始したるに創り、爾後水原・大邱・開城地方に造林を行ひしも、明治四十四年以降は京城附近に於ける荒廢山野の復舊造林に主力を注ぐこことなり、砂防植栽及普通植栽を行ひ來れり。大正八年山林課出張所を設置し、所轄國有林計畫を樹て、越えて大正九年度より樹苗圃を經營せしめ、主として未立木地に人工植栽を行へり。

又鴨綠江・豆滿江流域に屬する元營林廠管內國有林は大正八年度造林計畫を定め、採伐跡地は大體天然更新に依るも必要なる箇所には補植を爲し、又天然稚樹發生地は成林撫育に依り、未立木地は人工植栽に依り成林せしむる方針を以て實行し來れり。大正十五年六月林政改革に伴ひ國有林は營林署に於て經營せらるゝこごとなり、以來人工植栽は未立木地の如きは大部分天然生育不能なる箇所或は特に地位優良なる林地に對し之を行ひ、伐採跡地及散生地の如きは大部分天然生育に依るこ

ここし、成る可く母樹の殘存を圖り、或は受種發育を容易ならしむる爲、整地を行ひ、以て稚樹の發生成育を促進することせり。造林樹種の主なるものはアカマツ・カラマツ・クロマツ・テウセンマツ・タウヒモミ類・ヒノキ・ナラ・クヌギ・クルミ・チノヲレカンバ・ケヤキ等にして、苗木は造林署苗圃にて養成しつゝあり。明治四十年以降昭和六年末に至る二十五年間に於ける造林面積約四萬五千八百四町歩にして、植栽本數八千九百五十八萬本に達し、播種高七十四石三二、九一〇キログラム(昭和四年度までは石昭和) 五年度以後はキログラム)に上れり。

二 公營殖林 殖林の模範を示し兼て基本財産の造成を圖る爲、明治四十四年以降道地方費・府邑面・學校等に於て實行しつゝありて、昭和七年に至る二十三箇年に於ける植栽及播種造林面積は十三萬五千七百八十頃、其の植栽本數四億九千百三十七萬本、播種量十三萬四千三百六十立に達し、アカマツ・クロマツ・カラマツ・クヌギ・ハンノキ類・栗及白楊類を主とせり。

ニ 私營殖林事業 民間に於ける殖林事業は近年長足の進歩を爲し、昭和七年に於ける植栽及播種造林面積は六萬七千頃、植栽本數二億三千五百四十八萬本、播種量二十二萬五千五百立に達し、始政以來の殖林累計百七萬二千五百頃、三十四億三千百八十五萬本、播種量四十二萬九千立に達せり。

木 記念植樹 殖林の事業を獎勵せんが爲、明治四十四年四月三日併合後第一回の神武天皇祭日を期し朝鮮全土を擧げて記念植樹を實行し、大に好結果を收め、總本數四百六十五萬二千本に達し、爾來回を重ねるに從ひ益好況を呈し、昭和八年(第二十) 三回迄の累計三億九千四百萬本の多きに達せり。又從來

記念植樹に於ける植栽用苗木は國費地方費及恩賜金經營苗圃に於ける生産苗の無償下付を得て之に充てし爲、下付苗木不足の結果、天然苗の移植を行ふもの多く、植栽後十分の成績を擧ぐる能はざるもの憾ありしも、殖林思想の普及に伴ひ漸次其の不利益なるを知得し、豫め團體又は地方富豪・篤農者等に於て苗木を購入して植栽に供するに至り、頗る良好の成績を收めつゝあり。

▲ 御大典記念植林事業 大正四年御即位大典記念の爲殖林事業を計畫實行したるもの少からざるが、就中道地方費・府・面・學校費又は學校組合等の公共團體の經營に關するものには一面造林の模範を示すべき趣旨に依り、總督府は一定の制限面積内に於て國有林野を讓與したるが、昭和三年の御大典記念植林に際しては前記公共團體は勿論學校・鄉校・寺刹等の團體にも極力記念植林の計畫を勵奨し、一年乃至數年にして造林を完了せしめたり。

ト 種苗配付 明治四十二年以降は民間殖林獎勵の爲、國費地方費及恩賜金經營苗圃に於て養成せる苗木及購入種苗の配付を行ひたるも、大正七年以降此等配付種苗は主として地方費苗圃に於て養成したる苗木及購入種苗を用うることこそせり。而して近年民間養苗事業の發達に伴ひ此等種苗下付は漸次其の數を減ずるに至れり。

チ 造林補助事業 一般民有林野の造林に付ては前記の如く極力之が獎勵に努めたる結果、相當の成績を擧げ來りたりと雖、其の多は資力乏しく一定の補助金を下付するに非ざれば可及的造林の促進を期し難き狀態に在るを以て、從來道地方費に於て補助金下付の方法を講ぜしも、規模小にして事業の進

展を期するに由なきに因り、大正十四年度よりは大部分の補助金を國費より道地方費に交付し、道地方費には更に經費の一部を之に加へて未立木地の人工造林を行ふ者に對し補助金を交付することとなり、昭和六年度迄の國庫補助金累計約二百七十五萬圓道地方費支出累計百十八萬圓計三百九十三萬圓に達し、尙同八年度には約三十萬圓の國庫補助金を支出したり。

### 第三節 砂防事業

#### 一 國費繼續砂防事業

治水に關係を有する荒廢山野の復舊事業は巨額の經費を要するものなるを以て、先づ試験的に小規模の作業を行ひ、漸次擴張するを得策と認め、大正七年度に於ては忠淸南北道地方費に補助金五萬圓を交付し、錦江支流美湖川流域の砂防造林を實行せしめ、同八年度より年額十萬圓の補助金を慶尙北道及全羅北道の各地方費に交付し、該地方費をして洛東江流域の一部並に蟾津江流域中の荒廢山野に於て事業を開始せしめ、同十年度迄に砂防植栽千九十二町歩、五百七十三萬本、普通植栽一萬三千七十六町歩、四千八百八十四萬本、天然稚樹地補植一萬三千六百五十町歩、千八百三十一萬本の殖林を行ひ、將來に於ては全鮮に亘つて荒廢山野の治水上復舊を要すと認むる地域に對し、主要河川流域荒廢地四十七萬町歩中約二十三萬五千町歩を先づ第一期事業として三十箇年を以て復舊造林を行ふことをし、砂防工事は國に於て施行し、造林は地方費より補助金を交付して林野の所有者占有者をして實行せしむるの方針を探り

特に當面の急務を要する漢江・錦江・洛東江・蟾津江・榮山江・東津江・城川江及大同江の八大河川流域七萬四千百八十三町歩を十箇年の繼續事業として大正十一年度より着手し、同年度以降三箇年間に砂防植栽三百六十六町歩、二百十七萬六千本、普通植栽六千四百八十町歩、二千百六十二萬七千本、天然稚樹地補植一萬二千九十三町歩、一千五百五十二萬本を行へり。

而して財政上の都合に依り大正十三年度に於ては僅に経費四萬餘圓に減少され、殆ど中止の状態に陥りたるが、斯くては治山事業の完成期して待つべからざるを以て、大正十四年度以降計畫を改め、從來の普通植栽及天然稚樹地補植に對しては、本事業と切離し國庫及地方費より造林補助金を支出して之が促進を圖ることとし、砂防事業は全額十一萬七千百八十五町歩の要砂防工事地中、荒廢最も甚しき大面積のもの八萬二千町歩を大正十四年度以降三十箇年間に、工事は國費、植栽は所有者・占有者と地方費協力の方法に依り完全に復舊することとせり。大正十四年度以降昭和三年度に至る四箇年間に於ける工事面積三千二百六十六町歩、植栽本數一千六百二十五萬本なり。

然るに産米増殖計畫の遂行に伴ひ、水利事業著しく擴張され、且着々實行中の治水事業の效果をも減殺すると共に道路橋梁鐵道等の被害も亦著しきを以て、少くとも砂防工事をして鐵道水利土木等の事業と並進せしむるの必要を認め、昭和四年度以降前記計畫を改め既定繼續費の年限を繰上げ、年度割支出額を増加し速に砂防事業の進捗を期することとし、前記八萬一千町歩より昭和三年度迄の完成見込面積を差引き之に要存國有林野内の要砂防工事地を加へ、合計八萬町歩の荒廢林野を昭和四年度以降二十箇年

に完了するこゝこし、既に議會の協賛を経たる既定繼續費の年限即ち昭和四年度以降同八年度に至る五箇年を四箇年に短縮施行することとなり、實行中財政上の都合に依り其の年限を昭和十年度迄に延長施行することとなり、昭和十年度以降の計畫は更に改めて樹立せんとするものなり。昭和四年度以降同七年度に至る四箇年間に砂防工事面積六千九百十四町歩、植栽本數三千九十九萬八千本を實行せり。

## 二 窮民救濟砂防事業

抑砂防事業たるや其の目的は治山治水に在りこ雖、使用する經費の大部分は勞銀なるを以て窮民救濟上最も好適の事業たり。輓近財界不況の結果失業者續出し、此の儘放置せんが遂には救濟し得べからざるに至るべき狀態なるを以て事業を起し勞銀を散布するの要切なるものありこ雖、財政の關係上今直ちに國費を以て實施すること困難なるに依り、昭和六年度より同八年度に至る三箇年間に黃海道を除く各道地方費繼續事業として總額七百五十萬圓の起債を爲さしめ、一萬一千二百五十町歩の砂防事業を施行し窮民救濟の一助こ爲さんこし、第五十九議會の協賛を経て目下實施中に屬す。而して之が施行箇所は救濟事業たる關係上必ずしも林野荒廢の程度のみに依らざる事こせる爲勢ひ各地に分散し、昭和六七兩年度は黃海道を除く十二道管内に於て百六十餘箇所に亘り實施し、昭和八年度は同百五十二箇所に於て現に實施中なり。

かくて本事業實施の結果、事業本來の目的たる治山治水の效果は勿論、昭和六七兩年度に於て三百十六萬三千餘圓の勞銀を散布せる爲、直接地元民の生活を安定せしめたるのみならず、納稅成績及貯蓄心向

上、勤勞精神作興、色服着用、溫突改良の普及等社會各般の施設に對する間接的の效果頗る顯著なるものあり、爲に昭和八年度を以て終了すべき本事業に對し繼續施行方の要望切なるものあり、今既往に於ける實行成績を掲ぐれば、昭和六年度施行面積四千六百五十町歩、出役延人員三百二萬八千餘人、人夫賃金百三十七萬九千九百六十三圓にして、同七年度は施行面積五千三百六十七町歩、出役延人員四百萬九百人、人夫賃金百七十七萬三千二百七十一圓なり。

### 三 時局應急施設砂防事業

現下經濟界の不況に伴ひ、農民の困窮は最憂慮すべき狀態に在りて、之が救濟は一日も忽諸に付すべからず。砂防事業は廣大なる地域に於て各地分割施行し得るが、労働者を集中せしめず、離農者を生ぜざる程度に於て施行し得るのみならず、經費の大部分は勞銀にして且直營事業なる爲一切の中間搾取なきを以て窮民を直接救濟する上に最適當の事業なるに依り、農村窮迫の狀態に鑑み、昭和七年九月以降之が救濟の主目的とする砂防事業を起し、耕地の安定を圖ること共に生活並に營農の資金を收得せしむることせり。昭和七年度に於ける本事業は國費八十萬圓、道地方費百二十五萬圓にして、國費事業は本府及各道に嘱託以下の臨時職員を設置し、道地方費事業も夫々必要職員を設置し、何れも直營事業として施行し、且農村窮迫の現狀に鑑み、工事並植栽も事業費を以て支辨することせり。而して道地方事業は窮民救濟事業資金と同一方法に依り起債を爲し、五箇年間据置十五箇年元利均等償還を爲すものにして、國庫より右元利金の八割を地方費に補助するものとす。

昭和七年度は全鮮に亘り百九十九箇所に於て實施し、昭和八年度は前年同額の豫定なるも、幾分集中主義を採り百四十二箇所於て現に實施中なり。既往に於ける實行成績を示せば左の如し。

#### 昭和七年度時局應急施設砂防事業實績

施行箇所	百九十九箇所
同面積	四千二百四十二町歩 溪間工事のみ八百町歩
出役延人員	三百三萬二千四百九十九人
人夫賃銀	百三十六萬二百二十圓

#### 第四節 造林貸付並成功譲與

不要存國有林野に於ける造林事業の經營に關し、舊森林法に於ては單に部分林又は貸付の制を設けたるに過ぎざりしも、現行森林令は朝鮮の現狀に鑑み此等の方法を廢し、新に造林貸付に關する制度を設く即ち本制度は一般に造林を獎勵し、急速に林相の改善を圖らんとする趣旨に出でたるものにして、造林の目的の下に貸付したる國有林野は、事業成功的時に於て無償にて之を借受人に譲與するの特典を開きたるものなるが、爾來之が出願者激増し逐年造林の進展を見るに至れり。今昭和七年度末迄に於ける貸付處分累計を見るに六萬六千八百五十件、面積百二十三萬五千八百六十一町歩の多きを算し、内既に造林事業成功に因り譲與せるものは一萬八千六百六十五件、面積五十六萬二千三百六十一町歩に達せり。

## 第五節 國有林野存廢區分調査

現在要存國有林野五百三十一萬町歩中には農耕地として民間に開放するを得策とするもの、又は飛地・境界複雜地等にして管理保護上、民間の經營に移すを有利とするもの百三十一萬町歩に達する見込にして、此等は大正十五年度より夫々之が調査整理を行ひ、將來の要存國有林野を約四百萬町歩とし、其の内大學演習林其の他約十二萬町歩を除き殘餘の約三百八十八萬町歩に對し、周到完全なる管理經營を行はんとする計畫の下に、着々整理の進捗を期しつゝあり。因に大正十五年度より昭和七年度迄に要存解除せる面積は六十三萬餘町歩に達せり。

## 第六節 國有緣故森林の讓與

國有林野中には面積約三百五十萬町歩に達する緣故森林を存し、其の大部分は(一)舊森林法施行前より各縁故者に於て適法に占有し禁養し來りたるものなるも、其の林相民有と認むべき標準に達せざるが爲林野調査に際し國有と査定せられたるもの(二)舊森林法の規定に依る地籍届を怠りたるが爲土地調査に當り國有に査定せられたるもの、並に古記又は歴史の證する所に依り往時寺刹に於て緣故を有するものなるも國有として査定せられたるものなり。而して此等の林野は概ね民有林の間に介在又は隣接し其の使用の狀態占有の意思毫も民有と異なる所なきにも拘はらず、單に僅少なる林相の相違或は林野調査と

土地調査ご各適用法令を異にしたる結果所有權を認めらるゝに至らざるものにして、之が爲人民の怨嗟を招き、施政上此の儘放任し難く、速に整理を要するも、各所に散在するを以て管理上國の經營に適せざるのみならず、之を他に處分せんか縁故者の生活を脅威するの結果を來し、人民の反感を買ひ、民心を悪化せしむるの虞あり、又一方縁故者に在りては縁故林野の歸屬確定せざるが爲之が愛護の念薄く、爲に林業振興上支障少なからざるものあるに鑑み、此の際各縁故者に讓與し、權利の確定を得しむるは林政上機宜の措置なるを慮り、大正十五年四月朝鮮特別縁故森林讓與令の制定に次で同年十二月施行規則を發布し、翌年二月一日より之が實施を見るに至り、右縁故林野は擧げて當該縁故者に無償讓與することとし、以て民心の安定ご林野の改善促進を圖ることとせり。即ち縁故者に對しては昭和二年二月一日以降同三年一月三十一日に至る一箇年の法定期間内に讓與の出願を爲さしめ、調査の上處分を行ふものにして、其の受理願件は百十四萬四千五十三件、百十四萬九千九百二十筆、三百四十一萬六千四百三十三町歩あり。之が處分は昭和二年以降八箇年を以て完了の豫定にして、同七年度迄の讓與處分實績は九十二萬五千三百八十八件、九十五萬二千五百八十八筆、二百五十一萬七千二百六十五町歩に達す。

## 第七節 國有林經營

### 一 沿革

國有林野中、國の經營すべき要存豫定林野は約五百十九萬町歩(大學演習林として貸付)に達する見込にて、内

鴨綠豆溝兩江の流域に屬する約二百十一萬町歩の林野(主として現在新義州・渭原・江界・中江頭・厚昌・新義坡鎮・惠山鎮・瓦城の森林署所轄區域)に對しては、從來營林廠をして之が管理經營の任に當らしめ、其の他の林野三百八萬町歩の區域に對しては地方廳をして森林保護區竝に森林監視所等の保護機關を設け、専ら保護取締を爲さしむるの外、一方歐洲大戰以來木材需要の急激なる増加に鑑み、之が應急の施設として差當り緊急を要する林野約百四十萬町歩に對し、大正八年以降二十九箇所の山林課出張所を特設して植伐の實行に當らしめ來れり。然るに此等の事務事業は上敍の如く本府・地方廳・營林廠等各種官廳に於て行はるゝ結果其の間事務の連絡統一を缺き、林政上不利不便少からざるに鑑み、大正十五年六月林政の改革を斷行し、國有林の經營、保護民有林の指導獎勵事務等を統轄する爲本府に山林部を設くると共に、從來の山林課出張所・營林廠を廢して新に三十六箇所の營林署を特設し、更に昭和四年十一月營林業績の刷新向上を期する爲、之を十九箇所に廢合して經營、保護等營林の實行に當らしめたるも、同七年八月十九營林署中八營林署は之を廢止し、其の所轄林野は道に移管し、地方廳に於ては此等林野の管理經營と共に民有林野の助長行政に執掌せしむるこそこせり。而して現在營林署の管轄は約三百五萬町歩に達し、大體元營林廠及山林課出張所の事務事業を繼承せしものにして、漸次施設の擴充を期しつゝあり。

## 二 營林の状況

以下管林署に於ける事業の概況を敍述すべし。

イ 所管面積樹種及材積 營林署の所管林野は咸鏡南北及平安南北の四道に跨り、其の所管面積は三百

萬町歩にして、成林樹種は概ね寒帶性に屬し、針葉樹七割闊葉樹三割を占む。目下用材として利用されつゝある。樹種の主なるものは針葉樹に在りては、テウセンマツ(松)タウヒモミ類(杉)及テウセンカラマツ(落葉松)にして、闊葉樹にありてはテウセンヤマナラシ・シナノキ・クルミ・シホヂ及ヲノヲレカンバ等々す。

四 伐木運材及流筏 鴨綠江流域に在りては、戚鏡南道甲山・三水・長津及平安北道厚昌・慈城・江界・渭原の各郡、其の他に在りては戚鏡北道茂山・吉州・端川の各郡所在國有林より主としてテウセンカラマツ・テウセンマツ・タウヒ・モミ類等の丸太袖角電柱材伐出するの外、尙鴨綠江流域よりナラ・テウセンヤマナラシ・カンバ類・ドロノキ・シナノキ等の闊葉樹をも伐出す。而して此等の伐採は主として夏秋の交に行ひ、一部輕鐵に依るの外多くは冬季積雪を利用して、牛橇にて江岸編筏土場に出材し置き翌春解氷を待つて流筏に依り市場に搬出するものす。

流筏は通例四月より開始するも、五月より九月に至る五箇月を最盛期とし、大凡十月下旬に至つて終了す。水流急速にして作業困難なる上流に於ては内地人筏夫を使用し、流勢緩にして作業容易なる下流に於ては朝鮮人筏夫を使用し居るも、近時朝鮮人筏夫の技倆上達に依り急流の區域に於ても朝鮮人筏夫の使用漸次増加しつゝあり。

八 漂流木整理 明治四十二年三月鴨綠江採木公司漂流木整理方法に關し協定を遂げ、朝鮮側に漂着のものは營林廠に於て、支那側に漂着のものは採木公司に於て整理することとし、更に大正三年委員

を設け整理上同一歩調を取ることを協定し、次で同七年二月豆瀧江の漂流木整理に付きても亦間島延吉道尹と商議して同一歩調に依ることとし、爾來以上の方針に基き整理し來りしも、同年六月朝鮮水難救護令及附屬法令を改正し、次で大正十五年六月營林署官制發布と共に、此の兩江の漂流木に關しては營林署長其の職務を行ふことなれるも、近時流筏作業の發達と諸設備の充實とに因り、著しく漂流木減少するに至れり。

二 製材 製材は第一第二の兩工場に於て各種建築用材を製作し、昭和二年度に於て主として函材製材の爲新に工場(工場)を新設し、製材法に一大改善を加へて以來、著しく製材歩留及製材能力を増進し、畫面作業のみにても優に三百五十立米を製材し得。

木販賣 署材(原本及製材品)の販賣は、往時は専ら鮮内に於ける官用材にのみ供給し來れるも、森林の開發ご利用の集約とに伴ひ年々生産の増進を來し、大正初年より一般民間の需要に應じ鮮内木材需給調節の使命を把握するに至れり。而して木材の需給の状勢は輸移入材の多寡、對岸安東の銀相場の騰落による滿洲側の購買力の強弱等の爲、盛衰常ならず、從て販賣當局の苦心多きを以て、銳意生産費を節減して低廉販賣の實行に努め、共進會其の他の機關を利用して販路の擴張を圖り、委託販賣の方法を講じて内地進出に努力し、或は代金延納制度並大口取引制度等を設けて製品の販捌を圓滑迅速ならしむる等、種々畫策する所あり、其の結果近時署材の美點周知せられ、内地方面に於ける需要を喚起するに至りたるのみならず。殊に滿洲事變以來對滿輸出は急激に増大し、其の販路は益々廣汎に及べ

り。

八、立木拂下 立木拂下は民間企業者に於て容易に事業を經營し得る箇所にして、國有林經營上並署官行研伐實施上支障なき範圍内に於て之を實行せり。昭和元年度以降の拂下數量を掲記せば左の如し。

立木拂下數量及價格

年 度	材 積	價 格	年 度	材 積	價 格
昭和元年度	二、九三、五七 凡六	一、二九、元一 円	昭和五年度	三、五五、五五 凡六	七四三、五五 円
昭和二年度	三、〇七三、三七	一、三九、二七	昭和六年度	三、五四三、九七 凡六	七二三、四七 円
昭和三年度	三、九七、三七	一、二七、四八	昭和七年度	三、七三七、五七 凡六	一、〇三七、四七 円
昭和四年度	二、七三、三七	一、〇五七、五八			

ト、森林土木 森林土木は主として研伐林地の開發、利用の集約増進及輸送力の確保を目的とする連材輕鐵の敷設、流筏水路の改修及山地交通路の開鑿等なるが、此等の施設は研伐量の増加と共に逐年擴張しつゝあり。

チ、森林鐵道 森林產物利用增進施設の一部として總費百十四萬九千圓を以て昭和四年度より平安北道厚昌郡東興面南社水流域に於て森林鐵道三〇、六哩（軌間二呎六〇軌條二十）の敷設工事を開始し、昭和八年度完成の豫定なり。右の外北鮮拓殖計畫の一部として惠山鎮線及拓殖線に連繫し、森林鐵道及輕便鐵道を敷設し、白頭山を中心とする北鮮の豐庫を開發することこし、昭和七年度以降十箇年にて各

種工事を完成せんこす。

## 第八節 北鮮開拓事業

北鮮地方中鶴豆兩江の上流地帶たる平安北道江界・慈城・厚昌、咸鏡南道長津・豊山・三水・甲山及咸鏡北道茂山の八郡は所謂山地帶にして、全管の七割即ち面積二百十六萬町歩(約一千四百方里にして内地四國地方の面積よりも尙莫大なり)は要素豫定國有林野を以て占むるが、林相良好にして鮮内隨一の密林地帶を包藏し、其の林力は無盡の寶庫と稱せられ、現に之が施業經營は地方に於ける産業經濟の重點を成せり。然れども交通運搬の便頗る不良なるが爲現在伐採利用せられつゝあるは一部に限られ、其の多くは徒に枯死腐朽に委するの外なき状態なるのみならず、一方漂動極まりなき火田民の跋扈に依り隨所火耕を見、年々廣大なる美林の燒燼せらるゝ等、天物暴殄の甚しきものあるを以て、速に之が利用開發と保護増殖を圖り、一面既往の火田民に對しては之が善導定著を策し、以て地方隨一の産業たる營林事業の進展と繁榮ある山村を建設し、地方開發の實を擧ぐるの要あるを認め、昭和七年度以降十五箇年間の豫定を以て實施に係る北鮮開拓事業計畫に於ては、總額一千二百十八萬三千圓の經費を以て、(一)森林の利用開發(二)火田の指導(三)森林の保護に關する施設の實行を企圖し、事業に着手せるが、其の施設概況左の如し。

イ 森林の利用開發 本施設は林木の利用價值比較的多く、且つ農耕適地の開放上急速伐採を必要とする等の事情ある地方より着手することとし、先づ以て白頭山を中心とする森林約八十萬町歩を目標と

し、拓殖鐵道及惠山線に連繋する森林鐵道（九線、二）を敷設するの外、之が附帶設備として山元より森林鐵道まで軌道（二六四）を敷設し、又山地に簡易製材工場（二二）を設け、以て林產物利用の増進と収益の増加を圖らんとするものにして、目下之が調査設計を行ひつゝあり。

口 火田民指導 本施設は既住の火田民三萬餘戸、十八萬人に對し其の漂動懶惰の惡癖を矯正し、勤勉なる自作農として定着を策せんとするものにして、之が實行に方りては現時の耕作を其の儘認容するを原則とし、國土保安並に營林上特に廢耕せしむるの要あるものは新に國有林野内農耕適地中より替地を選定供與（但し現在地方に於て供與すべき適當の替地なきときは移轉料を支給し移轉收容を爲すものとす）し、且此等火田及替地に實査の上各人に無料貸付を爲し、爾後火田民が定着したるときは之を讓與するの方針を以て目下銳意之が調査の進捗に努めつゝあり。

而して火田民に對する主副業の指導獎勵其の他定着上必要なる施策の實行に付ては特に現場に指導機關を配置し、其の周到適切を期するの必要を認め、昭和七年度に於ては差向地域中の北半部に對し山農指導區三十箇所（指導手一）及同監督事務所三箇所（各所監督技手一名の外關係森林署及郡職員の一部を兼勤せしむ）を配置し、既に夫々實情に即したる實施計畫に據り農法の革新、副業の普及、燃料消費の節約其の他生活の改善及矯風教化の實を擧ぐるに努むる一面火田民をして指導區の區域を單位とする山農共勵組合を組織せしめ、其の自覺自制に基く自治的活動を促しつゝあるが、事業開始以來日未だ淺きに拘らず、火田民は漸次官の施設を理解し其の指導獎勵に對し眞に悅服するの傾向を生ずるに至り、成績頗る良好なり。

尙地域内林野中には約三十萬町歩の農耕適地等を有する見込なるが、此等の土地中火田民の定着用地

として必要ならざる地域約二十萬町歩は殖民興業の趣旨に基き、一定計畫の下に廣く一般に開放處分するこゝし、現に之が所在地域面積其の他處分上必要な事項に關し豫察調査を行ひつゝあり。

八 森林保護 前述の如く既往の火田民に對しては極力之を善導し、定着を策すゝ雖、今後新規の冒耕を絶對禁遏するは勿論其の他の被害に付ても之が芟滅を期し、以て森林の保護増殖を圖るを緊要こす。然るに從來地域内に於ける森林主事一名當の平均擔當面積は二萬四千町歩(一五方里強)又一森林保護區の平均擔當面積は四萬一千町歩(二六方里)の多きに及べるの狀態にして。其の配備頗る手薄なるを以て、之が擴充整備を圖り、森林保護の完全を期することゝし、昭和七年度に於ては差向森林保護區七箇所を新設し、且森林主事八名及森林主事補百八十七名を増配し、既設機關併せ其の不斷の活動を促すと共に、既住の火田民及一般地元住民等に對しては常に開拓の趣旨を周知理解せしめ、其の自覺に森林愛護を實を擧ぐるに努め來りたる結果、森林の被害は著しく減少し、火田の新規冒耕の如きも、漸く其の跡を絶たんとするの實狀に在りて、豫期以上の好成績を收めつゝあり。

### 第九節 林業試験

朝鮮は大陸の氣候に支配せられ、山野荒廢の程度森林植物の種類及分布、林木の生長等内地ご著しく其の趣を異にし、從て殖林上試験及調査を要する事項少からざるを以て、本府は大正二年より京城及光陵に苗圃を設け、専ら朝鮮產主要樹種の養苗に關する研究を行ひ、併せて森林植物の調査を實施し來りた

るも、尙林業全般に亘りて研究する能はざりしを以て、同九年より完備せる林業試験場の設立に着手し、同十一年八月京城府外清涼里に本場を創設し、庶務・造林・保護・利用及施業の各係に分ちて組織的に諸般の調査及試験業務を開始し、昭和四年六月光陵出張所の設置を見たり。現在技師五人、屬二人、技手十五人を置き、最も急を要する造林及施業に關する試験及調査並に林木の立地及分布の調査研究に主力を注ぐと共に、製炭の改良・權茸の栽培・松姑姫及金龜子の驅除豫防に關しても之が調査研究を行ひ。併せて一般の依頼に依る林木種子の鑑定、質疑の應答及他官廳の主催に係る林業講習會に職員派遣の需に應じ尙試験及調査の結果は其の都度刊行して林業關係官廳その他に頒布周知せしめ、指導應用の勸奨を圖り、產業啓發に努む。



所鍊製化青口 (遼北安平) 鎌 金 山 雲  
技競球野の員社ト 積堆尾鎌 木 院病療施 ニ 所鍊製汞混 ハ

## 第十三章 鎌業

諸種の鎌物に富み、鎌業の起原亦頗る遠きに拘らず、其の事業殆んぞ見るべきものなかりしが、韓國政府は明治三十九年七月新に鎌業法及砂鎌採取法を發布せしより鎌業制度漸く緒に就き、更に併合後に至り總督府は大正四年朝鮮鎌業令を制定し、次で同五年四月より朝鮮鎌業令施行規則及朝鮮鎌業登録規則を施行せり。同令は外國人の新に鎌業權を取得するを禁じ、新發見の重要鎌物を鎌業令の支配に屬せしめ、鎌業權を物權として不動產に關する規定を準用し、鎌業上必要なる土地の使用及收用に付收用令中の規定を準用する等、鎌業權の保障を確實にし、以て益鎌業の發達を促進せしめんことを期し、其の後更に數次の改正を加へ關係規則を公布せり。

### 第一節 鎌業の概況及特許鎌山

#### 一 鎌業の概況

鎌業出願件數は大正元年中六百三十三件を算し、爾後年々増加して同六年中の出願實に六千百八十九件に上りしも、歐洲戰亂後經濟界の變調に伴ひ漸次減少するに至れり。昭和七年末現在許可鎌區は左の如く二千七百九にして、前年末に比し三百二十九を增加せり。

第十三章 鎌業

一八四

	種 鎌區 數	面 積	鎌 區 數	面 積
金銅水亞鐵硫滿化亜鐵	一、三〇	七〇七、四五、〇五〇	一、二〇	四、七九、四七
銀	六	四、一〇、五七	六	四、一〇、五七
鉛	一	四、四、七四三	一	四、四、七四三
鎌	一	空、空、三、八五	一	空、空、三、八五
鐵	一	一、四五、三五	一	一、四五、三五
鎌	一	二、九、二、九	一	二、九、二、九
鐵	一	三、八一、七〇	一	三、八一、七〇
鎌	一	三、四五、二六	一	三、四五、二六
水	一	一、九三〇、八一三	一	一、九三〇、八一三
タンクステン水鉛	一	二、三、〇七、三六	一	二、三、〇七、三六
鉛	一	一、九三〇、八一三	一	一、九三〇、八一三
鎌	一	一、九三〇、八一三	一	一、九三〇、八一三
金銀銅鉛亞鉛其他鎌	一	一、九三〇、八一三	一	一、九三〇、八一三
鉛	一	一、九三〇、八一三	一	一、九三〇、八一三
鎌	一	一、九三〇、八一三	一	一、九三〇、八一三
合計	九〇、四三	二、七九	一、六六、五七六、九九	一、六六、五七六、九九
一切鎌物	三	X	九、九〇、七三	九、九〇、七三
金石	三	X	三、三〇、三	三、三〇、三
石	三	X	七、四五、四七	七、四五、四七
土	三	X	三、一〇、三	三、一〇、三
紡母	三	X	二、四五、三六	二、四五、三六
砂	三	X	一、一二、七八〇	一、一二、七八〇
石	三	X	一、一〇六、五六〇	一、一〇六、五六〇
重	三	X	一〇、六七、五一	一〇、六七、五一
螢	三	X	三、一〇、五七〇	三、一〇、五七〇
明	三	X	二、一〇六、五六〇	二、一〇六、五六〇
矽	三	X	三、一〇、五七〇	三、一〇、五七〇
高	三	X	三、一〇、五七〇	三、一〇、五七〇
雲	三	X	三、一〇、五七〇	三、一〇、五七〇
石	三	X	三、一〇、五七〇	三、一〇、五七〇
黑	三	X	三、一〇、五七〇	三、一〇、五七〇
鐵	三	X	三、一〇、五七〇	三、一〇、五七〇
鎌	三	X	三、一〇、五七〇	三、一〇、五七〇
礦	三	X	三、一〇、五七〇	三、一〇、五七〇
嶺	三	X	三、一〇、五七〇	三、一〇、五七〇
種 鎌區 數	一		一	
鉛	一		一	

備考 本表には雲山特許鎌區の一切鎌物一件は鎌區數のみを計上せり、X印は河床の延長に依り許可したるものにして、単位は里町間とす。次表亦同じ。

前表中昭和七年度に於て多少に拘らず鎌物を產出したるものと計上すれば、内地人六百二十六、朝鮮人三百十一、外國人二、合計九百三十九にして、前年に比し四百四十二鎌區を増加せり。又總鎌區數に対する稼行鎌區の割合は約百分の三十四強に相當す。

### 鑽種別稼行鑽區數及面積

昭和七年中に於ける鑛產物價額は三千三百七十四萬六千五百九十八圓にして、前年に比し一千二百萬五千四百三十九圓増加せり。

金種	別數	鑛產
八、五、四、三、二、一、零、九、八、七、六、五、四、三、二、一、零	瓦量	額
七、八、九、四、三、二、一、零	円額	價
砂種	別數	額
金	別數	價
一、二、三、九、八、七、六、五、四、三、二、一、零	瓦量	額

明治二十七八年戰役後、外國人にして半島の利權に注目する者頓に増加し、米國人ゼームス・アール・モーリスは、同二十九年四月雲山郡一圓に於ける一切の鑛物採掘權を特許せられたり。是れ實に外國人

の鑛山の採掘權を許可せられたる嚆矢にして、在留外國使臣をして時の政府に對し續々其の要求を提起せしむるの例を作りたるものなり。次で慶源・鍾城鑛山を露國人に、金城鑛山を獨逸人に、殷山鑛山を英國人に、稷山鑛山を日本人に、昌城鑛山を佛國人に、厚昌鑛山を伊太利人に、遂安鑛山を英國人に、甲山鑛山を米國人に、各特許したれども、慶源・鍾城の兩鑛山は事業着手に至らずして消滅に歸し、金城及殷山鑛山は鑛況不良のため之を抛棄し、稷山鑛山は内外人共同組織の金鑛株式會社に、昌城鑛山亦昭和五年四月大榆洞鑛山株式會社外東倉・甲岩の會社に譲渡し、此等會社は更に鑛業令に依り鑛業權を取得するごとに、特許權を拠棄し、現在存續するものは雲山・遂安・厚昌・甲山の四鑛山に過ぎず。

## 第二節 鑛業の助長施設

### 一 鑛床調査

總督府に於ては從來不明瞭なりし鑛床の性狀を概査し、以て其の鑛業的價値を窺知するごとに、鑛業行政の参考に資し、他面企業家の調査に便するの目的を以て、明治四十四年度以降鑛床調査を行ひ、大正六年度を以て各道の概査を終了し、同七年度には鑛床調査の組織を變更して地質調査所を設置し、事業準備に着手するごとに、地質の調査を開始し、同八年度に於て略々其の設備を完了し、爾來色々事業進捗し、調査地方に對しては其の地質圖及報告書を編纂刊行しつゝあり。

### 二 鑛物の調査及試験

イ 選鎌製鍊試験

選鎌製鍊は鎌業成否の岐るゝ中心作業なるに拘らず、朝鮮に於ては其の施設一般に普及せず、未だ幼稚の域を脱せざるもの多し。然かも從來之に對する研究機關の施設なかりしを以て、大正十一年度に於て京城市外鷺梁津に燃料選鎌研究所を新設し、朝鮮の鎌山に適應する鎌石の處理方法を研究して主要鎌物の實收率を高め、又從來顧られざりし貧鎌の經濟的處理方法を考究し、鎌利の保全操業の進歩を圖り以て鎌業の開發促進に資しつゝあり。

ロ 石炭調査及試験 燃料動力問題は國民生活及產業開發上極めて緊要事に屬するも、從來之に關する研究機關缺如せるを以て、大正十一年度に於て選鎌製鍊に關する研究機關と併せ之が研究機關を設置し、先づ石炭の賦存量及鎌床の狀況を明にし、其の經濟的利用法に付試験研究を施行し、以て燃料供給策の樹立に資すると共に燃料給源の開發に資せんこす。

三 製鐵獎勵補助

製鐵業獎勵法の一部を朝鮮に施行し、朝鮮に於て一年三萬五千噸以上の製銑能力及製鋼能力を有する設備を以て營む製鐵業者の製造する銑鐵並に其の製造する鋼材が船舶の建造又は修繕に使用せられたる場合は、所定額の獎勵金を交付す。

四 產金獎勵補助

イ 金探鎌獎勵補助 金鎌業開發の促進及產金の増加を圖る爲、將來有望と認めらるゝ金鎌山又は砂金鎌區にして、探鎌坑道を掘進し又は試錐調査を行ふ者に對し、所定額の補助金を交付す。

口 低品位金鑛石賣鑛獎勵輔助 朝鮮内所在買鑛製煉所へ賣鑛するものに對し、其の鑛山選鑛場より最寄鐵道停車場又は船積場迄の低品位金鑛石陸運賃の實費を交付す。

### 第三節 主要鑛物及其の鑛業

イ 金 朝鮮に於ける金鑛の分布は、全鮮到る所に存在せるが、就中平安北道・忠清南道・江原道・咸鏡南道等最も廣く分布し、次で忠清北道・慶尙北道・京畿道・黃海道・平安南道・全羅北道・慶尙南道・咸鏡北道・全羅南道の順なり。鑛產額は平安北道・平安南道・忠清南道・黃海道・江原道・咸鏡南道多く產出し、亞で全羅南道・慶尙北道・京畿道・全羅北道・忠清北道・咸鏡北道・慶尙南道の順にして、平安北道產額は全鮮の約四割を占む。

砂金は平安南道・咸鏡南道・江原道・全羅北道・京畿道・平安北道・忠清南道の順に分布し、全羅北道・忠清南道等主產地なり。鑛山の著名なるものは東洋合同鑛業株式會社(米國會社)の平安北道雲山金山及大榆洞鑛山株式會社の平安北道大榆洞鑛山なるが、之に亞ぐは橋洞鑛山・成興鑛山・光陽鑛山・遂安金鑛・義州鑛山・新延金山・三成鑛山・笏洞金鑛・金井鑛山等にして、其の他小林洪川・中央・仁興・青岩・安倉里・笠聖・尙州・冕津・新興・永興等相當設備を有して、有望なるもの多し。砂金は金堤・有信・安城及順安等の砂金鑛は何れもドレンヂヤーを以て採金しつゝあるが、此のバレッヂヤー砂金浚渫は、大正六年稷山金鑛(沙金鑛)に於て操業を開始せるが、本邦斯業の先驅にして、昭和四

年には三菱金堤砂金鑛、昭和八年には安城及順安砂金鑛がドレッヂャーを設備し、大規模の砂金採取を開始せり。昭和七年に於ける稼行鑛區は六百一鑛區にして、二千百二十一萬餘圓を產出せり。

四 鐵・朝鮮に產する鐵鑛は赤鐵鑛・褐鐵鑛・磁鐵鑛なるが、赤鐵鑛は咸鏡南道利原・黃海道安岳の鐵山にて、赤褐兩鐵鑛の混合せるものに平安南道价川及黃海道載寧・銀龍・下聖・南陽・黃州・兼二浦等の鐵山あり、此等の内兼二浦鐵山を除く地は主として褐鐵鑛を產し、赤鐵鑛少し。而して右各鑛山に埋藏せらるゝ赤褐兩鑛石の埋藏量は五十%以上の鑛石約二千萬噸を推定せられ昭和七年約三十九萬噸を三菱製鐵所兼二浦工場及八幡製鐵所へ送鑛したるが、將來重要視せらるべき鐵鑛は各地に豊富に埋藏せらるゝ磁鐵鑛ならざるべからず。其の賦存地は咸鏡北道の茂山にして、調査不充分なるも其の平均品位四十%にして、大體四億噸以上の埋藏量あるものと推定せられ、優に南滿洲鞍山鑛床に匹敵し、純粹なる磁鐵鑛のみなること、粒大なること、品位良好なることは稼行に際して鞍山よりも有利なりとす。此の外咸鏡南道端川、忠清北道忠州郡等にも同じく磁鐵鑛床發見せられたり。

八 石炭・朝鮮には褐炭及無煙炭の二種を產出す。而して褐炭は咸鏡北道吉州・明川・鏡城炭田・會寧地方の會寧炭田及雄基に至る京圖鐵道に沿うて散在する、慶源・慶興炭田等を包括する所謂咸北炭最も賦存量多く、其の他平安南道安州、黃海道鳳山、咸鏡南道咸興の各炭田あり、總理藏量四億一千萬噸を推定せらる。現在鐵道局機關庫用炭として生産高の約半數を使用し、其の他工場船舶用としても需要あり。白煙なると火持良き性質を有する爲家庭燃料として京城其の他の都市に於て歡迎せられつゝ

あり。然れども全般的に見て遠隔の地に在るため、從來消化摶々しからざりしが、最近煤煙防止の必要に迫まれつゝある内地各都市に移出する傾向あり、且つ朝鮮の褐炭は油分多く、特に高價なるバラフインを多く有するため、低溫乾餾して代用液體燃料を採集するに適せるが、已に朝鮮窒素肥料會社が昭和七年八月咸鏡北道明川郡永安に於て年十萬噸の石炭を處理する低溫乾餾工場を建設し、重油ガソリン代用燃料を產出し、併せてバラフイン・メタノール・ベーカライト等の重油製品を產出しつゝあり、將來更に此の方面に發展する傾向あり。

無煙炭は褐炭に比し更に大なる範圍に埋藏され、全埋藏炭量約十七億五千萬噸と稱せらる。而して目下全產額の大部分を產出するは平壤炭田なるが、此の外咸鏡南道文川、慶尙北道聞慶、全羅南道の和順等の各炭田にても稼行しつゝあり。將來有望視されるものに、平安南道順川・价川・德山の各郡に跨る廣大なる平安南道北部炭田（价川方面は滿浦鐵線の開通）を首とし、江原道三陟・寧越炭田及咸鏡南道高原炭田等あり、而して無煙炭は鮮内に於ては其のまゝ微粉炭燃燒装置を有する工場汽罐用炭に使用せられ、又マセック煉炭として汽罐車用にも相當需要あるが、各種煉炭原料としても相當の勢力を有せり。然れども最も主要なる需要先は内地各都市に於ける木炭代用の豆炭及孔明煉炭の原料として頗る歡迎されつゝあるここにて、特に豆炭原料としての朝鮮無煙炭は獨自の立場に在り、此等煉炭原料として、内地へ移出さるゝ數量は昭和七年三十萬六千噸に上れり。昭和七年稼行鑛區數は有煙炭三十八、無煙炭二十九鑛區にして、其の產額は有煙炭四十五萬二千噸、無煙炭六十五萬二千噸計百十萬四

千噸なり。

ニ 黒鉛 鱗狀及土狀の二種あり、鱗狀黒鉛は平安北道・咸鏡北道を、土狀黒鉛は慶尙北道・咸鏡南道を主要產地とし品質共に良好なり。

鎌山の主なるものは、鱗狀にありては江界鎌山・新溪里鎌山・伏木鎌山・城干鎌山・城津黒鉛鎌山等にして、土狀黒鉛に在りては山野月明鎌山・小宮黒鉛鎌山・永興鎌山・長興鎌山・价川第一鎌山等なり。鱗狀黒鉛の需要は殆んぎ内地に限られ、特に歐洲戰時中錫蘭產品の輸入自由ならざりし當時に於ては内地の需要一に朝鮮產に依りし爲、市價の昂騰を來し、末曾有の盛況を呈せしも、戰後需要減退し、且日印爲替相場の關係上錫蘭產品の輸入激増の爲其の壓迫を蒙るに至り、久しく沈滯の状況に在りたるが、昭和七年金輸出再禁止に伴ひ爲替相場の甚しき逆調に依り、輸入幾分減少の傾向に在り。

之に反して土狀黒鉛は戰前に於て内地の需要極めて僅少なりしが爲、主として販路を海外に求めたるも、戰後内地の需要を増し、大正九年度に於ては海外輸出と相俟つて稍盛況を呈せしが、同十年に入り海外市場の不振と内地に於ける生産過剩等に因りて悲境に陥るに至れるも、其の後滞貨漸く消化せらるゝに伴れ市況稍回復の機運に向ひつゝありたるが、一般事業界の不況打ち續き、遂に活氣を呈するに至らずして再び待機の状態に在り。

木 銅 既知の銅山を舉ぐれば咸鏡南道の甲山、慶尙南道の昌原、平安北道の厚昌等なり。甲山銅山は初米國人特許を得、明治四十三年以降引き探鑛し、大正五年五月久原鎌業株式會社の經營に移り一

時盛況を極めしも、歐洲戰後銅價暴落の爲同十年六月限休業し、後同十四年六月再び貯鎳の製鍊を開始し、昭和三年七月限此の作業を終了したが、一面同社鎮南浦製鍊所に、同二年六月一部銅鎳製鍊を開始するに至れり。

▲ 亞鉛 亞鉛鎳床は銀鉛と共に生ずるを常態と爲すを以て、從來銀鉛鎳と認められ、其の發見は實に近年の事に屬す。平安北道寧邊郡蘇民洞、咸鏡南道端川郡檢德に於ける鎳床は其の主要なるものにして、共に往古銀鉛山として稼行し、共生せる多量の亞鉛鎳は遺棄せられたり。前者は一時藤田鎳業株式會社に於て採掘し、後者は採鎳中に屬せしも、現時二鎳山共に休鎳せり。然れども黃海道載寧郡龍山西面若川里及瑞興郡內德面勺詩里、平安南道成川郡地方等に於ける諸鎳山に對し三成鎳業株式會社は専ら探鎳を繼續し、大に其の將來を囁望せられつゝあり。

ト タンクス・テン・鎳 歐洲戰爭勃發後軍事上の必要に促されタンクス・テンの需要増加したるを以て之が發見採掘に從事するもの多く、一時盛況を極めたるも、大正七年下半期以降市價低落し、加ふるに需要著しく減少したる爲、一般に事業を緊縮して休山廢鎳するもの續出し、同八年末に於ては全部休止するに至れるが、昭和二年忠淸北道に於ける大華鎳山(忠州郡)再び事業に着手し、僅少ながら之が產出を見るに至れり。現在稼行鎳山は大華・百年・箕洲の三鎳山なり。既知鎳床中江原道金剛山附近、忠淸北道忠州郡及忠淸南道青陽郡に存するものは其の主要なるものにして、其の他諸所に發見せられたるもの亦少からず。

チ 水鉛 タングステンと共に水鉛鎌も亦歐洲大戰當時盛んに採掘され、其の後需要枯絶と共に休止せ  
るが、最近再び製鋼事業の盛んなるに伴れ、採掘者多く、全羅北道長水鎌山・江原道金剛鎌山等より  
産出し、其の産額の殆んど全部を内地へ移出し居れり。

昭和七年の產額は四萬四千餘圓五萬五千餘圓なり。

リ 銀銅亞鉛金の混合鎌 此の種鎌床も亦昔時銀鉛として稼行せられたるものにして、疆内各地殊に南  
鮮地方に多く賦存し、漸次其の開發を見るに至れり。



揚水の鮪

## 第十四章 水産業

### 第一節 水産業の概況

本土及島嶼を合せ海岸線の延長一萬七千五百八十粧に達し、地勢氣候及潮流等の關係上水產物頗る豊饒にして有利の漁場に乏しからざるも、古來漁政に關する基礎極めて薄弱にして、進歩の跡見るべきもの多からざりしが、併合以來當局官廳に於て銳意斯業の發達を圖り、之が保護取締を周密にし、且つ年々相當の經費を投じて各種の調査及試験を行ひて其の結果を公表し、斯業に關する傳習講習を行ひて當業者の知識技能を啓發し、有望なる事業に對しては金品を補助貸與して其の發達を助長し、漁港及避難港修築の爲年々工費の一部を補助し、漁業組合の改善發達を圖りて漁民共同の福利を増進し、輸移出水產製品検査を行ひて製品の改良統一を圖り、又當業者をして朝鮮水產會を組織せしめ、水產業の改良發達を圖り近くは漁船獎勵補助・海苔牡蠣增殖獎勵補助・水產物冷藏獎勵補助を爲す等、各種の施設を講じたる結果、漸次發達の域に進み、昭和七年に於ては漁獲高四千六百二十六萬餘圓、養殖生產高二百四十四萬餘圓、製造高二千七百三十八萬餘圓に上れり。今百萬圓以上の產額を有するものを舉ぐれば左の如し。

さ ば	五、二五八、一一六 <small>円</small>	かたくちいわし	二、七四九、二二一
まいわし	三、四二八、八八一	にしん	一、七二六、〇五一
ぐ ち	三、三四〇、二三六	た ひ	一、七六二、九九二

たちのうお 一、二六九、九〇五円  
かれい 一、三六七、八〇八  
さわら 一、六五八、九五四  
たら 一、七八三、五二二

あ 一、一四〇、四四三円  
え 二、三四七、五九三  
めんたい 一、九六九、一四五  
のり 二、二九三、六九七

而して百萬圓未滿五十萬圓以上の產額を有するはにべ・ぶり・ふのり・ふか・ぼら・ひらめ・えい・か  
き・あなご・はもの十種ニ。

水產製造物中五十萬圓以上の產額を有するものは、素乾めんたい・乾のり・鹽乾ぐち・鹽藏さば・ぐ  
ち・煮乾いわし・蒲鉾・いわし搾粕・いわし魚油にして、以上製造業の盛衰は主として各地に於ける漁  
獲の狀況と相伴ひ、又輸移出向製品に在りては仕向地の需給狀況に因り製品の種類に多少の變化を生ず  
ることなきに非ざるも、大體に於て主要生産地及製造の狀態例年著しき異動なし。

## 第二節 漁業處分

現行朝鮮漁業令は昭和五年の制定に係り、漁業を分ちて免許を受くべき漁業、許可を受くべき漁業、届  
出づべき漁業の三種と爲す。免許を受くべき漁業は一定の水面に漁具を定置するもの（定置漁業）一定の水面  
に區割其他の施設を爲して養殖を爲すもの（養殖漁業）一定の水面に於て繰り返し漁網を曳揚げ又は曳寄す  
るもの（定所曳網漁業）一定の水面に於て繰り返し漁網を建設又は敷設するもの（定所敷設漁業）一定の水面に魚類を集合

せしむる設備を爲すもの（定所集魚漁業）及水面を専用するもの（専用漁業）にして、免許を受けたる者は漁業權を取得し、其の漁場内に於ては一切の妨害を爲るべき行爲を排除して其の免許を受けたる漁業を營むことを不得。尙漁業權に關しては之が保護の爲、保護區域の制度を設け、一定の區域内に於ては免許を受けたる漁業の妨害を爲るべき漁業を禁止せらる。許可を受くべき漁業は捕鯨漁業・トロール漁業・工船漁業・機船底曳網漁業・潜水器漁業其の他十五種の漁業にして、漁業の種類に従ひ或は朝鮮總督に於て、或は道知事に於て之が許否の處分を爲す。漁業の許可は水產動植物の蕃殖保護及漁業取締を目的とするものにして、免許を受くべき漁業と異り漁業權を有せず、届出づべき漁業は前二種の漁業に屬せざる一切の漁業にして、單に届出を爲し鑑札の下附を受く。漁業の免許の出願及漁業權に關する各種の處分の申請を爲す者は府令の規定に依り一定の手數料の納付を要し、且漁業者は道に依りては道費として漁業稅を賦課せらる。昭和七年現在に於ける有效件數は免許八千八百五十四件、許可一萬五千九百八十二件、届出八千二百九十六件なり。

### 第三節 水産業の保護獎勵

イ 水族の保護 水族保護の爲、一定の漁業に對する許可是勿論漁具漁法を制限し、濫獲を嚴禁し、又漁場漁期並に採捕物の體長に一定の制限を加へ、捕鯨漁業・潛水器漁業・工船漁業及機船底曳網漁業の如きは操業區域並許可數を制限し、有毒物爆發物及電流の使用を禁止せり。又其の限地的のものに

對しては各道特殊の漁業取締規則を設けて永遠の漁利を圖りつゝあり。

四 水産業に關する團體 従來存せし朝鮮水產組合は全鮮を一區として内鮮水產業者を以て組織し、水產業の改良發達に關する諸般の施設を爲し來りしも、法律上の保護に乏しく、爲に其の基礎薄弱にして事業の遂行困難なりしを以て、内地水產會法に準じ大正十二年一月朝鮮水產會令を公布し、同年四月一日より實施せり。水產會は道水產會と之が聯合組織に依る朝鮮水產會との二階級に區分され、從來の朝鮮水產組合各道支部は之を道水產會とし、本部は之を朝鮮水產會とし、總て從來施行せる組合の事業を繼承するの外新に時勢の要求に應ずる施設を爲し、一面水產行政の補助機關たる使命を完うせんことを期せり。昭和七年度の事業としては道水產會に於ては水難豫防救濟・醫療・施藥・各種の試驗及調査・水產業の指導獎勵事業・講習講話、朝鮮水產會に在りては、各種水產會合の主催・水產物輸出獎勵・道水產會事業獎勵補助・水產製品販路擴張・水產業に關する各種仲介斡旋等其の主たるものにして、本府は之に對して年額二萬四千圓の補助を爲し來りしが、昭和八年度に於ては財政の關係上之を一萬五千二百圓に減額補助せり。漁業組合は一定の地區内に居住する漁業者を以て組織し、組合員をして漁業を爲さしむる爲漁業權を取得し、又は其の貸付を受け、組合員の漁業又は之に關する經濟若は救濟に必要なる共同の施設を爲すを目的とするものにして、昭和八年十月末現在に於ける組合數は二百八に達せり。抑漁村の堅實なる發達は漁業組合の振興に俟つ所少からず、然るに現時の狀態は其の普及全からざるのみならず、既設組合にして経費に乏しく、理事者に其の人を得る能はざ

る等の關係に依り未だ充分に其の機能を發揮する能はざる狀態に在るもの多きを以て、大正十一年度より國費補助の計畫を樹て、既設組合に對しては理事者の給料補助として一箇年五百四十圓宛三箇年間、新設の場合は設立費として一組合五百圓の外既設組合に準じ理事者給料を補助することとし、地方費に於ても亦相當補助を爲し來りしも尙一層之が徹底を期せんが爲、同十四年度に於て補助規則を改正し設立費補助を廢止し、之に代ふるに各種共同施設事業に對し補助することとし、理事者給料の補助と相俟つて益之が發達を促進し、更に昭和四年度より優良なる理事を得る爲理事見習給料補助を爲すことをせり。尙昭和五年五月一日より施行せられたる朝鮮漁業令に於ては、漁業組合聯合會並水產組合及同聯合會の制度を設けられ、等しく水產團體の體系的整備を完了せるものにして、漁業組合聯合會は道の區域に依り其の道の漁業組合を以て之を組織し、所屬漁業組合の目的を達成せしむる爲必要的な施設を爲し、又は所屬漁業組合に對し業務上の指導を爲すを以て目的とし、漁業組合聯合會の消長は直に所屬組合の振否に影響する所あるを以て聯合會の役員には最適切なる者を得る爲之が給料に對し國庫補助を爲し、水產組合は一定の地區内に居住する漁業者又は水產物の製造・取引若は保管を營業とする者を以て組織し、當該水產業の改良發達を圖り、營業上の弊害を矯正するを以て目的とし、水產組合聯合會は水產組合の聯合團體にして、所屬水產組合の目的を達成せしむる爲必要な施設を爲し又は所屬水產組合に對し業務上の指導を爲すを以て目的とす。而して此等の團體中水產組合は既に設立せられたるもの十三、漁業組合聯合會は五（昭和八年十一月現在）に達せり。

八・水産業の指導獎勵 水産業者に對する直接の指導獎勵は主として地方廳をして當らしめ、特に優良漁船の建造普及に關しては昭和元年度より、海苔牡蠣の增殖獎勵に關しては同二年度より地方費（現在の道費）に對し國庫補助を行ひ、漁獲物の處理改善（製氷工場・貯冰庫の建設を獎勵し處理用氷の普及を圖る爲）に關しては昭和二年度より同六年度迄當業者に直接國庫補助を行ひ、以て斯業の獎勵に努めたり。地方廳は道費又は臨時恩賜金を以て漁撈・製造・養殖に關する各種試験及傳習、漁具・漁船の配付、貸付又は其の購入費の補助、漁業資金貸付、製造・養殖漁業の指導補助、水產講話等の施設を爲し、傍ら漁業者の副業・貯蓄を獎勵し、一面内地人漁業者の移住を獎勵する等、銳意斯業の發展を期しつゝあり。

二・漁船避難港修築補助 沿岸には大小の港灣三百餘あり、漁民は常に漁港として使用するも、多くは天然に放任し、何等風浪遮屏の設備なきを以て、總督府は漸次港灣の調査を遂げ、年々若干の金額を補助して之が修築を企て、施工を竣りし所亦少からず。

木・水產製品検査 水產製品の產額増加するに伴ひ、輸移出額亦累年其の數量を増加し、昭和七年に在りては產額二千七百三十八萬餘圓の中輸移出額約一千六百萬圓に達するに至れり。雖、製品の改良及統一に關しては尙遺憾の點少からず、從前肥料の如き量目の增加を圖らんが爲不正の手段を爲すの弊あり、又水產製造業は多くは其の規模小にして製品區々に亘り、其の統一を缺き、大口の取引に適せず、外國に輸出するものゝ雖多くは一旦内地に移出し、更に内地商人の手に依りて輸出せらるるを以

て、此等の弊害を矯正せんが爲、大正七年五月總督府は水産製品検査規則を發布し、同年七月一日より之を實施し、更に昭和二年四月検査規則の大改正を行ひ、全部抽出検査の方法に改め、乾海苔に對し小包郵便の途を開き、包裝容量の特例を認め、從來等級を付せざりしものに對し新に等級を付するこゝミシ、又は等級を加へ、検査立會者を置き、處罰規定を改め、其の他検査の標準等級等を整備し、次で昭和四年五月鰯油を検査品目中に追加し、以て大正十三年來急速に生産の増加を來したる鰯油の品位の統一並聲價の發揚に努むるこ共に、取引の圓滑を期しつゝあり。而して検査は稅關をして之を行はしめ、稅關の設置なき地に在りては製品の輸移出盛なる箇所に検査所を設置し、或は必要に應じ一定期間臨時検査所を開設することせり。現在検査所は雄基・清津・漁大津・城津・遮湖・新浦元山・長箭・注文津・三陟・浦項・甘浦・釜山・統營・麗水・濟州・木浦・仁川・鎮南浦・新義州の常設検査所二十箇所ミ、西水羅・竹邊・丑山・鬱陵島・莞島・群山・龍湖島の臨時検査所六箇所を有す。

#### 第四節 水產試験及調査

水族の種類・分布状態及習性等を調査して其の有望なるものに對する漁法漁獲物の處理及蕃殖保護の方法を研究し、遺利の開發ミ斯業の發達に資する目的を以て、總督府は大正元年度以降九年度迄水產調査及各種試験を行ひ、相當成績を收めたるも、該調査は僅少なる臨時職員を以てし、其の事項の多くは内地の模倣に止り、更に學術的基礎の上に立ち徹底的に試験調査を行ひ、斯業の發展を期するには勢獨立

せる試験機関を設置するの必要あるを認め、釜山牧之島に國費に依る水產試驗場を設置し、同十一年度を以て其の設備の完成を告げ、着々豫期の事業を遂行しつゝあり、昭和七年度に於ける其の試験調査事項概要左の如し。

### 一 漁撈部

漁業試験 漁業の大宗たる東部海岸に於ける明太魚の漁獲増大を促し、本漁業の振興を計る目的を以て漁場の擴張・漁期の延長・漁具漁法に關する調査試験を行ひ、相當の成果を收め、尙鱣漁業の振興に資する爲、分布の調査及漁法の研究を爲し、更に深海漁業の開拓に資する目的を以て、海深一五〇米乃至五〇〇米の海區に於て、めんたい・たら・かれい其の他重要底魚類の分布棲息狀態の調査並に之が漁獲に關する試験を爲し、西部海岸漁業に付ては昭和四年度に於て試験船鶴丸を建造し、同海岸沖合に於けるさば・あじ・めじ等重要浮魚類の分布洄游の調査並に之が漁獲に關する試験を行ひつゝあり。

漁船試験 漁船の改良を行ふ爲、主として朝鮮型漁船に關して其の實態を研究し、實際に適應せる漁船の完成を期せんとするものにして、既に全沿岸に於ける基礎的調査を完了し、之に適する改良型漁船を建造し、實地試用の結果、地先灣用漁船として好成績を收め得たるを以て、既に各地に於て改良型漁船の建造を見、漸次普及の趨勢に在り、尙輒近發動機船の使用盛なるに至りしが、朝鮮漁業の實情に適せざるもの多きを以て、之に關する調査試験を行ひ、以て發動機附漁船の標準設計を定め、當業者の漁船建造の指針たらしめんこす。

## 二 製 造 部

冷蔵試験　冷蔵貨車に依る鮮魚輸送試験及釣魚餌料の冷蔵に關し試験を行ひ、相當の成績を收めたり。  
網地防腐剤の研究　コツバー・オレート及レツド・オレートを、諸種の條件に依りて網地に附着せしめ、之を海中に浸漬し、網地保存の状況を抵張力及伸度に就き試験し、目下繼續施行中なり。

凍乾明太魚試験　本試験は大體に於て完了したるを以て、『明太魚の化學その營養的價値並凍乾明太魚の改善に關する研究』を刊行し、其の結果を一般に發表せり。

海苔製造試験　原藻貯藏・原藻處理及朝鮮海苔の化學成分に關する試験に引續き、海苔の生理關係に付て研究を爲したり。

鰯處理に關する試験　鰯の處理改善に付、特に鰯搾粕製造上原料の處理並に搾粕の防腐に關する試験及家畜飼料を目的とする魚粉製造に關する試験を爲しつゝあり。

## 三 養 殖 部

重要水產生物生活史調査　海產魚貝類に付、稚魚貝の採集及採集物の整理を行ひ、既に生活史及幼稚期の形態及生態の判明せるもの數十種に及べり。

重要水產生物の種類の査定及分布調査　水產各方面の根本智識たるべき動植物の種類及分布に付全鮮に亘り調査を行ひつゝあり。

池沼堤堰利用養殖試験　到る所池沼堤堰多く、之が利用上養殖適種を選定し、施設獎勵の基礎たらしむ

るは最も緊要なる事業たるを以て、先づカムルチー・公魚に就き基礎調査を行ひ、頗る好成績を挙げ、昭和二年度より鎮海に淡水養魚場を設置し、上記二種及鯉の卵・稚魚の配給を行ひ、更に新適種の調査を進めつゝあり。

沿岸養殖適地調査 朝鮮沿岸の干潟及淺海に於ける養殖事業の振興を圖らんが爲、養殖適地及適種生物の調査を行はんこし、先づ咸鏡北道・江原道・黃海道・忠淸南道・慶尙北道等の調査を行ひ、更に全鮮に及ぼさんこす。

干潟淺海利用養殖試験 主として諸種の貝類に就き養殖法の試験を行ひつゝあり。

活魚輸送試験 生簀及活魚輸送器等に酸素供給装置其の他の考案を施し、以て活魚收容能力及生活力の増進に付試験中にして、更に鎮海養魚場に於ては淡水養殖用苗魚輸送に關し特殊の考案を施し、輸送能率上顯著なる効果を收め、目下更に其の精細なる試験研究中なり。

#### 四 海洋調査部

沿岸定地海洋観測 朝鮮沿海の海洋状態を明かにする爲、燈臺十九箇所、水產學校二箇所、水產製品検

査所一箇所、島廳一箇所、合計二十三箇所に囑託、なほ道水產試驗場とも連絡をこり、沿岸觀測を續行す。

近海海洋觀測 調査船鶴丸に依り左記觀測を行へり。

(一) 對馬海峽東口横斷觀測 (二) 東近海海洋調查 (三) 對馬海峽並日本海西部海洋觀測

海潮流調査　海潮流の流向及強弱は沿岸漁業に大なる關係あるを以て、前年に引續き、潮流計に依る觀測及投瓶調査を施行せり。

浮游生物に關する調査　重要魚類の產卵場・產卵期を知る目的を以て調査船に依り卵及稚魚の採集を爲し、又地方水產試驗場より資料を蒐集して調査を繼續す。

朝鮮近海海洋圖編輯　朝鮮近海の海洋狀態並に漁況を速かに周知せしむる爲、毎月一回其月月初の海洋觀測成績並に沿海漁況の大要を記載發行す。

魚類洞游調査　重要魚類の洞游經路並に其の範圍を知る爲、地方水產試驗場と連絡し、さば・ぶり・たらの標識放流を行へり。

## 第五節 水產業發展の狀況

一　日本海方面　日本海に面したる豆満江口より釜山港に至る東海岸は、海岸線の延長約二千糠に達し砂濱懸崖相連りて好箇の沿岸漁場を形成せり。潮汐の干満は微少なれども水深くして魚族の滯留に適し、且リマン海流は北より寒帶性魚族を送り、對馬海流は南より溫帶性魚族を齎し來り、魚族の分布を豊富ならしめ、漁業の利殆々無盡藏と稱せらる。此の沿岸に於ける漁業發展の狀態は併合以來頗る顯著にして、從來咸鏡南道のめんたい、江原道のいわし・あわび及慶尙北道のにしんの外見るべきものなかりしが、内地人の移住增加と共に漁具漁法を改善し、最近に至りてはいわし・さば・たらの各

漁業著しき發達を遂げ、其の製法亦一段の進歩を示し、產額いわしメ粕四百二十一萬圓、魚油二百五十一萬圓、鹽藏さば七十萬圓に達し、特にいわし漁業は將來益發展の氣運に在りて稍衰退せるめんたい漁業に代りて一層の勢を呈しつゝあり。

二 多島海方面 釜山港より木浦港に至る南海岸は大小の島嶼散點し、其の沿岸は大牙錯雜岬灣相交りて廣漠たる海域を占め、水深概ね八十尋以内にして漁具の使用に便なるのみならず、寒暖兩海流の影響を受けて魚族の分布豊かに且廣大なる平野に接して市場に近く、大河港灣を控え、九州中國方面の連絡亦容易なるを以て、漁獲物の集散至便にして、内鮮人の漁業共に進歩し、釜山・馬山近海に於けるたら・さば漁業の如き、鎮海灣附近のいわし漁業・羅老・青山・所安・巨文の各島及所安島近海のさば・たひ・さわら・はも漁業の如き、黒山島及濟州島沖に於けるにべ・たひ漁業の如き、汝自灣及附近に於けるえび漁業等の如き、又光陽灣以西木浦に至る沿岸に於けるのり・かき養殖漁業等は近年大に發展し、尙開拓の餘地に富むを以て、斯業の將來は蓋し囁目に値すべし。其の製造品も頗る豊富にして、就中統營麗水地方の煮乾いわし、巨濟島の乾たら、濟州島の乾あわび及あわび罐詰、汝自灣の乾えび、木浦の海藻類を其の主なるものす。即ち慶尙南道のいわしは產額二百五十八萬圓、其の製品たる煮乾いわし亦二百四十四萬圓に達し、たらは六十五萬圓同製品三萬圓に上り、全羅南道に於ては海苔・海蘿・和布・天草等の海藻二百七十萬圓を算し、南海岸に於ける水產物の大宗となれり。

三 黃海方面 木浦附近より鴨綠江口に至る西沿岸は河口・澪灣・潟洲・礁脈・淺灘及群嶼相食みて海

岸線の出入甚しく、海底は遠淺にして黃海の中心に至るも水深五十尋を越えず、潮汐干満の差大にして三十尺に達する處あり、冬季暖帶性魚族の滯留に適せざるも、春季八十八夜前後に至ればぐち・たひ・さわら・にべ・ひら等産卵の爲二十尋以内の淺所に群來するを以て年々豐漁あり、就中全羅南道の七山灘、忠淸南道の煙島近海、黃海道の延平灘及平安南道の魚泳島近海に於けるぐち漁業は東海岸のめんたい・さば・いわし・にしんを西敵し、南海のたひを合して朝鮮海六大漁業の一と稱せられ。

其の產額三百三十四萬餘圓に達す。尙此の方面に於てはあさり・はまぐり等の貝類多く棲息し、且各種魚介類の養殖に適當の場所多く、近年資本家の本事業に着目するもの漸次増加するに至りたるを以て將來干潟地利用の養殖漁業は刮目に值すべし。近年殊に西海岸漁業の長足の進歩を遂げたるは本府及各道の獎勵と内地通漁者の鮫鱗網漁業を普及したる結果にして、ぐちの盛漁期に於ては全羅北道於青島附近より黃海道延平島に至る間七八百隻の漁船輻湊し、一大壯觀を呈せり。

## 第六節 水産業の改良及狀況

水産業の改良は主として漁船・漁具及漁法の改良、漁業者の知識技能の養成、水產に關する調査試験の施行、水產物の處理及關係機關の普及發達、販賣方法の改善並に販路の擴張、水產物の人工增殖獎勵、需給の調節及產額の増進、内地人漁業者の移住及内鮮人漁業者間の統一融和、水產會又は漁業組合の設立、漁業者の副業及勤儉貯蓄の獎勵等なり。漁船漁具及漁法の改良普及に關しては極力獎勵の結果朝鮮

人漁業者の内地式漁具漁法に依るもの近年著しく増加し、就中一本釣、延繩等の釣漁業最も發達し、地曳網・流網・鮫鯨網等の網漁業之に亞ぎ、漁獲成績の如きも内地人漁業者に比し甚しき遜色を見ず、又大敷網・巾着網・揚縄網・小臺網等を經營する者漸次其の數を増加せり。内地型漁船の普及は漁具漁法の改良と共に近來著しく、其の數は大正元年に於て三千六百二隻に過ぎざりしも、昭和七年末に於ては一萬九千二百四十隻を算し、實に一萬五千六百二十八隻の増加を示せり。

一 内鮮人の養殖漁業 漁業の獎勵と同時に水產物濫獲の取締を爲し其の蕃殖を保護し、更に進んで人工増殖と需給の調節を圖る目的を以て養殖漁業を獎勵し、本府及各道に於ては公魚卵・鯉稚魚の配付、牡蠣・海苔等の養殖試験を行ふと共に、廣汎なる干潟淺海の開拓に資する爲、適種魚介藻類の適地調査中に於て、一方海苔牡蠣増殖事業の有望なるに鑑み、之が獎勵補助を爲し、企業の促進を圖りつゝあり。現在民間事業として最も發達せるは全羅南道及慶尙南道管内に於ける海苔養殖とし、之に亞ぐは咸鏡南道永興灣・全羅南道・慶尙南道の牡蠣養殖にして、其の他ぼら及慶尙南道のうなぎ養殖は規模大ならずと雖、成績見るべきものあり、昭和七年末に於ける養殖面積は四千三百三十九萬坪餘に達し、其の收獲高二百四十四萬圓餘(八十二萬貫餘)に上れり。

二 捕鯨漁業 現在捕鯨漁業を許可せるは東洋捕鯨株式會社の一あるのみにして、其の捕鯨船數は從來十隻に限定せられたるも、大正十一年末二隻を増加せり。昭和七年に於ける捕獲高は百六十一頭、四十八萬三千三百圓なり。

### 三 水産物製造業

朝鮮人間に於ける水産物の加工は、漁獲物の保存法として單に之を鹽藏し又は乾製するに過ぎず、其の方法頗る拙劣にして只鮮内の需要に應するに止まりしが、指導の結果、逐年製造方法の改善ご利用の増大を見るに至り、一面内地人製造業の發展に伴ひ、著しく生産額を增加せり。

昭和七年に於ける製造高は内地人九百五十萬二千四百二十八圓、朝鮮人千七百八十八萬一千三百五十四圓、合計二千七百三十八萬三千七百八十二圓に達せり。

### 四 内地漁民の通漁

内地漁民の通漁は併合後著しく發展し、其の漁場區域は朝鮮全沿海に亘り、毎年春季より秋季に至るの間盛にして、南部及東部海岸に於ては、巾着網・流網、西海岸に於ては鞍鱸網等大中漁業の發達殊に顯著にして通漁者は出漁地方に依り、各團體を組織して漁獲物の處理運搬及物資の供給其の他共同の作業に任じつゝあり。

### 五 内地漁民の移住及漁村經營

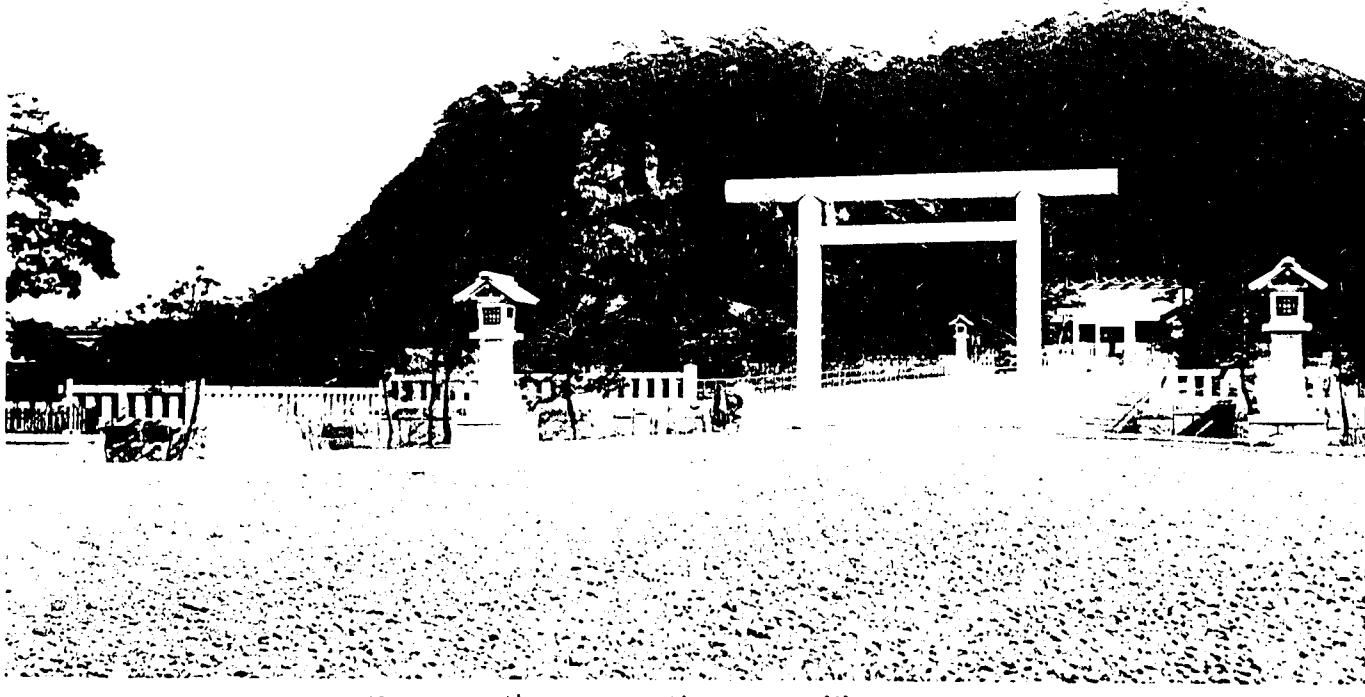
内地漁民の移住は關係内地府縣の獎勵と通漁の發展とに伴ひ、南鮮地方より漸次北鮮地方に普及し、今や邊限の地と雖團體移住又は單獨移住者少からず、此等移民に對しては漁村の經營上諸般の便宜を與へて其の安定永住を圖り、着々實績を擧げつゝあり。

### 六 水産業の指導獎勵に關する技術員配置

韓國時代に於ては水産業の指導獎勵に關して何等制度の備はれるものなく、其の事務の如きも農商工部農務局に於て管掌し、統監府時代に至りても亦中央部に技師・技手を併せ僅に十一名を配屬せしに過ぎざりしが、併合と共に直接當業者の指導に當らしむべき各道技術員の配置を必要とし、本府技術員を減じて新に各道に一名乃至二名の技術員を配置せり。

爾來本府及地方廳こも多少の増員を行ひ、昭和八年十月末現在に於ては國費に依る技術員は本府九人、地方廳十三人、本府水產試驗場十九人、計四十一人、道費に依る技術員百餘人にして、水產に關する各種の調査試験及指導獎勵に當れり。

七 水產教育 水產の開發は漁業者の知識技能に資ふ所少からざるを以て、從來之が啓發上本府及地方廳の實地指導の外地方費に依る水產學校の設置又は漁業傳習講習に依り優良なる當業者の養成に努めたり、現在水產學校として慶尙南道の統營公立水產學校、全羅南道の麗水公立水產學校、平安北道の龍巖浦公立水產學校、黃海道の龍湖島公立水產實習學校、咸鏡北道の雄基公立水產補習學校の五校ニ爲す。又水產傳習講習は道に依りて其の方法を異にするも、漁業傳習に在りては大體一定期間講習船に乘組ましめ、實地に就きて其の漁具漁法を授け、製造傳習講習に在りては一定期間傳習地を定め又は巡回的に之を行ふものにして、此等の修了生に對しては成るべく共同して漁業を經營せしむる方針を探り、修了後傳習用の漁具及漁船を給與し又は漁船漁具の購入補助金を交付して其の技能を發揮せしむるに努め、地方漁業の中堅たらしむるを期せり。傳習事業開始以來の成績は道に依りて異なるも、概ね良好にして、地方に於ける模範漁民として漁村の開發に貢獻する所少からず。



(城 京) 鮮 朝 神 宮



(城 京) 寺 文 博 山 故 春



(東安·北度) 院 書 山 陶

## 第十五章 祭祀及宗教

### 第一節 朝鮮從來の祭祀

高麗朝以前の殿陵に對しては、特に國家の儀制として從來の規格に依り享祀の典禮を行ふ。

イ 殿は上古より高麗朝に至る迄の歴代始祖及特殊の功德ある先王の靈廟を勸請して追遠報本の誠敬を致す齋場にして、其の數現に八箇所あり、殿の名稱及其の所在地を列記すれば左の如し。

崇烈殿 京畿道廣州郡

崇信殿 慶尙北道慶州郡

崇仁殿 平安南道平壤府

崇義殿 同 連川郡

崇惠殿 同

崇靈殿 同

崇德殿 慶尙北道慶州郡

崇善殿 慶尙南道金海郡

口 陵は上古より高麗朝に至る迄の歴代王者の遺骸を埋葬せる所謂墳墓にして、現に其の所在の明瞭なるもの九十八箇所あるも、就中奠幣供饌の禮を以て春秋兩次に享祀を行ふものは六箇所あり、其の名稱及所在地を列記すれば左の如し。

麗顯陵 京畿道開豐郡

金味鄒王陵 慶尙北道慶州郡

朴赫居世王陵 慶尙北道慶州郡

箕子陵 平安南道平壤府

昔脫解王陵 同

東明王陵 中和郡

但、歴代始祖中百濟王の始祖陵は其の所在明らかならざるを以て享祀を行ふに由なし、又駕洛國（國史に任那と書するもの）の始祖陵は、從前より魂殿の享祀を行ふ際併合して之を行ひ、陵墓祭は格別に之を行はざる慣例なり。

以上國家の儀制に屬する享祀の外、先賢の學德、烈士の節義を追慕し且其の德化を報謝する爲に書院又は祠宇を設立して享祀を行ふ儀制を公認せるものあり、特に教育制度改革以前に在りては、書院は地方に於ける子弟教育の設備なりしが、今は其の制革まりて祠宇と同じく單に先賢の享祀を行ふ公認の齋場ミナレリ。而して其の員數は各道を通じて四十四箇所あり、其の名稱及所在地左の如し。

恩陽書院	京畿道開城府	魯岡書院	忠淸南道論山郡	忠烈祠	慶尙南道東萊郡
牛渚書院	同	金浦郡	彰烈祠	同	彰烈祠 同
深谷書院	同	龍仁郡	武城書院	全羅北道井邑郡	晋州郡
龍淵書院	同	抱川郡	筆巖書院	全羅南道長城郡	統營郡
坡山書院	同	坡州郡	褒忠祠	同	居昌郡
鶯江書院	同	始興郡	光州郡	清聖廟	黃海道海州郡
江漢祠	同	驪州郡	西岳書院	慶尙北道慶州郡	太師祠 同
德峯書院	同	安城郡	紹修書院	同	平山郡
忠烈祠	同	江華郡	金烏書院	同	文會書院 同
顯節祠	同	廣州郡	道東書院	同	廷白郡
四忠書院	同	高陽郡	陶山書院	同	鳳陽書院 同
紀功祠	同	同	屏山書院	同	殷栗郡
忠烈祠	忠淸北道忠州郡	同	興農書院	同	忠愍祠 平安南道安州郡
忠表祠	同	清州郡	玉洞書院	同	表節祠 平安北道定州郡
忠淸南道論山郡	同	同	濫溪書院	同	彰節書院 江原道寧越郡
遜嚴書院	同	同	同	同	忠烈書院 同
				褒忠祠 同	金化郡
				老德書院	咸鏡南道北青郡
				咸鏡南道北青郡	

## 第二節 神社

總督府は大正四年八月神社の創立及移轉合併等に關する規則を定め、此の成規に遵由して神社を創立せるもの昭和八年末に於て其の數五十に上り、地方著名の都市には概ね其の存置を見るに至れり。次に神祇を勸請して一般公衆の禮拜に供する小設備の神祠は二百十六箇所あり、是れ何れも他日神社となるべき體性を有するものとす。

官幣大社朝鮮神宮（京城南山御鎮坐）は朝鮮の總鎮守として天照大神・明治天皇の二柱を奉祀し、大正十四年十月十五日鎮坐祭を執り行はせられ、爾來例祭を十月十七日と定め、勅使を差遣せらるゝここに御治定相成りたり。

## 第三節 宗教

### イ 宗教の概況

佛教の傳來は遠く高句麗小獸林王二年に在り、爾來百濟・新羅を経て高麗末に至る迄隆盛を極めたりしが、其の隆盛と共に餘弊百出し、李朝に至りて時に之を庇護したることあるも、概ね佛教排斥の方針を執り、寺額を減じ寺刹の土田城獲を官沒し、度僧の制限を行ふ等年を逐うて抑壓を加へたる爲、教勢甚しく衰微し、多くは荒廢に歸したりしが、李太王三十三年の宣言に依り信教の自由を得、明治四十四年九月寺刹令施行に由りて傳法布教等其の活動を公認せられ、寺刹の財産は其の保有

鞏固となり、數百年來沈襄したる佛教は茲に漸く蘇生の觀を呈するに至れり。爾來各寺刹は進んで佛教所を設置し、各本末寺聯合出資の下に財團法人朝鮮佛教中央教務院を創立する等、漸次講學布教の發展に努めつゝあり、現在本寺(山)三十一、末寺一千三百十三、布教所百三十五、僧侶五千七百九、尼僧一千一百八十五、信徒十一萬八千五百餘人あり。因に朝鮮佛教の宗旨稱號は其の進運に従ひ種々併立したりしも、李朝に於て之が合派滅宗を圖り、世宗六年遂に禪・教二宗ニ爲し、今日に至りては多く兩者を併稱せり。内地神道各派中最も早く朝鮮の佛教に着手したるは天理教にして明治二十六年ミす。現在は天理教・神理教・金光教・神習教・大社教・扶桑教・神道・黒住教・實行教及御嶽教の十派あり。以上各派を通じ布教所二百十八、布教者四百十、信徒八萬四千二百餘、内朝鮮人一萬五千四百餘人なり。内地佛教の朝鮮に於ける布教は天正十五年眞宗大谷派系の僧侶奥村淨信釜山に來りしに創まる。其の後文祿役に遭ひ同派の布教亦其の跡を絶ちたるも、明治十年淨信の後裔圓心等再び釜山に開教したり、同十四年日蓮宗の渡邊日運亦釜山に會堂を建て、同二十八年眞宗本願寺派、同三十年淨土宗等諸宗相次いで布教師を派遣し、殊に併合後は信徒の結集、寺院・布教所等の設備年々增加するに至れり。現在朝鮮布教に從事する宗派は眞宗・日蓮宗・淨土宗・眞言宗・曹洞宗・臨濟宗・黃檗宗及天台宗に屬する二十五派にして、寺院百十二、布教所四百十九、布教者五百五十七、信徒二十二萬二千一百餘、内朝鮮人七千六百餘人を有す。

基督教は十八世紀の中葉北京に使したる者天主公教の聖書を携へ歸りたるに濫觴せり。其の後李朝正

祖王の八年政府の嚴禁する所となり、更に教勢再燃したることあるも、遂に其の旺盛を見るに至らず憲宗王の二年佛國人竊に京城に於て布教に從事し、京畿忠淸兩道に亘り教旨を傳へたるも、政府の迫害依然として止まさりき。斯くて李太王の十年に至り大院君勢力失墜し、政治上の關係を絶つに及び基督教に對する取締も漸次寛大となり、同王の十九年以後歐米諸國との外交關係成立せしより天主公教亦茲に教勢を恢復し、爾來漸次隆盛に向ひ、露國正教會の朝鮮傳道は李太王の光武四年開始せられ、日露戰役の際一時停止したるものその後復興せり。新教基督教は李太王の二十一年米國北長老派の宣教師入鮮したるを宣教の第一歩とし、次で翌年には更に同派の宣教師並美監理派の宣教師等も渡來し、京城・平壤其の他に布教所を設け、學校・病院等の經營に着手し、爾來諸派宣教師年々多きを加へ、現在外國人の關係ある教派は朝鮮耶蘇教長老會・基督教朝鮮監理會・聖公會・第七日安息日耶穌再臨教・東洋宣教會・救世軍及東京四谷宣教會基督教會の七派あり、又内地人新教基督教は明治三十七年日本基督教會傳道局より牧師を派遣し、最初釜山に教會を設立して傳道を開始したり。同年日本メソヂスト教會・日本組合教會も亦渡來せり。現在以上の外東洋宣教會ホーリネス教會及基督同信會あり、朝鮮人側には大正七年元長老派の牧師金庄鎬が別に黃海道鳳山郡に朝鮮基督教會を組織し、又同十一年日本組合基督教會は其の經營の方針を變更し、朝鮮人側の布教は之を柳一宣に委任することとなり、京城に朝鮮會衆基督教會を設立せり。爾來各其の教旨の宣布に努め、相當發展しつゝあり、以上新舊各派を通じ現在布教所四千二十六、布教者二千四百四十二、内外國宣教師三百四十一、信徒内地人六

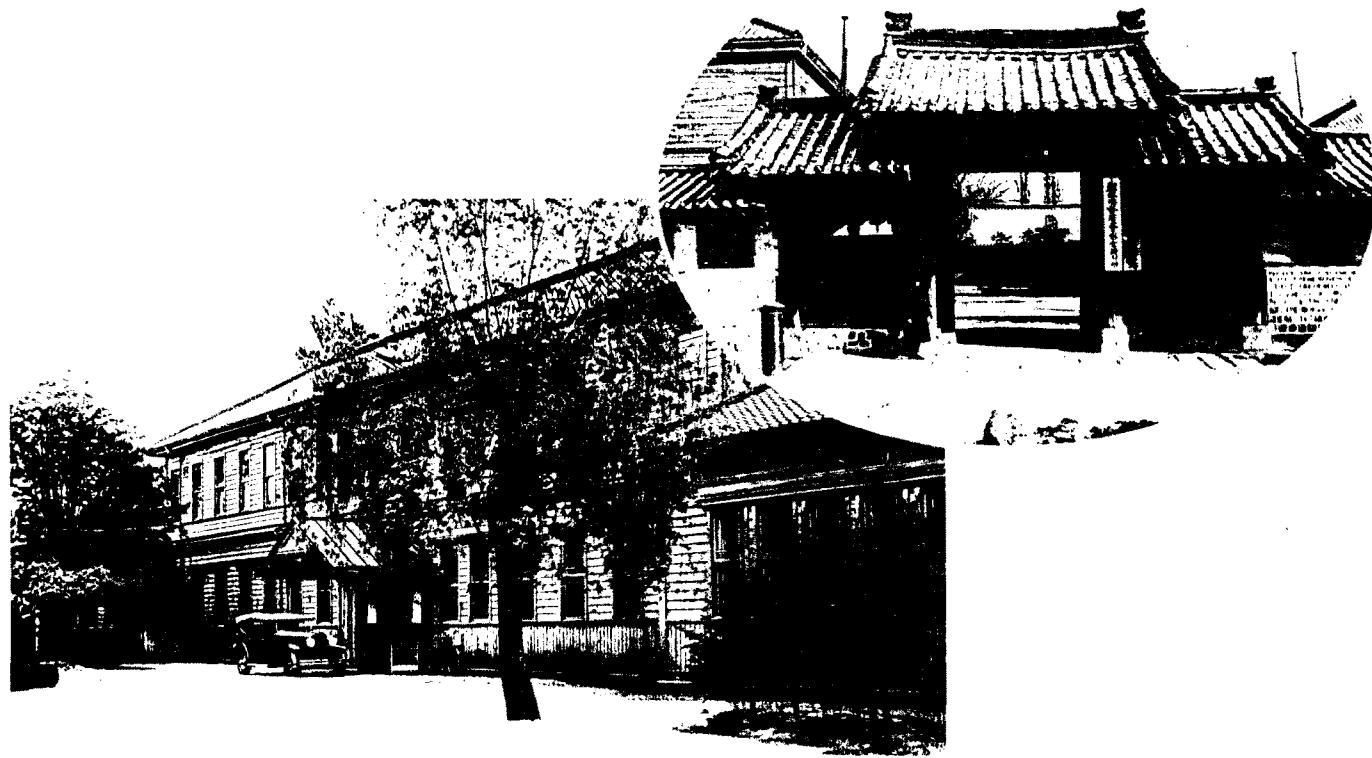
千三百餘、朝鮮人三十六萬六千八百餘、外國人三百餘、合計三十七萬三千五百餘人ニす。

□ 宗教團體の社會事業 宗教團體の社會的施設は基督教最も多く、神道各派は此の種の施設を爲さず。内鮮佛教團體の經營する主なるものを擧ぐれば専門程度の學校一、中等程度のもの三、初等程度のもの九、幼稚園四十九、講習所及書堂二十五箇所あり。又隣保救濟の事業として眞宗大谷派の向上會館、淨土宗の和光教園・共生園、京城・仁川・大田・光州・平壤及羅南に於ける内地佛教各宗聯合の京城佛教慈濟會、仁川佛教悲田院、大田佛教慈濟會、光州佛教慈光會、平壤佛教廣濟會及羅南行旅病人救護所等あり、基督教に於ける事業は多く外國宣教師に依りて經營せられ、新舊各派を通じ學校には専門學校四、高等普通學校四、女子高等普通學校六、普通學校三十一の外、中等並に初等程度の男女學校二百二、幼稚園百六十五、講習所及書堂二百四あり。又特殊の學校として盲啞學校一箇所を經營す。醫療事業には監理及長老聯合の世富蘭德病院外二十七箇所の病院並に麗水・達城・義城・東萊に於ける癩病院あり、有料患者を取扱ふと共に貧困者に對し施療を行ひつゝあり。其の他社會事業には天主公教の京城・仁川・大邱に於ける孤兒院、義州に於ける養老院、朝鮮耶蘇教長老會の東山病院嬰兒部、平壤養老院、昌信養老院、大同孤兒院、基督教朝鮮監理會の公州中央嬰兒院、聖公會の聖彼得孤兒院、救世軍の育兒ホーム・女兒ホーム・婦人ホーム等あり。

國境警官の野外演習



滿浦港の警署署察官駐在所同地部落に於けるけるる備防(△印所在駐地○印望樓X印監所)他警察署察官駐在所及同地部落



(門正は内圓) 所 習 講 官 察 警 府 督 總 鮮 朝

## 第十六章 警 察

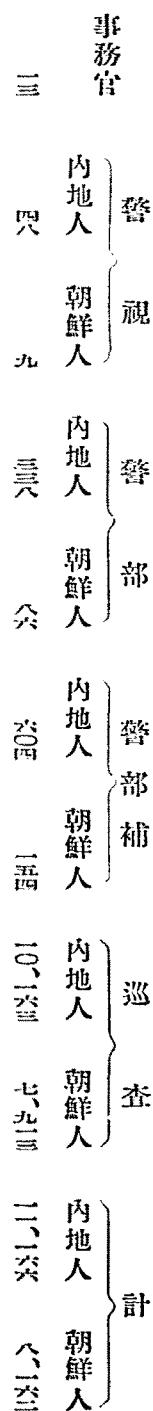
### 第一節 治 安 狀 況

朝鮮の治安は大正八年三月一日起りたる騒擾事件後一時平靜を缺き、不安の氣四方に漲り、個々の暴行脅迫頻に發生し、其の最盛なる時期に於ては一部の民衆は其の危害を免れんが爲、何れも態度を曖昧にして犯罪檢舉上頗る困難を感じ來りたるも、同年八月警察制度の一大改革を行ひ、爾來銳意警察諸般の施設を整備し、以て警察力を充實し、併せて不眠不休の努力を以て警戒に當りたる結果、不逞企畫は事毎に未然に摘發せられ、時日の經過と共に一般民衆は漸次迷夢より醒め、曩に不逞企畫に參加したる者亦概ね前非を悔い續々官憲に歸順するに至れり。而してその不逞企畫及之に關聯する各種の犯罪事件の多くは在外不逞者の使嗾煽動に原因したるものにして、一度鮮内の人心安定するや國外の不逞團は俄に其の聲望失墜し、辛うじて餘喘を保つに過ぎざる狀態に陥り、同十年以降内外の形勢一變著しく平穩に趨けり。尤も國境地方に於ては對岸に根據を有する匪賊の出沒尙絶えざりしも、同十四年六月支那官憲と協定成立して以來支那官憲の誠意ある取締と國境警察官の異常の努力に依り徹底的に掃蕩せられ、殆ど其の影を絶つに至りたるが、昭和六年九月十八日所謂滿洲事變勃發以來國境對岸一帶に亘り匪賊の蠢動正に往年の狀況に復歸し、鮮内に於ても之が脅威に依りて著しく不安を感じるに至れり。爾來軍隊の

出動し相俟て國境警備の充實を圖り、治安の維持に努めつゝある實狀なり。

## 第二節 定員配置

警察機關に付ては總督府に警務局を置き、警務局長以下事務官・技師・通譯官・屬・技手及通譯生を配置し、警察及衛生の事務に當り、地方に在りては道知事警察及衛生の事務を司り、道に警察部を置き、警察部長は道事務官を以て之に充て、警視以下を指揮監督せしむ。昭和七年末に於ける警察職員左の如し。



### 第三節 警察區劃

警察署の管轄区域は行政區割を基礎とし、一府郡に一警察署設置を原則とするも、地方の事情に依り二警察署以上を配置せるものあり、即ち現在二百三十四府郡島に對し二百五十一の警察署を配置せり。警察署管内には派出所駐在所を設く。派出所は警察署所在地に、駐在所は警察署所在地外に置けり。而して駐在所は原則として一面一駐在所主義に據れるも、地方の事情に依りては一面に二箇所以上を設置せることころあり、即ち現在二千四百五十二邑面に對し二千三百三十一箇所の駐在所及百九十七箇所の派出

所を設置し、又國境警備其他臨時特に警戒を要する地點百五十四箇所に警察官出張所を設置し居れり。

#### 第四節 警察官の養成

警察官養成の機關として京城に警察官講習所、各道に巡査教習所ありて、警察官若くは警察吏たるべき者に對して學術及實務を教授す。警察官講習所は朝鮮總督の管理に屬する獨立の機關にして、講習科及教習科を置き、講習科は本科及別科に分ち、本科は現に監督者たり又は將來監督者たらんとする者に對して德操を練磨し、必須の學科及實科を習得せしむるを以て目的とし、其の修業期間は九箇月乃至一箇年とす。別科は現に特種勤務に從事し、又は將來特種勤務に從事せんとする者に對して其の德操を練磨し必須の學科及實科を習得せしむるを以て目的とし、修業期間は其の都度之を定め、教習科は朝鮮全土に配置すべき内地人たる初任巡査に對して警察官に必要なる訓育教養を施す。各道に於ける巡査教習所は警察部に之を置き、初任朝鮮人巡査の教養機關と爲せり。



(道南羅全) 舍病南院醫惠慈島鹿小



(里内面青北・南咸) 所 潼 洗 同 共

## 第十七章 衛 生

併合以來總督府は總督府醫院（昭和三年六月より京城帝國大學附屬醫院と改稱）小鹿島慈惠醫院の外、各道に道立醫院を設置し、警察醫及公醫を設けて一般に醫藥の便を與へ、大正八年各道に衛生技術官を配置し、飲料水改良方法としては諸市街地に水道を敷設し、或は敷設せしめ、又國費の補助を與へて共同井戸の掘鑿を奨励し、傳染病及獸疫の豫防或は除穢事業の如き亦常に勵行して、衛生機關の充實と社會衛生の進歩を圖れり。

### 第一節 醫療機關

昭和七年十二月末に於ける醫療機關の狀況左の如し。

道 名	醫 (病) 院			醫 師			醫 生 限地	醫業 齒科	藥劑 師	產婆 婦	看護 婦	
	官立	道立	公私立	計	內地人	朝鮮人	外國人	計				
京畿道	三	二	一	六	四	三	三	三十	四	三	三	三
忠淸北道	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	一
忠淸南道	一	一	二	三	一	一	一	三	一	一	一	一
全羅北道	一	一	三	六	四	三	三	十四	五	三	三	三
全羅南道	一	一	三	九	七	五	三	二十	七	五	五	五
慶尙北道	一	一	三	九	七	五	三	二十	七	五	五	五
慶尙南道	一	一	三	九	七	五	三	二十	七	五	五	五

## 第十七章 衛 生

二二二

道名	醫(病)院			內地人	朝鮮人	外國人	計	醫師	醫生	醫業	限地	醫科	藥劑	產婆	婦看護
	官立	道立	公私立												
慶尙南道	一	二	八	二〇	二五	三	一七	三〇	三	六	三	八	三	一四	三一
黃海道	一	二	三	一五	一五	一	一五	二〇	二	四	二	六	一	一七	三一
平安南道	一	一	二	一五	一五	一	一五	二五	二	五	二	七	一	一七	三一
平安北道	一	一	二	一七	一七	一	一七	二五	二	五	二	七	一	一七	三一
江原道	一	一	四	一四	一四	一	一四	二五	三	七	三	九	二	二七	三一
咸鏡南道	一	二	八	一〇	一五	一	一五	二五	三	七	三	九	二	二七	三一
咸鏡北道	一	五	二	一七	一七	一	一七	二五	三	七	三	九	二	二七	三一
合計	四	四	八	二七	二七	一	一七	三五	三	九	三	九	二	二七	三一

又各道に在る傳染病院及隔離病舎は昭和五年末の數左の如し。

官立 公立 私立 計

傳染病院	一	二二三	四	二二三
------	---	-----	---	-----

隔離病舎

イ 醫師及歯科醫師 僕地に於ては醫師の分布今尙稀薄にして、前記醫療機關表に示すが如く、昭和七年十二月末に於ては其の總數僅に一千九百九名に過ぎず、之を人口に對比すれば醫師一名に付人口約

一萬六百二十二名に當り、しかも其の多數は都會地に集中せるを以て、朝鮮人の大部分は在來の醫業者たる醫生の診療に俟たざるべからず。之が爲京城醫學專門學校に於て醫師の養成を爲す外、大正十

二年に於てセブランス醫學専門學校を指定し、更に毎年二回醫師試験を施行して銳意之が普及を圖り、尙優良なる醫師養成の要を認め、同十三年五月京城帝國大學に醫學部を設置し、更に昭和五年三月慶尙北道立大邱醫學講習所及平安南道立平壤醫學講習所（昭和八年三月何れも醫學専門學校に昇格）を指定せるも、朝鮮内に於ける醫師の普及は前途尙遼遠なり。齒科醫師は昭和七年十二月末に於て全鮮を通じ其の數僅に五百五十七名を算するに過ぎず、齒科醫師の要望最盛なる現時に於ては到底其の要求に應ずること能はず、入齒營業者を許可して之が不足を補充しつゝあるも、同營業者は専ら技工に從事し、醫術の素養無きを以て、大正十年六月齒科醫師試験規則を發布し、更に同十四年二月齒科醫師規則第一條の規定に依り京城齒科醫學校（昭和五年一月京城齒科醫學校に昇格）を指定し、極力優良なる齒科醫師の充實普及に努めつゝあり。然れども一般醫師及齒科醫師の普及は容易ならざるを以て、邊陬の地に於ては醫術及齒科醫術の経験を有する者に地域及期間を限りて醫業又は入齒營業を免許しつゝあり。都市に於ては内地人移住の増加に伴ひ漸次醫療機關の充實を見るも、僻地に於ては僅に道立醫院の巡回診療等に依るに過ぎざりしを以て、大正三年四月公醫制度を布きて全鮮に百三十七名の醫師を配置し、主として民間診療を爲さしむること共に、各官廳の衛生事務に從事せしむることせり。現在定員百八十三名、一人當年手當平均一千五百圓を給し、人材の招致に意を致しつゝあるも尙將來增加の必要あり。

口 医生・醫生 醫生に二種あり、一は大正二年十一月發布の醫生規則に依り朝鮮人にして本則發布前二年以上醫業に從事したる者に對して永久に醫術の開業を免許したる者、一は醫生に就き三年以上醫業を修

習したる者に對し地域を定め五年以内の期限を付して其の開業を免許したる者なり。朝鮮人は主として此等の醫生に依りて醫療を受くるを以て、右は朝鮮に於ける重要な醫療機關の一にして之に醫術を教養せしむるの必要を認め、教育規程を發布し公醫を教師として醫生の教養を行はしめつゝあり。

ハ 產婆 従來朝鮮人にして產婆を業とするもの無く、一般に分娩に際して他人の介輔を嫌忌せしが、近時漸く其の效用を認むるに至れり。内地人產婆は漸次其の數を増加するも、多くは都會地に開業し、僻陬地に於ては殆ど其の影を見ざるを以て、京城帝國大學醫學部附屬醫院及大邱・平壤・咸興の道立醫院、鐵道醫院等に於て之が養成を爲す外、大正十三年九月セブランス聯合醫學専門學校附屬醫院產婆看護婦養成所を昭和七年三月釜山府立病院附設產婆看護婦養成所產婆科を指定すると共に、各道に於て產婆試験を行ひ、以て其の増加を圖れり。

ニ 看護婦 醫師・病院の増加に伴ひ看護婦の需要漸次増加し來りたるを以て、資格を限定し、且業務上の取締を爲すの必要を認め、大正十一年五月看護婦規則を制定し、內鮮其の資格を共通し、產婆ミ共に前記各醫院及公私立病院に於て之が養成を爲すの外、各道に於て試験を施行し之が増加普及を圖れり。

ホ 種痘施術生 種痘普及の爲、明治三十二年各道に種痘認許員を設置し、其の素養ある朝鮮人には男女を通じて之を認許せしも、古來朝鮮婦人は男子に近接するを忌むを以て、内地人に對しては特に婦人にのみ許せり、尙大正十二年朝鮮種痘令公布に伴ひ從來の種痘認許員を種痘施術生と改めたり。

## 第二節 藥品取締

イ 藥品 藥品に關しては明治四十五年三月藥品及藥品營業取締令を公布し、藥劑師・製藥者・藥種商・賣藥業者等の各業務範圍を限定し、毒藥劇藥の販賣授與に嚴重なる制限を加へ、殊に阿片煙の密輸入不正販賣吸煙に關しては朝鮮刑事令の規定に依りて之を取締れり。然るに歐洲戰亂以後阿片等の價格暴騰に因り、平安北道及咸鏡北道に於て阿片の製造を爲す者續出せるを以て、大正八年六月朝鮮阿片取締令を公布し、罌粟の栽培を制限し、生産阿片は政府に收納して賠償金を交付し、同時に醫藥用阿片及製藥用阿片は政府の專賣として賣下又は交付規定を設け、其の販賣授與に付ても亦嚴重に取締れる爲、朝鮮刑事令の施行と相俟つて阿片煙の吸飲は全く其の跡を絶つに至れり。然れども之と共にモルヒネ類の注射服用を行うて阿片烟吸飲に代へ、其の害阿片に讓らざるものあるを以て、之を防止するの必要と共に國際阿片條約を履行せんが爲、同九年十二月モルヒネ・コカイン及其の鹽類取締に關する府令を公布して麻藥類の輸入を制限し、且鮮内に於ける製造販賣に付ても亦嚴重なる取締を加へしが、尙鮮内取引及所有所持に關し不備の點ありしを以て、同十二年及十五年の兩度に亘り右府令を改正し、如何なる者も此種藥品の購入に際しては警察署の身分證明又は認證を必要とし、右手續を了せざる者に對しては一切其の所有所持を禁止せり。然れども麻藥類の密賣及濫用其の跡を絶つに至らざりしを以て、製藥用阿片の賣下を廢止し、昭和五年三月より專賣局に於て鹽類モルヒネ及鹽酸ヂア

セチールモルヒネの製造賣下を爲すこゝにし、以て麻薬類の取締を一層厳にせり。

其の他賣藥検査規程を定め、又大正二年七月藥品巡視規則を施行して漸次藥品及賣藥の精良を期し、併せて一般藥業者に對する取締を勵行しつゝあり。

口 藥劑師 藥劑師は他の醫療機關に比し遙に少數なるを以て藥種商を許可し、漸く藥品需給の圓滑を圖りたるも、藥品に關する知識に乏しく危險少からざるを以て、大正五年に藥劑師試驗規則を發布し、同十四年に朝鮮藥學校を指定し、更に昭和五年九月京城藥學専門學校を指定し、以て藥劑師の養成普及に努めつゝあるも、同七年十二月末調査に於ける藥劑師の數は僅に二百六十七名に過ぎず。

### 第三節 飲食物及其の他物品の取締

飲食物其の他物品の取締に付ては、牛乳營業取締規則・衛生上有害飲食物及有害物品取締規則・清涼飲料水及冰雪營業取締規則・メチール、アルコール(木精)取締規則等を公布し、且本府及各道に衛生試驗室を設置し、藥劑師たる技術員をして飲食物及飲食用器具並に藥品賣藥等の化學的試験に當らしめ、以て不良飲食物・藥品賣藥等の取締に遺憾なきを期しつゝあり。

昭和七年十二月末に於ける衛生試驗件數左の如し。

品種名	件数	適否	品名
藥賣	一八、七一八	一八、一二四	五九四
藥品	二、七九九	一、二七四	五一、五二五
水酒	九、五〇八	五、八六八	三、六四〇
類類	六、二一〇	五、三五〇	八六〇
飲食器	二、六一五	一、六八一	九三四
器具	七七八	六四〇	一三八
雜計	五、七九七	五、〇八六	七一一
	四六、四二五	三八、〇二三	八、四〇二

#### 第四節 痘苗製造

痘苗は朝鮮總督府獸疫血清製造所に於て之を製造す。府邑面及警察官署に於て施行する種痘用を無料とし、京城帝國大學附屬醫院・道立醫院・藥劑師・藥種商の請求に依り賣下ぐるものは定價を二割減ござり。又間島は地域相接し、同地に於ける種痘の疎密は直に朝鮮に影響すべきを以て、同地公種痘に對しては特に無料配付を爲しつゝあり。

#### 第五節 屠場及屠畜

屠場の取締は韓國政府の公布に係る屠獸規則及各理事廳公布の規程に依り各道に於て適宜規則を制定し

來りしが、大正八年十一月屠場規則を公布して以來全く統一を見るに至れり。昭和七年末に於ける屠場數は千三百九十三箇所にして、昭和七年中の屠畜總頭數は五十四萬百十三頭なり。而して屠畜中最多數なるは牛の二十九萬四百三十七頭にして、之れに亞ぐは豚の二十四萬九千百八十九頭なり。

## 第六節 牛乳搾取所及牛乳取締

朝鮮人は從來牛乳を用うること少く、唯内地人又は外國人に於て需要せらるゝのみなりしを以て、何等法規の存するものなかりしが、併合以來朝鮮人間の需要漸次増進し、營業者の數も亦增加したるを以て明治四十四年該規則を公布し、爾來之を勵行せるが、昭和七年末に於ける搾乳營業者百六名、乳牛飼養數千五百八十四頭にして、同年中に搾取販賣せる量は九千九百石なり。

## 第七節 汚 物 掃 除

汚物掃除に關しては從來府面に於て之を勵行し、又春秋二季の清潔方法の如きも、既に十數年來警察官署に於て地方民を指導して其の慣習を馴致し來れる結果、今や都鄙共に進んで之を行ふに至り、便所・井戸・下水の改修も亦此の機會に於て着々として實行せられ、衛生狀態逐年面目を改めつゝあり。

## 第八節 海 港 檢 疫

海港検疫は警察官署の管掌に屬し、朝鮮外より來る船舶に對して之を行ふ。現に検疫所の設置は仁川、釜山・群山・木浦・元山・城津・清津・鎮南浦・新義州・龍巖浦及雄基の十一港あるも、其の設備未だ完からずして防疫上の遺憾少なからず。

## 第九節 上 水

イ 水道 一般に飲料水不良なるを以て之が改良の必要を認め、併合以來毎年國費及地方費補助の下に地方をして水道の敷設及模範的公共井戸の掘鑿を行はしめつゝあり。

現今水道の設備あるは京城・仁川・光州・清津・咸興・新義州・晋州・釜山・平壤・木浦・鎮南浦、群山・羅南・會寧・元山・義州・鎮海・大邱・海州・公州・淸州・全州・江景・統營・浦項・春川、平康・金泉・城津・高興・麗水・馬山・莞島・兼二浦及載寧の三十五箇所なり。

ロ 公共井戸 公共井戸の改良に關しては明治四十三年以降國庫補助に依り掘鑿又は改修せしむるの方針を執り、大正八年度より一定の財源を與へ、國庫補助を廢して之を地方費に移し、爾來益々の改善を加へ、各地水質検査と相俟つて漸次飲料水の供給を潤澤ならしむるに至れり。

## 第十節 傳染病豫防

イ コレラ 流行の歴史極めて古く、李朝に入りても、大小の流行を繼續し、就中成宗・中宗・正祖の

朝等には殆ど全域に亘る流行を惹起し、正祖朝の死亡者のみにて三十七萬九百七十九人を出したるこ  
ミあり。

併合後に於ても昭和七年迄二十三箇年間に於て十五箇年に亘りてコレラ患者發生し、其の總數四萬四  
千二百十一人、死者二萬七千六十人を出したるが、就中大正八年の患者は一萬六千九百十五人、死者  
一萬一千五百三十三人、保菌者千七十人、同九年には患者二萬四千二百二十九人、死者一萬三千五百  
六十八人、保菌者三千七百六十五人を出し、此の兩年度に於て費したる國費（府面費に對する補助を  
含む）三百七十二萬餘圓の多きに達せり。鮮内に侵入するコレラは主として其の淵源を上海地方に發  
し、一は内地諸港他の一は南滿洲を經て侵入するものなるを以て、本府に於ては例年コレラ患者上海  
に發生せし時を以て第一期として、沿海及國境地方民に對し豫防注射を實施すると共に、海港檢疫の  
嚴行に努めつゝあるも、支那及滿洲大陸の衛生狀況は容易に之を知り難く、而も內鮮滿支間に於ては  
下級船舶の交通頻繁にして更に北方一帶國境を接するを以て、警戒線の間隙に乘じ不慮の侵襲を蒙る  
の状況に在り、一朝之が侵襲を見んか、衛生施設の不完全及民衆衛生思想の缺如は忽ち流行を増大せ  
しむべきを以て、本府は大正十年コレラ豫防宣傳の爲、活動寫眞フキルムを作成し、各道に配付する  
と共に、海外に於けるコレラ状況の周知に努め、一般民の警戒心を喚起せしむる等、深甚の考慮を拂  
ひつゝあり。

口 痘瘡 古來人生の免るべからざる災厄と爲し、毫も豫防の方法を講ぜざりしのみならず、種痘施行

の命を受くるや徒に疑懼の念を抱きて之を忌避するの状況なりしを以て、大正十二年朝鮮種痘令を公布し、萬難を排して其の强行に努め、一面痘瘡豫防宣傳フキルムを調製、各道に配付し、豫算及警察官署に於ける從事職員の能力の許す限度に於て之が宣傳に努めたる結果、漸次患者の減少を見、昭和四年迄毎年數百人の發生に過ぎざりしが、同五年國境地方たる咸鏡南北道及江原道に満洲地方より病毒感染し、爾來各地に流行を惹起し、昭和七年中に於ては患者二千七百八十七人を出せり。

八、赤痢・腸チフス 本病は到る處に其の病毒潛在し、四季を通じて小流行を起すを以て、其の都度強行的に豫防接種を施行し、或は流行の危險ある地方に對し豫防宣傳フキルムを利用して民衆思想の啓發に努めつゝあり。雖、夏季に於ける霖雨期又は水害等に際しては忽ち大流行を招來し、國民生活上甚だ憂慮に堪へざるものあるを以て、大正十三年豫防令の一部を改正して菌保有者に對する制限を設け、又近時徑口免疫法の研究發達に伴ひ、本府に於ては昭和七年以來赤痢・チフス等の豫防内服藥を製造して、之を一般に有償頒布し、事前豫防上良好なる成績を收めつゝをり、而して昭和七年中に於ける赤痢の發生は二千三百三十九人にして、腸チフスの發生は六千三百六人なり。

## 第十一節 地 方 病

肺・・・・・ストマ 朝鮮に於ける地方病は古來肺・・・・・ストマ・・十二脂腸蟲・・マラリア・・再歸熱等其の種類少からざるが如きも、就中其の分布濃厚にして被害の程度甚しきは先づ指を「肺・・・・・ストマ」に屈せざるべから

す。肺デスマは從來土着人間に「土疾」と稱せられ、其の病性の緩慢なるに直に死を招來することなき、を以て、特に重要視せられざる傾向ありと雖、其の蔓延の廣汎なること其の經過の緩慢なるに依り勞働能力を減殺し、更に併發症を惹起し死の轉歸をとるもの少からざる點より見て、民族衛生上決して輕視すべき問題に非ず。然るに從來或局部に於ては其の分布狀態及中間宿主の在否等調査せしここなきに非ざるも、全鮮に亘りて其の分布狀態、中間宿主攝食の狀況、本病に關する古來の傳說迷信等を調査したることなきを以て本府は之を遺憾とし、其の撲滅策を樹つる前提として之が調査を企圖し、大正十年度より各道に經費を配布して其の濃厚なる地方より一定の方針に依り調査せしめ、續いて十二年度に至る同年度に於て調査せし里洞數は各道を通じ六百五十七にして、調査區域の人口四十一萬九千二百十二人に對して検査人口十八萬三百五十一人を算し、其の内肺デスマ蟲卵を發見せるもの一萬六千八百六十六人にして其の検査數に對する千分比例は實に九〇、四(〇・一)の多數に上れり。以て如何に土着人間に蔓延せるかを想像するに難からず。又之を罹病者の年齢別に見るに、十一歳迄の者其の二十五%を占め二十一歳より三十歳の者二十二%を占めたり。之を以て見れば如何に労働能力に影響することの甚大なるかを想像し得べし。又之を性別に見るときは、女子は男子の約半數の罹病者を發見するに過ぎず、是れ朝鮮土着人に於ては女子は多く内房に籠居し、外出して中間宿主たる甲殻類(ザクカニ)を生食する機會に乏しきに因るなるべし。以上調査の實績に依り之を觀察するときは、肺デスマは殆ど全鮮的の疾病にして、而も病毒の濃厚なる地方に在りては調査人員對罹病率一〇〇人中八二人に達する等、國民の

保健上重大なる障害を惹起しつゝあるを知るに至りたるを以て、國費・地方費等に依り差當り重症患者の治療方法を講じ、次で大正十三年六月府令を以て本病發病の原因をなす「ザリカニ」「モクヅカニ」の採取を禁じたり。雖、永年に亘りて馴致せられたる國民の嗜好は一個の禁止令を以て能く之を制するの至難なるを慮り、廣く之を民衆の理解に待つべく肺ヂストマ誘發の原因たる上記中間宿主採食の危險なる所以を活動映畫に收め各道に配付して廣く之が宣傳に努めたる結果、近時患者著しく減少し、昭和七年中の發生三千九百八十九人なり。

癩患者も亦各地に散在するを以て、全羅南道高興郡小鹿島に慈惠醫院を設け、七百五十人を收容治療し、又民間(外國人經營)に於ける癩病院としては、釜山・大邱及全羅南道麗水の三箇所あり。昭和七年中に於て收容したる實人員は釜山六百八十四人、大邱四百七十四人、麗水八百四十三人なるが、此等の經營者に對しては大正十二年より毎年度三箇所を通じ六萬圓乃至七萬圓の國庫補助を爲しつゝあり。

又癩病の特效藥たるエチールエステルは啻に登治療上の效果あるに止まらず、之に依りて憐むべき患者の精神生活を基調せしむべき唯一の方法たるを信じ、同十五年度より右製造に要する經費五千五百圓を衛生費に増額したるを以て、本府に於て之を製造し、各道の要求數量と製產數量とを考査按分して配給しつゝあり。

マラリア マラリアは各地に散在し、京畿・慶北・黃海・平北・江原・咸南の各道に於ては累年多數の患者を出しつゝあるも、之が豫防救濟方法及豫防救濟方法講究の前提たる分布狀況は未だ確實なる資料

なきを以て、昭和三年より引續き各地方に亘つて調査の歩を進めつゝあり、而して昭和七年中の發生患者數は十三萬四千百九十四人なり。

十二脂腸蟲・再歸熱・本病に對しても未だ何等系統的調査及救濟方法を講じたることなし。而して各道の調査報告に依れば、昭和七年の發生數十二脂腸蟲患者二萬三千九十六なり。

## 第十二節 家畜傳染病

家畜傳染病中其の慘害の最も甚大なるは牛痘・牛肺疫・口蹄疫・炭疽・氣腫疽の類にして牛痘・牛肺疫・口蹄疫は接壤滿洲地方に常在して屢國境地方に侵襲し、時に或は大流行を極め爲に交通・產業・經濟上大脅威を齎らす例乏しからず。又炭疽及氣腫疽は朝鮮内に常在して毎年各地方に續發し、其害毒を流すこそ大なり。仍て本府に於ては夙に之が防疫施設を講じ、大正四年に獸疫豫防令を制定施行して病獸の早期發見、病毒傳播の防止、豫防液又は免疫血清注射の勵行等を期する共に、同七年には農商務省所管の在釜山獸疫血清製造所を本府所管に移し、尙國境樞要地十八箇所に血清貯藏庫を設置して豫防液及免疫血清類配給貯藏の便を計り、或は牛痘・口蹄疫豫防の爲に滿洲側より牛羊等の輸入を停止し、或は鼻疽豫防の爲に滿洲及西比利亞より輸入する馬・驢・驥等に對し検疫を施行することとし、以て病毒の侵襲に備へたるが、時勢の變遷技術の進歩に伴ひ、從來の獸疫豫防令に不備の點を生じたるを以て昭和五年朝鮮家畜傳染病豫防令の制定あり。同七年九月同令施行規則を發布して同七年十一月一日より

施行し獸疫豫防令を廢止せり。而して此等の防疫機關として大正十三年度迄は平安北道五名、咸鏡北道三名其の他の道に在りては各一名の専任獸醫務嘱託を配置し、警察官及郡並畜産組合技術員と協力して防疫に努むる處あり、更に同十四年度より平安北道に五名、咸鏡南道に一名、咸鏡北道に三名、同十五年度より平安南道に三名を増員して順次防疫機關の擴張を圖り、又同十五年度よりの新規事業たる國境牛疫免疫地帶構成實施の事業たるや、牛疫ワクチン發見以來初めて之を廣く應用するものにして、之が實績如何は實に世界に於ける斯界の齊しく注目する所なるを以て、同年度より更に八名の技手を平安北道・咸鏡南北道に配置し、關係技術員と協力して注射施行の任に當らしむるは勿論、滿洲方面よりの密輸入牛の取締、斃牛検案の勵行、其の他一般防疫事務に從事せしめたる結果、漸次家畜傳染病の發生減少しつゝあり。

● ● ● 氣腫疽　本病は從來毎年二千頭内外の發生を見、其の病毒は廣く各地に潛在し、且本病に罹りたる畜牛は必然的斃死の厄に遭ふものにして、農家經濟に及ぼす影響甚大なるを以て、極力豫防に努めつゝありしが、豫防上の一の手段たる豫防注射も從來豫算及設備の關係上豫防液の不足を告げ、遺憾の點あり、昭和四年度より之が増製を爲すこゝなり、各道多發地方を免疫地區に指定し、且一般的にも豫防注射の普及を計りつゝある結果、漸次減少し昭和七年中の發生は千百三頭なり。

牛 瘦　本疫は朝鮮に常在するものに非ずして常に病毒潛在地たる對岸滿洲より侵入するものなり。而して國境の密輸入牛取締は甚だ困難なるを以て、先づ國境地帶の畜牛を免疫性とするを得策とし、大正

十五年度より約五萬頭の畜牛に牛痘ワクチンの注射を施行し、病毐の侵襲に備へたる結果、大正十四年迄は年々數百頭の發生を見たりしも、大正十五年は七十一頭、昭和二年は四頭、昭和三年は僅二頭、昭和四年は全く其の發生なかりき。然るに昭和五年に於ては依然對岸より密輸入牛に依り平安北道に四十八頭、咸鏡北道に八十八頭、更に京畿道迄其の飛沫を受けて五頭（計百四十八頭）の發生を見、更に昭和六年に於ては二百六十六頭の發生を見たりしが、昭和七年中之が發生なし。

牛肺痙ウ・ル・シ 本痙は牛の傳染性肋膜肺炎と稱し、大正十一年十月平安北道熙川郡に發生したるを嚆矢とす。爾來同地方に續發したるを以て、同十二年二月府令第二十四號を以て本痙に對し牛痘同様の取締及措置を爲すこゝせり。而して本痙の發生は平安南北道及咸鏡南道の三道に限られ、未だ嘗て他道に及ぼしたることなし。其の發生數は大正十一年末より同十二年の初に亘り三百九十七頭、同十三年には二百六十九頭、同十四年は四十五頭に減じ、昭和元年は僅に一頭、同二年には八十六頭、同三年は七頭、同四年は六頭に減じ、其の後全く發生を見ず。

口蹄痙 本痙は流行性鷦口痘と稱し、其の病原地は牛痘と同様對岸滿洲なり。故に本痙の流行も密輸入牛その他病毐汚染物件の密輸入等に因り病毐傳播し、從來毎年數百頭の發生を見、其の多發せるは大正三年の一千十五頭、同四年の九千百八十二頭、同五年の一千二百二頭、同八年には騒擾事件の餘波を受け防瘦員の不足等に因り、三萬四千六百九十八頭の多きに上れり。爾來防疫機關の擴充に伴ひ、漸次發生數を減じ、昭和元年の百二十八頭を一終期とし、同二年には僅一頭を出したるに過ぎず、爾來其の發

生を見ざりしか、同六年に於て九百三十六頭の發生を見たりしが、同七年中は發生なし。

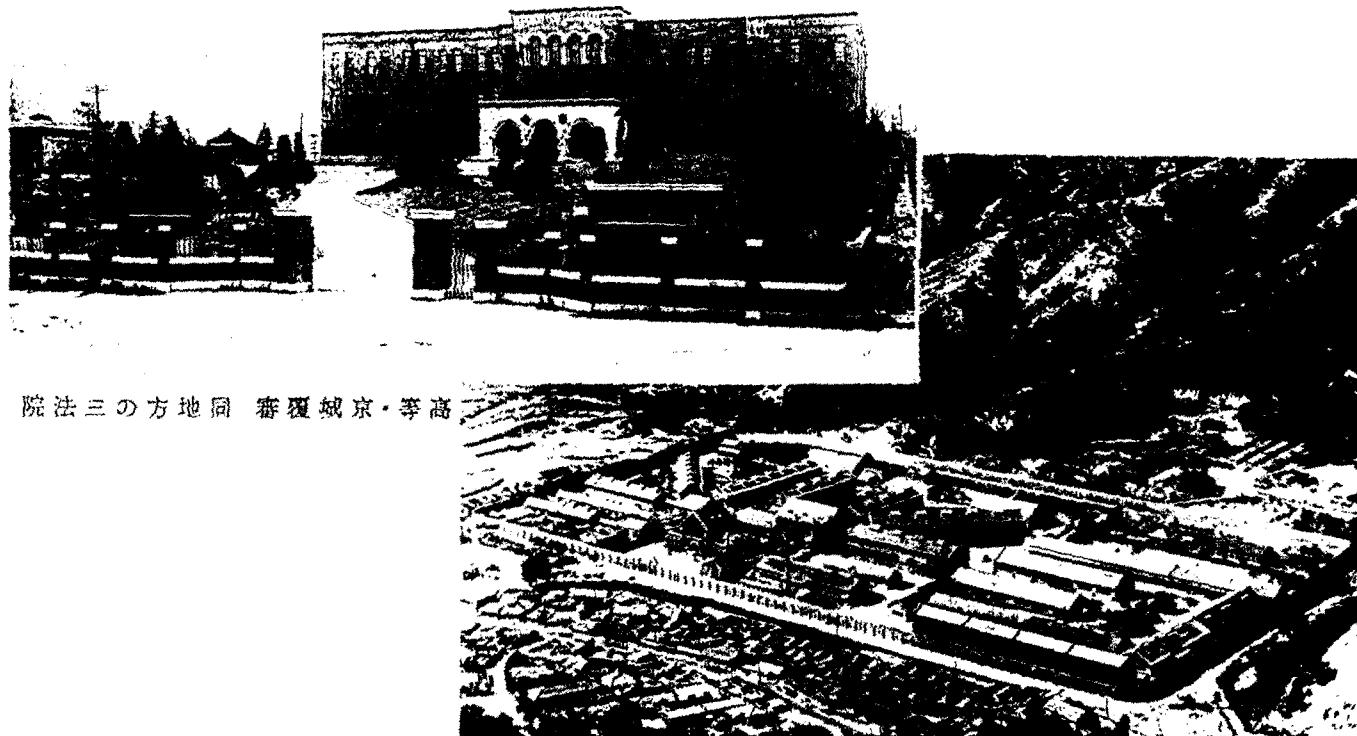
### 第十三節 移出牛検疫

大正四年七月移出牛検疫規則を發布し、釜山及馬山港より生牛を移出するものに限り二十日間の検疫を行ふことをせしが、翌年十月更に同規則を改正し、元山及城津にて健康診断を行ひ、從來生牛の移出を許さざりし敦賀港に對しても亦移出し得ることをせり。又釜山に於ける繫留検疫日數は十八日以上なりしが、農商務省との交渉の結果、之を十二日に短縮したるも、此の結果検疫終了内地に陸揚後牛痘に罹りたるものを作じたる事例に依り、同十一年十二月農商務省の交渉を容れ、更に繫留日數を延長して十五日以上とし、内地到着後直に陸揚するを得ることをせり。然るに移出牛の検疫は發地主義を得策と認めたるに因り、大正十四年十月一日以降畜牛は總て検疫を受けたるものに非ざれば移出せしめざることに規定し、仁川・釜山・鎮南浦・元山・城津の五箇所に検疫所を設置し、検疫の爲畜牛の繫留期間を十二日以上二十日以内とするが、其の後幾多の迂餘曲折を経、昭和七年農林省との協定に依り現在實施しつゝある繫留検疫日數は朝鮮十二日、内地五日とす。(肉用牛に付ては朝鮮五日、内地二日)

今昭和元年以降に於ける各検疫所の移出頭數を示せば、別表の如し。

#### 移出牛累年表

年 別 區	年 別 別	仁 川 釜 山	移 出	元 頭 數	計
昭和元年	昭和二年	四、一四八	三七、〇八二	一、六五八	三、〇八五
昭和三年	昭和四年	四、〇〇七	三四、一七九	二七五	三、〇六七
昭和五年	昭和六年	六、〇八五	四一、七〇七	五、〇〇八	四、七三九
昭和七年	昭和八年	五、五七八	三一、四四四	三、八四九	四、三八九
		五、三八四	二二、一二七	四、三八九	四、三八九
		五、四七〇	二四、九三二	二、九五〇	二、八〇五
		八、一九七	三〇、九二三	四、八七五	三、七七八
				四、〇五二	三、七八八
				五、八四一	三、八八九
				五、六七九	四三、二一八
				五六、八九六	五六、八九六



院法三の方地同 審覆城京・等高

(東京) 所務刑門 大西

# 第十八章 司 法

## 第一節 裁 判 制 度

民事及刑事の裁判及非訟事件に關する事務は朝鮮總督府裁判所之を掌る。而して該裁判所は高等法院・覆審法院及地方法院に分ち、地方法院の事務の一部又は全部を取扱はしむる爲地方法院支廳、又登記及公證の事務を取扱はしむる爲地方法院出張所を設置せり。地方法院は民事及刑事に對して第一審裁判且非訟事件に關する事務を取扱ひ、覆審法院は地方法院の裁判に對する控訴及抗告、高等法院は覆審法院の裁判に對する上告及抗告に付裁判を行ひ、且内地現行の裁判所構成法に定めたる大審院の特別權限に屬する職務を執行するの制度なりしも、其の後刑事訴訟法の改正に伴ひ、大正十一年十二月朝鮮總督府裁判所令を改正して高等法院の權限を擴張し、地方法院の裁判に對する上告及上告棄却の決定に對する抗告をも同院の判断に屬せしむることこし、同十三年一月一日より之を實施せり。

地方法院は判事單獨にて裁判を行ふを原則とするも、訴訟物の價格千圓を超過する民事事件、人事に關する訴訟事件、刑法第七十四條及第七十六條の犯罪事件、死刑、無期又は短期一年以上の懲役若は禁錮に該る犯罪事件、但し刑法第二百三十六條、第二百三十八條、第二百三十九條の罪及其の未遂罪並に昭和五年法律第九號（盜犯等の防止及處）第二條、第三條の罪にして豫審を経ざるものを除きたる事件、短期一

年に満たざる有期の懲役若は禁錮に該る犯罪にして豫審を経たるもの、並此等の刑事件の共犯事件にして本事件と同時に審判する場合、判事に對する忌避事件の裁判は三人の判事、覆審法院は三人の判事、高等法院は五人の判事を以て組織したる部に於て合議裁判を爲し、且裁判所に檢事局を併置して檢察事務を掌らしむ。

## 第二節 適 用 法 規

適用法規は明治四十五年四月一日より施行の朝鮮民事令朝鮮刑事令に於て民法刑法其の他重要な内地法規に依るべき旨を定めたるも、民事に在りては當初民法中能力・親族・相續に關する規定は之を朝鮮人に適用せずして慣習に依ることとし、不動産に關する物權の種類及效力は民法に定めたる物權を除く外仍慣習に依ることとせしが、大正十年十一月民事令に改正を加へ朝鮮人の能力及無能力の區別を明にし且無能力者の保護を完全ならしむる爲民法其他法律中能力・親權・後見・保佐人及無能力者の爲にする親族會に關する規定を朝鮮人に適用することとし、同年十二月一日より之を實施し、尙親族相續に關する事項に付同十一年十二月民事令中に改正を加へ、能力及無能力者の保護機關に於ける同様婚姻年齢・裁判上の離婚・認知・親權・後見・保佐人・親族會・相續の承認及財產の分離に關する規定を朝鮮人に適用することとし分家・絶家再興・婚姻・協議上の離婚・縁組及協議上の離縁等身分上の法律行爲は之を府尹又は面長に届出るに因りて其の效力を發生することとし、同十二年七月一日より施行したり。

舊商法破産編及家資分散法は民事令を以て之を朝鮮に施行したるも、大正十一年四月破産法及和議法の公布を見るに至り、此等兩法律は朝鮮に於ても施行するの適當なるを認め、上記同十一年十二月民事令改正の際之を加へて翌十二年一月一日より施行せり。又朝鮮に於ては最近著しく信託の権利關係發達せるに鑑み、之が通則を定めて其の健全なる進展を期するの必要あるを認め、朝鮮民事令中一部を改正して信託法を其の内容ごし、昭和六年制令第九號を以て之が公布を見、同年十二月一日より施行せり。

民事訴訟手續に關しては朝鮮民事令を以て民事訴訟法・人事訴訟手續法等の規定に依ることごし、唯朝鮮の制度・交通・習慣・民度等内地ご同じからざるものある關係上若干の特例を設けたるが、訴訟審理の圓滑なる進捗ミ裁判の公平適正ミを圖る目的を以て民事訴訟法の改正あり、大正十五年四月同改正法律公布せらるるに至りたる結果、朝鮮民事令等も亦民事訴訟法改正の趣旨に順應して改正せられ、昭和四年五月一日其の公布を見、改正民事訴訟法の實施期たる同年十月一日より施行せられたり。

刑事に在りては明治四十五年四月刑事令施行の際當分の内殺人罪・強盜罪に限り朝鮮人に對し舊韓國刑法の效力を有せしむることご爲したりしが、大正六年十二月本規定を削除せり。其の後同十一年五月刑事訴訟法の改正行はれ、當然朝鮮にも適用さるべきものなるも、朝鮮現時的一般社會の實情は内地ご同じからざるものあるを以て茲に刑事令の改正を行ひ、多少の特例を設けて新刑事訴訟法の施行ミ同時に同十三年一月一日より施行せらる。其の他獨り朝鮮人に對し古來行はれたる笞刑制度も存置するの妥當ならざるを認め、同九年三月三十一日朝鮮笞刑令を廢止し以て刑罰上の區別を撤去し、又昭和五年九月

には盜犯等の防止及處分に關する法律、昭和八年一月には刑事補償法を各刑事令の内容として實施することに改め、以て民衆人權擁護の完璧を期し、今日に於ては二三の制令等の他、内地之刑罰法規に關しある其の實質を異にするもの甚だ少きに至れり。

### 第三節 小作調停制度

近時朝鮮に於ける小作爭議は逐年増加し、其の内容漸次複雑深刻化するの傾向あり、農村の思想並經濟上に及ぼす悪影響憂慮すべきものあり、而して之が解決を司法裁判に求むる場合は、往々にして当事者の意嚮に背馳し、事後感情の乖離を愈甚しからしむるが如き結果を醸すの虞ありて、爭議解決の對策上遺憾なき能はず。仍て事件の性質に鑑み、地主・小作人の自由意思を尊重し、其の互讓妥協を本旨とし、併せて迅速簡易なる手續に依る平和的解決の方策を樹立するの最も緊要なるを認め、昭和七年制令第五號朝鮮小作調停令を制定したり。同令は小作料其の他の小作關係に付争議を生じたるときは、當事者は争議の目的たる土地の所在地を管轄する地方法院又は合議部ある地方法院支廳に調停の申立を爲すことを得、又當事者の合意あるときは合議部なき地方法院支廳にも之が申立を爲し得べき旨を規定し、以て本府裁判所の介入斡旋による小作争議の調停制度を布き、昭和八年二月一日より之を施行したり。

### 第四節 不動産登記制度

不動産の登記に關しては明治四十五年朝鮮不動産登記令を施行し、原則として不動産登記法に依ることを定めたり。古來朝鮮に於ける不動産所有權の得喪に關しては文記又は文券と稱する私署證書の引渡により之を行ふに過ぎざりしを以て、併合前韓國政府時代既に土地建物證明規則並土地建物所有權證明規則を發布し、賣買・贈與・交換・典當の各事項の外所有權の保存に關し府尹又は郡守をして之に證明を與へしめ、以て此等の權利の確保を期したり。爾來時勢の推移に伴ひ複雜なる權利關係生じたるを以て明治四十五年改めて朝鮮不動産證明令を公布し、府尹郡守を以て證明官吏と爲し證明すべき權利を所有權・典當權の二種に限りたること從前と異らざるも、朝鮮民事令施行の結果證明を以て第三者に對抗するの要件と爲し、權利確保上舊規則の缺點を補へり。然れども該令は土地臺帳の設備に至る迄一時機宜の處置たるに過ぎざりしを以て、土地調査の進行に伴ひ土地臺帳を設備したる地域に對しては朝鮮不動産登記令を施行し、同時に證明事務を廢止する順序とし、大正七年七月を以て朝鮮全土に之を施行せり。

從來宗中門中等が祖先の墓地又は祭位等不動産を共同所有する場合に於て宗中門中等法人に非ざるを以て其の名を以て登記を爲すことを得ず。又宗中又は門中の全員は時に數百又は數千の多數にして全鮮に散在し各人の名を以て登記を爲すこと不可能なる結果、其の權利の保護伸張の十全を期し得ざるの嫌あらしを以て、昭和五年制令第十條を以て朝鮮不動産登記令中一部を改正し、宗中・門中其他法人に非ざる社團又は財團にして朝鮮總督の定むるものに屬する不動産に關し其の名を以て登記を爲すことを得るものと爲し、昭和六年十月一日より施行せり。

## 第五節 戸 稽 事 務

民籍に關しては明治四十一年民籍法を發布して人民の申告を督勵し、且警察官をして戸口の實査を爲さしめ、爾來地方行政機關漸く備はり府面の事務亦次第に整頓するに至りしを以て、大正四年四月更に同法を改正し戸籍に關する事務は府尹、面長の管掌に移したり。然れども本法は朝鮮人に限り適用するものにして、朝鮮在住の内地人には一に戸籍法に依りて身分に關する届出を爲すものとせらる。又内鮮人間の婚姻法は共通法第二條に依り民法及朝鮮の慣習に依據して行はるべきものなれども、從來内地朝鮮相互間戸籍の送付に關する手續規定を缺き、共通法の施行を留保されたる結果、完全有效に行はるることを得ざりしが、同十年六月總督府令を以て之が手續を規定せられ、共通法第三條及戸籍法第四十二條ノ二の規定の施行と同時に、同年七月一日より内鮮人婚姻に關する民籍手續を完全に行はるることなれり。然れども民籍法は漸く時勢の進運に適應せざるに至りたるのみならず、單に戸籍手續の大綱を示すに止り、其の運用上困難少からざりしを以て、夙に之が根本的改正を企畫せられ、一面之と密接の關係を有する親族相續に關する實體法規の改正に着手せられたるを以て、其の完成を待つて實行することとなり、同十一年十二月制令を以て民事令の改正せられたるを機こし、總督府令を以て朝鮮戸籍令を公布し、同十二年七月一日より其の施行を見、茲に始めて多年の懸案を解決したり。朝鮮戸籍令の内容は大體に於て内地の戸籍法に則り戸籍の記載事項届出事項等に付親族・相續に關する朝鮮特殊の實體法規の關係を

斟酌立案し、詳密周到なる規定を設けて戸籍の確保を期したるものなり。改正の特色の一ニを舉ぐれば、戸籍事務の監督は道知事・郡守又は島司の管理に屬したるを司法の機關たる裁判所に移したるこ、朝鮮内地間婚姻による入除籍手續を認めたりしを、廣く各地方有效なる原因に基く家の出入に關し其の戸籍手續を定めたるが如き、從來の戸籍制度に比し遙に進歩したものこす。

## 第六節 公 證 事 務

大正二年六月朝鮮公證令を施行し、公證人の職務は専ら地方法院及同支廳に於て取扱ひたるも、翌年五月地方法院出張所の設置こ同時に出張所に於て亦之を行ふこことなりたるが、同四年三月及同十三年九月朝鮮公證令施行規則に改正を加へ、爾來京城・平壤・大邱・釜山各地方法院所屬の專務公證人を任命し、裁判所外に於て其の事務を取扱はしめ居れり。

## 第七節 執達吏事務

執達吏に屬する職務は之を裁判所書記の職務に屬せしめ、且地方法院長は警察官吏其の他適當こ認むる者をして該職務を行はしめ得る定めにして、當初は警察官吏をして兼掌せしめたるが、逐年事務の増加に伴ひ専務の執達吏職務取扱者の必要緊切なるに至りたるを以て、官吏に非ざる執達吏職務の取扱者を指命し、漸次地方法院及主要なる地方法院支廳所在地に事務所を設置せしめたり。

## 第八節 供 記 事 務

從來供託事務は供託法の制度に則り、主として金庫及朝鮮總督の指定したる倉庫營業者之を取扱ひ、尙之が補充として朝鮮總督は適當と認むる者を指定し、供託事務を取扱はしめ來りしも、其の後會計法の改正に伴ひ供託法改正せられ、大正十一年度より金錢及有價證券の供託事務は新に供託局を設置して之を取扱はしむることと爲りたるを以て、朝鮮に於ても亦本制度改正の必要を生じ、内地と同じく供託局なる獨立官廳を新設し、從來の金庫に代はりて金錢及有價證券の供託事務を取扱はしむることとせり。然れども邊隙の地に於ては一々同局を設置すること能はざるに拘らず、隨處其の必要存するを以て、各地方法院所在地に之を設置すると共に、其の設置なき地に於ては從前の如く朝鮮總督の指定したる銀行其の他適當と認むるものをして之を取扱はしむることと爲したり。

## 第九節 監 獄

明治四十二年十一月統監府監獄は韓國監獄及内地人囚徒を收容せる理事廳監獄の事務一切を承繼し、翌年十月朝鮮總督府監獄と改稱せり。爾來大に獄舎の改善事務の刷新を行ひ、大正九年三月朝鮮笞刑令廢止と共に其の擴張を計畫して永登浦外四分監を本監と爲し、新に分監七箇所を開設せり。次で同十二年五月監獄の名稱を刑務所と改め、其内容の改善を圖ること共に職員の待遇を改め、又開城支所を本所に昇

格せしめ、翌年四月更に金泉支所を昇格せしめ、何れも特設少年刑務所と爲し、前者は年齢十八歳未満の受刑者を、後者は十八歳以上二十三歳未満の受刑者を收容し、特に體育智育に重きを置き青少年に對する行刑の適實を期しつゝあり。而して大正十三年十二月行政整理の結果永登浦刑務所及江陵濟州兩支所を廢止したる爲、目下京城・西大門・公州・大田・咸興・淸津・平壤・新義州・海州・大邱・釜山・光州・木浦・全州・開城及金泉の十六の本所と春川・淸州・元山・鎮南浦・金山浦・瑞興・安東・馬山・晋州及群山の十支所あり、又在監者は司法制度の整頓に伴ひ漸次増加し、特に大正八年全鮮各地に亘りて妄動事件の勃發するや保安法違反及騒擾罪を以て檢舉され入監したるもの頗る多く、大正八年五月には在監者一萬八千五十名に達し、其の拘禁及處遇に困難を極めたりしも、翌九年四月減刑の恩典に沿したる受刑者二千六百餘名を算し、一時此の種の在監者の減少を見たり。然るに其後笞刑令廢止財界不振等に影響せられたる爲か逐次増加を見しが、大正十三年一月及昭和二年二月昭和三年十一月恩赦行はれて在監者稍減少し、同四年一月末日に於ては在監者一萬三千七百六十人を示すに至りたりと雖、同年二月以降更に其の數遞増し、本年九月末現在收容者は實に一萬九千八十七人に激増し、正に大正八年五月に於ける最多人員を超過すること實に千百三十七名に達し、就中危險思想犯者又は智能犯者の増加著しく收容者の一割以上を示すに至り、而も收容場の設備及職員の配置之に伴ふ能はざる爲拘禁處遇上少からざる困難を感じつゝあり、内地及臺灣のそれに比し設備乃至各職員の負擔率等懸隔甚しきものあるを遺憾とす。しかしながら大正八九年の頃に比するときは諸般の設備漸次擴張改善せられたる爲拘禁狀

態著しく改まり、在監者の種類・罪質・犯數・年齢・性格等の法定分類は略之が勵行を期しつゝある  
ニ、監獄當局の行刑及作業に銳意努力せる結果、因情平穩にして改過遷善の實を擧ぐるもの増加し、假  
出獄の恩典に沿して出所するもの年々八九百名を算す。監獄作業に付ては疾病其の他の事故に依る休業  
を除くの外受刑者全部を就業せしめ、年々其の收入を増加したるも、大正九年五六月より急激なる財界  
の變動を來し作業經營上於ても其の影響を蒙るもの少からず、其後一時小康を見たるも近年に於ける  
極度の不況は監獄作業に甚大の影響を來し、經營上困難少からざるも當局に於て幾多の新施設を企畫し  
作業の合理化を圖りし爲幸にして略豫定の成績を擧げ、作業狀態舊時に比し面目を一新せり。監獄に於  
ける指紋は明治四十三年八月之を實施し、其の後共通法の施行・笞刑の廢止に伴ひ規定の改廢を要する  
ものあり、大正十一年一月之れが取扱規定を改正して、再犯者に付ては指紋原紙に代ふるに受刑追加小  
票を使用する等事務の簡捷を計るニ共に、指紋の實際的効果をして權威あらしむる爲、司法省及臺灣總  
督府ニ協定し、相互間に於て内地人・朝鮮人・臺灣人の指紋原紙を交換し、以て朝鮮人受刑者の指紋は  
内地朝鮮及臺灣の何れの地域に於て受刑せし者ニ雖、總て本府に蒐集し極力原紙の蒐集及整理に努めた  
る結果、昭和七年末に於ける保管原紙數實に二十三萬一千一百九十六枚に達し、近來刑事被告人並被疑  
者に對する指紋利用の普及せらるゝに從ひ、裁判所・檢事局・警察署・刑務所等より指紋の對照を求め  
來るもの増加し、昭和七年に於ては其の數一萬八千九百五十九件を算し、其の内五千九百六十六件の前科  
を發見し、前年に比し對照數に於て二割四分を、發見數に於て一割九歩を増加し、同八年には益々増加

し、九月末日迄の累計一萬五千七百二十二件を算し、發見數も亦其の三分の一を下らざる好成績を挙げつゝあり、又犯罪現場指紋の利用は加速度を以て増加しつゝあるも、我ハシブルグ式指紋法に據る左手排列の指紋原紙のみにては右手の犯罪現場指紋に對する効果は充分其の性能を發揮し得ざる缺點あるを以て、之が缺點を補ふ對策として右手排列番號小票約二十五萬枚を作成し、以て現場指紋の利用に資するこゝミセリ。

## 第十節 免囚保護事業

大正二年五月免囚保護事業補助金下付手續を制定し、同年度より毎年金五千圓を交付し來りたるが、大正九年度に至りて一萬圓に増加し、同十四年度以後に於て財政緊縮の爲、補助金を八千圓に、更に昭和六年度以降は六千四百六十圓に減じたるも、其の發達助長には恒に力を致しつゝあり、其の結果總督府始政當時に在りては僅に一保護團體の設立ありしに止まりしも、今や官民有志の協力に依り昭和元年度末に於ては其の數二十七を算し、設立後日尙淺きに拘らず經營の方法適切にして事業の成績亦年を逐うて良好に向へり。而して此等の大部分は財團法人組織に進み、昭和三年十月内地に於ける斯業統括機關輔成會に加盟し、内鮮間の聯絡と事業の發展を期圖する所ありて、一般施設と相俟て刑事政策の目的を達する上に顯著なる貢獻をなしつゝあり。

# 여 백

## 第十九章 地籍圖・林野圖及地形圖

地上に何事をか經營せんこすれば、先づ最も重要なものは地圖なり。然るに朝鮮在來の地圖は繪畫的のものにして確實なる測量の基礎に構成されたるものに非ざりしを以て、本府土地調査局は明治四十三年三角測量に着手し、大正四年其の外業を終り、同五年其の計算整理を完了し、其の成果に基き、地籍圖・地形圖・輿地圖を調製せり。

三角測量 大三角測量の基礎たる邊長は全土に十三箇所の基線を設け、其の邊長は地球表面の標準たる中等海水面上の長さに換算せんが爲、五箇所の驗潮所を設け、平均中等潮位を決定して各基線の高程を測量し嚴密なる計算を施せり。此の大三角網は朝鮮海峽を経て對馬に於ける陸地測量部一等三角點に連結す。而して大三角網に基きて小三角を配置し、總計三四、四四七點の三角點を設置し、又中等潮位の決定に依り水準測量を施行し二、八二三點を設置し、又三角點に基き圖根測量を施行し、三角點相互間を連結し、地籍圖を一定の大きさに限定せり

地籍圖 土地登録の原簿たる土地臺帳と相俟つて地籍を明確にする圖面にして一筆毎に土地の位置・形狀及疆界なき相互の關係を明にし、地番・地目を記入す。之が測量原圖は三角點又は圖根點に基き圖解的測量に依りて一筆毎に精密に測定せるものにして、原圖圖郭の幅員は東西一尺三寸七分五厘、南北一尺一寸の矩形にして、此の圖郭内に包容せる土地を全部描畫す。

縮尺は六百分一、千二百分一及二千四百分一の三種ごし、一般には千二百分一を用る、市街地の如く微細に其の疆界を表示し、精確に其の面積を算定するを要する區域に在りては六百分一を用る、西北鮮地方の如く一筆地の面積比較的大なる區域に在りては二千四百分一を用ひたり。而して原圖は本府に保管し、原圖に依り謄寫調製せる地籍圖及一覽圖は各府郡島廳に備付け、一般の閲覽及謄本の下付申請に應じつゝあり。又更に一般の利便を圖るため府邑面に地籍略圖を備付けあり、地籍圖は極めて浩瀚なるものにして全土に亘る總數約八十萬枚に達す。

**地籍圖縮尺變更** 土地經濟の發達に伴ひ、都邑市街地の發展著しく土地異動頻出し、千二百分一地籍圖にては不利不便ありと認めたるものは漸次地籍を縮尺六百分一を以て改測し、地籍圖の改調を行ひつゝあり。既に改測を施行せるものは裡里・咸興・淸州・開城・金泉・光州及晋州等の市街地ごす。  
**林野圖** 地籍圖を基本として地籍圖上に登載なき林野墳墓地等を測圖し、其の相互關係を示す。縮尺は三千分一、六千分一、五萬分一等あり、一般には六千分一を用ひたり。而して林野臺帳と共に各府郡島に備付け、林野等に關する地籍を明にす。是に於て朝鮮の地籍は地籍圖・土地臺帳・林野圖・林野臺帳ご相俟つて全く明確となるに至れり。

**地籍整理** 地籍事務は本府稅務課に於て主掌し、各道・府・郡・島に技術員を配置し、地籍の異動整理を遂行しつゝあり。土地臺帳實施後二十餘年を経過せしを以て、地籍圖の磨滅、汚損甚しく、改調時期到来せしを以て、昭和八年度より町里洞を單位ごし、順次地籍圖の改調に着手す。

地形圖 三角測量の成果を基礎として地籍圖上必要なる地物を縮寫し、地形圖根を組成し、之に依りて地上のあらゆる物體・地貌を測圖し、其の關係位置を明かにするを地形圖と云ふ。朝鮮地形圖の様式は陸地測量部の地形圖と同型にして其の記號も亦略同様なり。大正三年地形測量に着手し、同六年外業を終り、同七年其の内業整理を完成す。朝鮮の位置・廣袤及地形は此の地形測量に依りて詳細に數學的に確定せられたり。

地形圖の製版印刷及發行 朝鮮地形圖の製版は大正四年着手、同七年完成す。本府は其の原版を陸地測量部に委託し同部をして印刷發行せしめ、發行後に於ける經年の圖上變化は本府に於て修正測圖を爲し、原版は陸地測量部をして改訂せしむることに協定し、當時製版完了に伴ひ發行されたもの、特種地形圖四枚、五萬分一圖六百二十枚、二萬五千分一圖八十七枚、一萬分一圖四十七枚に達せり。

輿地圖 朝鮮五萬分一地形圖は（秘級區域を除く）全土に亘るものなるも、其の一圖面の幅員經度十五分（約二十二糠）緯度十分（約十八糠強）の區域を包容するに過ぎず、從て大規模の計畫又は一般の旅行等に對しては詳密に過ぎ、大勢を通覽するに便ならざるを以て、五萬分一圖を基礎とし、大正七年左の小縮尺圖を製し、同八年製版し、其の原版は本府に保管し、其の印刷を朝鮮印刷株式會社に其の發行及販賣を小林又七（本店は東京、支店は京城府長谷川町に在リ）に爲さしめ居れり。種類左の如し。

一、朝鮮二十萬分一圖  
六十五枚

五萬分一圖十六圖面の區域を一圖面に包含するものにして、四色刷とす。

二、同 五十萬分一圖

十三枚

道別ミシ、四色刷ミス。

三、同百五十萬分一圖及二百五十萬分一圖

何れも朝鮮全圖にして各一枚ミス。

地形圖業務は本府土木課に於て爾來各地方の發展に伴ひ、地形・地物變遷して圖上の修正を要する事項頻出するを以て、之を調査測量し、修正原圖を製し、陸地測量部をして版面改訂を爲さしめつゝあり。

地形圖修正は大正七年京城・大田・大邱地方の修正を施行し、同八年以降は土木課に於て地方の發展狀況に應じ、圖上變化の修正を計畫し、之を施行し居れり。而して昭和七年度末迄に於ける地形圖修正の圖葉數及面積は

一萬分一

百一圖葉

百十五方里

二萬五千分一

百三十圖葉

六百三十八方里

五萬分一

百七十九圖葉

二千五百三十方里

にして、其の原版の修正も亦漸次進行し、新版の發行を見つゝあり。

朝鮮地形圖の發行は前記の如く、次で大正十年秘圖解除五萬分一廿三圖葉、同十三年解秘二萬五千分一十圖葉は陸地測量部に於て假製版を爲し發行せり。然るに尙全土面積の一割弱に相當する秘圖區域一千餘方里的地形圖なきを以て施政上不便少なからず、依て大正十一年軍事當局ミ交渉の結果軍事上差支な

き程度の地圖を調製することとなり、同十二年之に着手し、同十三年原圖を完成し、次で之を製版に付し、同十四年度末其の完成を告げ、同十五年六月以降陸地測量部より三色刷地形圖七十九圖葉を印刷發行せり。茲に地形圖は要塞近傍を除くの外、全土に亘り五萬分一圖を有するに至れり。

一萬分一市街圖中京城は市街發展の狀況圖の幅員を擴張するの必要を認め、大正十年其の東部昭和四年西南部を補測し、平壤も亦同様に同十一年東部西部南部の擴張測量を施行し、京城は黒色刷を發行せし  
が、其の後製版は同十四年度に於て完成し、何れも大版四色刷を發行せり。以上の外名勝舊蹟の案内圖として特殊地形圖四枚、京城市街の案内圖としては特殊地物の索引及番地を記入せる市街圖あり、大正十四年大修正を加へ、同十五年新版を發行せり。

以上各種の發行圖は毎年約二十萬枚の發行部數を算し、其の用途は頗る廣汎なり。而して地方產業交通の發達に伴ひ、益地貌・地物の變遷を生ずべきを以て、本府は其の修正測圖及修正せる新版の發行を計  
るに努めつゝあり、其の原版維持の爲、昭和七年度末迄に製版せるもの

輿地圖の原版に於て補充製版又は修正補刻せるもの

八十六版

地形圖原版中損蝕甚しきものを改版せるもの

百七十七版

尙一萬分一市街圖補測を施行せるもの二十九箇所、其の面積二十三方里に達せり。

諸測量の基準點たる土地測量標の毀損・失等異狀甚しく諸測量に不便困難少なからざるを以て、之が維持復舊を計畫し、昭和三年度に於ては其の準備試行を爲し、同四年度以降全鮮中十四府百七十八郡に亘

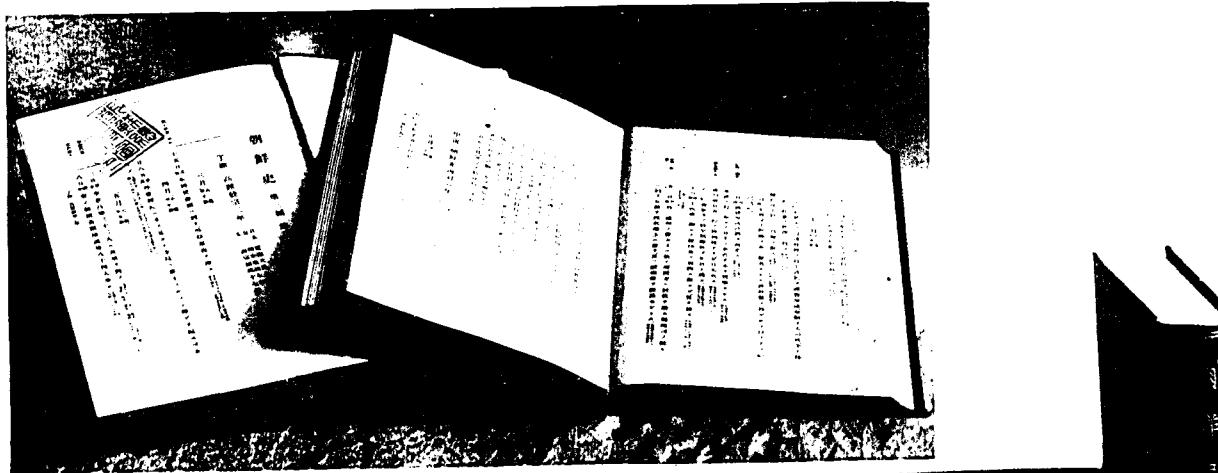
り二二、二〇〇餘點の現狀調査を施行し、本府に於ては急施を要する地方を選び、義州・咸興・京城・大邱・全州・光州等に於て約一二一〇點の復舊測量を了せり。

三角及水準測量の成果數値は其の利用の範圍頗る多きを加へたるこ、其の原本保存の必要上之を複製して六〇七表にし、之を官係官廳に配付して之が利用に便ならしめ、且永久に保管せしむることをせり。

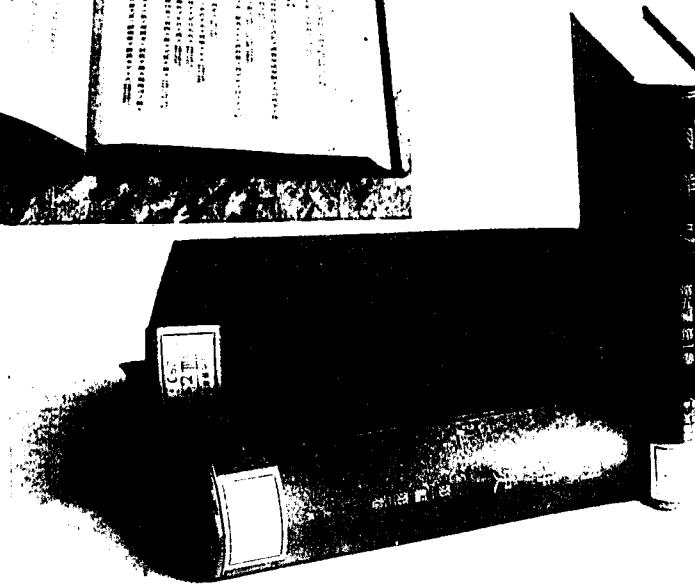
# 第二十章 古蹟調查 附博物館

むることにし、必要なる遺物を登録し、同時に主要なる遺蹟及遺物に順次保存工事を施行せり。斯くして遺蹟遺物の主要なるものは略々調査を遂げたるも、既に判明せる遺蹟遺物の調査を要するもの猶甚だ多きのみならず、調査の進行に伴ひ、新に之を發見するこゝ亦少からざるべきを以て、之が調査を繼續して過去の文化を開明し、其の形跡を保存するは國家當然の責務にして、殊に朝鮮の如く主權の所在に異動ありし地域に在りて前代文化の保存を計るは最必要な事項なるを以て、依然之を繼續し、調査の方法を一般・特別・臨時の三種に分ち、一般調査に於ては一道を分ちて其の地域内に於ける未調査の遺蹟、遺物を遺漏なく踏査し、特別調査に於ては物件を特定して精密の調査を行ふこゝにし、臨時調査に於ては物件の破壊・古墳の盜掘等の虞ありて急を要する場合に於て隨時之が調査を爲し、物品を蒐集し又は遺蹟・遺物の保存方法を定め、此等毎年の調査は報告書を印刷して之を公にするこゝにし、既に大正五年度より昭和二年度迄の調査報告書及特別報告を發行し、又朝鮮古蹟圖譜を刊行し、朝鮮古來の工藝美術と共に其の文化發達の有様を紹介するに努め、又古代の建造物中寺刹の所有に屬するもの三百七十餘あり、此等の中歴史の證徴若は美術の模範となり、國費を補助して其の維持保存を圖る必要あるものに對し、破損の程度に應じ順次保存工事に着手し、既に慶尙北道慶州郡芬墓寺佛塔、全羅北道金堤郡金山寺殿堂及慶尙北道慶州郡石窟庵・佛國寺、同道榮州郡浮石寺殿堂、江原道金剛山長安寺大雄殿等の修繕を了し、尙本年度黃海道成佛寺極樂殿の修理工事を施しつゝあり。

四・博物館・ 大正四年始致五年記念朝鮮物産共進會の開催に際し、其の陳列館の一部たる京城景福宮構内に新築の美術館を中心とし、同構内の舊宮殿の一部をも利用して同年十二月之を開設し、制度・風俗・文藝・宗教・美術・工藝其の他歴史の参考憑徵となるべき資料を集め、一般の參考並觀覽に供し、又新羅の舊都たる慶尙北道慶州に大正十五年六月博物館分館を開館せり。其の陳列品は主として慶州金冠塚其の他發掘遺物及財團法人慶州古蹟保存會並個人よりの寄託品を以て之に充て、更に新羅を中心として南鮮に於ける遺物を順次蒐集陳列し、三國時代新羅・任那・百濟及新羅一統時代の佛教藝術品を蒐集陳列せんとするものなり。



(部一の容内) 史 鮮 朝



(見外) 史 鮮 朝

## 第二十一章 朝鮮史編修

朝鮮の文化は淵源甚だ遠く、優越なるもの少からず、記録古文書其他の史料逐年湮滅に歸せんとするを以て、總督府は大正十一年十二月内鮮人中斯道専門の學者を擧げて朝鮮史編纂委員會を組織し、廣く全鮮に亘りて史料を蒐集し、學術的なる朝鮮史の編纂に着手せしが、所期の目的を達成せんには更に權威ある組織を要するを以て、同十四年六月朝鮮史編修會官制の發布あるに至れり。爾來逐年事業の發展を見、史料の一般的蒐集並に整理は略之を了し、日下朝鮮史の編修着々として進捗中に屬し、昭和六年度より之が出版に着手し、既に古代より李氏朝鮮まで各時代に亘り、十二卷を發刊し、現に稿成るに隨ひて印刷に付しつゝあり、且之に伴ひて「朝鮮史料叢刊」及「史料寫真集」を出版し、重要史料を廣く紹介し、昭和十年度を以て完成の豫定なり。



(山龍府城京) 部 令 司 軍 鮮 朝

## 第二十二章 軍 事

### 第一節 陸 軍

朝鮮に於ける陸軍諸部隊最高統率機關として朝鮮軍司令部を置かる。

朝鮮軍司令官は陸軍大將又は中將を以て之に親補し、天皇に直隸し、朝鮮に在る陸軍諸部隊（朝鮮憲兵）を統率し、朝鮮の防衛に任ず。軍司令部に參謀・副官・經理・軍醫・獸醫及法務の六部を置く。

大正四年第十九・第二十兩師團を朝鮮に増設するの計畫成り、翌年四月其の編成に着手し、同十年四月を以て完成を告げ、又同十一年平壤に飛行第六大隊を増設せられ、同十四年之を聯隊に改む。兩師團の配備左表の如し。

在朝鮮師團配備表

師團		步 兵	騎 兵	野砲兵	重砲兵	工 兵	飛 行	衛戍地
師團	所在地	旅團	聯隊	聯隊	聯隊	大隊	大隊	
第十	羅南	第三十七	咸興	第七十三	第二十七	第二十五		
第三十八	羅南	第七十四						
九	第七十六	第七十五						
			第十九					
			會寧	咸興				
			羅南					

師團		步兵		騎兵		野砲兵		重砲兵		工兵		飛行	
師團司令部所在地		旅團		聯隊		聯隊		聯隊		大隊		大隊	
第十九		第七十七		第七十八		第二十八		高射砲隊 第十六		第二十		第六	
十	二	龍山	第	平壤	龍	第	聯隊本部	第	聯隊	第	聯隊	六	平壤
十	四	山	七十九			八	第一大隊	三	大隊	二	大隊	五	衛戍地
							第二大隊	二	大隊	一	大隊	四	
							第三大隊	一	大隊	零	大隊	三	
								馬山	大邱	龍山	大邱	二	
								馬山	大邱	龍山	大邱	一	
京 城 憲 兵 隊	京畿道、黃海道、江原道（通川郡、高城郡、襄陽郡、江陵郡、三陟郡、蔚珍郡を除く）												

鎮海及元山に要塞司令部を置かる。要塞司令官は朝鮮軍司令官に隸す。該要塞地帶は陸海軍省告示を以て別に定めらるゝ所に據る。

朝鮮憲兵隊司令部は京城に在り、該司令官は憲兵司令官に隸し、朝鮮に於ける憲兵隊を統率す。憲兵は朝鮮に於ける軍事警察に係るものは朝鮮軍司令官・行政司法警察に係るものは朝鮮總督の指揮を承く。而して其の憲兵隊管區は左の如し。

大邱憲兵隊 忠淸北道、忠淸南道、全羅北道、全羅南道、慶尙北道、慶尙南道  
平壤憲兵隊 平安北道、平安南道  
咸興憲兵隊 咸鏡南道、江原道（通川郡、高城郡、襄陽郡、江陵郡、三陟郡、蔚珍郡）  
羅南憲兵隊 咸鏡北道

## 第二節 海軍

日露戦役の際、我海軍は慶尙南道巨濟島松眞に假根據地防備隊を置きしが、其後之を鎮海防備隊改稱し、又同戦役中元山に置きたる臨時防備隊は其後永興灣内の松田灣に移し、之を永興防備隊改稱せり。

明治四十年四月一日對馬及朝鮮の海岸海面を第五海軍區とし、慶尙南道鎮海を軍港とせしも、鎮守府を置かず、佐世保鎮守府をして之を管轄せしめ、同四十五年四月松眞に於ける鎮海防備隊を鎮海に移轉す。  
大正五年四月鎮海軍港に要港部を置き、鎮海要港部と稱し、永興防備隊を廢止せり。

同十二年四月對馬島及朝鮮の海岸海面を第三海軍區に編入し、鎮海軍港を鎮海要港と改稱せられたり。  
鎮海要港部は朝鮮全岸及對馬島海峽の防禦並に警備を掌り、併せて軍需品の配給を爲す。要港部は司令部・工作部・港務部・病院等より成り、防備隊・點線電信所及警備艦船を附屬せしむ。又仁川・鎮南浦及永興には當部に屬する燃料貯藏場あり。

鎮海要港部司令官は海軍中將又は少將を以て之に補し、天皇に直隸し、部下の艦船部隊を統率し、又海軍大臣の命を承け軍政を掌り、作戦計畫に關しては軍令部總長の指示を受く。

鎮海防備隊は鎮海要港部に屬し、要港陸上警備及機雷敷設、掃海等海面防禦に關することを掌る部隊にして、司令は要港部司令官に隸し、隊務を總理す。

驅逐隊・要港部・警備隊として驅逐隊一隊を配屬せしめらる。

海軍燃料廠平壤鑛業部(所在地平安南道大同郡寺洞)は山口縣德山所在海軍燃料廠の一部にして吳鎮守府に屬し、石炭及煉炭の生産に關することを掌る。同部は大正十一年四月平壤炭田の一部及元朝鮮總督府平壤鑛業所の施設一切を海軍省に移管したるごとに、其の事業を繼承せるものにして、同炭田は無煙炭を產し、炭量豊饒、品質亦優良にして現今鑛區を三採炭區に分ち、坑口十二箇所を稼行し、煉炭機三基を有す。採掘炭の大部分は軍用煉炭の原料として、平南線に依り鎮南浦を経て海路德山海軍燃料廠に移送し、一部は民間の需要に應じ、煉炭も亦軍用に供するごとに朝鮮内に於ける燃料調節の一助たらしむる主旨を以て家庭用燃料として民間の需要に應じつゝあり。

## 第一十三章 在滿朝鮮人の概況

イ 移住の沿革 朝鮮人の満洲移住は、其の歴史的沿革並に地理的關係より相當古い歴史を有するが、

殊に間島地方は往時中國と韓國との間の國境分明ならざりし、該地が中國の東北僻遠の地たりし關係上、自然國境地方の朝鮮人の該地に移住する者夥しく、昭和七年末の統計の示すところに依れば三十八萬八千百四十七人なるが、治安の關係上未だ調査の及ばざる所もあり旁、此等を加ふれば優に四十萬人以上となるものにて、間島總人口の八割以上を占むる狀況なり。而して耕地面積に就て見るに其の六割以上は朝鮮人の所有に歸し、且滿洲國人地主の所有する土地も殆んど全部朝鮮人に依つて耕作せらるゝ狀態にして、正に朝鮮の延長たる觀あり。間島以外の表滿洲地方に於ても、古くより國境地方の朝鮮人が鴨綠江對岸に移住農耕を爲し、漸次奥地に向ひ進みつゝありしが、日露戰爭後は安奉線の開通と相俟つて南滿鐵道を通じ、遠く東支鐵道及中國側各鐵道沿線又は其の奥地深く迄進出するに至れり。而して昭和七年末に於ける外務省側の調査に依れば、其の數二十萬六千四百二十四人を示すが、恐らく其の倍數以上を見るを實數に近きものとせん。

ロ 産業及生活狀況 在滿朝鮮人の約九割は農業に從事するが、間島は水田よりも畑地多く、表滿洲地方は國境地帶を除けば點々水田に適する土地のみを探し耕作する關係上自ら間島地方と他地方とは產業及生活狀態を異にせり。而して此等鮮農に依りて生産せらるゝものは間島地方に於ては大豆・粟其

の他にて約三百萬石、間島地方を除ける満洲地方に於ては畧約百六十萬石ニす。農村各地に於ける一般朝鮮人の生活状態は甚だ悲慘にして、彼等の多くは赤手空拳の儘移住し、生活費及農耕資金に追はれ、満洲人地主又金主より高利の金品を借り辛うじて耕作に從事するのにして、秋の收穫物其の大半を負債の償還及小作料に支拂ひ。尙多少の剩餘ありても從來は支那側不逞鮮人に榨取せらるゝ爲、餘裕ある生活を爲し得ざりしなり。

ハ 在満朝鮮人の保護施設 在満朝鮮人の保護に付ては、本府は外務省及滿鐵會社ニ協力して之に從事中なるが、本府側に於ては遠く明治四十年間島に統監部派出所開設當時より在満朝鮮人の保護を爲し、大正十年には満洲各地に職員を派遣し、教育・衛生・金融・産業及救濟等に關する施設を愈々積極的に爲す事ニなり、昭和八年度に於ては之が爲の本府の補助豫定額百四十萬三千七百十七圓に上れり。而して満洲國成立ニ共に益々本施設を擴張し、彼等の生活の安定を圖る要あるに鑑み、本府は愈々積極的保護の擴充に努めつゝあり。

昭和八年十二月二十四日印  
昭和八年十二月二十七日發

行 創

朝鮮總督府編纂

京城府蓬萊町三丁目六十二・三番地

印 刷 所 朝鮮印刷株式會社